

東海第二発電所

大規模な自然災害又は故意による 大型航空機の衝突その他のテロリズムへの 対応について

平成 29 年 9 月
日本原子力発電株式会社

目 次

- 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応
 - 2.1 可搬型設備等による対応
 - 2.1.1 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に係る基本的な考え方
 - 2.1.1.1 大規模損壊発生時の手順書の整備
 - 2.1.1.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備
 - 2.1.1.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備
 - 2.1.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項
 - 2.1.2.1 大規模損壊発生時の手順書の整備
 - 2.1.2.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備
 - 2.1.2.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備
 - 2.1.3 まとめ

- 添付資料 2.1.1 大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害・外部人為事象の抽出プロセスについて
- 添付資料 2.1.2 竜巻事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.3 凍結事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.4 積雪事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.5 落雷事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.6 火山事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.7 森林火災事象に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.8 自然現象の重畳に対する事故シーケンス抽出
- 添付資料 2.1.9 P R Aで選定しなかった事故シーケンス等への対応について
- 添付資料 2.1.10 大規模損壊発生時の対応
- 添付資料 2.1.11 大規模損壊発生時に使用する対応手順書及び設備一覧について
- 添付資料 2.1.12 使用済燃料プール大規模漏えい時の対応について
- 添付資料 2.1.13 放水砲の設置場所及び使用方法等について
- 添付資料 2.1.14 竜巻に対する可搬型重大事故等対処設備の離隔について
- 添付資料 2.1.15 外部事象に対する対応操作の適合性について
- 添付資料 2.1.16 米国ガイド（NEI06-12 及び NEI12-06）で参考とした事項について
- 添付資料 2.1.17 大規模損壊発生時に必要な可搬型重大事故等対処設備等の配備及び防護の状況について
- 添付資料 2.1.18 重大事故等と大規模損壊対応に係る体制整備等の考え方
- 添付資料 2.1.19 大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について
- 添付資料 2.1.20 設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況

添付資料 2.1.21 大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について

別冊

非公開資料

- I. 具体的対応の共通事項
- II. 大規模な自然災害の想定 of 具体的内容
- III. テロの想定脅威 of 具体的内容

2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応

2.1 可搬型設備等による対応

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における体制の整備に関し、次の項目に関する手順書を適切に整備し、また、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。ここでは、原子炉施設にとって過酷な大規模損壊が発生した場合においても、当該の手順書等を活用した対策によって緩和措置を講じることができることを説明する。

- 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

2.1.1 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に係る基本的な考え方

2.1.1.1 大規模損壊発生時の手順書の整備

大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。

大規模な自然災害については、多数ある自然災害の中から発電用原子炉施設に大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害により、重大事故又は大規模損壊等が発生する可能性を考慮した対応手順書を整備する。

上記に加え、確率論的リスク評価の結果に基づく事故シーケンスグループの選定において抽出しなかった地震及び津波特有の事故シーケンスについても対応できる手順書として、また、発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対しても緩和措置が行えるよう整備する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損壊を発生させる可能性の高い事象であることから、大規模損壊及び大規模な火災が発生することを前提とした対応手順書を整備する。

(1) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮

大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を想定するに当たっては国内外の基準などで示されている外部事象を網羅的に収集し、その中から考慮すべき自然災害に対して、設計基準又は観測記録を超えるような規模を想定し、発電用原子炉施設の安全性に与える影響及び重畳することが考えられる自然災害の組合せについても考慮する。

また、事前予測が可能な自然災害については、影響を低減させるための必要な安全措置を講じることを考慮する。

さらに、事態収束に必要と考えられる機能の状態に着目して事象の進展を考慮する。

(2) 故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における考慮

テロリズムには様々な状況が想定されるが、その中でも施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して発電用原子炉施設に大きな影響を与える故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるように考慮する。

(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作

大規模損壊発生時の対応手順書については、c. 項に示す5つの項目に関する緩和等の措置を講じるため、可搬型重大事故等対処設備による対応を考慮した多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

大規模損壊発生時の手順書による対応操作は、大規模損壊によって発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオ設定した対応操作は困難であると考えられることから、施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員及び使用可能な設備により、大規模火災への対応、炉心の著しい損傷の緩和、格納容器の破損緩和、使用済燃料プールの水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和又は放射性物質の放出低減のために効果的な対応操作を速やか、かつ、臨機応変に選択及び実行する必要がある。このため、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手順及び被害状況を踏まえた優先実施事項

の実行判断を行うための手順を整備する。

また、当該の手順書については、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突が発電用原子炉施設に及ぼす影響等、様々な状況を想定した場合における事象進展の抑制及び緩和対策の実効性を確認し整備する。

a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と対応フロー

大規模損壊発生時は、発電用原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合は、プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう対応フローを整備する。大規模損壊発生時に使用する手順書を有効かつ効果的に使用するため、対応手順書において適用開始条件を明確化するとともに、対応フローを明示することにより必要な個別戦略への移行基準を明確化する。

(a) 大規模損壊発生時の判断及び対応要否の判断基準

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生について、緊急地震速報、津波警報、外部からの情報連絡、衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認及び把握（火災発生の有無、建屋の損壊状況等）を行うとともに、大規模損壊の発生（又は発生が疑われる場合）の判断を原子力防災管理者又は当直発電長が行う。また、原子力防災管理者又は当直発電長が以下の適用開始条件に該当すると判断した場合は、大規模損壊時に対応する手順に基づく事故の進展防止及び影響を緩和するための活動を開始する。

i) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電用原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合又は疑われる場合

- ・プラント監視機能又は制御機能の喪失によりプラント状態把握

に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失を含む）

- ・使用済燃料プールの損傷により漏えいが発生し、使用済燃料プールの水位が維持できない場合
- ・原子炉冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋損壊に伴う広範囲な機能喪失等）がプラントに発生した場合
- ・大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合

ii) 原子力防災管理者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合

iii) 当直発電長が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合

(b) 大規模損壊発生時の対応フロー

大規模損壊時に対応する手順による対応実施を判断した後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、把握した被害状況等から各個別戦略における対応操作の必要性及び実施可否を判断することにより、事象進展に応じた対応操作を選定する。中央制御室の監視及び制御機能の喪失により、原子炉停止状況などのプラントの状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認及び可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別戦略を速や

かに選択できるように、対応フローに個別戦略への移行基準を明確化する。個別戦略実行のために必要な設備の使用可否については、大規模損壊時に対応するチェックシートに基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。

b. 優先順位に係る基本的な考え方

環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、確保できる要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。

また、設計基準事故対処設備の機能喪失、大規模な火災の発生及び災害対策要員の一部が被災した場合でも対応できるようにする。

このような状況においても、可搬型重大事故対処設備等を活用することによって、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「格納容器の破損緩和」、「使用済燃料プール水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和」及び「放射性物質の放出低減」の対応を行う。人命救助が必要な場合は原子力災害に対応しつつ、発電所構内の人員の協力を得て人命の救助を要員の安全を確保しながら行う。

さらに、環境への放射性物質の放出を低減することを最優先とする観点から、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ等を用いてがれき等の撤去作業を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセスルート及び各影響緩和対策の操作に支障となる火災並びに延焼することにより被害の拡大につながる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

対応の優先順位については、対応可能な要員数、使用可能な設備及び施設の状態に応じて選定する。

i) 発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合

プラント監視機能が喪失し、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、以下に示す当面達成すべき目標に基づき優先して実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断して必要な緩和措置を実施する。

当面達成すべき目標については、外観から原子炉建屋が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、第一義目的として原子炉注水等の「炉心損傷回避又は緩和」を目標として設定し、緩和措置を優先的に行う。ただし、原子炉圧力容器の破損までに速やかな原子炉注水の実施が困難である場合は、炉心損傷後における「格納容器破損回避又は緩和」の措置を優先的に行う。使用済燃料プールへの対応については、外観から原子炉建屋が健全であることが確認できた場合は、「使用済燃料プール水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和」のための措置を行う。また、外観から格納容器や使用済燃料プールへの影響が懸念されるほどの原子炉建屋の損傷が確認され、周辺の線量率が上昇している場合は、「放射性物質の放出低減」のための措置を行う。

また、監視機能を復旧させるため、代替電源からの電源供給により監視機能の復旧を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にプラントの状況把握に努める。

ii) 発電用原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合

プラント監視機能が健全である場合には、対応可能な要員の状況、発電用原子炉施設の状況を可能な範囲で速やかに把握し、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、当面達成すべき目標を設定し、必要な緩和措置を実施する。

なお、部分的にパラメータ等を確認できない場合は、代替電源からの電源供給による復旧、可搬型計測器等による確認を試みる。

c. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書

大規模損壊が発生した場合に対応する手順については、(a)項に示す5つの項目に関する緩和等の措置を講じるため、可搬型重大事故等対処設備による対応を考慮した多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

また、(b)項から(n)項の手順等を基本に、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。また、大規模損壊に特化した手順を(o)項に示す。

(a) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書

イ. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動として、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災

を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備するとともに必要な設備を配備する。

また、地震や津波のような自然現象において、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合にも対応が可能なように多様な消火手段を整備する。

手順については、以下の(1)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

ロ．炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、以下の(b)項から(e)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入又は原子炉水位低下による原子炉出力抑制を行う。
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源設備喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却又は高圧代替注水系の現場起動により原子炉を冷却する。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に期待している注水機能が使用できる場合又はインターフェイスシステム L O C A が発生した場合は、逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、残留熱除去系（低圧注水系）を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系又は補給水系により原子炉を冷却する。

ハ．格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等

格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順については、以下の(f)項から(i)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりである。

- ・残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が故障又は全交流動力電源喪失により機能喪失した場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系又は補給水系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。
- ・残留熱除去系海水ポンプの故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、緊急用海水系とあわせて残留熱除去系（サブプレッション・プール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）により最終ヒートシ

ンク（海洋）へ熱を輸送する。

- ・格納容器の過圧破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系により、格納容器内の減圧及び除熱を行う。
- ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、熔融炉心・コンクリート相互作用（以下「MCCI」という。）による格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水系（常設）、格納容器下部注水系（可搬型）、消火系又は補給水系によりペデスタル（ドライウエル部）へ注水する。
- ・格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために原子炉運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム－水反応並びに水の放射線分解による水素及び酸素の発生によって可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により水素又は酸素の濃度を抑制する。さらに、格納容器圧力逃がし装置により水素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。

ニ．使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、以下の(k)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料プール水位・温度、使用済燃料プールエリア放射線モニタ及び使用済燃料プール監視カメラを使用する。
- ・使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、常設低圧代替注水系ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、補給水系又は消火系による使用済燃料プール注水により、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽する。
- ・使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料プールの水位維持が行えない場合は、常設低圧代替注水系ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプによる使用済燃料プールスプレイにより、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。
- ・燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系による使用済燃料プール冷却機能が喪失した場合、代替燃料プール冷却系により使用済燃料プールの除熱を実施する。

ホ．放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等

炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順については、以下の(j)項、(l)項及び(m)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、可搬型代替注水

大型ポンプ及び放水砲により原子炉建屋へ放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。

- ・その際、放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、汚濁防止膜を設置することにより、汚染水の海洋への拡散抑制を行う。

- (b) 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.2の手順を用いた手順等を整備する。

- (c) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.3の手順を用いた手順等を整備する。

- (d) 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.4の手順を用いた手順等を整備する。

- (e) 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.5の手順を用いた手順等を整備する。

- (f) 「1.6 格納容器内の冷却等のための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.6の手順を用いた手順等を整備する。

- (g) 「1.7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.7の手順を用いた手順等を整備する。

- (h) 「1.8 格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.8の手順を用いた手順等を整備する。

- (i) 「1.9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.9の手順を用いた手順等を整備する。

- (j) 「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手

順等」

重大事故等対策にて整備する1.10の手順を用いた手順等を整備する。

- (k) 「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.11の手順を用いた手順等を整備する。

- (l) 「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」

重大事故等対策にて整備する1.12の手順を用いた手順等を整備する。

- (m) 「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」

重大事故等対策にて整備する1.13の手順を用いた手順等を整備する。

- (n) 「1.14 電源の確保に関する手順等」

重大事故等対策にて整備する1.14の手順を用いた手順等を整備する。

- (o) 「2.1 可搬型設備等による対応手順等」

可搬型設備等による対応手順等のうち、柔軟な対応を行うための大規模損壊に特化した手順を以下に示す。

イ．移動式消火設備による送水手順

ロ．格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱手順

ハ．格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水手順

ニ．格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順

ホ．原子炉建屋原子炉棟トップベント設備による水素の排出手順

ヘ．可搬型代替注水中型ポンプによる消火手順

ト．可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による使用済燃料乾式貯蔵設備への放水手順

チ．現場での可搬型計測器によるパラメータ計測、監視手順

d. c. 項に示す大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室

の機能が喪失した場合も対応できるよう整備するが、中央制御室での監視及び制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転手順書を活用した事故対応も考慮したものとする。

2.1.1.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備

大規模損壊時の体制については、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の災害対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できるように整備する。また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育及び訓練の実施並びに体制の整備を図る。

(1) 大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練

大規模損壊への対応のための災害対策要員への教育及び訓練については、重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に加え、大規模損壊発生時に対応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。また、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を対象に、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した個別の教育及び訓練を実施する。さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育の充実を図る。

(2) 大規模損壊発生時の体制

発電用原子炉施設において重大事故等及び大規模損壊のような原子力災

害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去並びに原子力災害の拡大防止及び緩和その他必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部体制を整備する。

また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）においても発電所構内に災害対策要員 39 名（当直要員 7 名及び自衛消防隊 11 名含む）を常時確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（当直要員を含む）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を整備する。

さらに、発電所構内に常時確保する災害対策要員により、参集要員が参集するまでの間、事故対応を行えるよう体制を整備する。

(3) 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方

大規模損壊発生時には、通常の原子力防災体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、発電所構内に必要な要員を確保するとともに指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を基本的な考え方に基づき整備する。

a. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における統括待機当番者（副原子力防災管理者）を含む初動対応要員は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。万一、待機場所となる建屋の一部が倒壊し、一部の初動対応要員が被災した場合は、発電所構内に分散待機する初動対応要員で対応する。

b. プルーム放出時は、緊急時対策所、中央制御室待避室及び二次隔離弁操作室に残る要員（以下「最低限必要な要員」という。）は緊急時対策所、中央制御室待避室及び二次隔離弁操作室に留まり、プルーム通過後、活

動を再開する。ブルーム通過時，最低限必要な要員以外の要員は発電所構外へ一時避難し，その後，災害対策本部長の指示により再参集する。ただし格納容器が破損している場合など，一時退避中に被ばくのおそれがある場合には，緊急時対策所に留まることとする。

- c. 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合，災害対策本部の指揮命令系統の下，自衛消防隊は消火活動を実施する。また，原子力防災管理者が，事故対応を実施又は継続するために，放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は，災害対策本部の指揮命令系統の下，放水砲等の対応を行う要員を消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）時には統括待機当番者（副原子力防災管理者）の指揮命令系統の下で消火活動を行う。

(4) 大規模損壊発生時の支援体制の確立

- a. 本店対策本部体制の確立

大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は，技術的能力 1.0 で整備する支援体制と同様である。

- b. 外部支援体制の確立

大規模損壊発生時における外部支援体制は，技術的能力 1.0 で整備する外部支援体制と同様である。

2.1.1.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備

大規模損壊の発生に備え，大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な重大事故等対処設備及び資機材を配備する。

- (1) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方

可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう、外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように考慮する。

- a. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない場所に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して裕度を有する高所に保管する。
- b. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋等から 100m 以上離隔を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。
- c. 可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセスルートを複数設ける。また、速やかに消火及びがれき撤去できる可搬型設備を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。

- (2) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのよう

な状況においても使用を期待できるよう，原子炉建屋から 100m 以上離隔をとった保管場所に分散して配備する。

- a．炉心損傷及び格納容器破損による高線量の環境下において，事故対応のために着用する全面マスク，タイベック，個人線量計等の必要な資機材を配備する。
- b．地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な燃料火災の発生に備え，必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材を配備する。
- c．大規模損壊発生時において，災害対策本部と現場間，発電所外等との連絡に必要な通信連絡手段を確保するため，多様な複数の通信連絡設備を配備する。

2.1.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項

<要求事項>

発電用原子炉設置者において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における体制の整備に関し、以下の項目についての手順書が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。また、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

- 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

【解釈】

- 1 発電用原子炉設置者において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合において、第1号から第5号までに掲げる活動を実施するために必要な手順書、体制及び資機材等を適切に整備する方針であること。
- 2 第1号に規定する「大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動」について、発電用原子炉設置者は、故意による大型航空機の衝突による外部火災を想定し、泡放水砲等を用いた消火活動についての手順等を整備する方針であること。
- 3 発電用原子炉設置者は、本規程における「1. 重大事故等対策における要求事項」の以下の項目について、大規模な自然災害を想定した手順等を整備する方針であること。
 - 1.2 原子炉冷却材圧カバウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
 - 1.3 原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するための手順等
 - 1.4 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
 - 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
 - 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
 - 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
 - 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等
 - 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
 - 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

- 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1. 12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1. 13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等
- 1. 14 電源の確保に関する手順等
- 4 発電用原子炉設置者は、上記 3 の項目について、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムも想定した手順等を整備する方針であること。

2. 1. 2. 1 大規模損壊発生時の手順書の整備

大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。

大規模な自然災害については、多数ある自然災害の中から発電用原子炉施設に大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を選定した上で、当該の自然災害により発電用原子炉施設に重大事故、大規模損壊等が発生する可能性を考慮した対応手順書を整備する。これに加え、確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）の結果に基づく事故シーケンスグループの選定において抽出しなかった地震及び津波特有の事故シーケンスについても対応できる手順書として、また、発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対しても緩和措置が行えるよう整備する。

故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損壊を発生させる可能性の高い事象であることから、大規模損壊及び及び大規模な火災が発生することを前提とした対応手順書を整備する。

以下において、大規模損壊を発生させる可能性のある外部事象について整

理する。検討プロセスの概要を第 2.1.1 図に示す。

(1) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮

大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を網羅的に抽出するため、国内外の基準等で示されている外部事象を網羅的に収集し、自然災害 55 事象、外部人為事象 23 事象を抽出した。

そのうちの自然災害 55 事象について、設計基準又は観測記録を超えるような非常に苛酷な状況を想定した場合にプラントの安全性が損なわれる可能性について評価し、発生しうるプラント状態（起因事象）を特定した。その結果、特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある自然災害として、地震、津波、竜巻、凍結、積雪、落雷、火山の影響、森林火災、隕石の 9 事象を選定した。また、重畳することが想定される自然災害である、地震と津波が重畳して発生した場合、地震による影響に対する対応が津波によって遅れる等、事故対応に影響を及ぼす可能性があることから、選定したそれぞれの単独事象と同様にプラントへの影響評価を実施した。なお、事前予測が可能な自然災害については、影響を低減させるための必要な安全措置を講じることを考慮した。特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある自然災害の影響を整理した結果を第 2.1.1 表及び第 2.1.2 表に示す。

また、外部人為事象 23 事象について、自然災害と同様の評価を行い、特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある外部人為事象として、衛星の落下、航空機落下を選定した。特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある外部人為事象の影響を整理した結果を第 2.1.3 表に示す。

a. 自然災害の規模の想定

大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の抽出に当たっては、

自然災害に対して、設計基準又は観測記録を超えるような非常に苛酷な状況を想定し、当該事象が発電用原子炉施設の安全性に与える影響を評価している。以下に、特にプラントの安全性に影響を与える自然災害として選定した事象において、想定した自然災害の規模を示す。また、特にプラントの安全性に影響を与える外部人為事象として選定した事象の規模も合わせて示す。

(a) 地震

基準地震動を超えるような大規模な地震が発生する可能性は低いものとするが、基準地震動を一定程度超える規模を想定する。

なお、地震の事前の予測については、現在確立した手法が存在しないことから、予兆なく発生することを想定する。

(b) 津波

基準津波を超えるような大規模な津波が発生する可能性は低いですが、基準津波を一定程度超える規模を想定する。

なお、津波の事前の予測については、施設近傍で津波が発生する可能性は低いものとするが、地震発生後、時間的余裕の少ない津波が来襲すると想定する。

(c) 竜巻

最大風速 100m/s をを超えるような竜巻が発生する可能性は低いですが、100m/s を超える規模を想定する。

なお、事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置の確認等）を講じることが可能である。

(d) 凍結

敷地付近で観測された最低気温 -12.7°C を下回る気温が発生する可

能性は低いが、最低気温 -12.7°C を下回る規模を想定する。

なお、事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（加温等の凍結防止対策）を講じることが可能である。

(e) 積雪

建築基準法で定められた敷地付近の垂直積雪量 30cm を超える積雪が発生する可能性は低いが、垂直積雪量 30 cmを超える規模を想定する。

なお、事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。

(f) 落雷

敷地付近で設計基準雷撃電流 220kA を超える雷サージが発生する可能性は低いが、設計基準雷撃電流 220kA を超える規模を想定する。

なお、雷発生までの時間的余裕はないものとする。

(g) 火山の影響

敷地において想定される降下火砕物の堆積厚さ 50 cmを超える降下火砕物が発生する可能性は低いが、堆積厚さ 50 cmを超える規模を想定する。

なお、事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（降下火砕物の除去等）を講じることが可能である。

(h) 森林火災

防火帯を超えるような規模の森林火災が発生する可能性は低いが、防火帯を超えて延焼するような規模を想定する。

なお、森林火災が拡大するまでの時間的余裕は十分あることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、予防散水する等の安全対策を講じることが可能である。

(i) 隕石

敷地内に隕石が落下する可能性は低いが、敷地内の建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模を想定する。

なお、隕石落下までの時間的余裕はないものとする。

(j) 地震と津波の重畳

大規模地震後に実施する屋外作業の開始が、大規模地震後の大規模津波によって、遅れる可能性がある。

斜面の崩壊、地盤の陥没、がれき、漂流物、タンク火災等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。

両事象の重畳が発生した場合においても、影響を受けにくい場所に分散配置している可搬型重大事故等対処設備等による事故の影響緩和措置に期待できる。

(k) 衛星の落下

敷地内に衛星が落下する可能性は低いが、敷地内の建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模を想定する。

なお、衛星落下までの時間的余裕はないものとする。

(l) 航空機落下

敷地内に航空機が落下する可能性は低いが、敷地内の建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模を想定する。

b. 大規模損壊を発生させる可能性のある事象の特定

特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある自然災害について、それぞれで特定した起因事象・シナリオからプラントへ与える影響を評価し、大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害を検討する。

プラント状態を特定するに当たっては、大規模損壊の事象収束に必要と考えられる以下の機能の状態に着目して作成したイベントツリーによる事象進展評価を考慮した。

- (a) 建屋・構築物，機器の損傷により直接炉心損傷に至るおそれのあるもの
 - i) 原子炉建屋・格納容器機能維持
 - ii) 計装・制御
 - iii) 原子炉冷却材圧力バウンダリ
- (b) 安全機能に広範な影響を及ぼすサポート機能
 - i) 最終ヒートシンク
 - ii) 非常用電源
- (c) 安全機能
 - i) 炉心冷却
 - ii) 崩壊熱除去

c. イベントツリーによる整理

イベントツリーによる整理結果を第 2.1.2 図に示す。ここで、最終的なプラント状態が単独事象を考慮した場合と同様となる地震と津波の重畳については示していない。また、自然災害である隕石並びに外部人為事象である衛星の落下及び航空機落下については、大型航空機の衝突と同様プラントに大きな影響を与える事象であることは明らかなことから、イベントツリーで示していない。

(a) 地震

大規模な地震の想定では、変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失、設計基準事故対処設備の損傷に伴う炉心冷却機能喪失及び崩壊熱除去機能喪失に至る可能性がある。また、非常用海水ポンプ損傷に伴う最終ヒートシンク喪失や交流電源設備又は直流電源設備の損傷により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。これに加えて原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失（LOCA）等の事故が発生した場合には、設計基準事故対処設備が機能喪失していることから重大事故に至る可能性がある。さらに、全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合には、重大事故から大規模損壊に至る可能性がある。

また、レベル1 PRAの知見から原子炉建屋損傷、格納容器損傷、格納容器バイパス、原子炉圧力容器損傷、E x c e s s i v e - L O C A、計装・制御系喪失により大規模損壊に至る可能性がある。その他、地震によりスクラム信号が発信した場合は、現実的には炉内構造物等が損傷に至るおそれのある最大加速度による荷重を受けるより前に制御棒挿入が完了するものと考えられるが、万一、地震による炉内構造物等の損傷により制御棒挿入が失敗し、さらに直流電源喪失又は交流電源喪失が重畳した場合（直流電源喪失＋原子炉停止失敗、交流電源喪失＋原子炉停止失敗）、大規模損壊に至る可能性がある。

また、レベル1.5 PRAの知見により、地震により重大事故が発生した場合において、事象発生前に格納容器隔離失敗が発生していた場合、大規模損壊に至る可能性がある。

その他、モニタリング・ポストの監視機能が喪失する可能性や斜面の崩壊、地盤の陥没等により、アクセスルートの通行に支障を来し、

重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。

(b) 津波

大規模な津波の想定では、変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失に至る可能性がある。また、非常用海水ポンプ損傷に伴う最終ヒートシンク喪失により崩壊熱除去機能喪失に至る可能性があり、その状態において外部電源喪失が重畳した場合には、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。また、原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失に至る可能性がある。さらに、全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が津波により機能喪失した場合には、重大事故から大規模損壊に至る可能性がある。

また、レベル1 P R Aの知見から、防潮堤損傷により大規模損壊に至る可能性がある。

その他、保管している危険物による火災の発生の可能性、モニタリング・ポストの監視機能が喪失する可能性、がれき、漂流物、タンク火災等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。

(c) 地震と津波の重畳

(a)項の地震及び(b)項の津波の想定において発生する可能性のあるとしたプラント状態が、地震と津波の重畳の想定では同様に発生する可能性があり、大規模損壊に至る可能性がある。

大規模地震後に実施する屋外作業の開始が、大規模地震後の大規模津波によって、遅れる可能性がある。

斜面の崩壊、地盤の陥没、がれき、漂流物、タンク火災等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。

(d) 竜巻

大規模な竜巻の想定では、変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失に至る可能性がある。また、非常用海水ポンプ損傷に伴う最終ヒートシンク喪失により崩壊熱除去機能喪失に至る可能性があり、その状態において外部電源喪失が重畳した場合には、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。さらに、全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が竜巻により機能喪失した場合には、重大事故から大規模損壊に至る可能性がある。ただし、竜巻については、竜巻進路周辺に影響が集中すると考えられ、可搬型重大事故等対処設備は分散配置していることから、進路から離れた所に設置しているものは竜巻の影響を免れること、また、飛来物等によりアクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性があるものの、その影響は地震及び津波と比較して小さいと考えられることから、竜巻により、全交流動力電源喪失の発生に加え代替電源が喪失した場合における対応は、地震及び津波のシナリオに代表されると考えられる。

(e) 凍結

送電線や碍子への着氷により影響を与える可能性があることから、外部電源喪失が発生する可能性がある。ただし、事前の予測が可能であることから、体制を強化して凍結防止等の必要な安全対策を講じることにより、プラントの安全性に影響を与える可能性は低い。

(f) 積雪

送電線や碍子への着雪により影響を与える可能性があることから、外部電源喪失が発生する可能性がある。ただし、事前の予測が可能であることから、体制を強化して除雪等の必要な安全対策を講じること

により、プラントの安全性に影響を与える可能性は低い。

(g) 落雷

落雷の影響により、外部電源喪失が発生する可能性がある。また、非常用海水ポンプ損傷に伴う最終ヒートシンク喪失により崩壊熱除去機能喪失に至る可能性があり、その状態において外部電源喪失が重畳した場合には、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。

なお、雷害防止対策を講じている。

(h) 火山の影響

送電線や碍子への降下火砕物の付着により影響を与える可能性があることから、外部電源喪失が発生する可能性がある。ただし、事前の予測が可能であることから、体制を強化して降下火砕物の除去等の必要な安全対策を講じることにより、プラントの安全性に影響を与える可能性は低い。

(i) 森林火災

送電鉄塔や送電線へ影響を与える可能性があることから、外部電源喪失が発生する可能性がある。ただし、発電用原子炉施設へ影響がないよう防火帯幅を確保しており、予防散水等の対策を講じる十分な時間余裕があることから、プラントの安全性に影響を与える可能性は低い。

(j) 隕石

隕石による影響については、以下に示す観点から、大型航空機の衝突又は津波の影響と同様の影響を及ぼす事象として整理され则认为られる。

隕石の落下による影響については、歴史的には地球規模の災害をもたらすものから、家屋に損傷を与える程度のものまで様々であるが、

影響緩和対策を講ずることを想定する観点から、被害程度は建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模までの隕石の落下を想定する。この被害想定は、積載燃料による火災影響を除いた大型航空機の衝突と同様であり、同様の手順で対応できる。また、発電所近海への隕石の落下に伴う津波については、津波と同様の手順で対応できる。

(k) 衛星の落下

衛星の落下による影響については、以下に示す観点から、大型航空機の衝突又は津波の影響と同様の影響を及ぼす事象として整理されることが考えられる。

人工衛星の落下による地上施設の損傷事例はこれまでないものの、大型の宇宙ステーション等が地上に落下した場合には被害の発生を否定できないため、影響緩和対策を講ずることを想定する観点から、被害程度は建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模までの衛星の落下を想定する。この被害想定は、積載燃料による火災影響を除いた大型航空機の衝突と同様であり、同様の手順で対応できる。また、発電所近海への衛星の落下に伴う津波については、津波と同様の手順で対応できる。

(1) 航空機落下

航空機落下による影響については、故意による大型航空機の衝突と同様と考えられる。

これらの整理から、プラントの最終状態は次の3項目に類型化することができる。第2.1.4表に事象ごとに整理した結果を示す。

- ・大規模損壊（重大事故を上回る状態）
- ・重大事故又は重大事故に至るおそれがある事故
- ・設計基準事故

第 2.1.4 表に示すとおり，発電用原子炉施設において大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害については，地震，津波並びに地震及び津波の重畳の 3 事象を代表として整理する。また，上記 3 事象以外の自然災害，外部人為事象については，発電所の安全性に影響を与える可能性はあるものの大規模損壊に至ることはない事象又は大規模損壊に至ったとしても，上記 3 事象の自然災害又は(2)項に示す故意による大型航空機の衝突に代表され，被害の様態から同様の手順で対応できる。

(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮

テロリズムには様々な状況が想定されるが，その中でも施設の広範囲にわたる損壊，不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災が発生して発電用原子炉施設に大きな影響を与える故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定し，その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるように考慮する。

以上より大規模損壊の対応手順の整備に当たっては，(1)項及び(2)項において整理した大規模損壊の発生によって，多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る可能性も想定し，発電用原子炉施設において使える可能性のある設備，資機材及び要員を活用した柔軟で多様性のある手段を構築するよう考慮する。

(添付資料 2.1.1, 2.1.2, 2.1.3, 2.1.4, 2.1.5, 2.1.6, 2.1.7,
2.1.8, 2.1.9)

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (1/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
地震	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 地震の事前の予測については、現在確立した手法が存在しないことから、予兆なく発生すると想定する。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 開閉所設備の碍子、変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性はある。 - 交流電源設備の損傷により、非常用交流電源が喪失し、全交流動力電源喪失に至る可能性はある。 - 非常用海水ポンプの損傷により、最終ヒートシンク喪失に至る可能性はある。 - 直流電源設備の損傷により、非常用交流電源の制御機能が喪失し、全交流動力電源喪失に至る可能性はある。 - 中央制御室は、堅牢な建屋内にあることから、運転員による操作機能の喪失は可能性として低いが、計装・制御機能については喪失する可能性がある。 - 原子炉建屋又は格納容器の損傷により、建屋内の機器、配管が損傷して大規模な L O C A 又は格納容器バイパスが発生し、E C C S 注入機能も有効に機能せず、重大事故に至る可能性がある。格納容器が損傷した場合には、閉じ込め機能に期待できない。 - 原子炉建屋の損傷により、使用済燃料プールが損傷し、重大事故に至る可能性がある。 - モニタリング・ポストの監視機能が喪失する可能性がある。 - 保管している危険物による火災の発生の可能性がある。 - 斜面の崩壊、地盤の陥没等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - モニタリング・ポストが使用できない場合は、可搬型設備による測定及び監視を行う。 - 化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 - ホイールローダ等によるアクセスルートの仮復旧を行う。	【基準地震動を一定程度超える規模】 - 外部電源設備 - 交流電源設備 - 海水ポンプ (R H R S, D G S, H P C S - D G S) - 直流電源 - 計測・制御系 - 設計基準事故対処設備 (E C C S 等) - 原子炉冷却材圧力バウンダリ - 格納容器 - 原子炉圧力容器 - 原子炉建屋 - 使用済燃料プール - モニタリング・ポスト	【以下のプラント状態が相乗して発生する可能性がある】 - 外部電源喪失 - 崩壊熱除去機能喪失 - 炉心冷却機能喪失 - 全交流動力電源喪失 - L O C A - 計装・制御系喪失 - 原子炉圧力容器損傷 - 格納容器バイパス - 格納容器損傷 - 原子炉建屋損傷 原子炉建屋損傷、格納容器損傷等による閉じ込め機能の喪失により大規模損壊に至る可能性がある。 また、全交流動力電源喪失 (設計基準事故対処設備の機能喪失) に加えて、地震により代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、大規模損壊に至る可能性がある。

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (2/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
津波	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 津波の事前の予測については、施設近傍で津波が発生する可能性は低いものと考えますが、地震発生後、時間的余裕の少ない津波が来襲すると想定する。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 津波の波力や漂流物衝突による変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性はある。 - 海水ポンプの被水により最終ヒートシンク喪失が発生し、これに伴い非常用ディーゼル発電機の機能喪失により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 また、最終ヒートシンク喪失及び全交流動力電源喪失により、使用済燃料プールの冷却機能が喪失する可能性がある。 - 原子炉建屋内への津波の浸水に伴う直流 125V 主母線盤の損傷により、非常用交流電源の制御機能が喪失し、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 - 防潮堤の損傷により敷地内に多量の津波が流入することで、屋内外の施設が広範囲にわたり浸水し機能喪失する可能性がある。 - モニタリング・ポストの監視機能が喪失する可能性がある。 - がれき、漂流物、タンク火災等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - モニタリング・ポストが使用できない場合は、可搬型設備による測定及び監視を行う。 - 化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 - ホイールローダ等によるアクセスルートの仮復旧を行う。	【基準津波を一定程度超える規模】 - 外部電源設備 - 交流電源設備 - 海水ポンプ (RHRS, DGS, HPCS - DGS) - 直流電源 - 設計基準事故対処設備 (ECCS 等) - 使用済燃料プール冷却設備 - モニタリング・ポスト	【以下のプラント状態が相乗して発生する可能性がある】 - 外部電源喪失 - 崩壊熱除去機能喪失 - 全交流動力電源喪失 - 原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失 原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失により、大規模損壊に至る可能性がある。 また、全交流動力電源喪失 (設計基準事故対処設備の機能喪失) に加えて、津波により代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、大規模損壊に至る可能性がある。

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (3/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
竜巻	【影響評価に当たっての考慮事項】 ・最大風速 100m/s を超えるような竜巻が発生する可能性は低いが、100m/s を超える規模を想定する。 ・竜巻防護設備及び竜巻防護設備に波及的影響を及ぼし得る設備は、風速 100m/s の竜巻から設定した荷重に対して、飛来物防護対策設備等によって防護されている。 ・事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置の確認等）を講じることが可能である。 【設計基準を超える場合の影響評価】 ・風荷重及び飛来物の衝突による送電線の損傷に伴う外部電源喪失の可能性はある。 ・飛来物の衝突による海水ポンプの損傷により最終ヒートシンク喪失が発生し、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。また、最終ヒートシンク喪失及び全交流動力電源喪失により、使用済燃料プールの冷却機能が喪失する可能性がある。 ・飛来物等によりアクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 ・可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 ・ホイールローダ等の重機によるアクセスルートの仮復旧を行う ・あらかじめ体制を強化しての対策（飛散防止措置の確認等）。	【最大風速 100m/s を超える竜巻】 ・外部電源設備 ・交流電源設備 ・海水ポンプ（RHRS、DGS、HPCS－DGS） ・使用済燃料プール冷却設備	【以下のプラント状態が相乗して発生する可能性がある】 ・外部電源喪失 ・崩壊熱除去機能喪失 ・全交流動力電源喪失 全交流動力電源喪失（設計基準事故対処設備の機能喪失）に加えて、竜巻により代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、大規模損壊に至る可能性がある。

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (4/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
凍結	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 敷地付近で観測された最低気温-12.7℃を下回る気温が発生する可能性は低い、最低気温-12.7℃を下回る規模を想定する。 - 屋外機器で凍結のおそれのあるものは保温等の凍結防止対策を講じている。 - 事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（加温等の凍結防止対策）を講じることが可能である。 【観測記録を下回る場合の影響評価】 - 送電線や碍子への着氷により相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性はある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - あらかじめ体制を強化しての対策（加温等の凍結防止対策）。	【-12.7℃を下回る低温】 外部電源設備	外部電源喪失
積雪	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 建築基準法で定められた敷地付近の垂直積雪量 30cm を超える積雪が発生する可能性は低い、垂直積雪量 30 cm を超える規模を想定する。 - 事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 送電線や碍子への着雪により相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性はある。 - 積雪により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - ホイールローダ等によるアクセスルートの仮復旧を行う。 - あらかじめ体制を強化しての対策（除雪）。	【垂直積雪量 30 cm を超える積雪】 外部電源設備	外部電源喪失

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (5/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
落雷	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 敷地付近で設計基準雷撃電流 220kA を超える雷サージが発生する可能性は低い、設計基準雷撃電流 220kA を超える規模を想定する。 - 落雷に対して、建築基準法に基づき高さ 20m を超える排気筒等へ避雷設備を設置し、避雷導体により接地網と接続する。接地網は、雷撃に伴う構内接地系の接地電位分布を平坦化することから、安全保護系等の設備に影響を与えることはなく、安全に大地に導くことができる。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 雷サージの影響による外部電源喪失の可能性はある。 - 雷サージの影響による海水ポンプの損傷により最終ヒートシンク喪失が発生し、これに伴い非常用ディーゼル発電機の機能喪失により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 また、最終ヒートシンク喪失及び全交流動力電源喪失により、使用済燃料プールの冷却機能が喪失する可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。	【設計基準雷撃電流 220kA を超える雷サージ】 - 外部電源設備 - 交流電源設備 - 海水ポンプ (RHRS, DGS, HPCS - DGS) - 使用済燃料プール冷却設備	【以下のプラント状態が相乗して発生する可能性がある】 - 外部電源喪失 - 崩壊熱除去機能喪失 - 全交流動力電源喪失

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (6/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
火山の影響	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 敷地において想定される降下火砕物の堆積厚さ 50 cm を超える降下火砕物が発生する可能性は低い、堆積厚さ 50 cm を超える規模を想定する。 - 事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（降下火砕物の除去等）を講じることが可能である。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 送電線や碍子への降下火砕物の付着により相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性はある。 - 降下火砕物の堆積により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - ホイールローダ等の重機によるアクセスルートの仮復旧を行う。 - あらかじめ体制を強化しての対策（降下火砕物の除去）。	【堆積厚さ 50 cm を超える降下火砕物】 外部電源設備	外部電源喪失
森林火災	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 防火帯を超えるような規模の森林火災が発生する可能性は低い、防火帯を超えて延焼するような規模を想定する。 - 森林火災が拡大するまでの時間的余裕は十分あることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、予防散水する等の安全対策を講じることが可能である。 【設計基準を超える場合の影響評価】 - 送電鉄塔、送電線の損傷に伴う外部電源喪失の可能性はある。 - 森林火災の延焼により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 - 可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 - 化学消防自動車等の消火設備による建屋及びアクセスルートへの予防散水。	【防火帯を超えるような森林火災】 外部電源設備	外部電源喪失

第 2.1.1 表 自然災害 9 事象がプラントへ与える影響評価 (7/7)

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
隕 石	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 敷地内に隕石が落下する可能性は低いが、敷地内の建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模を想定する。 - 予兆なく発生し、隕石落下までの余裕時間はないものとして想定する。 【隕石が落下した場合の影響評価】 - 建屋又は屋外設備等に隕石が衝突した場合は、当該建屋又は設備が損傷し、機能喪失に至る可能性がある。 - 発電所近海に隕石が落下した場合に発生する津波により安全機能が冠水し、機能喪失に至る可能性がある。 【主な対応】 - 建屋又は屋外設備等に隕石が衝突した場合は、故意による大型航空機の衝突と同様に対応する。 - 発電所近海に隕石が落下し、津波が発生した場合は、津波発生時と同様に対応する。	具体的な喪失する機器は特定しない (津波又は故意による大型航空機の衝突による影響に包絡)	具体的なプラント状態は特定しない (津波又は故意による大型航空機の衝突による影響に包絡)

第 2.1.2 表 自然災害の重畳がプラントへ与える影響評価

自然災害	設計基準を超える自然災害がプラントに与える影響評価	自然災害の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
地震と津波の重畳	【影響評価に当たっての考慮事項】 ・地震の事前の予測については、現在確立した手法が存在しないことから、予兆なく発生する。 ・津波の事前の予測については、発電所近海での震源による地震を考え、地震発生後、時間的余裕の少ない津波が来襲すると想定する。 ・地震により原子炉建屋の浸水防止対策が機能喪失し、建屋内浸水が発生することを想定する。 ・地震と津波の重畳が発生した場合においても、影響を受けにくい場所に分散配置している可搬型重大事故等対処設備等による事故の影響緩和措置に期待できる。 【設計基準を超える場合の影響評価】 ・開閉所設備の碍子等の損傷又は津波の波力や漂流物衝突による変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。 ・交流電源設備の損傷により、非常用交流電源が喪失し、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 ・海水ポンプの被水により最終ヒートシンク喪失が発生し、これに伴い非常用ディーゼル発電機の機能喪失により、全交流動力電源喪失に至る可能性がある。 ・中央制御室は、堅牢な建屋内にあることから、運転員による操作機能の喪失は可能性として低い、計装・制御機能については喪失する可能性がある。 ・原子炉建屋又は格納容器の損傷により、建屋内の機器、配管が損傷して大規模な L O C A 又は格納容器バイパスが発生し、E C C S 注入機能も有効に機能せず、重大事故に至る可能性がある。格納容器が損傷した場合には、閉じ込め機能に期待できない。 ・最終ヒートシンク喪失及び全交流動力電源喪失により、使用済燃料プールの冷却機能が喪失する可能性がある。 ・原子炉建屋の損傷により、使用済燃料プールが損傷し、重大事故に至る可能性がある。 ・原子炉建屋内への津波による浸水により、直流 125V 主母線盤が冠水することにより、直流 125V の制御電源が喪失する可能性がある ・防潮堤の損傷により敷地内に多量の津波が流入することで、屋内外の施設が広範囲にわたり浸水し機能喪失する可能性がある。 ・モニタリング・ポストの監視機能が喪失する可能性がある。 ・保管している危険物による火災の発生の可能性がある。 ・大規模地震後に実施する屋外作業の開始が、大規模地震後の大規模津波によって、遅れる可能性がある。 ・斜面の崩壊、地盤の陥没、がれき、漂流物、タンク火災等により、アクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。 【主な対応】 ・可搬型設備の使用を基本としたプラント状態の把握、給電及び注水を行う。 ・モニタリング・ポストが使用できない場合は、可搬型設備による測定及び監視を行う。 ・化学消防自動車等の消火設備による消火を行う。 ・ホイールローダ等によるアクセスルートの仮復旧を行う。	【基準地震動及び基準津波を一定程度超える規模】 ・外部電源設備 ・交流電源設備 ・海水ポンプ (R H R S , D G S , H P C S - D G S) ・直流電源 ・計測・制御系 ・設計基準事故対処設備 (E C C S 等) ・原子炉冷却材圧力バウンダリ ・格納容器 ・原子炉圧力容器 ・原子炉建屋 ・使用済燃料プール ・使用済燃料プール冷却設備 ・モニタリング・ポスト	【以下のプラント状態が相乗して発生する可能性がある】 ・外部電源喪失 ・崩壊熱除去機能喪失 ・炉心冷却機能喪失 ・全交流動力電源喪失 ・L O C A ・計装・制御系喪失 ・原子炉圧力容器損傷 ・格納容器バイパス ・格納容器損傷 ・原子炉建屋損傷 ・原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失 原子炉建屋損傷、格納容器損傷等による閉じ込め機能の喪失により、大規模損壊に至る可能性がある。 また、全交流動力電源喪失(設計基準事故対処設備の機能喪失)に加えて、地震、津波により代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、大規模損壊に至る可能性がある。

第 2.1.3 表 外部人為事象がプラントへ与える影響評価

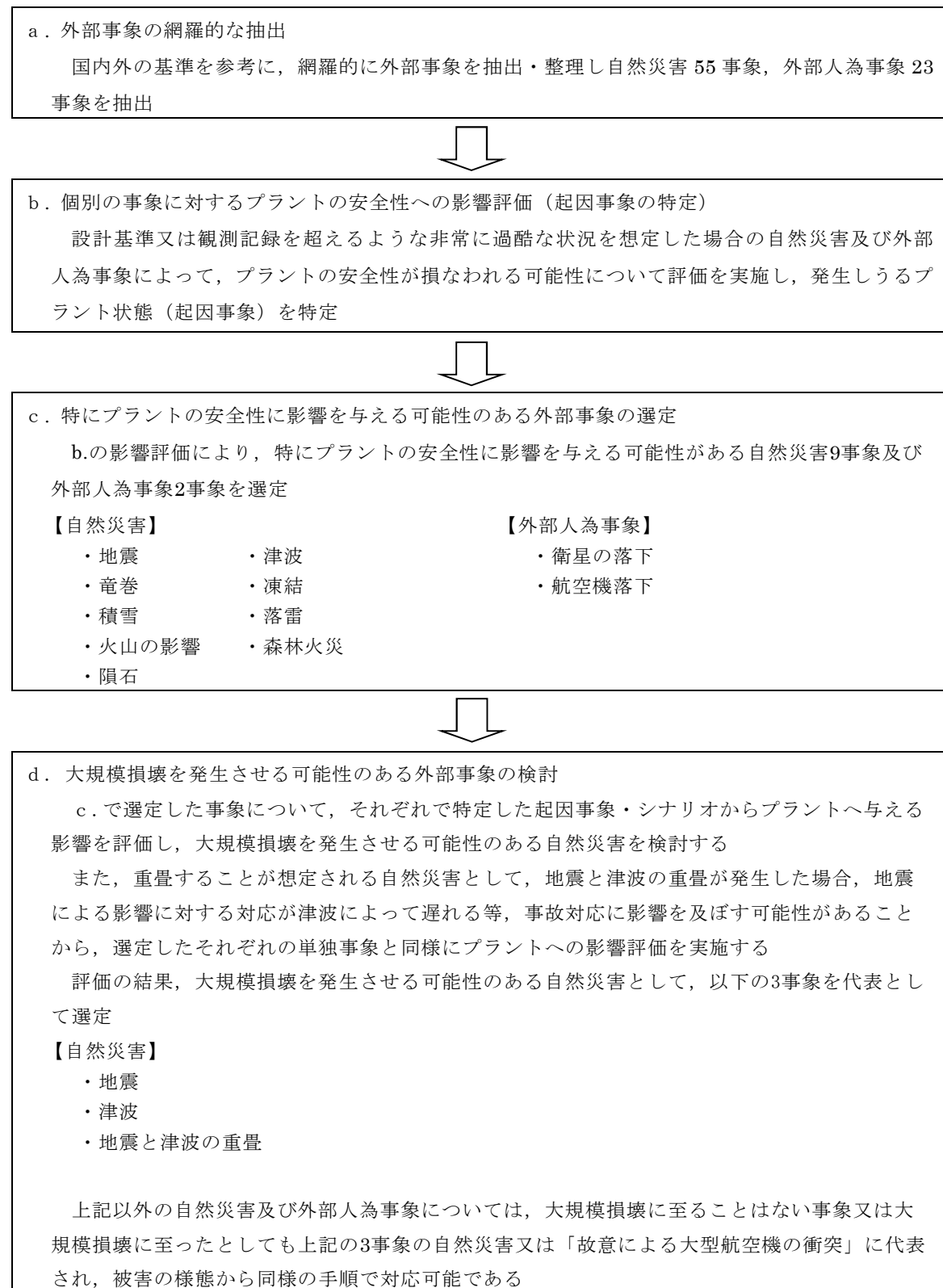
外部人為事象	外部人為事象がプラントに与える影響評価	外部人為事象の想定規模と喪失する可能性のある機器	最終的なプラント状態
衛星の落下	【影響評価に当たっての考慮事項】 - 敷地内に衛星が落下する可能性は低いが、敷地内の建屋及び屋外設備に大きな損傷を及ぼし得る規模を想定する。 - 予兆なく発生し、衛星の落下までの余裕時間はないものとして想定する。 【衛星が落下した場合の影響評価】 - 建屋又は屋外設備等に衛星が衝突した場合は、当該建屋又は設備が損傷し、機能喪失に至る可能性がある。 - 発電所近海に衛星が落下した場合に発生する津波により安全機能が冠水し、機能喪失に至る可能性がある。 【主な対応】 - 建屋又は屋外設備等に衛星が衝突した場合は、故意による大型航空機の衝突と同様に対応する。 - 発電所近海に衛星が落下し、津波が発生した場合は、津波発生時と同様に対応する。	具体的な喪失する機器は特定しない（津波又は故意による大型航空機の衝突による影響に包絡）	具体的なプラント状態は特定しない（津波又は故意による大型航空機の衝突による影響に包絡）
航空機落下			

第 2.1.4 表 大規模損壊へ至る可能性のある自然災害・外部人為事象（1/2）

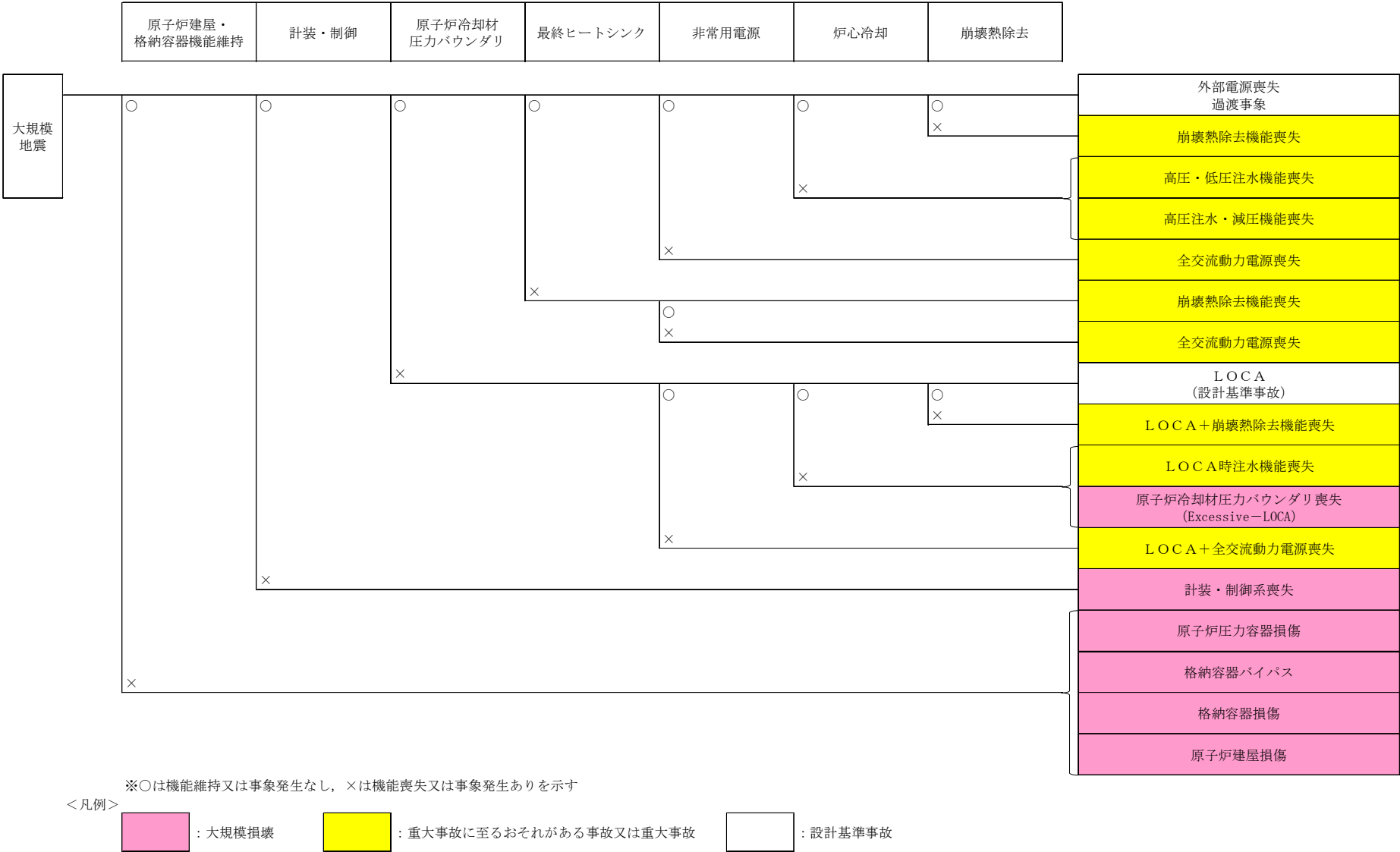
自然災害 外部人為事象	大規模損壊（重大事故を上回る状態）	重大事故又は重大事故に至るおそれがある事故	設計基準事故等
地震	- 原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失（E x c e s s i v e－LOCA） - 計装・制御系喪失 - 原子炉圧力容器損傷 - 格納容器バイパス - 格納容器損傷 - 原子炉建屋損傷 全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、放射性物質の放出に至る可能性がある	- 崩壊熱除去機能喪失 - 高圧・低圧注水機能喪失 - 高圧注水・減圧機能喪失 - 全交流動力電源喪失 - LOCA時注水機能喪失 - LOCA＋崩壊熱除去機能喪失 - LOCA＋全交流動力電源喪失	- 外部電源喪失 - 過渡事象 - LOCA（設計基準事故）
津波	防潮堤損傷 全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、放射性物質の放出に至る可能性がある	- 崩壊熱除去機能喪失 - 全交流動力電源喪失 - 原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失	- 外部電源喪失 - 通常／緊急停止等
地震と津波 の重畳	- 原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失（E x c e s s i v e－LOCA） - 計装・制御系喪失 - 原子炉圧力容器損傷 - 格納容器バイパス - 格納容器損傷 - 原子炉建屋損傷 - 原子炉建屋内浸水による複数の緩和機能喪失 全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、放射性物質の放出に至る可能性がある	- 崩壊熱除去機能喪失 - 高圧・低圧注水機能喪失 - 高圧注水・減圧機能喪失 - 全交流動力電源喪失 - LOCA時注水機能喪失 - LOCA＋崩壊熱除去機能喪失 - LOCA＋全交流動力電源喪失	- 外部電源喪失 - 過渡事象 - 通常／緊急停止等 - LOCA（設計基準事故）
竜巻	全交流動力電源喪失に加えて、代替電源である常設代替高圧電源装置等の重大事故等対処設備が機能喪失した場合は、放射性物質の放出に至る可能性がある 全交流動力電源喪失に加えて、重大事故等対処設備である常設代替高圧電源装置が機能喪失した場合は、放射性物質の放出に至る可能性があるものの、被害の様態から地震及び津波のシナリオに代表させる事象として整理される	- 崩壊熱除去機能喪失 - 全交流動力電源喪失	- 外部電源喪失 - 過渡事象
凍結	(なし)	(なし)	外部電源喪失
積雪	(なし)	(なし)	外部電源喪失

第 2.1.4 表 大規模損壊へ至る可能性のある自然災害・外部人為事象（2／2）

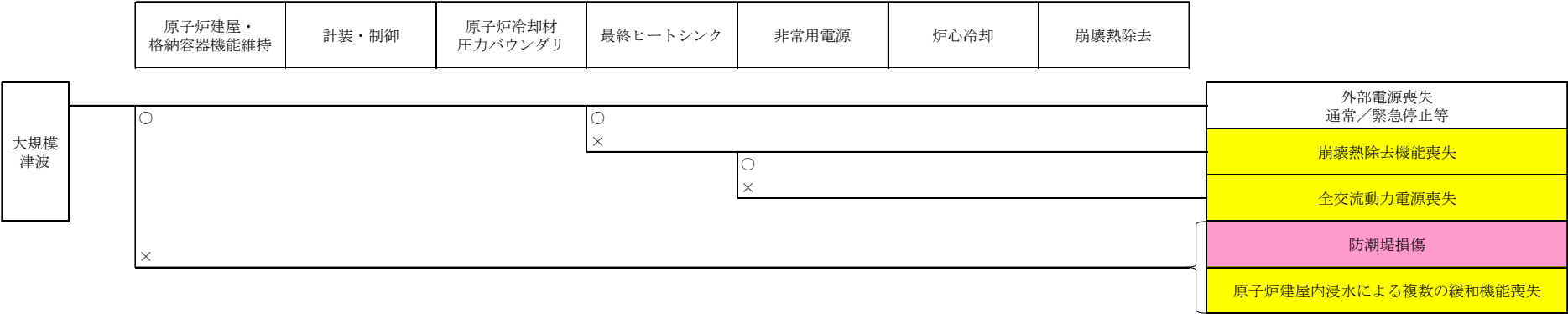
自然災害 外部人為事象	大規模損壊（重大事故を上回る状態）	重大事故又は重大事故に至るおそれがある事故	設計基準事故等
落雷	（なし）	・崩壊熱除去機能喪失 ・全交流動力電源喪失	・外部電源喪失 ・過渡事象
火山の影響	（なし）	（なし）	・外部電源喪失
森林火災	（なし）	（なし）	・外部電源喪失
隕石	津波又は故意による大型航空機の衝突と同様		
衛星の落下	津波又は故意による大型航空機の衝突と同様		
航空機落下	故意による大型航空機の衝突と同様		



第 2.1.1 図 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害の検討プロセスの概要



第 2.1.2 図 自然災害（地震）により生じ得るプラントの状況（1/8）

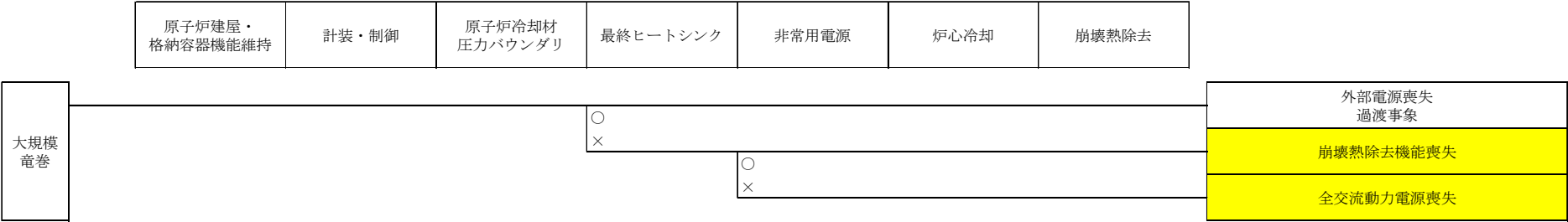


※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

< 凡例 >

	: 大規模損壊		: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故		: 設計基準事故
-------------	---------	-------------	-------------------------	-------------	----------

第 2.1.2 図 自然災害（津波）により生じ得るプラントの状況（2／8）

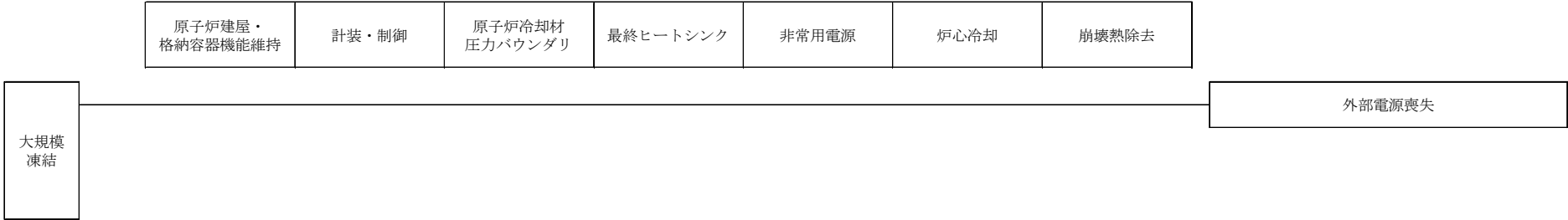


※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

< 凡例 >

: 大規模損壊	: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	: 設計基準事故
---------------------	-------------------------------------	----------------------

第 2.1.2 図 自然災害（竜巻）により生じ得るプラントの状況（3／8）

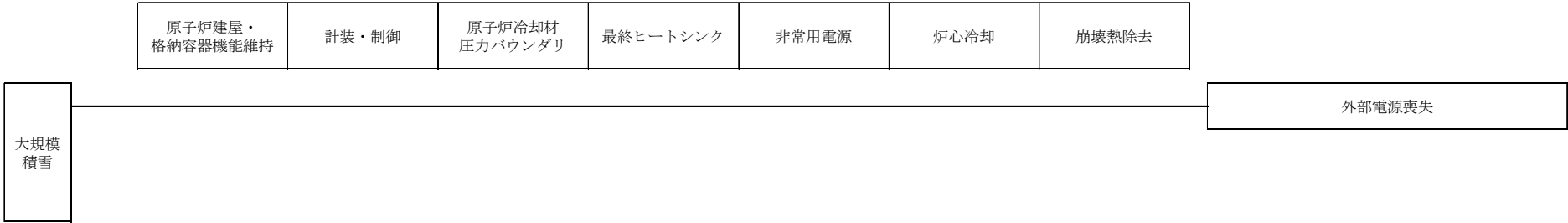


※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

<凡例>

: 大規模損壊	: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	: 設計基準事故
---------------------	-------------------------------------	----------------------

第 2.1.2 図 自然災害（凍結）により生じ得るプラントの状況（4／8）

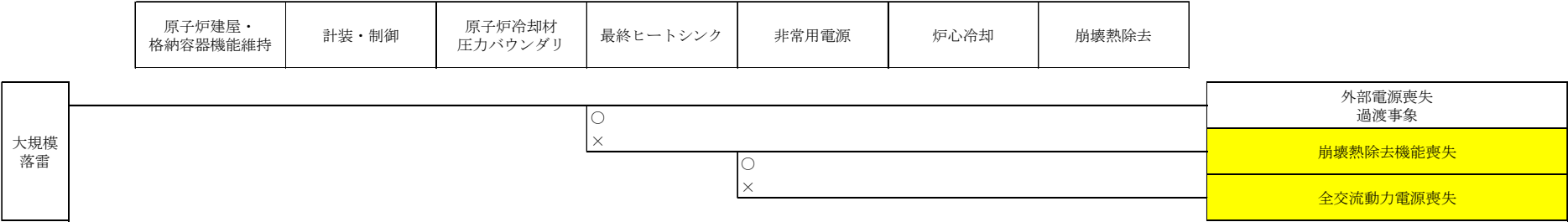


※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

< 凡例 >

: 大規模損壊	: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	: 設計基準事故
---------------------	-------------------------------------	----------------------

第 2.1.2 図 自然災害（積雪）により生じ得るプラントの状況（5／8）

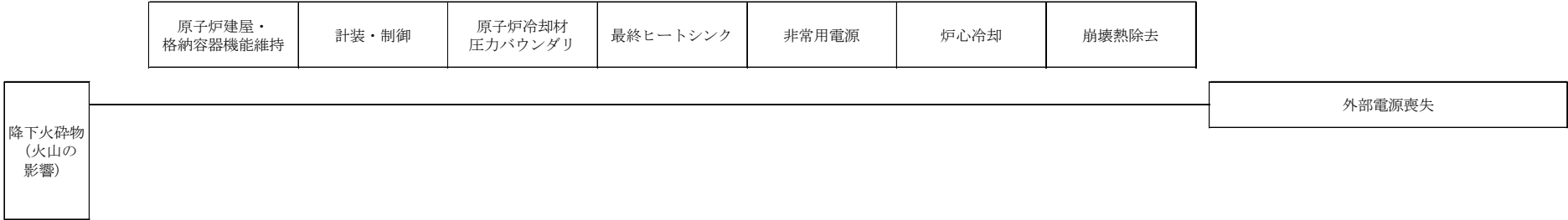


※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

< 凡例 >

: 大規模損壊	: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	: 設計基準事故
---------------------	-------------------------------------	----------------------

第 2.1.2 図 自然災害（落雷）により生じ得るプラントの状況（6／8）



※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

<凡例>

	: 大規模損壊		: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故		: 設計基準事故
-------------	---------	-------------	-------------------------	-------------	----------

第 2.1.2 図 自然災害（火山の影響）により生じ得るプラントの状況（7／8）



※○は機能維持又は事象発生なし，×は機能喪失又は事象発生ありを示す

< 凡例 >

: 大規模損壊	: 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	: 設計基準事故
---------------------	-------------------------------------	----------------------

第 2.1.2 図 自然災害（森林火災）により生じ得るプラントの状況（8／8）

(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作

大規模損壊発生時の対応手順書については、以下の c. (a) 項に示す 5 つの項目に関する緩和等の措置を講じるため、可搬型重大事故等対処設備による対応を考慮した多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

大規模損壊発生時の手順書による対応操作は、大規模損壊によって発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオ設定した対応操作は困難であると考えられることから、施設の損壊状況等の把握を迅速に試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる要員及び使用可能な設備により、大規模火災への対応、炉心の著しい損傷の緩和、格納容器の破損緩和、使用済燃料プールの水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和又は放射性物質の放出低減のために効果的な対応操作を速やか、かつ、臨機応変に選択及び実行する必要がある。

このため、発電用原子炉施設の状態を把握するためのチェックシート及び以下に示す項目を目的とした対応操作の優先順位付けや対策決定の判断をするための災害対策本部で使用する対応フロー等を大規模損壊時に対応する手順として整備する。

また、この手順書については、大規模な自然災害及び故意による大型航空機の衝突が発電用原子炉施設に及ぼす影響等、様々な状況を想定した場合における以下の事象進展の抑制及び緩和対策の実効性を確認し整備する。

< 炉心の著しい損傷を緩和するための対策 >

- ・ 炉心の著しい損傷防止のための原子炉停止及び原子炉への注水

< 格納容器の破損を緩和するための対策 >

- ・ 炉心損傷回避及び著しい炉心損傷緩和が困難な場合の格納容器からの除熱並びに格納容器破損回避

＜使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策＞

- ・ 使用済燃料プールの水位異常低下時の使用済燃料プールへの注水

＜放射性物質の放出を低減するための対策＞

- ・ 水素爆発による原子炉建屋の損傷を防止するための対策
- ・ 放射性物質放出の可能性がある場合の原子炉建屋への放水による拡散抑制

＜大規模な火災が発生した場合における消火活動＞

- ・ 消火活動

＜その他の対策＞

- ・ 対応に必要なアクセスルートの確保
- ・ 電源及び水源の確保並びに燃料補給

上記の各項目に対応する操作の一覧を第 2.1.5 表に示す。

大規模損壊発生時において、上記の大規模損壊時に対応する手順に基づく対応（火災対応を含む）の優先順位に係る基本的な考え方及び優先順位に従った具体的な対応について以下に示す。

a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と対応フロー

大規模損壊発生時は、発電用原子炉施設の状況把握が困難で事故対応の判断ができない場合は、プラント状態が悪化した等の安全側に判断した措置をとるよう対応フローを整備する。また、大規模損壊発生時に使用する手順書を有効かつ効果的に使用するため、対応手順書において適用開始条件を明確化するとともに、対応フローを明示することにより必要な個別戦略への移行基準を明確化する。

(a) 大規模損壊発生時の判断及び対応要否の判断基準

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生について、緊急地震速報、大津波警報、外部からの情報連絡、衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認及び把握（火災発生の有無、建屋の損壊状況等）を行うとともに、大規模損壊の発生（又は発生が疑われる場合）の判断を原子力防災管理者又は当直発電長が行う。また、原子力防災管理者又は当直発電長が以下の適用開始条件に該当すると判断した場合は、大規模損壊時に対応する手順に基づく事故の進展防止及び影響を緩和するための活動を開始する。

i) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発電用原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合又は疑われる場合

- ・ プラント監視機能又は制御機能の喪失によりプラント状態把握に支障が発生した場合（中央制御室の機能喪失を含む）
- ・ 使用済燃料プールの損傷により水の漏えいが発生し、使用済燃料プールの水位が維持できない場合
- ・ 原子炉冷却機能及び放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊（建屋損壊に伴う広範囲な機能喪失等）がプラントに発生した場合
- ・ 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生した場合

ii) 原子力防災管理者が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※

iii) 当直発電長が大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合※

※ 大規模損壊に対応する手順を活用した支援が必要と判断した

場合とは、重大事故等発生時に期待する設備等が機能喪失し、事故の進展防止及び影響緩和が必要と判断した場合をいう。

(b) 大規模損壊発生時の対応フロー

大規模損壊時に対応する手順による対応実施を判断した後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、把握した被害状況等から各個別戦略における対応操作の必要性及び実施可否を判断することにより、事象進展に応じた対応操作を選定する。中央制御室の監視及び制御機能の喪失により、原子炉停止状況などのプラントの状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認及び可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、外からの目視に加えて内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別戦略を速やかに選択できるように、対応フローに個別戦略への移行基準を明確化する。個別戦略実行のために必要な設備の使用可否については、大規模損壊時に対応するチェックシートに基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。

(添付資料 2.1.10, 2.1.11)

b. 優先順位に係る基本的な考え方

大規模損壊発生時には、環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対

応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、確保できる要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。

このような状況においても、可搬型重大事故対処設備等を活用することによって、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「格納容器の破損緩和」、「使用済燃料プール水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和」及び「放射性物質の放出低減」の対応を行う。人命救助が必要な場合は原子力災害に対応しつつ、発電所構内の人員の協力を得て人命の救助を要員の安全を確保しながら行う。

さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルート及び操作場所に支障となる火災及び延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方に基づく、大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従った具体的な対応を以下に示す。

(a) 大規模損壊が発生又は発生するおそれがある場合、原子力防災管理者又は当直発電長は事象に応じた以下の対応及び確認を行う

i) 事前の予測ができない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合

中央制御室が機能している場合は、当直発電長が、地震発生時は緊急地震速報及び地震に伴う警報等により、大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時は、衝撃音、衝突音、外部からの通報等により事象を検知し、被災状況、運転状況の確認を行い、原子力防災管理者へ状況報告を行うとともに、要員の非常招集及び外部への通報

連絡を行う。

中央制御室が機能していない場合又は当直発電長から原子力防災管理者へ連絡がない場合は、原子力防災管理者が、地震発生時は緊急地震速報等により、大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時は、衝撃音、衝突音、外部からの通報等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うとともに、要員の非常招集及び外部への通報連絡を行う。

なお、外部からの通報等により、大型航空機の衝突その他のテロリズムの予兆情報を事前に入手した場合は、事前対応として大規模損壊発生時の影響を緩和するため、原子炉停止操作等の必要な措置を行う。

ii) 事前の予測ができる自然災害（津波）が発生した場合

大津波警報が発表された場合、当直発電長は原子炉停止操作を開始するとともに、原子力防災管理者への連絡及び所内一斉放送による所内関係者への避難指示並びに関係各所への連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、第2波、第3波の津波襲来等の情報収集及び海面状態の監視を行う。また、緊急時対策所へ要員の非常招集及び外部への通報連絡を行う。

- (b) 原子力防災管理者は、非常招集した各要員から発電用原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認及び把握（火災発生の有無、建屋の損壊状況、アクセスルート損傷状況）を行う。原子力防災管理者が発電用原子炉施設の被害状況を把握するためのチェックシートを用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。

(c) 災害対策本部は、以下の項目の確認及び対応を最優先に実施する。

- ・中央制御室との連絡及びプラントパラメータの監視機能確認

(中央制御室と連絡が取れない場合等、当直発電長の指揮下で対応できない場合は、当直要員又は災害対策要員の中から運転操作に係る対応の責任者を定め対応に当たらせる)

- ・原子炉停止確認

(停止していない場合、原子炉停止操作を速やかに試みる)

- ・放射線モニタ指示値の確認

(モニタ指示値により事故、炉心及び使用済燃料プールの状況を推測する)

- ・火災の確認

(火災が発生している場合は、事故対応への支障の有無を確認する)

(d) 災害対策本部は、上記の確認及び対応を実施した後、詳細な状況を把握するため以下の項目を確認する。

- i) 対応可能な要員の確認
- ii) 通信設備の確認
- iii) 建屋等へのアクセス性確認
- iv) 施設損壊状態確認
- v) 電源系統の確認
- vi) 可搬型設備、資機材等の確認
- vii) 常設設備の確認
- viii) 水源の確認

- (e) 災害対策本部は、(c)項、(d)項の確認と並行して以下の対応を実施する。

その際、対応の優先順位については、把握した対応可能な災害対策要員数、使用可能な設備及び施設の状態に応じて選定する。

i) 発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合

プラント監視機能が喪失し、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、(f)項に示す当面達成すべき目標に基づき優先して実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断して必要な緩和措置を実施する。また、監視機能を復旧させるため、代替電源からの電源供給により監視機能の復旧を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的にプラントの状況把握に努める。発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合の概略フローを第2.1.3図に示す。

ii) 発電用原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合

プラント監視機能が健全である場合には、対応可能な要員の状況、発電用原子炉施設の状況を可能な範囲で速やかに把握し、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に環境への放射性物質の放出を低減することを最優先に考え、(f)項に示す当面達成すべき目標を設定し、必要な緩和措置を実施する。

なお、部分的にパラメータ等を確認できない場合は、代替電源か

らの電源供給による復旧，可搬型計測器等による確認を試みる。

- (f) (e)項の対策の実施に当たっては，災害対策本部は，(c)項，(d)項の確認項目を基に，当面達成すべき目標を以下のとおり設定し，必要な緩和措置を実施する。

i) 炉心損傷回避又は緩和

炉心が損傷していないこと，又は炉心損傷しているものの原子炉圧力容器が健全であることが確認された場合は，原子炉注水等の炉心損傷回避又は緩和の措置を優先的に行う。

プラント監視機能が喪失し，発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合においては，外観から原子炉建屋が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は，第一義目的として原子炉注水等の炉心損傷回避又は緩和のための緩和措置を優先的に行う。

ii) 格納容器破損回避又は緩和

原子炉圧力容器が破損するまでに i) 項の措置による速やかな原子炉注水が困難である場合は，事象の進展に伴いペデスタル（ドライウェル部）に落下する熔融炉心冷却等の炉心損傷後における格納容器破損回避又は緩和の措置を優先的に行う。

iii) 使用済燃料プール水位確保及び燃料体の損傷回避又は緩和

使用済燃料プール水位低下が確認された場合又は使用済燃料プール冷却機能の喪失が確認された場合は，使用済燃料プール水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和のための措置を行う。

プラント監視機能が喪失し，発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合は，外観から原子炉建屋が健全であることが確認できた場合

は、使用済燃料プール内の燃料体への対応として使用済燃料プール水位確保及び燃料体の著しい損傷緩和のための措置を行う。

iv) 放射性物質の放出低減

炉心損傷及び格納容器の損傷が確認された場合は、放射性物質の放出低減のための措置を行う。

プラント監視機能が喪失し、発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観から格納容器や使用済燃料プールへの影響が懸念されるほどの原子炉建屋の損傷が確認され、周辺の線量率が上昇している場合は、放射性物質の放出低減のための措置を行う。

これらの目標は、複数の目標を同時に設定するケースも想定される。その場合の優先順位は、環境への放射性物質放出等の影響緩和を最優先として、プラントの事象進展により決定する。また、プラントの事象進展に応じて、設定する目標も随時見直していくこととする。

- (g) (c)項から(e)項の各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ホイールローダ等を用いてがれき等の撤去作業を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応を行うためのアクセスルート及び各影響緩和対策の操作に支障となる火災並びに延焼することにより被害の拡散につながる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (1/6)

対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の 該当項目
炉心の著しい 損傷を緩和す るための対策	原子炉再循環ポン プ停止による原子 炉出力抑制	A T W S が発生した場合に，代 替原子炉再循環ポンプトリップ 機能又は原子炉再循環ポンプ手 動停止により，原子炉出力を抑 制する。	・第 1 項 (1.1)
	ほう酸水注入	A T W S が発生した場合に，ほ う酸水を注入することにより原 子炉を未臨界とする。	
	原子炉水位低下に よる原子炉出力抑 制	A T W S が発生した場合に，原 子炉圧力容器内の水位を低下さ せることにより原子炉の出力を 抑制する。	
	制御棒挿入	A T W S が発生した場合に，原 子炉手動スクラム又は代替制御 棒挿入機能による制御棒全挿入 が確認できない場合，手動操作 により，制御棒を挿入する。	
	高圧代替注水系に よる原子炉の冷却	高圧注水系（原子炉隔離時冷却 系及び高圧炉心スプレイ系）の 故障若しくは全交流動力電源喪 失及び常設直流電源系統の喪失 により原子炉の冷却ができない 場合，中央制御室又は現場手動 による高圧代替注水系の起動に より，原子炉の冷却を行う。	・第 3 項，4 項 (1.2)
	高圧注水系機能の 復旧	高圧注水系（原子炉隔離時冷却 系及び高圧炉心スプレイ系）の 全交流動力電源喪失又は常設直 流電源系統の喪失により原子炉 の冷却ができない場合，代替電 源の接続により原子炉を冷却で きる設備に必要な電源を確保 し，原子炉の冷却を行う。	
	ほう酸水注入系又 は制御棒駆動水圧 系による進展抑制	原子炉隔離時冷却系，高圧炉心 スプレイ系及び高圧代替注水系 の機能喪失により，高圧注水に よる原子炉水位維持ができない 場合，重大事故等の進展を抑制 するため，ほう酸水注入系又は 制御棒駆動水圧系により原子炉 へ注水する。	

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (2/6)

対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の 該当項目
炉心の著しい 損傷を緩和する ための対策	原子炉減圧操作	原子炉冷却材圧力バウンダリが 高圧の状態に、低圧での注水機 能による原子炉への注水を行う ために、過渡時自動減圧回路、 逃がし安全弁、タービン・バイ パス弁、原子炉隔離時冷却系又 は高圧代替注水系により原子炉 を減圧する。	・第 3 項, 4 項 (1.3)
	逃がし安全弁用可 搬型蓄電池接続に よる減圧	常設直流電源系統喪失により逃 がし安全弁の作動に必要な直流 電源が喪失し、原子炉の減圧が できない場合、逃がし安全弁の 作動回路に逃がし安全弁用可搬 型蓄電池を接続し、原子炉を減 圧する。	
	代替逃がし安全弁 駆動装置による減 圧	代替逃がし安全弁駆動装置によ り逃がし安全弁(逃がし弁機能) の電磁弁排気ポートに窒素を供 給することで、逃がし安全弁(逃 がし弁機能)を開放して原子炉 を減圧する。	
	高圧窒素ガス供給 系(非常用)による 窒素確保	逃がし安全弁(自動減圧機能) の作動に必要な窒素の供給源を 不活性ガス系から高圧窒素ガス 供給系(非常用)に切り替える ことで窒素を確保し、原子炉を 減圧する。	
	低圧代替注水	残留熱除去系(低圧注水系)及 び低圧炉心スプレイ系が故障等 により原子炉の冷却ができない 場合には、低圧代替注水系(常 設)、低圧代替注水系(可搬型)、 消火系及び補給水系により原子 炉を冷却する。	・第 3 項, 4 項 (1.4)
	代替循環冷却系に よる原子炉の冷却	残留熱除去系(低圧注水系)が 復旧の見込みがない場合には、 代替循環冷却系により原子炉を 冷却する	
格納容器の破 損を緩和する ための対策	格納容器の水素爆 発防止	炉心の著しい損傷が発生した場 合において、ジルコニウム-水 反応及び水の放射線分解により 格納容器内に発生する水素及び 酸素を、格納容器圧力逃がし装 置により格納容器外に排出す る。	・第 3 項, 4 項 (1.9)

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (3/6)

対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の 該当項目
格納容器の破損を緩和するための対策	可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制御	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応及び水の放射線分解により格納容器内に発生する水素及び酸素を可燃性ガス濃度制御系により低減し、水素爆発による格納容器の破損を防止する。	・第 3 項, 4 項 (1.9)
	緊急用海水系による除熱	残留熱除去系海水ポンプの故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、緊急用海水系とあわせて残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）により最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。	・第 3 項, 4 項 (1.5)
	代替残留熱除去系海水系による除熱	緊急用海水系が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、代替残留熱除去系海水系とあわせて残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）により最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。	
	代替格納容器スプレイ	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が故障等により格納容器内の冷却ができない場合には、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系、補給水系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。	・第 3 項, 4 項 (1.6), (1.7)
	ペDESTAL（ドライウエル部）への注水	炉心の著しい損傷が発生した場合において、ペDESTAL（ドライウエル部）の床面に落下した熔融炉心を冷却するため、格納容器下部注水系（常設）、格納容器下部注水系（可搬型）、消火系及び補給水系によりペDESTAL（ドライウエル部）へ注水する。	・第 3 項, 4 項 (1.8)

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (4/6)

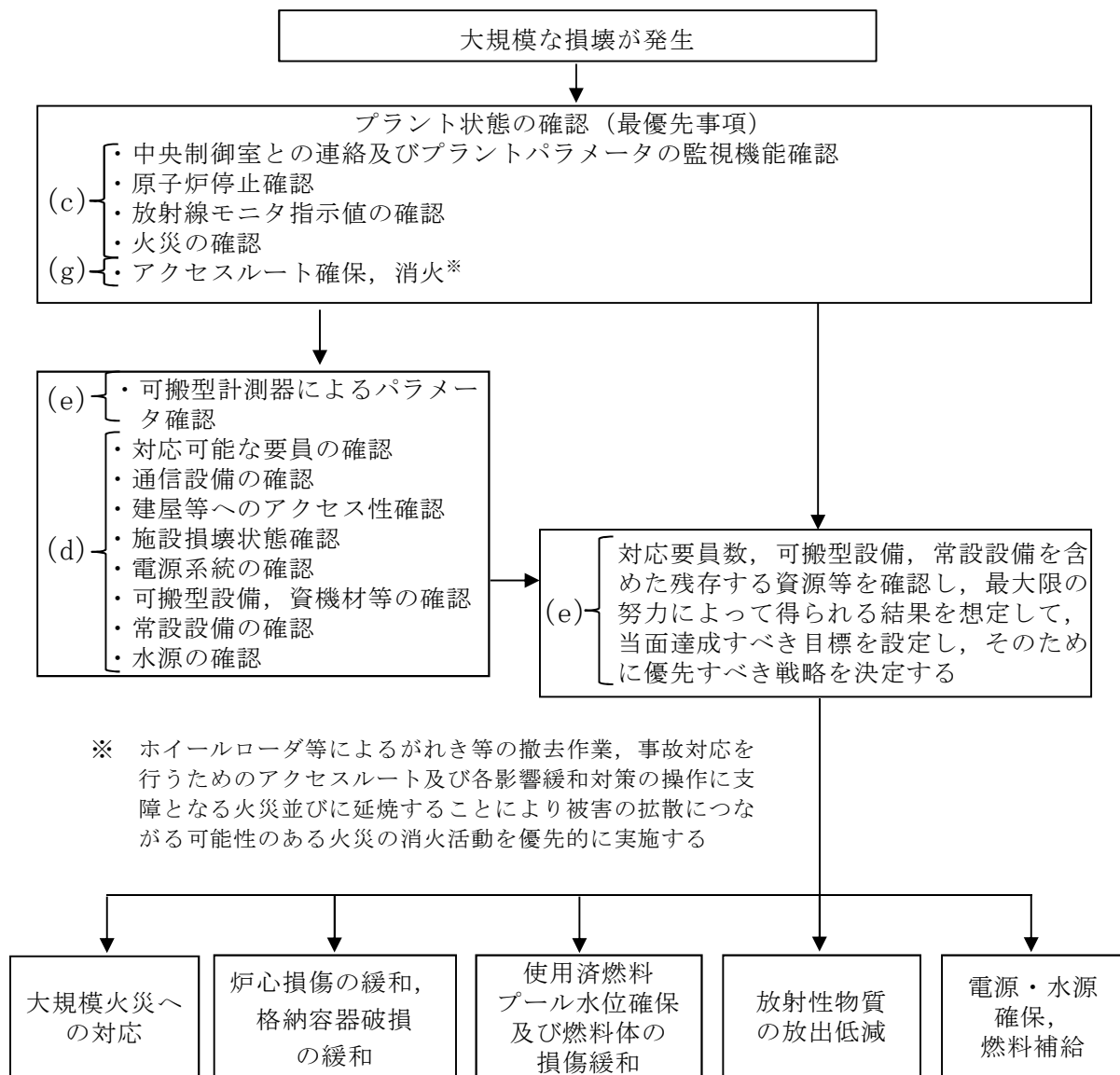
対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の 該当項目
格納容器の破損を緩和するための対策	格納容器圧力逃がし装置等による減圧及び除熱	残留熱除去系が故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系により最終ヒートシンク（大気）へ熱を輸送する。	・第 3 項，4 項（1.5），（1.7）
使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策	燃料プール代替注水	使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能の喪失，又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えいが発生した場合，常設低圧代替注水系ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプ，補給水系及び消火系による使用済燃料プール注水により，使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し，放射線を遮蔽し，及び臨界を防止する。	・第 3 項，4 項（1.11）
	燃料プールのスプレイ	使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時，常設低圧代替注水系ポンプ，可搬型代替注水大型ポンプによる使用済燃料プールのスプレイにより燃料損傷を緩和し，臨界を防止し，放射性物質の放出を低減する。	
放射性物質の放出を低減するための対策	大気及び海洋への拡散抑制	炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合，可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲により，大気への拡散抑制を行う。また，放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は，汚濁防止膜により海洋への拡散抑制を行う。	・第 3 項，4 項（1.12）
大規模な火災が発生した場合における消火活動	消火活動	大規模な火災が発生した場合，可搬型代替注水大型ポンプ，放水砲，可搬型代替注水中型ポンプ，放水銃，化学消防自動車又は水槽付消防ポンプ自動車による泡消火並びに延焼防止のための消火を実施する。	・第 2 項（2.1）

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (5/6)

対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の該当項目
対応に必要な アクセスルート の確保	アクセスルートの 確保	大規模損壊発生時に可搬型設備 の輸送や要員の移動の妨げとな るアクセスルート上の障害が発 生した場合，がれきの撤去，道 路段差の解消，堆積土砂の撤去， 火災の消火及びその他のアクセ スルートの確保の活動を行う。	・ 第 1 項， 2 項 (2.1)
電源確保	常設代替交流電源 設備による非常用 所内電気設備への 給電	非常用ディーゼル発電機の故障 により非常用所内電気設備への 給電ができない場合は，常設代 替交流電源設備から代替所内電 気設備を介して非常用所内電気 設備へ給電する。	・ 第 3 項， 4 項 (1.14)， (1.15)
	可搬型代替交流電 源設備による非常 用所内電気設備へ の給電	非常用ディーゼル発電機の故障 により非常用所内電気設備への 給電ができない場合は，可搬型 代替交流電源設備から代替所内 電気設備を介して非常用所内電 気設備へ給電する。	
	常設代替直流電源 設備による給電	非常用所内電気設備及び所内常 設直流電源設備の機能が喪失し た場合に，常設代替直流電源設 備により，緊急用直流 125V 主母 線盤及び可搬型代替直流電源設 備 電源切替盤を介して直流 125V 主母線盤 2 A・2 B へ給電 し，炉心の著しい損傷等を防止 するために必要な電力を確保す る。	
	可搬型代替直流電 源設備による直流 125V 配電盤 2 A・ 2 B への給電	外部電源喪失及び非常用ディー ゼル発電機の故障により直流 125V 充電器 A・B の交流入力電 源が喪失し，所内常設直流電源 設備である直流 125V 蓄電池 2 A・2 B の枯渇により直流 125V 主母線盤 2 A・2 B への給電が できない場合は，可搬型代替低 圧電源車及び可搬型整流器を組 み合わせた可搬型代替直流電源 設備により直流 125V 主母線盤 2 A・2 B へ給電する。	

第 2.1.5 表 大規模損壊発生時の対応操作一覧 (6/6)

対応操作		内 容	技術的能力に係る 審査基準（解釈） の 該当項目
	代替所内電源設備 による給電	監視する計器に供給する電源が 喪失し、監視機能が喪失した場 合に、蓄電池、代替電源（交流、 直流）より給電し、当該パラメ ータの計器により計測又は監視 する。また、計器電源が喪失し た場合に、電源（乾電池）を内 蔵した可搬型計器を用いて計測 又は監視する。	・第 3 項, 4 項 (1.14), (1.15)
水源確保	代替淡水貯槽への 補給	重大事故等の収束のために代替 淡水貯槽を使用する場合は、可 搬型代替注水大型ポンプにより 代替淡水貯槽へ補給する。	・第 3 項, 4 項(1.13)
	北側淡水池、高所 淡水池への補給	重大事故等の収束に必要な水の 水源として北側淡水池又は高所 淡水池を使用する場合は、可搬 型代替注水大型ポンプにより代 替淡水貯槽へ補給する。	
燃料補給	燃料補給	可搬型重大事故等対処設備等へ の給油が必要な場合、タンクロ ーリ、可搬型設備用軽油タンク により給油する。	・第 1 項(1.14)



第2.1.3図 大規模損壊発生時の対応全体概略フロー
(プラント状況把握が困難な場合)

c. 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書

大規模損壊が発生した場合に対応する手順については、(a)項に示す5つの項目に関する緩和等の措置を講じるため、可搬型重大事故等対処設備による対応を考慮した多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

また、(b)項から(n)項の手順等を基本に、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備等を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合でも対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順、現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。なお、プラントパラメータの採取手段の優先順位は、採取に時間を要しない中央制御室等の常設計器等の使用を第一優先とし、監視機能の喪失により採取できない場合は、中央制御室内の計器盤内にて可搬型計測器等の使用を第二優先とする。中央制御室内でパラメータが採取できない場合は、現場の常設計器又は可搬型計測器を使用して採取する。

技術的能力に係る審査基準1.2から1.14における重大事故等対処設備と整備する手順を(b)項から(n)項に示す。また、大規模損壊に特化した手順を(o)項に示す。

(a) 5つの活動又は緩和対策を行うための手順書

イ. 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等

大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動として、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備するとともに必要な設備を配備する。

また、地震や津波のような自然現象において、施設内の油タンク火災等の複数の危険物内包設備の火災が発生した場合にも対応が可能なように多様な消火手段を整備する。

手順については、(1)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備が可能な化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車による泡消火並びに延焼防止のための消火を実施する。

地震により建屋内部に火災が発生した場合において、屋外に配備する可搬型重大事故等対処設備は火災の影響を受けないと考えられるため、これらの設備を中心とした事故対応を行うことが可能である。なお、当該の対応において、可搬型重大事故等対処設備の常設配管への接続場所又は系統構成のために操作が必要な弁等の設置場所において火災が発生している場合は、消火活動を速やかに実施し、接続箇所までのアクセスルート等を確保する。具体的には、次の手順で対応を行う。

①アクセスルートに障害がない箇所があれば、その箇所を使用する。

②複数ある接続箇所へのいずれのアクセスルートにも障害がある場合、最も確保しやすい接続箇所へのアクセスルートを優先的に確保する。

③①又は②で接続箇所へのアクセスルートを確保した後、予備として他の接続箇所1箇所へのアクセスルートを確保する。

消火活動を行うに当たっては、火災発見の都度、次に示す区分の消火活動の優先度に基づき消火対象を判定し、優先度の高い火災より順次消火活動を実施する。

(1) アクセスルート・活動場所の確保のための消火

①アクセスルート確保

②車両及びホースルートの設置エリアの確保

(初期消火に用いる化学消防自動車，水槽付消防ポンプ自動車等)

(2) 原子力安全の確保のための消火

③重大事故等対処設備が設置された建屋，放射性物質内包の建屋

④可搬型重大事故等対処設備の屋外接続箇所及び設置エリアの確保

⑤可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲の設置エリア並びにホースルートの確保

(3) 火災の波及性が考えられ，事故収束に向けて原子力安全に影響を与える可能性がある火災の消火

⑥可搬型重大事故等対処設備の複数の屋外接続箇所の確保

(4) その他火災の消火

(1)から(3)以外の火災は，対応可能な段階になってから，可能な範囲で消火する。

建屋内外ともに上記の考え方を基本に消火するが，大型航空機衝突による建屋内の大規模な火災時は，入域可能な状態になってから消火活動を実施する。

ロ．炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、(b)項から(e)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・原子炉停止機能が喪失した場合は、原子炉手動スクラム、原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制、ほう酸水注入、代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入又は原子炉水位低下による原子炉出力抑制を行う。
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系の故障により原子炉の冷却が行えない場合に、高圧代替注水系により原子炉を冷却する。全交流動力電源喪失及び所内常設直流電源設備喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、常設代替直流電源設備より給電される高圧代替注水系による原子炉の冷却又は高圧代替注水系の現場起動により原子炉を冷却する。
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に注水機能が喪失している状態において、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に期待している注水機能が使用できる場合又はインターフェイスシステム L O C A が発生した場合は、逃がし安全弁による原子炉減圧操作を行う。
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において原子炉冷却材喪失事象が発生している場合は、残留熱除去系（低圧注水系）を優先し、全交流動力電源喪失により原子炉の冷却が行えない場合は、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、

消火系又は補給水系により原子炉を冷却する。

ハ．格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等

格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順については、(f)項から(i)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりである。

- ・ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）が故障又は全交流動力電源喪失により機能喪失した場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系又は補給水系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。
- ・ 残留熱除去系海水ポンプの故障等又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、緊急用海水系とあわせて残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系、格納容器スプレイ冷却系又は原子炉停止時冷却系）により最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。
- ・ 格納容器の過圧破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置又は耐圧強化ベント系により、格納容器内の減圧及び除熱を行う。
- ・ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、MCCIによる格納容器の破損を防止するため、格納容器下部注水系（常設）、格納容器下部注水系（可搬型）、消火系又は補給水系によりペDESTAL（ドライウェル部）へ注水する。
- ・ 格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による格

格納容器の破損を防止するために原子炉運転中の格納容器内は不活性ガス（窒素）置換により格納容器内雰囲気の不活性化状態になっているが、炉心の著しい損傷が発生し、ジルコニウム－水反応並びに水の放射線分解による水素及び酸素の発生によって可燃限界を超えるおそれがある場合は、可燃性ガス濃度制御系により水素又は酸素の濃度を抑制する。さらに、格納容器圧力逃がし装置により水素ガスを格納容器外に排出する手段を有している。

ニ．使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等

使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順については、(k)項、(m)項及び(n)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・ 使用済燃料プールの状態を監視するため、使用済燃料プール水位・温度、使用済燃料プールエリア放射線モニタ及び使用済燃料プール監視カメラを使用する。
- ・ 使用済燃料プールの注水機能の喪失又は使用済燃料プールからの水の漏えい、その他の要因により使用済燃料プールの水位が低下した場合は、常設低圧代替注水系ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、補給水系又は消火系による使用済燃料プール注水により、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽する。
- ・ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により使

用済燃料プールの水位維持が行えない場合は、常設低圧代替注水系ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプによる使用済燃料プールスプレイにより、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出を可能な限り低減させる。

- ・燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系による使用済燃料プール冷却機能が喪失した場合、代替燃料プール冷却系により使用済燃料プールの除熱を実施する。

ホ．放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等

炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順については、(j)項、(l)項及び(m)項に該当する手順等を含むものとして整備する。

放射性物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手段は次のとおりとする。

- ・原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合、可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲により原子炉建屋へ放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する。
- ・その際、放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、汚濁防止膜を設置することにより、汚染水の海洋への拡散抑制を行う。

- (b) 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

イ．重大事故等対策に係る手順

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、原子炉を冷却するための設計基準事故対処設備が有する機能は、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による注水機能である。

これらの機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却する対処設備及び手順を整備する。

ロ．大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時における原子炉を冷却するための手順の例を次に示す。（第2.1.6表参照）

- ・ 高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系による冷却機能が喪失した場合、中央制御室又は現場手動による高圧代替注水系の起動により原子炉の冷却を行う。
- ・ 全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継続に必要な直流電源を所内常設直流電源設備により給電している場合は、所内常設直流電源設備の蓄電池が枯渇する前に代替交流電源設備（常設又は可搬型）又は代替直流電源設備（常設又は可搬型）により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流電源を確保して原子炉へ注水する。

第 2.1.6 表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.2)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／13）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における原子炉隔離時冷却による原子炉注水）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	原子炉隔離時冷却系による原子炉注水	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				原子炉隔離時冷却系ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
		関連設備		原子炉圧力容器	重大事故等対処設備	
				原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁・ストレーナ 所内常設直流電源設備※ ² 非常用交流電源設備※ ² 燃料補給設備※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／13）

（重大事故等対応設備（設計基準拡張）における高圧炉心スプレイ系による原子炉注水）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	—	高圧炉心スプレイ系による原子炉注水	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対応設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				高圧炉心スプレイ系ポンプ	重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器	重大事故等対応設備	
				高圧炉心スプレイ系配管・弁・ ストレーナ・スパージャ 燃料補給設備※2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル 発電機※2	重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／13）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロント ライン系故障	原子炉隔離時冷却系ポンプ 高圧炉心スプレイ系ポンプ	中央制御室からの 高圧代替注水系起動	主要 設備	常設高圧代替注水系ポンプ サプレッション・プール	重大 事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連 設備	高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 高圧代替注水系（注水系）配管・弁 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ 原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁 原子炉压力容器 常設代替直流電源設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ² 可搬型代替交流電源設備※ ² 可搬型代替直流電源設備※ ² 燃料補給設備※ ²	重大 事故等 対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※³ 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／13）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	原子炉隔離時冷却系ポンプ 高圧炉心スプレイ系ポンプ	現場での人力操作による高圧代替注水系起動	主要設備	常設高圧代替注水系ポンプ サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 高圧代替注水系（注水系）配管・弁 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ 原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁 原子炉圧力容器	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／13）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源） 所内常設直流電源設備（常設直流電源系統）	中央制御室からの 高圧代替注水系起動	主要設備	常設高圧代替注水系ポンプ サプレッション・プール	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 高圧代替注水系（注水系）配管・弁 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ 原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁 原子炉压力容器 常設代替直流電源設備※2 常設代替交流電源設備※2 可搬型代替交流電源設備※2 可搬型代替直流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等 対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／13）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常用デ ィーゼル発電機（全交流 動力電源） 所内常設直流電源設備 （常設直流電源系統）	現場での人力操作による 高圧代替注水系起動	主 要 設 備	常設高圧代替注水系ポンプ サプレッション・プール	重 大 事 故 等 対 処 設 備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関 連 設 備	高圧代替注水系（蒸気系）配 管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 高圧代替注水系（注水系）配 管・弁 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ ストレーナ 原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁 原子炉圧力容器	重 大 事 故 等 対 処 設 備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／13）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常用デ ィーゼル発電機（全交流 動力電源）	代替交流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				原子炉隔離時冷却系ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※2 可搬型代替交流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等対処設備	
				原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／13）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常用デ ィーゼル発電機（全交流 動力電源）	代替直流電源設備による原子炉隔離時冷却系への給電	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				原子炉隔離時冷却系ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉压力容器 常設代替直流電源設備※2 可搬型代替直流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等対処設備	
				原子炉隔離時冷却系（蒸気系） 配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／13）

（監視及び制御）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
監視 及び 制御 ※3	—	高圧代替注水系（中央制御室起動時）の監視計器	主要設備	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 広帯域） 原子炉水位（S A 燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力（S A） 高圧代替注水系系統流量 サブプレッション・プール水位	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				原子炉水位（狭帯域）	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／13）

（監視及び制御）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
監視 及び 制御 ※3	—	高圧代替注水系（現場起動時）の監視計器	主要設備	原子炉水位（広帯域） 原子炉水位（燃料域） 原子炉水位（S A 広帯域） 原子炉水位（S A 燃料域） 可搬型計測器	重大事故等対応設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				原子炉水位（狭帯域） 高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 高圧代替注水系ポンプ入口圧力 高圧代替注水系タービン入口圧力 高圧代替注水系タービン排気圧力	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（11／13）

（重大事故等の進展抑制）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等の進展抑制	—	ほう酸水注入系による原子炉注水 「ほう酸水注入」	主要設備	ほう酸水注入ポンプ ほう酸水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	ほう酸水注入系配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※2 可搬型代替交流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については，「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（12／13）

（重大事故等の進展抑制）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等の進展抑制	—	ほう酸水注入系による原子炉注水 「継続注水」	主要設備	ほう酸水注入ポンプ ほう酸水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	ほう酸水注入系配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※2 可搬型代替交流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等対処設備	
				純水系	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／13）

（重大事故等の進展抑制）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等の進展抑制	—	制御棒駆動水圧系による原子炉注水	主要設備	制御棒駆動水ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等
			関連設備	原子炉圧力容器	重大事故等対応設備	
				非常用交流電源設備※2 燃料補給設備※2	重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	
				制御棒駆動水圧系配管・弁 補給水系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 監視及び推定する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

(c) 「1.3原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準対象施設が有する原子炉の減圧機能は、逃がし安全弁による減圧機能である。

この機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための対処設備及び手順を整備する。

また、インターフェイスシステムLOCA発生時は、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷箇所を隔離することで原子炉冷却材の漏えいを抑制する。なお、損傷箇所が隔離できない場合は、逃がし安全弁による減圧で原子炉冷却材の漏えいを抑制する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に原子炉冷却圧力バウンダリを減圧するための手順の例を次に示す。（第2.1.7表参照）

- ・ 低圧で原子炉へ注水可能な系統又は低圧代替注水系による原子炉注水準備が完了した後、逃がし安全弁の手動操作により原子炉を

減圧する。

- ・ 常設直流電源喪失により逃がし安全弁の作動に必要な直流電源が喪失し，原子炉の減圧ができない場合，常設代替直流電源設備，可搬型代替直流電源設備及び逃がし安全弁用可搬型蓄電池により逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させ原子炉を減圧する。
- ・ 逃がし安全弁作動の作動に必要な逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの供給圧力が喪失した場合に，高圧窒素ガス供給系（非常用）により逃がし安全弁（自動減圧機能）の駆動源を確保し，逃がし安全弁（自動減圧機能）の機能を回復させ原子炉を減圧する。
- ・ 全交流動力電源喪失及び常設直流電源喪失により逃がし安全弁による原子炉の減圧機能が喪失した場合に，代替電源により逃がし安全弁の作動に必要な直流電源を確保し，逃がし安全弁の機能を復旧することで原子炉を減圧する。

第2.1.7表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.3)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障時	自動減圧系	原子炉減圧の自動化	主要設備	過渡時自動減圧機能 逃がし安全弁（過渡時自動減圧機能）※ ³	重大事故等対処設備	—※ ²
				逃がし安全弁（安全弁機能）	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	自動減圧機能用アキュムレータ 主蒸気系配管・クエンチャ	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロント ライン系故障時	自動減圧系	（逃がし安全弁による原子炉減圧①） 手動による原子炉減圧	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「急速減圧」 非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」 重大事故等対策要領
			関連設備	自動減圧機能用アキュムレータ 主蒸気系配管・クエンチャ 所内常設直流電源設備※4 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 常設代替直流電源設備※4 可搬型代替直流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障時	自動減圧系	（逃がし安全弁による減圧②） 手動による原子炉減圧	主要設備	逃がし安全弁（逃がし弁機能）	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」 重大事故等対策要領
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 所内常設直流電源設備※4 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 常設代替直流電源設備※4 可搬型代替直流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対応設備	
				逃がし弁機能用アキュムレータ	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障時	自動減圧系	(原子炉隔離時冷却系による減圧) 手動による原子炉減圧	主要設備	原子炉隔離時冷却系ポンプ	重大事故等対応設備 (設計基準拡張)	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「急速減圧」 重大事故等対策要領
				復水貯蔵タンク	自主対策設備	
			関連設備	所内常設直流電源設備※ ⁴	重大事故等対応設備	
				原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁	重大事故等対応設備 (設計基準拡張)	
				補給水系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障時	自動減圧系	(タービン・バイパス弁による原子炉減圧) 手動による原子炉減圧	主要設備	タービン・バイパス弁	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	タービン制御系	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／20）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障時	自動減圧系	代替逃がし安全弁駆動装置による原子炉減圧	主要設備	代替逃がし安全弁駆動装置 逃がし安全弁（逃がし弁機能）※5	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ	重大事故等対応設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	所内常設直流電源設備 （常設直流電源系統）	常設代替直流電源設備による 逃がし安全弁機能回復	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 自動減圧機能用アキュムレータ 常設代替直流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	所内常設直流電源設備 （常設直流電源系統）	可搬型代替直流電源設備による 逃がし安全弁機能回復	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 自動減圧機能用アキュムレータ 可搬型代替直流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

応手段，対応設備，手順書一覧（9／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障時	所内常設直流電源設備 （常設直流電源系統）	逃がし安全弁用可搬型蓄電池による 逃がし安全弁機能回復	主要設備	逃がし安全弁用可搬型蓄電池 逃がし安全弁（自動減圧機能）※6	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 自動減圧機能用アキュムレータ	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	—	高圧窒素ガス供給系（非常用） による窒素確保	主要設備	高圧窒素ガスポンペ 逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	自動減圧機能用アキュムレータ 高圧窒素ガス供給系（非常用）配管・弁	重大事故等対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障時	—	可搬型窒素供給装置（小型） による窒素確保	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
				可搬型窒素供給装置（小型）	自主対策設備	
			関連設備	自動減圧機能用アキュムレータ 高圧窒素ガス供給系（非常用）配管・弁 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	外部電源系及び非常用 ディーゼル発電機等 （全交流動力電源） 所内常設直流電源設備 のうち蓄電池及び充電 器（常設直流電源）	代替直流電源設備 による復旧①	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替直流電源設備※ ⁴ 可搬型代替直流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機等（全交流動力電源）	代替直流電源設備による復旧②	主要設備	逃がし安全弁（逃がし弁機能）	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
	所内常設直流電源設備のうち蓄電池及び充電器（常設直流電源）		関連設備	常設代替直流電源設備※ ⁴ 可搬型代替直流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（14／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	外部電源系及び非常用 ディーゼル発電機等 （全交流動力電源） 所内常設直流電源設備 のうち蓄電池（常設直 流電源）	代替交流電源設備 による復旧①	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要
について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（15／20）

（サポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障時	外部電源系及び非常用 ディーゼル発電機等 （全交流動力電源） 所内常設直流電源設備 のうち蓄電池（常設直 流電源）	代替交流電源設備 による復旧②	主要設備	逃がし安全弁（逃がし弁機能）	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「急速減圧」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要
について」にて整理する。

※² 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※³ 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※⁵ 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※⁶ 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※⁷ 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（16／20）

（格納容器破損の防止）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
格納容器破損の防止	—	炉心損傷時における高圧溶融物放出／ 格納容器雰囲気直接加熱の防止①	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 自動減圧機能用アキュムレータ	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（17／20）

（格納容器破損の防止）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
格納容器破損の防止	—	炉心損傷時における 格納容器雰囲気直接加熱の防止②	主要設備	逃がし安全弁（逃がし弁機能）	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ	重大事故等対処設備	
				逃がし弁機能用アキュムレータ	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（18／20）

（インターフェイスシステム L O C A 発生時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
インターフェイスシステム L O C A 発生時	—	インターフェイスシステム L O C A 発生時の対応①	主要設備	逃がし安全弁（自動減圧機能）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「二次格納施設制御」等
				高圧炉心スプレイ系注入弁 原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁 低圧炉心スプレイ系注入弁 残留熱除去系 A 系注入弁 残留熱除去系 B 系注入弁 残留熱除去系 C 系注入弁	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ 自動減圧機能用アキュムレータ	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B 及び C が対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S 及び V が対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（19／20）

（インターフェイスシステム L O C A 発生時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		整備する手順書※ ¹
インターフェイスシステム L O C A 発生時	—	インターフェイスシステム L O C A 発生時の対応②	主要設備	高圧炉心スプレイ系注入弁 原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁 低圧炉心スプレイ系注入弁 残留熱除去系 A 系注入弁 残留熱除去系 B 系注入弁 残留熱除去系 C 系注入弁	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）
				逃がし安全弁（逃がし弁機能）	自主対策設備
			関連設備	主蒸気系配管・クエンチャ	重大事故等 対処設備
				逃がし弁機能用アキュムレータ	自主対策設備
非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「二次格納施設制御」等					

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B 及び C が対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S 及び V が対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（20／20）

（逃がし安全弁が作動可能な環境条件）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
逃がし安全弁が作動可能な環境条件	—	逃がし安全弁の背圧対策	主要設備	高圧窒素ガスポンペ	重大事故等対処設備	—※ ⁷
			関連設備	高圧窒素ガス供給系（非常用）配管・弁	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 過渡時自動減圧機能は，運転員による操作不要の減圧機能である。

※3 逃がし安全弁（自動減圧機能）B及びCが対象である。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5 逃がし安全弁（逃がし弁機能）A，G，S及びVが対象である。

※6 逃がし安全弁（自動減圧機能）のうち2個が対象である。

※7 選定される重大事故等の環境条件においても確実に逃がし安全弁を作動させることができるよう，あらかじめ供給圧力を設定している。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

- (d) 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態において、原子炉を冷却するための設計基準事故対処設備が有する機能は、残留熱除去系（低圧注水系）及び低圧炉心スプレイ系による注水機能である。

また、原子炉を長期的に冷却するための設計基準事故対処設備が有する機能は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による崩壊熱除去機能である。

これらの機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却する対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時における原子炉を冷却するための手順の例を次に示す。（第2.1.8表参照）

- ・ 残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ及び低圧炉心スプレイ系

ポンプが故障により原子炉注水ができない場合は、低圧代替注水系（常設）、低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系及び補給水系により原子炉へ注水する。

第2.1.8表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.4)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／27）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（低圧注水系）による原子炉注水）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系（低圧注水系） による原子炉注水	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
		関連設備		原子炉圧力容器	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ 非常用交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／27）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における低圧炉心スプレイ系による原子炉注水）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	低圧炉心スプレイ系による原子炉注水	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				低圧炉心スプレイ系ポンプ 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
		関連設備		原子炉圧力容器	重大事故等対処設備	
				低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ 非常用交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／27）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等 対処設備（設計基準拡張）	—	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱	主要設備	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「減圧冷却」 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系配管・弁 再循環系配管・弁 非常用交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	低圧代替注水系（常設）による原子炉注水	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※ ³	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	低圧代替注水系（可搬型） による原子炉注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※ ³ 代替淡水貯槽※ ³	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパージャ 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	代替循環冷却系による原子炉注水①	主要設備	残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				代替循環冷却系ポンプ	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	代替循環冷却系による原子炉注水②	主要設備	残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				代替循環冷却系ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	消火系による原子炉注水	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／27）

（原子炉運転中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ	補給水系による原子炉注水	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／27）

（原子炉運転中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（低圧注水系） 復旧後の原子炉注水①	主要設備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ （海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／27）

（原子炉運転中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（低圧注水系）復旧後の原子炉注水②	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ （海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
		関連設備		原子炉圧力容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／27）

（原子炉運転中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	低圧炉心ス プレイ系復旧後の原子炉注水①	主要設備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				低圧炉心スプレイ系ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				低圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／27）

（原子炉運転中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	低圧炉心ス プレイ系復旧後の原子炉注水②	主 要 設 備	サプレッション・プール	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				低圧炉心スプレイ系ポンプ（海水冷 却）	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策 設備	
			関 連 設 備	原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				低圧炉心スプレイ系配管・弁・スト レーナ	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要
について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（14／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	低圧代替注水系（常設） による残存溶融炉心の冷却	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（15／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	低圧代替注水系（可搬型） による残存溶融炉心の冷却	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパー ージャ 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（16／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却①	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（17／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却②	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレ－ナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（18／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	消火系による残存溶融炉心の冷却	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（19／27）

（溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	補給水系による残存溶融炉心の冷却	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－4」 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（20／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロント ライン系故障	残留熱除去系(原子炉 停止時冷却系)ポンプ	低圧代替注水系（常設） による原子炉注水	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（21／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（原子炉 停止時冷却系）ポンプ	低圧代替注水系（可搬型） による原子炉注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパー ージャ 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（22／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系(原子炉停止時冷却系)ポンプ	代替循環冷却系による原子炉注水①	主要設備	残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				代替循環冷却系ポンプ	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレータ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（23／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ	代替循環冷却系による原子炉注水②	主要設備	残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
				代替循環冷却系ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（24／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ	消火系による原子炉注水	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（25／27）

（原子炉運転停止中のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ	補給水系による原子炉注水	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「水位確保」等 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁 非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（26／27）

（原子炉運転停止中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） 復旧後の原子炉除熱①	主要設備	緊急用海水ポンプ※2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「減圧冷却」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁 再循環系配管・弁	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（27／27）

（原子炉運転停止中のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）復旧後の原子炉除熱②	主要設備	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「減圧冷却」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策設備	
			関連設備	原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁 再循環系配管・弁	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

(e) 「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能は、残留熱除去系（原子炉停止時冷却系，サプレッション・プール冷却系及び格納容器スプレイ冷却系）及び残留熱除去系海水系による除熱機能である。

これらの機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ輸送するための対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を緩和するため、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順，中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう，現場にてプラントパラメータを監視するための手順，可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順の例を次に示す。（第 2.1.9 表参照）

- ・ 残留熱除去系（原子炉停止時冷却系，サプレッション・プール冷却系及び格納容器スプレイ冷却系）ポンプが故障により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には，格納容器圧力逃がし装置及び耐圧強化ベント系により最終ヒートシンクへ熱を輸

送する。

- ・ 残留熱除去系海水系の機能喪失又は全交流動力電源喪失により最終ヒートシンクへ熱を輸送できない場合には、緊急用海水系により最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する手段を確保する。緊急用海水系と合わせて残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブプレッション・プール冷却系又は格納容器スプレイ冷却系）により最終ヒートシンク（海洋）へ熱を輸送する。なお、全交流動力電源喪失により残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブプレッション・プール冷却系及び格納容器スプレイ冷却系）ポンプが起動できない場合には、常設代替交流電源設備により緊急用M/Cを受電した後、緊急用M/CからM/C 2 C又はM/C 2 Dへ電源を供給することにより残留熱除去系（原子炉停止時冷却系、サブプレッション・プール冷却系及び格納容器スプレイ冷却系）を復旧する。

第2.1.9表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.5)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／9）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）による原子炉除熱）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系（原子炉停止時冷却系） による原子炉除熱	主要設備	残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「減圧冷却」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（原子炉停止時冷却系）ポンプ※2 残留熱除去系海水ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
		関連設備		原子炉圧力容器	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁 再循環系配管・弁 非常用交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／9）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）によるサプレッション・プール水の除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系） によるサプレッション・プール水の除熱	主要設備	サプレッション・プール 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「S／P温度制御」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サプレッション・プール冷却系）ポンプ※3 残留熱除去系海水ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	格納容器	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ 非常用交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／9）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内の除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系） による格納容器内の除熱	主要設備	サプレッション・プール 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「S／P温度制御」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ※3 残留熱除去系海水ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	格納容器	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ スプレイヘッド 非常用交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／9）

（重大事故等対応設備（設計基準拡張）における残留熱除去系海水系による除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等 対応設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系海水系による除熱	主要設備	残留熱除去系熱交換器	重大事故等 対応設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「S／P温度制御」等 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ	重大事故等 対応設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	貯留堰 取水路	重大事故等 対応設備	
				残留熱除去系海水系配管・弁・海水 ストレーナ 非常用交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等 対応設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／9）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系 （原子炉停止時冷却系，サブプレッション・プール冷却系及び格納容器スプレイ冷却系）ポンプ	格納容器内の減圧及び除熱	主要設備	フィルタ装置 圧力開放板 可搬型窒素供給装置※5 フィルタ装置遮蔽 配管遮蔽 第二弁操作室遮蔽 第二弁操作室空気ポンプユニット（空気ポンベ） 第二弁操作室空気ポンプユニット（配管・弁）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「PCV圧力制御」等 重大事故等対策要領
			関連設備	移送ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ 不活性ガス系配管・弁 耐圧強化ベント系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 格納容器 真空破壊弁（S／C→D／W） 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 可搬型代替直流電源設備※5 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／9）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フ ロ ン ト ラ イ ン 系 故 障	残留熱除去系 （原子炉停止時冷却 系，サプレッション・プ ール冷却系及び格納容 器スプレイ冷却系）ポ ンプ	格 納 容 器 内 の 減 圧 及 び 除 熱	耐 圧 強 化 ベ ン ト 系 に よ る	不活性ガス系配管・弁 耐圧強化ベント系配管・弁 原子炉建屋ガス処理系配管・弁 格納容器 真空破壊弁（S／C→D／W） 非常用ガス処理系排気筒 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重 大 事 故 等 対 処 設 備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「PCV圧力制御」等 重大事故等対策要領

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／9）

（フロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フ ロ ン ト ラ イ ン 系 故 障	残留熱除去系 （原子炉停止時冷却 系，サブプレッション・プ ール冷却系及び格納容 器スプレイ冷却系）ポ ンプ	遠 隔 人 力 操 作 機 構 に よ る 現 場 操 作	主 要 設 備	遠隔人力操作機構※4	重 大 事 故 等 対 処 設 備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「PCV圧力制御」等 重大事故等対策要領

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要
について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整
備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／9）

（サポート系故障）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
サ ポ ー ト 系 故 障	残留熱除去系海水系 外部電源系及び非常用 ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	緊急用海水系による除熱	主要設備	緊急用海水ポンプ 緊急用海水ストレーナ 残留熱除去系熱交換器	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「S／P温度制御」等 重大事故等対策要領
			関連設備	緊急用海水系配管・弁 残留熱除去系海水系配管・弁 緊急用海水ポンプピット 緊急用海水取水塔 S A用海水ピット 海水引込み管 S A用海水ピット取水塔 緊急用海水ポンプピット 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等 対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／9）

（サポート系故障）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
サポート系故障	残留熱除去系海水系 外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替残留熱除去系海水系による除熱	主要設備	残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース） 「S／P温度制御」等 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策設備	
			関連設備	残留熱除去系海水系配管・弁 S A用海水ピット取水塔 海水引込み管 S A用海水ピット 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

(f) 「1.6 格納容器内の冷却等のための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

設計基準事故対処設備が有する格納容器内の冷却機能は、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）による格納容器内の除熱機能である。

この機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、格納容器内の圧力及び温度を低下させる対処設備及び手順を整備する。

また、炉心の著しい損傷が発生した場合においても格納容器内の破損を防止するため、格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷及び格納容器の破損を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に格納容器内を冷却するための手順の例を次に示す。（第2.1.10表参照）

- ・ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプが故障により機能喪失した場合は、代替格納容器スプレイ冷却系（常設）、代替格納容器スプレイ冷却系（可

搬型），代替循環冷却系，消火系及び補給水系により格納容器内を冷却する。

- ・ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）が全交流動力電源により使用できない場合には，常設代替交流電源設備により緊急用M/Cを受電した後，緊急用M/CからM/C 2 C又はM/C 2 Dへ電源を供給するとともに，残留熱除去系海水ポンプ，緊急用海水ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプで冷却水を確保することにより，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）を復旧する。
- ・ 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）が残留熱除去系海水系機能喪失により使用できない場合には，緊急用海水系ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプで冷却水を確保することにより，残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）を復旧する。

第2.1.10表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.6)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／24）

（重大事故等対処設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内の除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
重大事故等対処設備（設計基準拡張）	—	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器内の除熱	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
		関連設備	格納容器		重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッド 非常用交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／24）

（重大事故等対応設備（設計基準拡張）における残留熱除去系（サブプレッショ
ン・プール冷却系）によるサブプレッション・プール水の除熱）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	—	残留熱除去系（サブプレッ ション・プール冷却系） によるサブプレッション・プ ール水の除熱	主要設備	サブプレッション・プール	重大事故等対応設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 格納容器制御 「S／P温度制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サブプレッ ション・プール冷却系）ポン プ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	格納容器	重大事故等対応設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ 非常用交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対応設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器内の冷却	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※ ³	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁 残留熱除去系（B）配管・弁・スプレイヘッド 格納容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロント ライン系故障	残留熱除去系（格納 容器スプレイ冷却系 及びサプレッショ ン・プール冷却系） ポンプ	代替格納容器ス プレイ冷却系（可搬型） による格納容器内 の冷却	主要 設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大 事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
			関連 設備	低圧代替注水系配管・弁 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・スプレ イヘッド 残留熱除去系（B）配管・弁・スプレ イヘッド 格納容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大 事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大 事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロント ライン系故障	残留熱除去系（格納 容器スプレイ冷却系 及びサブプレッショ ン・プール冷却系） ポンプ	代替循環冷却系による格納容器内の除熱①	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サブプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・スト レーナ・スプレイヘッダ 格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替循環冷却系による格納容器内の除熱②	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サブプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ 格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	消火系による格納容器内の冷却	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁・スプレーヘッド 非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロント ライン系故障	残留熱除去系（格納 容器スプレイ冷却系 及びサブプレッショ ン・プール冷却系） ポンプ	補給水系による格納容器内の冷却	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁・スプレ イヘッド 非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主対策設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／24）

（炉心損傷前のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	ドライウエル内ガス冷却装置による格納容器内の除熱	主要設備	ドライウエル内ガス冷却装置送風機 ドライウエル内ガス冷却装置冷却コイル	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「D／W温度制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				原子炉補機冷却水系	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／24）

（炉心損傷前のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系） 復旧後の格納容器内の除熱①	主要設備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッド	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／24）

（炉心損傷前のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系） 復旧後の格納容器内の除熱②	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「PCV圧力制御」 「D/W温度制御」 「S/P温度制御」 「S/P水位制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
		関連設備		格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッド	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／24）

（炉心損傷前のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サポート系故障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（サブプレッ ション・プール冷却系） 復旧後のサブプレッ ション・プール水の除熱①	主要設備	サブプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「S／P温度制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サブプレッション・プ ール冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
		関連設備		格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／24）

（炉心損傷前のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（サブプレッ ション・プール冷却系） 復旧後のサブプレッ ション・プール水の除熱②	主要 設備	サブプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 格納容器制御 「S／P温度制御」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サブプレッション・プ ール冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主 対策設備	
		関連 設備		格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（14／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器内の冷却	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－2」， 「除熱－3」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁 残留熱除去系（B）配管・弁・スプレイヘッダ 格納容器 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（15／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器内の冷却	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－2」， 「除熱－3」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・スプレイヘッダ 残留熱除去系（B）配管・弁・スプレイヘッダ 格納容器 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※4	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（16／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替循環冷却系による格納容器内の除熱①	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サブプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－2」， 「除熱－3」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ 格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（17／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	代替循環冷却系による格納容器内の除熱②	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サブプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－2」， 「除熱－3」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ 格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（18／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	消火系による格納容器内の冷却	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－１」， 「除熱－２」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（Ｂ）配管・弁・スプレーヘッド 非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（19／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	補給水系による格納容器内の冷却	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－１」， 「除熱－２」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器 常設代替交流電源設備※ ⁴ 可搬型代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系（Ｂ）配管・弁・スプレーヘッド 非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主対策設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（20／24）

（炉心損傷後のフロントライン系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
フロントライン系故障	残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系及びサブプレッション・プール冷却系）ポンプ	ドライウエル内ガス冷却装置による格納容器内の除熱	主要設備	ドライウエル内ガス冷却装置送風機 ドライウエル内ガス冷却装置冷却コイル	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－１」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				非常用交流電源設備※ ⁴	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
				原子炉補機冷却水系	自主対策設備	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（21／24）

（炉心損傷後のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（格納容器スプレ イ冷却系）復旧後の格納容器内 の除熱①	主 要 設 備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデン ト） 「除熱－１」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレ イ冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
			関 連 設 備	格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレー ナ・スプレイヘッダ	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（22／24）

（炉心損傷後のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系） 復旧後の格納容器内の除熱②	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデ ント） 「除熱－１」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主対策設備	
		関連設備		格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッド	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（23／24）

（炉心損傷後のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（サブ プレッション・プー ル冷却系） 復旧後のサブプレ ッション・プール水 の除熱①	主 要 設 備	サブプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデン ト） 「除熱－１」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サブプレッション・プ ール冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関 連 設 備	格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（24／24）

（炉心損傷後のサポート系故障時）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
サ ポ ー ト 系 故 障	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源） 残留熱除去系海水系	残留熱除去系（サブプレッ ション・プール冷却系） 復旧後のサブプレッ ション・プール水の除熱②	主要 設備	サブプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデン ト） 「除熱－１」， 「除熱－３」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系（サブプレッション・プ ール冷却系）ポンプ（海水冷却） 残留熱除去系熱交換器	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				可搬型代替注水大型ポンプ※ ²	自主 対策 設備	
		関連 設備		格納容器 非常用取水設備※ ² 常設代替交流電源設備※ ⁴ 燃料補給設備※ ⁴	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

(g) 「1.7 格納容器の過圧破損を防止するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器内の圧力及び温度を低下させる対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷が生じた場合において格納容器の破損を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に格納容器の過圧破損を防止するための手順の例を次に示す。（第2.1.11表参照）

- ・炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器の破損を防止するため、格納容器圧力逃がし装置により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。
- ・炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器の破損を防止するため、代替循環冷却系により格納容器内の圧力及び温度を低下させる。

第2.1.11表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.7)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
格納容器の過圧破損防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱①	主要設備	フィルタ装置 第一弁（S／C側） 第一弁（D／W側） 第二弁 第二弁バイパス弁 圧力開放板	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－3」， 「放出」 重大事故等対策要領
			関連設備	第二弁操作室遮蔽 第二弁操作室空気ポンベユニット（空気ポンベ） 差圧計 遠隔人力操作機構 可搬型窒素供給装置 フィルタ装置遮蔽 配管遮蔽 移送ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3 不活性ガス系配管・弁 耐圧強化ベント系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 格納容器 真空破壊弁 窒素供給配管・弁 第二弁操作室空気ポンベユニット（配管・弁） 移送配管・弁 補給水配管・弁 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 常設代替直流電源設備※4 可搬型代替直流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
格納容器の過圧破損防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱②	主要設備	フィルタ装置 第一弁（S／C側） 第一弁（D／W側） 第二弁 第二弁バイパス弁 圧力開放板	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－3」， 「放出」 重大事故等対策要領
				第一弁（S／C側）バイパス弁 第一弁（D／W側）バイパス弁	自主対策設備	
			関連設備	第二弁操作室遮蔽 第二弁操作室空気ボンベユニット（空気ボンベ） 差圧計 遠隔人力操作機構 可搬型窒素供給装置 フィルタ装置遮蔽 配管遮蔽 移送ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3 不活性ガス系配管・弁 耐圧強化バント系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 格納容器 真空破壊弁 窒素供給配管・弁 第二弁操作室空気ボンベユニット（配管・弁） 移送配管・弁 補給水配管・弁 常設代替交流電源設備※4 可搬型代替交流電源設備※4 常設代替直流電源設備※4 可搬型代替直流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	
				淡水タンク※3	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／6）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
格納容器の過圧破損防止	—	遠隔人力操作機構による現場操作	主要設備	遠隔人力操作機構 第二弁操作室遮蔽 第二弁操作室空気ポンプユニット (空気ポンプ) 差圧計	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「除熱－1」， 「除熱－3」， 「放出」 重大事故等対策要領
		不活性ガス（窒素）による系統内の置換	主要設備	可搬型窒素供給装置	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 重大事故等対策要領
		格納容器負圧破損の防止	主要設備	可搬型窒素供給装置	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 重大事故等対策要領

※¹ 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※² 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※⁴ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
格納容器の過圧破損防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱①	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換（A） サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等対処設備	非常時運転手順Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－3」， 「放出」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ 残留熱除去系海水系（A）配管・弁 緊急用海水系配管・弁 非常用取水設備 原子炉圧力容器 格納容器 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／6）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
格納容器の過圧破損防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替循環冷却系による格納容器内の減圧及び除熱②	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換（A） サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順Ⅲ（シビアアクシデント） 「除熱－1」， 「除熱－3」， 「放出」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ・スプレイヘッダ 残留熱除去系海水系（A）配管・弁 非常用取水設備 原子炉圧力容器 格納容器 常設代替交流電源設備※4 燃料補給設備※4	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／6）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
格納容器の過圧破損防止	—	サブプレッ ション・プ ール水 pH 制御装置 による薬 液注入	主要 設備	薬液タンク 蓄圧タンク加圧用窒素ガスボンベ	自主 対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデ ント） 「放出」 重大事故等対策要領
			関連 設備	残留熱除去系（A）配管・弁・スプレ イヘッド サブプレッション・プール水 pH 制御 装置配管・弁	自主 対策 設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

(h) 「1.8 格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心・コンクリート相互作用による格納容器の破損を防止するため、ペDESTAL（ドライウエル部）の床面に落下した溶融炉心を冷却する対処設備及び手順を整備する。

また、溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても溶融炉心による格納容器の破損を緩和するため及び溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延させる又は防止するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順の例を次に示す。（第2.1.12表参照）

- ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、ペDESTAL（ドライウエル部）の床面に落下した溶融炉心を冷却するため、格納容器下部注水系（常設）、格納容器下部注水系（可搬型）、消火系及び補給水系によりペDESTAL（ドライウエル部）へ注水する。

- ・ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ペデスタル（ドライウェル部）の床面への落下を遅延又は防止するため、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系、低圧代替注水系（常設）低圧代替注水系（可搬型）、代替循環冷却系、消火系、補給水系及びほう酸水注入系により原子炉圧力容器へ注水する。

第2. 1. 12表 重大事故等対処設備と整備する手順(1. 8)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
ペDESTAL（ドライウエル部）の床面に落下した熔融炉心の冷却	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	格納容器下部注水系（常設）によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－3 a」， 「注水－3 b」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 格納容器下部注水系配管・弁 格納容器 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1. 0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1. 5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1. 13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1. 14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
ベデスタル（ドライウエル部）の床面に落下した熔融炉心の冷却	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル（ドライウエル部）への注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－3 a」， 「注水－3 b」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 格納容器下部注水系配管・弁 格納容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
ペDESTAL（ドライウエル部）の床面に落下した熔融炉心の冷却	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	消火系によるペDESTAL（ドライウエル部）への注水	主要設備	ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－3 a」， 「注水－3 b」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器下部注水系配管・弁 格納容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
ペデスタル（ドライウエル部）の床面に落下した溶融炉心の冷却	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	補給水系によるペデスタル（ドライウエル部）への注水	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主 対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－3 a」， 「注水－3 b」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器下部注水系配管・弁 格納容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大 事故 等 対 処 設 備	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主 対策 設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書 ^{※1}
溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水	主要設備	サプレッション・プール ^{※4}	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
				原子炉隔離時冷却系ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	原子炉圧力容器 所内常設直流電源設備 ^{※5} 常設代替交流電源設備 ^{※5} 可搬型代替交流電源設備 ^{※5} 燃料補給設備 ^{※5}	重大事故等対処設備	
				原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のベDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水	主要設備	常設高圧代替注水系ポンプ サプレッション・プール	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデン ト） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連設備	高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁 主蒸気系配管・弁 原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配 管・弁 高圧代替注水系（注水系）配管・弁 高圧炉心スプレイ系配管・弁・スト レーナ 原子炉隔離時冷却系（注水系）配 管・弁 原子炉圧力容器 常設代替直流電源設備※5 可搬型代替直流電源設備※5 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等 対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要
について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要
となる水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のベDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	低圧代替注水系（常設）による原子炉圧力容器への注水	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等対応設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対応設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のベDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパー ージャ 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のペデスタル（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水①	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
				残留熱除去系海水ポンプ※2	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のペDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水②	主要設備	代替循環冷却系ポンプ 残留熱除去系熱交換器（A） サプレッション・プール	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ※2	自主対策設備	
			関連設備	代替循環冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 非常用取水設備※2 常設代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書 ^{※1}
溶融炉心のペデスタル（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	消火系による原子炉圧力容器への注水	主要 設備	ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主 対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連 設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ^{※5} 可搬型代替交流電源設備 ^{※5} 燃料補給設備 ^{※5}	重大 事故等 対処 設備	
				残留熱除去系（B）配管・弁	重大 事故等 対処 設備 （設計 基準 拡張）	
				消火系配管・弁	自主 対策 設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／13）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のベDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常 用ディーゼル発電機 （全交流動力電源）	補給水系による原子炉圧力容器への注水	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主 対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデ ント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連設備	原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大 事故 等 対 処 設 備	
				残留熱除去系（B）配管・弁	重大 事故 等 対 処 設 備 （設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁 消火系配管・弁	自主 対策 設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／13）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
溶融炉心のベDESTAL（ドライウエル部）の床面への落下遅延・防止	外部電源系及び非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源）	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	主要設備	ほう酸水注入ポンプ ほう酸水貯蔵タンク	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－2」 重大事故等対策要領
			関連設備	ほう酸水注入系配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備※5 可搬型代替交流電源設備※5 燃料補給設備※5	重大事故等対処設備	

※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4 サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの水源切替手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※5 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

(i) 「1.9 水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順等」

イ．重大事故等対策に係る手順

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応により発生する水素及び水の放射線分解により発生する水素と酸素の反応による水素爆発により格納容器が破損することを防止するための対処設備及び手順を整備する。

ロ．大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても水素爆発による格納容器の破損を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に水素爆発による格納容器の破損を防止するための手順の例を次に示す。（第2.1.13表参照）

- ・ 残留熱除去系又は代替循環冷却系による格納容器内の除熱時において、格納容器内で発生する水素及び酸素の反応による水素爆発を防止するため、可搬型窒素供給装置により格納容器内を不活性化する。
- ・ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応により発生する水素、水の放射線分解により発生する水素と酸素を格納容器圧力逃がし装置により格納容器外に排出し、水素爆発による格納容器破損を防止する。

- ・ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウム－水反応により発生する水素，水の放射線分解により発生する水素と酸素が変動する可能性のある範囲にわたって水素濃度及び酸素濃度監視設備にて格納容器内の雰囲気ガスをサンプリングし，水素濃度及び酸素濃度を測定，及び監視する。

第2.1.13表 重大事故等対応設備と整備する手順(1.9)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
			主要設備			
水素爆発による格納容器の破損防止	—	不活性ガス系による格納容器内の不活性化	主要設備	不活性ガス系※2	—※3	—※2
			関連設備	格納容器	重大事故等対応設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対応設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
水素爆発による格納容器の破損防止	—	可搬型窒素供給装置による格納容器内の不活性化	主要設備	可搬型窒素供給装置※ ⁶	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「放出」 重大事故等対策要領
			関連設備	格納容器 不活性ガス系配管・弁	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要 について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
水素爆発による格納容器の破損防止	—	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の水素及び酸素の排出	主要設備	格納容器圧力逃がし装置※ ⁵	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「放出」 重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※ ⁶ ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※ ⁶ ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ 常設代替直流電源設備※ ⁶ ・緊急用直流 125V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備※ ⁶ ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※ ¹
水素爆発による格納容器の破損防止	—	可燃性ガス濃度制御系による格納容器内の水素濃度制御	主要設備	可燃性ガス濃度制御系ブロワ 可燃性ガス濃度制御系加熱器 可燃性ガス濃度制御系再結合器 可燃性ガス濃度制御系冷却器	自主 対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「除熱－１」， 「除熱－３」， 「放出」
			関連設備	非常用交流電源設備※ ⁶ ・非常用ディーゼル発電機 ・燃料移送ポンプ ・燃料デイトンク ・非常用ディーゼル発電機用 海水ポンプ	重大 事故等 対処 設備 （設計 基準 拡張）	
				可燃性ガス濃度制御系配管・弁	自主 対策 設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
水素爆発による格納容器の破損防止	—	格納容器内水素濃度（S A） による格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	主要設備	格納容器内水素濃度（S A） 格納容器内酸素濃度（S A）	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「放出」
			関連設備	常設代替交流電源設備※6 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※6 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要 について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
水素爆発による格納容器の破損防止	—	格納容器雰囲気モニタによる格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視	主要設備	緊急用海水ポンプ※4	重大事故等 対処設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「放出」
				残留熱除去系海水ポンプ※4	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	
				格納容器雰囲気モニタ 可搬型代替注水大型ポンプ※4	自主対策 設備	
			関連設備	常設代替交流電源設備※6 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※6 ・非常用ディーゼル発電機 ・燃料移送ポンプ ・燃料デイトンク ・非常用ディーゼル発電機用 海水ポンプ	重大事故等 対処設備 （設計基準 拡張）	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／7）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
水素爆発による格納容器の破損防止	—	代替電源設備による給電	主要設備	格納容器圧力逃がし装置 格納容器内水素濃度（S A） 格納容器内酸素濃度（S A）	重大事故等対処設備	—
			関連設備	常設代替交流電源設備※6 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※6 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：原子炉運転中は格納容器内雰囲気の不活性ガス系により常時不活性化している。

※3：不活性ガス系は設計基準対象施設であり，重大事故等が発生した際に使用するものではないため，重大事故等対処設備とは位置づけない。

※4：手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※5：手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※6：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

(j) 「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器内で発生した水素が原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても、水素爆発による原子炉建屋原子炉棟の損傷を防止するための対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても水素爆発による原子炉建屋原子棟の損傷を緩和するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に水素爆発による原子炉建屋原子炉棟の損傷を防止するための手順の例を次に示す。（第2.1.14表参照）

- ・炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋原子炉棟6階天井付近の水素濃度を原子炉建屋水素濃度により監視する。
- ・原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素が静的触媒式水素再結合器で処理しきれず、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が上昇し、原子炉建屋6階天井付近の水素濃度指示値が3%に到達した場合は、原子炉建屋原子炉棟内での水素爆発を防止するため、原子炉建屋原子炉棟ベントにより水素の排出を実施する。

- ・また、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器雰囲気温度の上昇継続を確認した場合は、格納容器トップヘッドフランジからの水素漏えいを抑制するため、格納容器頂部注水系（常設）又は格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水を実施する。

第2.1.14表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.10)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／2）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書
水素濃度制御による原子炉建屋原子炉棟の損傷防止	—	静的触媒式水素再結合器 による水素濃度抑制	主要設備	静的触媒式水素再結合器※ ¹ 静的触媒式水素再結合器動作監視装置	重大事故等 対処設備	—※ ¹
			関連設備	—	—	
		原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度監視	主要設備	原子炉建屋水素濃度	重大事故等 対処設備	—
			関連設備	—	—	
		代替電源設備による 必要な設備への給電	主要設備	原子炉建屋水素濃度	重大事故等 対処設備	—※ ³
			関連設備	常設代替直流電源設備※ ³ 常設代替交流電源設備※ ³ 可搬型代替交流電源設備※ ³ 可搬型代替直流電源設備※ ³ 燃料補給設備※ ³	重大事故等 対処設備	
格納容器外への水素漏えい抑制	—	格納容器頂部注水系（常設）による 原子炉ウエルへの注水	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※ ²	自主対策 設備	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－1」， 「注水－4」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 原子炉ウエル 常設代替交流電源設備※ ³ 燃料補給設備※ ³	重大事故等 対処設備	
				格納容器頂部注水系配管・弁	自主対策 設備	

※¹ 静的触媒式水素再結合器は，運転員による操作不要の水素濃度制御設備である。

※² 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／2）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備			整備する手順書
格納容器外への水素漏えい抑制	—	格納容器頂部注水系（可搬型）による 原子炉ウエルへの注水（淡水／海水）	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※ ³ 代替淡水貯槽※ ²	設備 自主対策	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「注水－１」， 「注水－４」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 原子炉ウエル 常設代替交流電源設備※ ³ 可搬型代替交流電源設備※ ³ 燃料補給設備※ ³	対処設備 重大事故等	
				格納容器頂部注水系配管・弁	設備 自主対策	
水素排出による原子炉建屋 原子炉棟の損傷防止	—	原子炉建屋原子炉棟ベント による水素の排出	主要設備	原子炉建屋原子炉棟ベント弁	設備 自主対策	非常時運転手順書Ⅲ （シビアアクシデント） 「水素」 重大事故等対策要領
			関連設備	—	—	

※¹ 静的触媒式水素再結合器は，運転員による操作不要の水素濃度制御設備である。

※² 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※³ 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

(k) 「1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備及び手順を整備する。

また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対応設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に使用済燃料プールを冷却するための手順の例を次に示す。（第2. 1. 15表参照）

- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時に、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）、補給水系及び消火系を使用した使用済燃料プール注水により冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する。
- ・使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時に、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プールのスプレイ、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プールのスプレイ及び可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プールのスプレイにより使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する。
- ・使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合に、緊急用海水系又は可搬型代替注水大型ポンプで冷却水を確保することにより、代替燃料プール冷却系にて使用済燃料プールを冷却する。

（添付資料2. 1. 12）

第2.1.15表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.11)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
又は使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時， 又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	常設低圧代替注水系ポンプ （注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水系	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
又は使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時， 又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	可搬型代替注水大型ポンプ （注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時， 又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	補給水系による使用済燃料プール注水	主要設備	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等 対処設備	
				非常用交流電源設備※4 ・非常用ディーゼル発電機 ・燃料移送ポンプ ・燃料デイトank ・非常用ディーゼル発電機用 海水ポンプ	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	
				補給水系配管・弁	自主対策設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	（消火栓を使用した使用済燃料プール注水の場合）	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プール	重大事故等対応設備	
				消火系配管・弁・ホース	自主対策設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時， 又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	消火系による使用済燃料プール注水 （残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プール注水の場合）	主要設備	電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	
				残留熱除去系配管・弁 残留熱除去系（B）配管・弁 燃料プール冷却浄化系配管・弁 非常用交流電源設備※4 ・非常用ディーゼル発電機 ・燃料移送ポンプ ・燃料デイトンク ・非常用ディーゼル発電機用 海水ポンプ	重大事故等対処設備 （設計基準拡張）	
				消火系配管・弁	自主対策設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プール 又は使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時， 又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時	—	漏えい抑制	主要設備	サイフォン防止機能	重大事故等対処設備	— ※5

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要 について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（7／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	—	常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プールのスプレイ	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽※3 常設スプレイヘッダ	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （微候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（8／15）

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	—	(常設スプレイヘッダ) 可搬型代替注水大型ポンプ による代替燃料プール注水系 スプレイ	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3 常設スプレイヘッダ	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 サイフォン防止機能 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用 燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要 について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（9／15）

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	—	(可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールスプレイ	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※3 代替淡水貯槽※3 可搬型スプレイノズル	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プール 燃料補給設備※4 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（10／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	—	漏えい緩和	主要設備	シール材 接着剤 ステンレス鋼板 吊り降ろしロープ	※6 —	重大事故等対策要領

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（11／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時	—	大気への拡散抑制	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ※2 放水砲※2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	燃料補給設備※4 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要 について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（12／15）

分類	機能喪失を想定する設計基準対象施設	対応手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等時における使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 使用済燃料プール温度 燃料取替フロア燃料プールエリア放射線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ	使用済燃料プールの監視	主要設備	使用済燃料プール水位・温度（S A 広域） 使用済燃料プール温度（S A） 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） 使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む）	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ 常設代替直流電源設備※4 ・緊急用直流125V蓄電池 可搬型代替直流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

□：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（13／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等時における使用済燃料プールの監視	—	代替電源による給電	主要設備	使用済燃料プール水位・温度（SA広域） 使用済燃料プール温度（SA） 使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） 使用済燃料プール監視カメラ（使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む）	重大事故等対処設備	—
			関連設備	常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ 常設代替直流電源設備※4 ・緊急用直流125V蓄電池 可搬型代替直流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（14／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等時における使用済燃料プールの冷却	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却①	主要設備	代替燃料プール冷却系ポンプ 代替燃料プール冷却系熱交換器 緊急用海水ポンプ	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プールスキマサージタンク 代替燃料プール冷却系配管・弁 燃料プール冷却浄化系配管・弁 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（15／15）

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対応設備			整備する手順書※1
重大事故等時における使用済燃料プールの冷却	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 （使用済燃料プール水の冷却及び補給）	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却②	主要設備	代替燃料プール冷却系ポンプ 代替燃料プール冷却系熱交換器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ （徴候ベース） 「使用済燃料プール制御」 重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策設備	
			関連設備	サイフォン防止機能 使用済燃料プール スキマサージタンク 代替燃料プール冷却系配管・弁 燃料プール冷却浄化系配管・弁 常設代替交流電源設備※4 ・常設代替高圧電源装置 ・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置用燃料 移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備※4 ・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型設備用軽油タンク ・タンクローリ	重大事故等対処設備	

※1：整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について」にて整理する。

※2：手順については「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

※3：手順については「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。

※4：手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※5：本対応手段については，操作及び確認を必要としないため，手順書として整備しない。

※6：使用済燃料プール水の漏えい緩和に用いるための資機材と位置づける。

■：自主的に整備する対応手段を示す。

(1) 「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」

イ．重大事故等対策に係る手順

炉心の著しい損傷及び格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するための対処設備及び手順を整備する。

ロ．大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても原子炉施設外への放射性物質の拡散を抑制するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に原子炉施設外への放射性物質の拡散を抑制するための手順の例を次に示す。（第2.1.16表参照）

- ・炉心の著しい損傷及び格納容器の破損のおそれ又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合、原子炉建屋への放水により放射性物質の大気への拡散抑制を行う。また、放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合、汚濁防止膜により、海洋への拡散抑制を行う。

（添付資料 2.1.13）

第 2. 1. 16 表 重大事故等対処設備と整備する手順(1. 12)

対応手段，対応設備，手順書一覧

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備			整備する手順書
使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損	－	大気への放射性物質の拡散抑制	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ ホース 放水砲 S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領 「大気への放射性物質の拡散抑制」
			関連設備	燃料補給設備 ※1		
		海洋への放射性物質の拡散抑制	主要設備	汚濁防止膜	重大事故等 対処設備	
原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災	－	初期対応における延焼防止処置①	主要設備	化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器（消防車用） 消火栓（原水タンク）	自主対策設備	防火管理要領
			関連設備	燃料補給設備 ※1		
		初期対応における延焼防止処置②	主要設備	化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器（消防車用） 防火水槽	自主対策設備	
			関連設備	燃料補給設備 ※1		
		航空機燃料火災への泡消火	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ ホース 放水砲 泡消火薬剤容器（大型ポンプ用） S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領 「航空機燃料火災への泡消火」
			関連設備	燃料補給設備 ※1		

※1 手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

(m) 「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

重大事故等が発生した場合において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、重大事故等対策で整備した手順を基本とし、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順、中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう、現場にてプラントパラメータを監視するための手順、可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順、建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に事故の収束に必要な水の供給手順の例を次に示す。（第2.1.17表参照）

- ・代替淡水貯槽を水源とした各種注水時において、可搬型代替注水大型ポンプにより北側淡水池、高所淡水池又は淡水タンクから代替淡水貯槽へ補給する。なお、代替淡水貯槽へ淡水を補給できない場合には、可搬型代替注水大型ポンプにより海から代替淡水貯槽へ海水を補給する。
- ・北側淡水池又は高所淡水池を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる注水時において、可搬型代替注水大型ポンプにより代替

淡水貯槽，高所淡水池，北側淡水池又は淡水タンクから北側淡水池又は高所淡水池へ補給する。なお，北側淡水池又は高所淡水池へ補給できない場合には，可搬型代替注水大型ポンプにより海から北側淡水池又は高所淡水池へ海水を補給する。

第 2.1.17 表 重大事故等対処設備と整備する手順(1.13)

対応手段，対処設備，手順書一覧（1／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備			整備する手順書
代替淡水貯槽を水源とした対応手段（常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合）	サプレッション・ プール	原子炉冷却材圧力容器バウンダリ低圧時の注水	主要設備	代替淡水貯槽 常設低圧代替注水系ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器内の冷却	主要設備	代替淡水貯槽 常設低圧代替注水系ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		
	—	格納容器下部への注水	主要設備	代替淡水貯槽 常設低圧代替注水系ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器頂部への注水	主要設備	代替淡水貯槽 常設低圧代替注水系ポンプ	自主対策 設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（2／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
（常設低圧代替注水系ポンプを使用した対応手段（常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合））	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	使用済燃料プールへの注水／スプレイ	主要設備	代替淡水貯槽 常設低圧代替注水系ポンプ 常設スプレイヘッダ	重大事故等 対処設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
代替淡水貯槽を水源とした対応手段（可搬型代替注水大型ポンプを使用する場合）	サプレッション・プール 燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	可搬型代替注水大型ポンプによる送水	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
	サプレッション・プール	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
			上記以外の関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。			

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（3／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
代替淡水貯槽を水源とした対応手段（可搬型代替注水大型ポンプを使用する場合）	サプレッション・プール	格納容器内の冷却	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		
	—	スクラビング装置 フィルタ装置 水補給	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
			関連設備	格納容器圧力逃がし装置配管・弁 フィルタ装置 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
		格納容器下部への注水	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器頂部への注水	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁	重大事故等 対処設備	
				ホース 燃料補給設備※ ¹	自主対策 設備	
				上記以外の関連設備は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（4／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備			整備する手順書
（可搬型代替注水大型ポンプを使用した対応手段） 代替淡水貯槽を水源とした対応手段	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	使用済燃料プールへの注水／スプレイ	主要設備	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ 可搬型スプレイノズル 常設スプレイヘッダ	重大事故等 対処設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
サブプレッション・プールを水源とした対応手段	復水貯蔵タンク	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水	主要設備	サブプレッション・プール 常設高圧代替注水系ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
				原子炉隔離時冷却系ポンプ 高圧炉心スプレイ系ポンプ	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	関連設備は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（5／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		整備する手順書
サブプレッション・プールを水源とした対応手段	—	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	主要設備	サブプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 低圧炉心スプレイ系ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※2	（設計基準拡張） 重大事故等 対処設備
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 （代替残留熱除去系海水系使用時）	主要設備	サブプレッション・プール	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系（低圧注水系）ポンプ 残留熱除去系熱交換器	（設計基準拡張） 重大事故等 対処設備
				可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
					手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（6／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		整備する手順書
サプレッション・プールを水源とした対応手段	—	格納容器内の冷却	主要設備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）
			関連設備	関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	
		（代替残留熱除去系海水系使用時） 格納容器内の冷却	主要設備	サプレッション・プール	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）ポンプ 残留熱除去系熱交換器	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）
				可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備
			関連設備	関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	
		（代替循環冷却系による原子炉注水） 原子炉圧力容器及び格納容器の冷却	主要設備	サプレッション・プール 緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系熱交換器（A） 残留熱除去系海水ポンプ※ ²	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）
				代替循環冷却系ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（7／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		整備する手順書
サプレッション・プールを水源とした対応手段	—	原子炉圧力容器及び格納容器の冷却	主要設備	サプレッション・プール 代替循環冷却系ポンプ 緊急用海水ポンプ※2	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系熱交換器（A） 残留熱除去系海水ポンプ※2	（設計基準拡張） 重大事故等 対処設備
		原子炉圧力容器及び格納容器の冷却 （代替残留熱除去系海水系使用時）	関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」，「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」，「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	
			主要設備	サプレッション・プール 代替循環冷却系ポンプ	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系熱交換器（A）	（設計基準拡張） 重大事故等 対処設備
				可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」，「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」，「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（8／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
北側淡水池又は高所淡水池を水源とした対応手段	サブプレッション・プール 代替淡水貯槽	可搬型代替注水大型ポンプによる送水	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主対策設備	重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等対処設備	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等対処設備	
		原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等対処設備	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器内の冷却	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等対処設備	
	関連設備		低圧代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等対処設備		
			上記以外の関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。			

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（9／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備			整備する手順書
北側淡水池又は高所淡水池を水源とした対応手段	—	スクラビング水補給 フィルタ装置	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主 設備 対策	手順は「1.5 最終 ヒートシンクへ熱 を輸送するための 手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の 過圧破損を防止す るための手順等」 にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大 事故 等 対 処 設 備	
			関連設備	格納容器圧力逃がし装置配管・弁 フィルタ装置 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大 事故 等 対 処 設 備	
		格納容器下部への注水	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主 設備 対策	手順は「1.8 原子 炉格納容器下部の 溶融炉心を冷却す るための手順等」 にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大 事故 等 対 処 設 備	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大 事故 等 対 処 設 備	
				上記以外の関連設備は「1.8 原子炉格 納容器下部の溶融炉心を冷却するた めの手順等」にて整備する。		
		格納容器頂部への注水	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³ 可搬型代替注水大型ポンプ	自主 設備 対策	手順は「1.10 水素爆発による 原子炉建屋等の 損傷を防止する ための手順等」 にて整備する。
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁	重大 事故 等 対 処 設 備	
				ホース 燃料補給設備※ ¹	自主 設備 対策	
				上記以外の関連設備は「1.10 水素爆 発による原子炉建屋等の損傷を防止す るための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（10／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備			整備する手順書
北側淡水池又は高所淡水池を水源とした対応手段	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	使用済燃料プールへの注水／スプレー	主要設備	北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³	自主 設備 対策	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ 可搬型スプレーノズル 常設スプレーヘッダ	重大事故等 対処設備	
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手段	サプレッション・プール 代替淡水貯槽	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の 原子炉圧力容器への注水	主要設備	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	自主 設備 対策	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器内の冷却	主要設備	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	自主 設備 対策	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（11／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手段	—	格納容器下部への注水	主要設備	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク ディーゼル駆動消火ポンプ	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	使用済燃料プールへの注水	主要設備	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 電動駆動消火ポンプ ディーゼル駆動消火ポンプ	自主対策設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
復水貯蔵タンクを水源とした対応手段	サプレッション・プール	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水	主要設備	復水貯蔵タンク	自主対策設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
				原子炉隔離時冷却系ポンプ 高圧炉心スプレー系ポンプ	（設計基準拡張） 重大事故等 対処設備	
			関連設備	関連設備は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
	—	（制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水） 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水	主要設備	復水貯蔵タンク 制御棒駆動水ポンプ	自主対策設備	手順は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（12／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
復水貯蔵タンクを水源とした対応手段	サプレッション・プール 代替淡水貯槽	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水	主要設備	復水貯蔵タンク 復水移送ポンプ	自主設備 自主対策	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器内の冷却	主要設備	復水貯蔵タンク 復水移送ポンプ	自主設備 自主対策	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		
	—	格納容器下部への注水	主要設備	復水貯蔵タンク 復水移送ポンプ	自主設備 自主対策	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系	使用済燃料プールへの注水	主要設備	復水貯蔵タンク 復水移送ポンプ	自主設備 自主対策	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（13／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
淡水タンクを水源とした対応手順	—	可搬型代替注水大型ポンプによる送水	主要設備	多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水タンク 純水貯蔵タンク	自主対策 設備	重大事故等対策要領
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
				多目的タンク配管・弁	自主対策 設備	
		フィルタ装置スクラビング水補給	主要設備	多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 純水貯蔵タンク 原水タンク	自主対策 設備	手順は「1.5 最終 ヒートシンクへ熱を輸送するための 手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の 過圧破損を防止する ための手順等」 にて整備する。
				可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	
			関連設備	格納容器圧力逃がし装置配管・弁 フィルタ装置 ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
				多目的タンク配管・弁	自主対策 設備	
海を水源とした対応手段	サプレッション・ プール 代替淡水貯槽	可搬型代替注水大型ポンプ による送水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策 要領
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 代替燃料プール冷却系配管・弁 ホース SA用海水ビット取水塔 海水引込管 SA用海水ビット 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
				D/G 2C海水系配管・弁 D/G 2D海水系配管・弁 HPCS D/G海水系配管・弁	（設計基準 範囲拡張） 重大事故等 対処設備	
				残留熱除去系海水系配管・弁	自主対策 設備	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

□ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（14／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
海を水源とした対応手段	サプレッション・プール 代替淡水貯槽	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.4 原子炉冷却材バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		
		格納容器内の冷却	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。		
	代替淡水貯槽	格納容器下部への注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	低压代替注水系配管・弁 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。		

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（15／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書	
海を水源とした対応手段	代替淡水貯槽	格納容器頂部への注水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁	重大事故等対処設備		
				ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	自主対策設備		
				上記以外の関連設備は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。			
			使用済燃料プールへの注水／スプレイ	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 可搬型スプレイノズル 常設スプレイヘッダ		重大事故等対処設備
	関連設備	低圧代替注水系配管・弁 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹		重大事故等対処設備			
		上記以外の関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。					
	—	最終ヒートシンクへ（海洋）への代替熱輸送	主要設備	緊急用海水ポンプ※ ²	重大事故等対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。	
				残留熱除去系熱交換器	（設計基準拡張） 重大事故等対処設備		
			関連設備	関連設備は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。			

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（16／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		整備する手順書
海を水源とした対応手段	—	最終ヒートシンクへ（海洋）への代替熱輸送 （代替残留熱除去系海水系使用時）	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備
				残留熱除去系熱交換器	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）
			関連設備	S A用海水ピット取水塔 海水引込み管 S A用海水ピット	重大事故等 対処設備
				残留熱除去系海水系配管・弁 ホース 燃料補給設備※1	自主対策 設備
				上記以外の関連設備は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。	
		大気への放射性物質の拡散抑制	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲	重大事故等 対処設備
			関連設備	ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込み管 S A用海水ピット 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備
		大気への放射性物質の拡散抑制	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲	重大事故等 対処設備
			関連設備	ホース 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備
				放水ピット 放水路	自主対策 設備

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（17／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
海を水源とした対応手段	—	航空機燃料火災への泡消火	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲	重大事故等 対処設備	手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。
			関連設備	ホース 泡消火薬剤容器（大型ポンプ用） S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
		航空機燃料火災への泡消火	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 放水砲	重大事故等 対処設備	
			関連設備	ホース 泡消火薬剤容器（大型ポンプ用） 燃料補給設備※1	重大事故等 対処設備	
				放水ピット 放水路	自主対策 設備	
		非常用ディーゼル（高圧炉心スプレイスを含む） 発電機用海水系への代替送水	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備	手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
			関連設備	D/G 2 C D/G 2 D H P C S D/G	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	
			関連設備	D/G 2 C海水系配管・弁 D/G 2 D海水系配管・弁 H P C S D/G海水系配管・弁	重大事故等 対処設備 （設計基準拡張）	
				ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※1	自主対策 設備	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（18／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
海を水源とした対応手段	—	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プール冷却	主要設備	緊急用海水ポンプ※ ² 代替燃料プール冷却系ポンプ 代替燃料プール冷却系熱交換器 可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。
			関連設備	代替燃料プール冷却系配管・弁 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				上記以外の関連設備は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。		
ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段	—	原子炉圧力容器へのほう酸水注入	主要設備	ほう酸水貯蔵タンク ほう酸水注入ポンプ	重大事故等 対処設備	手順は「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」及び「1.2 原子炉冷却材バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。
			関連設備	関連設備は「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」及び「1.2 原子炉冷却材バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。		
		原子炉圧力容器へのほう酸水注入（継続注入）	主要設備	ほう酸水貯蔵タンク ほう酸水注入ポンプ	重大事故等 対処設備	
			関連設備	関連設備は「1.2 原子炉冷却材バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。		
代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手段	—	可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給（淡水／海水）	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領
				北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³ 多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水タンク 純水貯蔵タンク	自主対策 設備	
			関連設備	ホース 代替淡水貯槽 S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				多目的タンク配管・弁	自主対策 設備	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（19／20）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備			整備する手順書
北側淡水池又は高所淡水池へ水を補給するための対応手段	—	北側淡水池（高所淡水池）から高所淡水池（北側淡水池）への補給	主要設備	北側淡水池※3 高所淡水池※3	自主設備対策	重大事故等対策要領
			関連設備	北側淡水池配管・弁 高所淡水池配管・弁	自主設備対策	
		可搬型代替注水大型ポンプによる北側淡水池又は高所淡水池への補給（淡水／海水）	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
				多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水タンク 純水貯蔵タンク	自主設備対策	
			関連設備	ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※1	重大事故等対処設備	
				北側淡水池※3 高所淡水池※3 多目的タンク配管・弁	自主設備対策	
水源を切替えるための対応手段	—	サプレッション・プールから復水貯蔵タンクへの切替え	主要設備	復水貯蔵タンク	自主設備対策	重大事故等対策要領
				サプレッション・プール	重大事故等対処設備	
			関連設備	原子炉隔離時冷却系（注水系） 配管・弁・ストレーナ 高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ	（設計基準設備等） 重大事故等対処設備	
				補給水系配管・弁	自主設備対策	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対処設備，手順書一覧（20／20）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備			整備する手順書
水源を切替えるための対応手段	—	淡水から海水への切替え	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要 領
				北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³ 多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水タンク 純水貯蔵タンク	自主 設備 対策	
			関連設備	代替淡水貯槽 ホース S A用海水ピット取水塔 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備※ ¹	重大事故等 対処設備	
				北側淡水池※ ³ 高所淡水池※ ³ 多目的タンク配管・弁	自主 設備 対策	

※1 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2 手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※3 本条文【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

(n) 「1.14 電源の確保に関する手順等」

イ. 重大事故等対策に係る手順

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，格納容器の破損，使用済燃料貯蔵プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中において原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため，代替電源から給電するための対処設備及び手順を整備する。

ロ. 大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時においても炉心の著しい損傷，格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中において原子炉内燃料体の著しい損傷を緩和するため，重大事故等対策で整備した手順を基本とし，共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を用いた手順，中央制御室における監視及び制御機能が喪失した場合も対応できるよう，現場にてプラントパラメータを監視するための手順，可搬型計測器にてプラントパラメータを監視するための手順，建物や設備の状況を目視にて確認するための手順及び現場にて直接機器を作動させるための手順等を整備する。

大規模損壊発生時に電源の確保手順の例を次に示す。（第2.1.18表参照）

- ・ 非常用ディーゼル発電機の故障により非常用所内電源設備への交流電源の給電ができない場合，常設代替交流電源設備により代替所内電気設備を介して非常用所内電気設備へ給電する。
- ・ 非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器 2 A・2 B の交流入力電源が喪失し，直流125V蓄電池 2 A・2 B の枯渇によ

り直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B への給電ができない場合，常設代替直流電源設備により緊急用直流125V主母線盤及び可搬型代替直流電源設備電源切替盤を介して直流125V主母線盤 2 A ・ 2 B へ給電する。

第2. 1. 18表 重大事故等対処設備と整備する手順(1. 14)

対応手段，対応設備，手順書一覧（1／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書
代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	非常用所内電気設備への給電 常設代替交流電源設備による	常設代替高压電源装置 軽油貯蔵タンク 常設代替高压電源装置用燃料移送ポンプ 緊急用M／C	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」 重大事故等対策要領
		可搬型代替交流電源設備による 非常用所内電気設備への給電	可搬型代替低压電源車 可搬型設備用軽油タンク タンクローリ	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」 重大事故等対策要領

自主的にて整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（2／6）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		整備する手順書
H P C S による M D ／ G 2 C ・ 2 D への 給電 (常用 M ／ C 2 E 経由)	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	H P C S による M D ／ G 2 C ・ 2 D への 給電 (常用 M ／ C 2 E 経由)	H P C S D / G M / C H P C S	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	重大事故等対策要領
			M / C 2 E	自主対策 設備	
D ／ G D ／ G 2 C ・ 2 D 及び H P C S の電源供給機能の復旧 D ／ G	非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪失)	D ／ G D ／ G 2 C ・ 2 D 及び H P C S の電源供給機能の復旧 D ／ G	D / G 2 C D / G 2 D H P C S D / G	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	重大事故等対策要領
			可搬型代替注水大型ポンプ	自主対策 設備	

自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（3／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書
代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失）	所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	125V A系蓄電池※1 125V B系蓄電池※1 直流125V主母線盤2 A 直流125V主母線盤2 B 中性子モニタ用蓄電池A系※1 中性子モニタ用蓄電池B系※1	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」
		可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電	可搬型代替低圧電源車 可搬型設備用軽油タンク タンクローリ 可搬型整流器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」 「全直流電源喪失」 重大事故等対策要領

※1 125V A系・B系蓄電池及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は，運転員による操作は不要である。

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（4／6）

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		整備する手順書
常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源の復旧	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 蓄電池（枯渇）	常設代替交流電源設備による 遮断器用制御電源の復旧	常設代替高圧電源装置 軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 緊急用M／C	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」 「全直流電源喪失」 重大事故等対策要領
	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 蓄電池（枯渇）	可搬型代替交流電源設備による 遮断器用制御電源の復旧	可搬型代替低圧電源車 可搬型設備用軽油タンク タンクローリ	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全交流電源喪失」 「全直流電源喪失」 重大事故等対策要領

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（5／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書
代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 非常用所内電気設備	常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	常設代替高圧電源装置 軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ 緊急用M／C	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「外部電源喪失」 重大事故等対策要領
	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 非常用所内電気設備	可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電	可搬型代替低圧電源車 可搬型設備用軽油タンク タンクローリ 緊急用P／C	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「外部電源喪失」 重大事故等対策要領
代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 非常用所内電気設備	常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	緊急用直流125V蓄電池※1	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全直流電源喪失」 重大事故等対策要領

※1 緊急用直流125V蓄電池からの給電は，運転員による操作は不要である。

■ 自主的に整備する対応手段を示す。

対応手段，対応設備，手順書一覧（6／6）

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		整備する手順書
代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	非常用ディーゼル発電機（全交流動力電源喪失） 非常用所内電気設備	可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電	可搬型代替低圧電源車 可搬型設備用軽油タンク タンクローリ 可搬型整流器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書（事象ベース） 「全直流電源喪失」 重大事故等対策要領
燃料の補給	—	可搬型設備用軽油タンク タンクローリへの補給	可搬型設備用軽油タンク タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
		タンクローリから各機器への給油	タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
		燃料補給設備による常設代替高圧電源装置への給油	軽油貯蔵タンク 常設代替高圧電源装置用燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

☐ 自主的に整備する対応手段を示す。

(o) 「2.1 可搬型設備等による対応手順等」

大規模損壊発生時に事故緩和措置を行うための手順

大規模損壊発生時に使用する設備と手順については、先に記載した

(b) 項から (n) 項で示した重大事故等対策で整備する手順等を活用することで「炉心の著しい損傷を緩和するための対策」、「原子炉格納容器の破損を緩和するための対策」、「使用済燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策」、「放射性物質の放出を低減させるための対策」、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」の措置を行う。

さらに、柔軟な対応を行うため上記の手順に加えて、以下の大規模損壊に特化した手順を整備する。（第2.1.19表参照）

イ．移動式消火設備による送水手順

可搬型代替注水大型ポンプが使用できない場合を想定し、移動式消火設備を用いた原子炉、格納容器又は使用済燃料プールへの送水手順を整備する。

ロ．格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱手順

大規模損壊では、炉心損傷後、放射線モニタ類の指示値の急激な上昇等から格納容器からの異常な漏えいを検知した場合や格納容器スプレイ機能を有する重大事故等対処設備が機能喪失した場合等を想定し、格納容器破損緩和や放射性物質の放出低減を目的とした格納容器圧力逃がし装置を用いた格納容器内の減圧及び除熱手順を整備する。

ハ．格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水手順

格納容器温度の上昇により格納容器トップヘッドフランジからの水素漏えいが発生する場合を想定し、水素漏えいを抑制するための格納容器頂部注水系（常設）による原子炉ウェルへの注水手順を整備す

る。

ニ．格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順

格納容器温度の上昇により格納容器トップヘッドフランジからの水素漏えいが発生する場合を想定し、水素漏えいを抑制するための格納容器頂部注水系（可搬型）による原子炉ウェルへの注水手順を整備する。

ホ．原子炉建屋原子炉棟トップベント設備による水素の排出手順

原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素が静的触媒式水素再結合器で処理し切れない場合を想定し、原子炉建屋原子炉棟トップベント設備による水素の排出手順を整備する。

ヘ．可搬型代替注水中型ポンプによる消火手順

化学消防車，水槽付消防ポンプ自動車，可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）等を用いた火災時の対応が困難な場合を想定し，可搬型代替注水中型ポンプを用いた消火手順を整備する。

ト．可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による使用済燃料乾式貯蔵建屋への放水手順

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより使用済燃料乾式貯蔵設備に大規模な損壊が発生した場合を想定し，可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による使用済燃料乾式貯蔵建屋への放水手順を整備する。

チ．現場での可搬型計測器によるパラメータ計測，監視手順

中央制御室が機能喪失する場合を想定し，現場での可搬型計測器によるパラメータ監視手順を整備する。

第 2.1.19 表 大規模損壊に特化した対応設備と整備する手順(1/2)

想定	対応手段	対応手順	対応設備		整備する手順書の分類
可搬型代替注水大型ポンプが使用できない場合	原子炉，格納容器又は使用済燃料プールへの注水	移動式消火設備による送水手順	主要設備	可搬型代替注水中型ポンプ 化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 代替淡水貯槽	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 残留熱除去系（C）配管・弁 低圧炉心スプレイ系配管・弁・スパーージャ 原子炉圧力容器 代替格納容器スプレイ冷却系配管・弁 残留熱除去系（A）配管・弁・スプレイヘッド 残留熱除去系（B）配管・弁・スプレイヘッド 格納容器下部注水系配管・弁 格納容器 原子炉ウェル 格納容器頂部注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 使用済燃料プール （サイフォン防止機能含む） 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 燃料補給設備 非常用交流電源設備	
炉心損傷後，格納容器破損緩和又は放射性物質の放出低減を目的とした格納容器ベントを行う場合	格納容器内の減圧及び除熱	格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱手順	主要設備	フィルタ装置 第一弁（S/C側） 第一弁（D/W側） 第二弁 第二弁バイパス弁 圧力開放板	大規模損壊時に対応する手順
			関連設備	第二弁操作室遮蔽 第二弁操作室空気ボンベユニット（空気ボンベ） 差圧計 遠隔人力操作機構 可搬型窒素供給装置 フィルタ装置遮蔽 配管遮蔽 移送ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ 代替淡水貯槽 不活性ガス系配管・弁 耐圧強化ベント系配管・弁 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 格納容器 真空破壊弁 窒素供給配管・弁 第二弁操作室空気ボンベユニット（配管・弁） 移送配管・弁 補給水配管・弁 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 燃料補給設備	

第 2.1.19 表 大規模損壊に特化した対応設備と整備する手順 (2/2)

想定	対応手段	対応手順	対応設備		整備する手順書の分類
格納容器温度の上昇により格納容器トップヘッドフランジからの水素漏えいが発生する場合	原子炉ウエルへの注水	格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウエルへの注水手順	主要設備	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽	大規模損壊時に対応する手順
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 常設代替交流電源設備 燃料補給設備 原子炉ウエル 格納容器頂部注水系配管・弁	
格納容器温度の上昇により格納容器トップヘッドフランジからの水素漏えいが発生する場合	原子炉ウエルへの注水	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウエルへの注水手順	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ 代替淡水貯槽	
			関連設備	低圧代替注水系配管・弁 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 燃料補給設備 原子炉ウエル 格納容器頂部注水系配管・弁	
原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素が静的触媒式水素再結合器で処理し切れない場合	原子炉建屋原子炉棟の水素排出	原子炉建屋原子炉棟トップベント設備による水素の排出手順	主要設備	原子炉建屋原子炉棟トップベント設備	
化学消防車、水槽付消防ポンプ自動車、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)等を用いた火災時の対応が困難な場合	消火	可搬型代替注水中型ポンプによる消火手順	主要設備	可搬型代替注水中型ポンプ 泡消火薬剤容器(消防車用) 放水銃	
			関連設備	燃料補給設備	
使用済燃料乾式貯蔵設備に大規模な損壊が発生した場合	使用済燃料乾式貯蔵設備への放水	可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲による使用済燃料乾式貯蔵設備への放水手順	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ(放水砲) 放水砲 泡混合器 泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	
			関連設備	ホース S A用海水ピット取水筒 海水引込管 S A用海水ピット 燃料補給設備	
中央制御室の機能喪失等により、中央制御室にて可搬型計測器の接続が不可能となった場合	監視機能の回復	現場での可搬型計測器によるパラメータ計測、監視手順	主要設備	可搬型計測器	

d. c. 項に示す大規模損壊への対応手順書は、万一を考慮し中央制御室の機能が喪失した場合も対応できるよう整備するが、中央制御室での監視及び制御機能に期待できる可能性も十分に考えられることから、運転手順書を活用した事故対応も考慮したものとする。

e. c. 項に示す大規模損壊への対応手順書については、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより発生する可能性のある大規模損壊への対応を考慮する。また、PRAの結果に基づく事故シーケンスグループの選定にて抽出しなかった地震及び津波特有の事象として発生する事故シーケンス等について、当該事故により発生する可能性のある重大事故、大規模損壊への対応も考慮する。加えて、大規模損壊発生時に、同等の機能を有する可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することなく、炉心注水、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策が上記設備のいずれかにより達成できるよう構成する。

(添付資料2.1.14, 2.1.15)

f. 原子炉施設において整備する大規模損壊発生時の対応する手順については、大規模損壊に関する考慮事項等、米国におけるNEIガイドの考え方も参考とする。また、当該ガイドの要求内容に照らして原子炉施設の対応状況を確認する。

(添付資料2.1.16)

2.1.2.2 大規模損壊の発生に備えた体制の整備

大規模損壊発生時の体制については、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の災害対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できるように整備する。

また、2.1.2.1項の大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう、重大事故等対策では考慮されていない大規模損壊に対する脆弱性を補完する手順書を用いた活動を行うための教育及び訓練の実施並びに体制の整備を図る。

(1) 大規模損壊への対応のための要員への教育及び訓練の実施

大規模損壊への対応のための災害対策要員への教育及び訓練については、重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に加え、大規模損壊発生時に対応する手順、資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施する。実施に当たり、各要員の役割に応じた任務を遂行するために必要となる力量を習得及び維持できるよう、以下の教育及び訓練を実施する。さらに、要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、本来の役割を担う要員以外の要員でも対応できるよう教育の充実を図る。必要となる力量を第2.1.20表に示す。

- a. 大規模損壊発生時に対応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための要素訓練を、訓練ごとに実施頻度を定めて実施する。
- b. 重大事故等対応要員については、初動で対応する要員を最大限に活用する観点から、期待する要員以外の要員でも流動性を持って柔軟に対応

できるよう、要員の役割に応じて付与される力量に加え臨機応変な配置変更に対応できる知識及び技能を習得するなど、担当する役割以外の教育及び訓練の充実を図る。

- c．原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。
- d．大規模損壊発生時に対応する組織及びそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施する。

第 2.1.20 表 大規模損壊発生時の対応に係る発電所要員の力量管理について

要員	必要な作業	必要な力量
災害対策要員 ・本部長，本部長代理，本部員	○発電所における災害対策活動の実施	○事故状況の把握 ○対応判断 ○適確な指揮 ○各班との連携
災害対策要員 ・上記及び当直要員以外の要員	○発電所における災害対策活動の実施 (統括／班長指示による) ○関係箇所への情報提供 ○各班要員の活動状況把握	○所掌内容の理解 ○対策本部との情報共有 ○各班との連携
当直要員	○事故状況の把握 ○事故拡大防止に必要な運転上の措置 ○除熱機能等確保に伴う措置	○確実なプラント状況把握 ○運転操作 ○事故対応手順の理解
実施組織	○復旧対策の実施 ・資機材の移動，電源車による給電，原子炉への注水，使用済燃料プールへの注水等 ○消火活動	○個別手順の理解 ○資機材の取扱い ○配置場所の把握
支援組織	○事故拡大防止対策の検討 ○資材の調達及び輸送 ○放射線・放射能の状況把握 ○社外関係機関への通報・連絡	○事故状況の把握 ○各班との情報共有 ○個別手順の理解 ○資機材の取扱い

(2) 大規模損壊発生時の体制

発電用原子炉施設において重大事故等及び大規模損壊（大規模火災の発生含む）のような原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去並びに原子力災害の拡大防止及び緩和その他必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、所長（原子力防災管理者）は、災害対策本部体制を整備する。

- a. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等及び大規模損壊のような原子力災害が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、発電所構内に災害対策要員39名（当直要員7名、自衛消防隊11名を含む）を常時確保した体制を整備する。

また、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により、中央制御室（当直要員を含む）が機能しない場合も想定し、あらかじめ定められた災害対策要員の役割を変更することで迅速な対応を可能とする。

- b. 大規模損壊発生時において、災害対策要員として参集を期待されている社員寮、社宅等の要員の発電所へのアクセスルートは複数確保されており、当該要員はそこから通行可能なルートを選択し発電所へ参集する。なお、あらかじめ指名された発電所参集要員以外の要員は発電所外集合場所に参集し、災害対策本部の指示に従い対応する。

- c. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合においても、上記アクセスルートで社員寮、社宅等からの参集に期待できると想定されるが、万一要員参集に時間を要する場合であっても、要員が参集するまでの間、発電所構内に待機する災害対策要員により、事故対応を行えるよう体制を整備する。

(3) 大規模損壊発生時の要員確保及び通常とは異なる指揮命令系統の確立
についての基本的考え方

大規模損壊発生時には、通常の災害対策本部体制での指揮命令系統が機能しない場合も考えられる。このような状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立できるよう、大規模損壊発生時に対応するための体制を次の基本的な考え方に基づき整備する。

- a. 大規模損壊への対応要員を常時確保するため、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、発電所構内に常時確保する初動対応要員39名（当直要員7名、自衛消防隊11名を含む）は、地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるよう、分散して待機する。また、地震、津波等の大規模な自然災害による待機場所への影響が考えられる場合は、屋外への退避及び高所への避難等を行う。万一、待機場所となる建屋の一部が倒壊し、一部の初動対応要員が被災した場合は、発電所構内に分散待機する初動対応要員で対応する。
- b. 地震、津波等の大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生により、通常の災害対策本部体制での指揮命令系統が機能しない場合も考慮し、原子力防災管理者の代行者（副原子力防災管理者）をあらかじめ複数定めることで体制を維持する。
- c. 大規模損壊等により炉心が損傷した場合において、格納容器の破損のおそれ又は破損した場合、緊急時対策所、中央制御室待避室及び二次隔離弁操作室に残る要員（以下「最低限必要な要員」という。）以外を緊急時対策所で待機させるか発電所構外へ一時退避させるかを判断する。プ

ブルーム放出時は、最低限必要な要員は、緊急時対策所、中央制御室待避室及び二次隔離弁操作室に留まり、ブルーム通過後、活動を再開する。ブルーム通過時、最低限必要な要員以外の要員は発電所構外へ一時退避し、その後、災害対策本部長の指示により再参集する。ただし格納容器が破損している場合など、一時退避中に被ばくのおそれがある場合には、緊急時対策所に留まることとする。

- d. 大規模損壊と同時に大規模な火災が発生している場合、災害対策本部の指揮命令系統の下、自衛消防隊は消火活動を実施する。また、原子力防災管理者が、事故対応を実施及び継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合は、災害対策本部の指揮命令系統の下、放水砲等の対応を行う要員を消火活動に従事させる。これら大規模損壊発生時の火災対応については、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）時には統括待機当番者（副原子力防災管理者）の指揮命令系統の下で消火活動を行う。

(4) 大規模損壊発生時の対応拠点

大規模損壊が発生した場合において、災害対策本部長を含む災害対策本部の要員が対応を行う拠点は、緊急時対策所を基本とする。また、代替可能なスペースとして、緊急時対策室建屋（免震構造）を状況に応じて活用する。

当直要員の拠点については、中央制御室が機能している場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により当直要員に危険が及ぶおそれがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し災害対策本部が適切な拠点を判断する。

(5) 大規模損壊発生時の支援体制の確立

a. 本店対策本部体制の確立

大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は、技術的能力1.0で整備する支援体制と同様である。

b. 外部支援体制の確立

大規模損壊発生時における外部支援体制は、技術的能力1.0で整備する外部支援体制と同様である。

2.1.2.3 大規模損壊の発生に備えた設備及び資機材の配備

大規模損壊の発生に備え、2.1.2.1項における大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な重大事故等対処設備及び資機材を配備する。

(1) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方

大規模損壊時において、可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう、外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように考慮する。

a. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に保管する。

b. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、津波により設計基準事故対処設備又は常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失させないよう基準津波

を一定程度超える津波に対して裕度を有する高所に保管する。

- c. 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準を一定程度超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋等から 100m 以上離隔を確保した上で、複数箇所に分散して保管する。
- d. 原子力建屋外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備は、可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセスルートを複数設ける。
- e. 地震、津波、大規模な火災等の発生に備え、アクセスルートを確保するために、速やかに消火及びがれき撤去できる可搬型設備を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。

(2) 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方

大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に高線量の環境、大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉建屋から100m以上離隔をとった場所に分散して配備する。

- a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。
- b. 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な燃料火災の発生に備え、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤等の資機材及び消

火設備を配備する。

- c. 炉心損傷及び格納容器破損による高線量の環境下において、事故対応のために着用する全面マスク、タイベック、個人線量計等の必要な資機材を配備する。
- d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。
- e. 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を配備する。
- f. 大規模損壊発生時において、災害対策本部と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信連絡手段を確保するため、多様な複数の通信連絡設備を配備する。

また、通常の通信連絡手段が使用不能な場合を想定し、無線連絡設備、携行型有線通話装置、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。

2.1.3 まとめ

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、東海第二発電所において、プラント監視機能の喪失、建屋の損壊に伴う広範囲な機能の喪失等の大規模な損壊が発生した場合の対応措置として、プラント内において有効に機能する運転員を含む人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる発電所構内外の情報を活用することにより、様々な事態において柔軟に対応できる「手順書の整備」、「体制の整備」及び「設備・資機材の整備」を行う方針とする。

「手順書の整備」においては、大規模な火災が発生した場合及び中央制御

室での監視・制御機能が喪失する場合も想定し、可搬型重大事故等対処設備による対応を考慮した多様性及び柔軟性を有するものとして整備する。

「体制の整備」においては、通常の指揮命令系統が機能しなくなる等の体制の一部が機能しない場合を考慮した対応体制を構築するとともに、要員に対して大規模損壊時に必要となる力量を習得及び維持するための教育・訓練を実施する。

「設備・資機材の整備」においては、可搬型重大事故等対処設備は、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう、構内の高所に分散配置するとともに、原子炉建屋等から離隔距離を置いて配備する。

大規模損壊への対応として整備する「手順書」、「体制」及び「設備・資機材」については、今後とも新たな知見や教育・訓練の結果を取り入れることで、継続的に改善を図っていく。

大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害・外部人為事象の 抽出プロセスについて

国内外の基準等で示されている外部ハザードを収集し、海外文献の考え方を参考にした選定基準に基づき、東海第二発電所において大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害・外部人為事象を抽出した。

(1) 外部ハザードの収集

自然災害の選定に当たっては、以下の資料を参考に網羅的に事象を収集した。自然現象及び人為事象を整理した結果を第1表及び第2表に示す。

① DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE
(NEI-12-06 August 2012)

② 「日本の自然災害」国会資料編纂会 1998 年

③ Specific Safety Guide (SSG-3) “Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants”, IAEA, April 2010

④ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」
(制定：平成 25 年 6 月 19 日)

⑤ NUREG/CR-2300 “PRA PROCEDURES GUIDE”, NRC, January 1983

⑥ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」 (制定：平成 25 年 6 月 19 日)

⑦ ASME/ANS RA-Sa-2009 “Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1 / Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”

⑧ B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline (NEI-06-12 December 2006) -
2011.5 NRC 公表

⑨「外部ハザードに対するリスク評価方法の選定に関する実施基準：2014」

一般社団法人 日本原子力学会

第1表 外部ハザードの抽出（自然現象）（1／2）

丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。

No	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1-1	極低温（凍結）	○	○	○	○	○	○	○		○
1-2	隕石	○		○		○		○		○
1-3	降水（豪雨（降雨））	○	○	○	○	○	○	○		○
1-4	河川の迂回	○	○			○		○		○
1-5	砂嵐（or 塩を含んだ嵐）	○		○		○		○		○
1-6	静振	○				○		○		○
1-7	地震活動	○	○	○	○	○	○	○		○
1-8	積雪（暴風雪）	○	○	○	○	○	○	○		○
1-9	土壌の収縮又は膨張	○	○			○		○		○
1-10	高潮	○	○			○		○		○
1-11	津波	○	○	○	○	○	○	○		○
1-12	火山（火山活動・降灰）	○	○	○	○	○	○	○		○
1-13	波浪・高波	○	○			○		○		○
1-14	雪崩	○	○	○		○		○		○
1-15	生物学的事象	○			○		○	○		○
1-16	海岸浸食	○		○		○		○		○
1-17	干ばつ	○	○	○		○		○		○
1-18	洪水（外部洪水）	○	○	○		○	○	○		○
1-19	風（台風）	○	○	○	○	○	○	○		○
1-20	竜巻	○	○	○	○	○	○	○		○
1-21	濃霧	○				○		○		○
1-22	森林火災	○	○	○	○	○	○	○		○
1-23	霜・白霜	○	○	○		○		○		○
1-24	草原火災	○								○
1-25	ひょう・あられ	○	○	○		○		○		○
1-26	極高温	○	○	○		○		○		○
1-27	満潮	○				○		○		○
1-28	ハリケーン	○				○		○		
1-29	氷結	○		○		○		○		○
1-30	氷晶			○						○

第1表 外部ハザードの抽出（自然現象）（2／2）

丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。

No	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1-31	氷壁			○						○
1-32	土砂崩れ（山崩れ，がけ崩れ）		○							
1-33	落雷	○	○	○	○	○	○	○		○
1-34	湖又は河川の水位低下	○		○		○		○		○
1-35	湖又は河川の水位上昇			○		○				
1-36	陥没・地盤沈下・地割れ	○	○							○
1-37	極限的な圧力（気圧高低）			○						○
1-38	もや			○						
1-39	塩害，塩雲			○						○
1-40	地面の隆起		○	○						○
1-41	動物			○						○
1-42	地滑り	○	○	○	○	○	○	○		○
1-43	カルスト			○						○
1-44	地下水による浸食			○						
1-45	海水面低			○						○
1-46	海水面高		○	○						○
1-47	地下水による地滑り			○						
1-48	水中の有機物			○						
1-49	太陽フレア，磁気嵐	○								○
1-50	高温水（海水温高）			○						○
1-51	低温水（海水温低）			○						○
1-52	泥湧出		○							
1-53	土石流（液状化）		○							○
1-54	水蒸気		○							○
1-55	毒性ガス	○	○			○		○		○

第2表 外部ハザードの抽出（外部人為事象）

丸数字は、外部ハザードを抽出した文献を示す。

No	外部ハザード	外部ハザードを抽出した文献等								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2-1	衛星の落下	○		○				○		○
2-2	パイプライン事故(ガスなど), パイプライン事故によるサイト 内爆発等	○		○		○		○		
2-3	交通事故 (化学物質 流出含む)	○		○		○		○		○
2-4	有毒ガス	○			○	○	○	○		
2-5	タービンミサイル	○			○	○	○	○		
2-6	飛来物（航空機落下）	○		○	○	○	○	○	○	○
2-7	工業施設又は軍事施設事故	○				○		○		○
2-8	船舶の衝突（船舶事故）	○		○	○		○			○
2-9	自動車又は船舶の爆発	○		○						○
2-10	船舶から放出される固体液体 不純物			○						○
2-11	水中の化学物質			○						
2-12	プラント外での爆発			○	○		○			○
2-13	プラント外での化学物質 の流出			○						○
2-14	サイト貯蔵の化学物質の流 出	○		○		○		○		
2-15	軍事施設からのミサイル			○						
2-16	掘削工事		○	○						
2-17	他のユニットからの火災			○						
2-18	他のユニットからのミサイ ル			○						
2-19	他のユニットからの内部溢 水			○						
2-20	電磁的障害			○	○		○			○
2-21	ダム の 崩 壊			○	○		○			○
2-22	内部溢水				○	○	○	○		
2-23	火災（近隣工場等の火災）			○	○	○	○			○

(2) 各事象の影響度評価

各自然現象・外部人為事象について、想定される原子炉施設への影響（損傷・機能喪失モード）を踏まえ、非常に過酷な状況を想定した場合に考え得る起因事象について評価を行った。評価結果を第3表，第4表に示す。

(3) 選定結果

(2)の各事象の影響度評価から、特にプラントの安全性に影響を与える可能性がある事象を下記のとおり選定した。

【自然現象】

- ・地震
- ・津波
- ・竜巻
- ・凍結
- ・積雪
- ・落雷
- ・火山の影響
- ・森林火災
- ・隕石

【外部人為事象】

- ・衛星の落下
- ・航空機落下

第3表 自然現象 評価結果 (1/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
1	極低温 (凍結) ※詳細は添付資料 2.1.3 参照	温度	屋外のタンク及び配管内流体の凍結	復水貯蔵タンク・配管内流体の凍結により補給水系が喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	○
			ヒートシンク（海水）の凍結	軽油貯蔵タンク内流体の凍結による非常用ディーゼル発電機が機能喪失、送電線への着氷による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
		電氣的影響	着氷による送電線の相関短絡	東海第二発電所周辺の海水が凍結することは考え難いため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	
				送電線が着氷により短絡し、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	
2	隕石	荷重	荷重（衝突）	安全施設の機能に影響が及ぶ規模の隕石等が衝突に至る事象は、極低頻度な事象ではあるが、影響の大きさを踏まえて特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。	○
			荷重（衝撃波）		
		浸水	随伴津波による水没に伴う設備の浸水		
3	降水 (豪雨 (降雨))	浸水	降水による設備の浸水	津波（No. 11）の評価に包絡される。	—
4	河川の迂回	浸水	河川の迂回による敷地内浸水	事象の進展が遅く、設備等への影響緩和又は排除が可能である。	—
		渇水	工業用水の枯渇		
5	砂嵐	閉塞 (吸気等)	砂塵、大陸からの黄砂による吸気口の閉塞	火山（No. 12）の評価に包絡される。	—
6	静振	浸水	静振による設備の浸水	津波（No. 11）の評価に包絡される。	—
		渇水	静振による海水の枯渇		
7	地震活動	荷重	荷重（地震）	地震PRAの知見により、プラントの安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。	○
8	積雪 (暴風雪) ※詳細は添付資料 2.1.4 参照	荷重	荷重（堆積）	建屋屋上への積雪に伴う原子炉建屋（原子炉棟）損傷により原子炉補機冷却系サージタンクが損傷、機能喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○
				建屋屋上への積雪に伴う原子炉建屋（付属棟）損傷により中央制御室換気系が損傷、機能喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (2/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
8	積雪 (暴風雪) ※詳細は添付資料 2.1.4 参照	荷重	荷重 (堆積)	建屋屋上への積雪荷重に伴う原子炉建屋 (廃棄物処理棟) 損傷により気体廃棄物処理系が損傷, 機能喪失し, 過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○
				建屋屋上への積雪荷重に伴うタービン建屋損傷によりタービン, 発電機が損傷, 機能喪失し, 過渡事象「非隔離事象」に至るシナリオ。	
				建屋屋上への積雪荷重に伴うタービン建屋損傷によりタービン補機冷却系サージタンクが損傷, 機能喪失し, サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				超高圧開閉所等への積雪荷重による送電線, 送受電設備の損傷に伴い機能喪失し, 「外部電源喪失」に至るシナリオ。	
				復水貯蔵タンクへの積雪荷重により復水貯蔵タンクが損傷, 補給水系が喪失し, 手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				非常用ディーゼル発電機吸気フィルタ及び排気ファンが積雪荷重により損傷し, 非常用ディーゼル発電機が機能喪失, 送電線への着雪に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し, 「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				残留熱除去系海水系ポンプモータが積雪荷重により損傷し, 残留熱除去系海水系が機能喪失し, 「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプモータへの積雪荷重による損傷に伴う高圧炉心スプレイ系が機能喪失し, 手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				非常用ディーゼル発電機海水系ポンプモータへの積雪荷重による損傷に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失, 送電線への着雪に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し, 「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				補機冷却海水系ポンプモータが積雪荷重により損傷, 補機冷却海水系が機能喪失し, サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				循環水ポンプモータが積雪荷重により損傷, 循環水ポンプが機能喪失, 復水器真空度喪失し, 過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
		電氣的影響	着雪による送電線の相間短絡	送電線が着雪により短絡し, 「外部電源喪失」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (3/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
8	積雪 (暴風雪) ※詳細は添付資料 2.1.4 参照	閉塞 (給気等)	給気フィルタ等の閉塞	積雪又は吸込みにより非常用ディーゼル発電機給気口、吸気フィルタの閉塞に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失、送電線への着雪に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	○
				中央制御室換気系の給気口は、地面より約 5.6m、約 19m の 2 箇所を設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。	
				積雪又は吸込みにより残留熱除去系海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、残留熱除去系海水系が機能喪失し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				積雪又は吸込みにより高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、高圧炉心スプレイ系が機能喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				積雪又は吸込みにより非常用ディーゼル発電機海水系ポンプモータ空気冷却器の閉塞に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失、送電線への着雪に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				積雪又は吸込みにより補機冷却海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、補機冷却海水系が機能喪失し、サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				積雪又は吸込みにより循環水ポンプモータ空気冷却器が閉塞、循環水ポンプが機能喪失、復水器真空度喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
9	土壌の収縮 又は膨張	荷重	荷重（変位，傾斜）	施設荷重によって有意な圧密沈下・クリープ沈下は生じず、また、膨潤性の地質でもない。なお、安全上重要な施設は岩着や杭基礎であり、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。 また本事象は、事象の進展が遅く、設備等への影響の緩和又は排除が可能である。	－
10	高潮	浸水	高潮による設備の浸水	津波（No. 11）の評価に包絡される。	－
11	津波	荷重	荷重（衝突）	津波 P R A の知見により、プラントの安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。	○
		浸水	津波による設備の浸水		
		閉塞	閉塞（海水系）		

第3表 自然現象 評価結果 (4/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
12	火山 (火山活動・降灰) ※詳細は添付資料 2.1.6 参照	荷重	荷重 (堆積)	建屋屋上への降下火砕物の堆積に伴う原子炉建屋 (原子炉棟) 損傷により原子炉補機冷却海水系サージタンクが損傷, 機能喪失し, 過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○
				建屋屋上への降下火砕物の堆積に伴う原子炉建屋 (付属棟) 損傷により中央制御室換気系が損傷, 機能喪失し, 手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				建屋屋上への降下火砕物の堆積に伴う原子炉建屋 (廃棄物処理棟) 損傷により気体廃棄物処理系が損傷, 機能喪失し, 過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
				建屋屋上への降下火砕物の堆積に伴うタービン建屋損傷によりタービン, 発電機が損傷, 機能喪失し, 過渡事象「非隔離事象」に至るシナリオ。	
				建屋屋上への降下火砕物の堆積に伴うタービン建屋損傷によりタービン補機冷却系サージタンクが損傷, 機能喪失し, サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				超高压開閉所への降下火砕物の堆積による送電線, 送受電設備の損傷に伴い機能喪失し, 「外部電源喪失」に至るシナリオ。	
				復水貯蔵タンクへの降下火砕物の堆積により復水貯蔵タンクが損傷, 補給水系が喪失し, 手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				非常用ディーゼル発電機吸気フィルタ及び排気ファンが降下火砕物の堆積による損傷に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失, 送電線への降下火砕物の付着に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し, 「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				残留熱除去系海水系ポンプモータが降下火砕物の堆積により損傷, 残留熱除去系海水系が機能喪失し, 「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプモータへの降下火砕物の堆積による損傷に伴う高压炉心スプレイ系が機能喪失し, 手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (5/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
12	火山 (火山活動・降灰) ※詳細は添付資料 2.1.6 参照	荷重	荷重 (堆積)	非常用ディーゼル発電機海水系ポンプモータへの降下火砕物の堆積による損傷に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、送電線への降下火砕物の付着に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	○
				補機冷却海水系ポンプモータが降下火砕物の堆積荷重により損傷、補機冷却海水系が機能喪失し、サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				循環水ポンプモータが降下火砕物の堆積荷重により損傷、循環水ポンプが機能喪失、復水器真空度喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
		閉塞 (海水系)	海水ストレーナの閉塞	降下火砕物による残留熱除去系海水ストレーナ閉塞、又は熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗により残留熱除去系海水系が機能喪失し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				降下火砕物による高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ストレーナ閉塞、又は熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗により高圧炉心スプレイ系が機能喪失し、手動停止/サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				降下火砕物による非常用ディーゼル発電機海水ストレーナ閉塞、又は熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗により非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、送電線への降下火砕物の付着に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				降下火砕物による補機冷却系海水ストレーナ閉塞、又は熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗により補機冷却海水系が機能喪失し、サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				降下火砕物による循環水ポンプ潤滑水ストレーナ閉塞、又は熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗により循環水ポンプが機能喪失、復水器真空度喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (6/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
12	火山 (火山活動・降灰) ※詳細は添付資料 2.1.6 参照	閉塞 (吸気等)	給気フィルタ等の閉塞	降下火砕物の堆積又は吸込みにより非常用ディーゼル発電機吸気口、吸気フィルタが閉塞、非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	○
				中央制御室換気系の給気口は、地面より約 5.6m、約 19m の 2 箇所を設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。また、給気口へ降下火砕物の吸込みによりフィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。	
				降下火砕物の堆積又は吸込みにより残留熱除去系海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、残留熱除去系海水系が機能喪失し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				降下火砕物の堆積又は吸込みにより高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、高圧炉心スプレイ系が機能喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				降下火砕物の堆積又は吸込みにより非常用ディーゼル発電機海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、非常用ディーゼル発電機が機能喪失、送電線への降下火砕物の付着に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				降下火砕物の堆積又は吸込みにより補機冷却海水系ポンプモータ空気冷却器が閉塞、補機冷却海水系が機能喪失し、サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				降下火砕物の堆積又は吸込みにより循環水ポンプモータ空気冷却器が閉塞、循環水ポンプが機能喪失、復水器真空度喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
		腐食	腐食成分による化学的影響	事象の進展が遅く、設備等への影響の緩和又は排除が可能である。	
		電氣的影響	降下火砕物の付着による送電線の相間短絡	送電線が降下火砕物の付着により短絡、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (7/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
13	波浪・高波	浸水	波浪・高波による設備の浸水	津波 (No. 11) の評価に包絡される。	—
14	雪崩	荷重	荷重 (衝突)	東海第二発電所敷地周辺には急傾斜地はなく、雪崩を起こすことは考え難いため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
15	生物学的事象	閉塞 (海水系)	取水口、海水ストレーナの閉塞	除塵装置により海生生物等の襲来への対策を実施しており、取水口及び海水ストレーナの閉塞は考え難いため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
		電氣的損傷	齧歯類 (ネズミ等) によるケーブル類の損傷	貫通部のシール等、小動物の侵入防止対策を実施しており、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	
16	海岸浸食	渇水	海岸浸食による海水の枯渇	事象の進展が遅く、設備等への影響の緩和又は排除が可能である。	—
17	干ばつ	渇水	工業用水の枯渇	事象の進展が遅く、設備等への影響の緩和又は排除が可能である。	—
18	洪水 (外部洪水)	浸水	洪水による設備の浸水	津波 (No. 11) の評価に包絡される。	—
19	風 (台風)	荷重	荷重 (風)	竜巻 (No. 20) の評価に包絡される。	—
			荷重 (衝突)		
20	竜巻 ※詳細は添付資料 2.1.3 参照	荷重	荷重 (風及び気圧差)	原子炉建屋は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持できると考えられるため、シナリオの選定は不要である。	○
				気圧差により原子炉建屋ブローアウトパネルが開放、原子炉棟の負圧維持機能が喪失し、手動停止／サポート系喪失 (手動停止)「計画外停止」に至るシナリオ。	
				風荷重及び気圧差荷重に伴うタービン建屋損傷によりタービン、発電機が損傷、機能喪失し、過渡事象「非隔離事象」に至るシナリオ。	
				風荷重及び気圧差荷重に伴うタービン建屋損傷によりタービン補機冷却系サージタンクが損傷、機能喪失し、サポート系喪失 (自動停止)「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				風荷重及び気圧差荷重による送電線、送受電設備の損傷に伴い機能喪失し、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (8/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
20	竜巻 ※詳細は添付資料 2.1.3 参照	荷重	荷重（風及び気圧差）	主排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても排気筒の頑健性は維持できると考えられるため、シナリオの選定は不要である。 非常用ガス処理系配管及び排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても非常用ガス処理系配管及び排気筒の健全性は維持できると考えられるため、シナリオの選定は不要である。 風荷重により復水貯蔵タンクが損傷、補給水系が喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。 気圧差により中央制御室換気系ファン、ダクト、ダンパが損傷、中央制御室換気系が機能喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。 風荷重による非常用ディーゼル発電機排気ファン、吸気フィルタ、消音器の損傷に伴い非常用ディーゼル発電機が機能喪失、送電線の風荷重に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。 風荷重により残留熱除去系海水系が損傷、残留熱除去系海水系が機能喪失し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。 風荷重により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が損傷、高圧炉心スプレイ系が機能喪失し、手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。 風荷重により非常用ディーゼル発電機海水系が損傷、非常用ディーゼル発電機が機能喪失し、送電線の風荷重に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。 風荷重により補機冷却海水ポンプが損傷、補機冷却海水系が機能喪失し、サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。 風荷重により循環水系が損傷、循環水ポンプが機能喪失、復水器真空度喪失し、過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○

第3表 自然現象 評価結果 (9/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
20	竜巻 ※詳細は添付資料 2.1.3 参照	荷重	荷重（衝突）	飛来物の衝突，屋内への貫通により原子炉補機冷却系サージタンクが損傷，機能喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○
				飛来物の衝突，屋内への貫通により原子炉建屋ガス処理系／非常用ガス処理系配管，非常用ガス処理系排気筒が損傷，原子炉建屋ガス処理系／非常用ガス処理系が機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通によりほう酸水注入系が損傷，ほう酸水注入系が機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通により可燃性ガス濃度制御系が損傷，可燃性ガス濃度制御系が機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通により中央制御室換気系が損傷，機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通により気体廃棄物処理系が損傷，機能喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突による送電線，送受電設備の損傷に伴い機能喪失し，「外部電源喪失」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により排気筒が損傷し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により非常用ガス処理系配管及び排気筒が損傷し，過渡事象「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通によりタービン，発電機が損傷，機能喪失し，過渡事象「非隔離事象」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通によりタービン補機冷却系サージタンクが損傷，機能喪失し，サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	

第3表 自然現象 評価結果 (10/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
20	竜巻 ※詳細は添付資料 2.1.3 参照	荷重	荷重（衝突）	飛来物の衝突，屋内への貫通により原子炉補機冷却系熱交換器又はポンプが損傷，機能喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	○
				飛来物の衝突，屋内への貫通によりタービン補機冷却系熱交換器又はポンプが損傷，機能喪失し，サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突，屋内への貫通により主蒸気管が損傷，機能喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により復水貯蔵タンクが損傷，補給水系が喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により非常用ディーゼル発電機排気ファン，吸気フィルタ，消音器が損傷し，非常用ディーゼル発電機が機能喪失し，送電線の風荷重に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により残留熱除去系海水系が損傷，残留熱除去系海水系が機能喪失し，「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が損傷，高圧炉心スプレイ系が機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により非常用ディーゼル発電機海水系が損傷，非常用ディーゼル発電機が機能喪失し，送電線の風荷重に伴う短絡による「外部電源喪失」が同時発生し，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により補機冷却海水系が損傷，補機冷却海水系が機能喪失し，サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				飛来物の衝突により循環水系が損傷，循環水ポンプが機能喪失，復水器真空度喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
21	濃霧	—	—	設備・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—

第 3 表 自然現象 評価結果 (11/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
22	森林火災 ※詳細は添付資料 2.1.7 参照	温度	輻射熱	森林火災の輻射熱により送受電設備が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。 (敷地外)	○
				想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、設備等が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができるため、シナリオの選定は不要である。	
		閉塞 (吸気等)	給気フィルタ等の閉塞	ばい煙のモータ空気冷却器給気口への侵入について、モータは空気を吸い込まない構造であり、また、空冷モータの冷却流路の口径は、ばい煙の粒径より広いことから閉塞し難いため、シナリオの選定は不要である。	
				ばい煙の吸込みにより非常用ディーゼル発電機吸気フィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。	
				ばい煙の吸込みにより中央制御室換気系給気フィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。	
23	霜・白霜	—	—	設備・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
24	草原火災	—	—	敷地周辺に草原はないため、設備・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
25	ひょう・あられ	荷重	荷重（衝突）	竜巻（No. 20）の評価に包絡される。	—
26	極高温	—	—	日本の気候や一日の気温変化を考慮すると、設備等に影響を与えるほど極高温になることは考え難いため、設備・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
27	満潮	浸水	満潮による設備の浸水	津波（No. 11）の評価に包絡される。	—
28	ハリケーン	—	—	日本がハリケーンの影響を受けることはないため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
29	氷結	電氣的影響	着氷	凍結（No. 1）の評価に包絡される。	—
30	氷晶	電氣的影響	着氷	凍結（No. 1）の評価に包絡される。	—

第3表 自然現象 評価結果 (12/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
31	氷壁	電氣的影響	着氷	東海第二発電所敷地周辺には氷壁を含む海水の発生，流氷の到達は考え難いため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
32	土砂崩れ (山崩れ， がけ崩れ)	荷重	荷重（衝突）	東海第二発電所敷地周辺には土砂崩れを発生させるような地形はないため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
33	落雷 ※詳細は添 付資料 2.1.5 参照	電氣的 影響	屋内外計測制御設備に発生 するノイズ	ノイズにより安全保護回路が誤動作した場合，「隔離事象」又は「原子炉緊急停止系誤動作」に至るシナリオ。 ノイズにより安全保護回路以外の計測制御系が誤動作した場合，「非隔離事象」，「全給水喪失」又は「水位低下事象」に至るシナリオ。	○
			直撃雷	直撃雷による送電線，送受電設備の損傷に伴い機能喪失し，「外部電源喪失」に至るシナリオ。	
				直撃雷により残留熱除去系海水ポンプモータが損傷，残留熱除去系海水系が機能喪失し，「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。	
				直撃雷により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプモータが損傷，高圧炉心スプレイ系が機能喪失し，手動停止／サポート系喪失（手動停止）「計画外停止」に至るシナリオ。	
				直撃雷により非常用ディーゼル発電機海水ポンプモータが損傷，非常用ディーゼル発電機が機能喪失し，送電線の直撃雷による「外部電源喪失」が同時発生し，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。	
				直撃雷により補機冷却海水系ポンプモータが損傷，補機冷却海水系が機能喪失し，サポート系喪失（自動停止）「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。	
				直撃雷により循環水ポンプモータが損傷，循環水系が機能喪失，復水器真空度喪失し，過渡事象「隔離事象」に至るシナリオ。	
			誘導雷サージによる電気盤 内の回路損傷	誘導雷サージにより計測制御系が損傷した場合，計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオ。	
34	湖又は河川 の水位低下	渇水	工業用水の枯渇	海水を冷却源としていること，淡水は復水貯蔵タンク等に保管しており設備等への影響の緩和又は排除が可能であることから，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
35	湖又は河川 の水位上昇	浸水	湖又は河川の水位上昇による設備の浸水	洪水（外部洪水）(No. 18) の評価に包絡される。	—

第3表 自然現象 評価結果 (13/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
36	陥没，地盤沈下，地割れ	荷重	荷重（変位，傾斜）	安全上重要な施設は岩盤に設置されており，地下水の流動等による陥没は発生しない。また，敷地及びその近傍に活断層は分布していないことから，地震に伴う地殻変動によって安全施設の機能に影響を及ぼすような不等沈下・地割れは発生しないため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
37	極限的な圧力（気圧高低）	荷重	気圧差（気圧高低）	竜巻（No. 20）の評価に包絡される。	—
38	もや	—	—	設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
39	塩害・塩雲	腐食	塩害による腐食	事象の進展が遅く，設備等への影響の緩和又は排除が可能である。	—
40	地面の隆起	荷重	荷重（変位，傾斜）	東海第二発電所の敷地及びその近傍に活断層は分布していないことから，地震に伴う地殻変動によって安全施設の機能に影響を及ぼすような地盤の隆起は発生しないため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
41	動物	物理的損傷	ケーブル類の損傷	生物学的事象（No. 15）の評価に包絡される。	—
42	地滑り	荷重	荷重（変位，傾斜）	地すべり地形分布図及び土砂災害危険箇所図によると，東海第二発電所の敷地及びその近傍には地滑りを起こすような地形は存在しないため，敷地内における地滑りによる設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
43	カルスト	荷重	荷重（変位，傾斜）	発電所敷地及び敷地周辺にカルスト地形は認められず，発電所の地質もカルストを形成する要因はないため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
44	地下水による浸食	荷重	荷重（変位，傾斜）	敷地には地盤を浸食する地下水脈は認められず，また，敷地内の地下水位分布は海に向かってこう配を示しており，浸食をもたらし流れは発生しないため，設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—

第3表 自然現象 評価結果 (14/14)

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
45	海水面低	渇水	海水面の低下による海水の枯渇	津波 (No. 11) の評価に包絡される。	—
46	海水面高	浸水	海水面の上昇による設備の浸水	津波 (No. 11) の評価に包絡される。	—
47	地下水による地滑り	荷重	荷重 (変位, 傾斜)	地滑り (No. 42) の評価に包絡される。	—
48	水中の有機物	閉塞 (海水系)	取水口, ストレーナの閉塞	生物学的事象 (No. 15) の評価に包絡される。	—
49	太陽フレア 磁気嵐	電氣的影響	磁気嵐による誘導電流	磁気嵐に伴う送電線に誘導電流が発生し, その影響は, 落雷 (No. 33) の評価に包絡される。	—
50	高温水 (海水温高)	温度	高温水	高温水による海水系に影響するため, 生物学的事象 (No. 15) の評価に包絡される。	—
51	低温水 (海水温低)	温度	—	低温水により設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
52	泥湧出 (液状化)	荷重	荷重 (変位, 傾斜)	安全上重要な施設の基礎地盤は岩盤又は液状化対策 (地盤改良) 済みの地盤であり, 液状化に伴う地盤変状の影響を受けないため, 設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
53	土石流	荷重	荷重 (衝突)	東海第二発電所周辺には土石流が発生する地形, 地質はないため, 設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
54	水蒸気	—	—	周辺での水蒸気の発生は考え難く, 設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
55	毒性ガス	閉塞 (吸気等)	毒性ガスの吸い込みによる吸気フィルタ等の閉塞	森林火災 (No. 22) の評価に包絡される。	—

第 4 表 外部人為事象 評価結果 (1/4)

No.	外部人為事象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
1	衛星の落下	荷重	荷重（衝突）	安全施設の機能に影響が及ぶ範囲に衛星が落下する事象は、極低頻度な事象ではあるが、影響の大きさを踏まえて特にプラントの安全性に影響を与える可能性のある事象として選定する。	○
			荷重（爆風圧）		
		浸水	随伴津波による設備の浸水		
2	パイプライン事故（ガスなど）、パイプライン事故によるサイト内爆発等	荷重	荷重（衝突）	プラント外での爆発（No. 12）の評価に包絡される。	—
			荷重（爆風圧）		
		温度	輻射熱	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
			ばい煙	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
3	交通事故（化学物質の流出含む）	ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	—
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	
4	有毒ガス	有毒ガス	有毒ガスの侵入	鉄道路線、主要道路、航路及び石油コンビナート施設は発電所から十分な離隔距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による当該発電所への有毒ガスの影響はない。また、中央制御室換気系においては閉回路による再循環運転も可能であるため、影響はない。	—
5	タービンミサイル	荷重	荷重（衝突）	飛来物（航空機落下）（No. 6）の評価に包絡される。	—
6	飛来物（航空機落下）	荷重	荷重（衝突）	安全施設の機能に影響が及ぶ範囲に航空機が偶発的に落下する事象は、極低頻度な事象ではあるが、影響の大きさを踏まえて特にプラントの安全性に影響を与える可能性がある事象として選定する。	○
			荷重（爆風圧）		
		温度	輻射熱		
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞 ばい煙、有毒ガスの侵入		

第 4 表 外部人為事象 評価結果 (2/4)

No.	外部人為事象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
7	工事施設又は 軍事施設事故	荷重	荷重（衝突）	プラント外での爆発（No. 12）の評価に包絡される。	—
			荷重（爆風圧）		
		温度	輻射熱	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	
8	船舶の衝突 （船舶事故）	閉塞 （海水系）	取水口の閉塞	発電所周辺の航路は十分な離隔距離が確保されているが、発電所周辺の航路を通行する輸送船が漂流した場合であっても、輸送船の喫水深さ 11.5m に対して、発電所沖合約 900m での水深が約 11m であることから敷地に到達する可能性は低い。また、喫水の浅い小型船舶の漂流を想定した場合、敷地全面の防波堤に衝突して止まる可能性が高く、取水性に影響はない。 万が一、小型船舶や、港湾内に入港する船舶が事故によってカーテンウォール前面に到達した場合であっても、カーテンウォールにより取水路への侵入は阻害され、取水口の吞み口は広く閉塞する可能性は低いことから、取水性に影響はない。	—
		閉塞 （海水系）	油漏えいによる海水ストレーナの閉塞	船舶の座礁により重油流出事故が発生した場合に、カーテンウォールにより低層から取水することによって、残留熱除去系海水系及び非常用ディーゼル発電機海水系の取水性に影響はない。	
8	船舶の衝突 （船舶事故）	ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	—
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	
9	自動車又は船舶の 爆発	荷重	荷重（衝突）	プラント外での爆発（No. 12）の評価に包絡される。	—
			荷重（爆風圧）		
		温度	輻射熱	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）（No. 23）の評価に包絡される。	
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	
10	船舶から放出される固体・液体不純物	閉塞 （海水系）	固体・液体不純物の放出による海水系ストレーナの閉塞	船舶の衝突（船舶事故）（No. 8）の影響に包絡される。	—
11	水中の化学物質	閉塞 （海水系）	海水中に流出した化学物質による海水系ストレーナの閉塞	船舶の衝突（船舶事故）（No. 8）の影響に包絡される。	—

表 4 表 外部人為事象 評価結果 (3/4)

No.	外部人為事象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
12	プラント外での爆発	荷重	荷重（衝突）	鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域は、東海第二発電所周辺で石油コンビナート等特別防災区域に指定されている唯一の区域であり、また、発電所から約 50km 以上の距離があることから、爆発の影響が安全施設の安全機能に及ぼすおそれはない。	—
			荷重（爆風圧）	発電所周辺で爆発による影響が最も大きいと考えられる LNG 基地（敷地北東方向約 1.5km）での爆発を想定しても、飛来物及び爆風圧の影響が及ばない離隔距離を確保している。	
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）(No. 23) の評価に包絡される。	
			ばい煙, 有毒ガスの侵入	有毒ガス (No. 4) の影響に包絡される。	
13	プラント外での化学物質の流出	閉塞 (海水系)	化学物質の流出による海水系ストレーナの閉塞	船舶の衝突（船舶事故）(No. 8) の影響に包絡される。	—
		有毒ガス	有毒ガスの侵入	有毒ガス (No. 4) の影響に包絡される。	
14	サイト貯蔵の化学物質の流出	有毒ガス	有毒ガスの侵入	有毒ガス (No. 4) の影響に包絡される。	—
15	軍事施設からのミサイル	荷重	荷重（衝突）	偶発的なミサイル到達は考え難いため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
			荷重（爆風圧）		
		温度	輻射熱		
16	掘削工事	物理的 損傷	掘削工事による配管・ケーブル類の損傷	敷地内で、地面の掘削工事を行う場合は、事前調査で埋設ケーブル・配管位置の確認を行うため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。敷地外で、地面の掘削工事を行う場合は、送電鉄塔の損傷の可能性はあるが、複数回線が同時に損傷するシナリオは考え難い。	—
17	他ユニットからの火災	温度	輻射熱	火災（近隣工場等の火災）(No. 23) の評価に包絡される。	—
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	火災（近隣工場等の火災）(No. 23) の評価に包絡される。	
			ばい煙, 有毒ガスの侵入	有毒ガス (No. 4) の影響に包絡される。	
18	他ユニットからのミサイル	荷重	荷重（衝突）	有意なミサイル源はないため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—

表 4 表 外部人為事象 評価結果 (4/4)

No.	外部人為事象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等	選定結果
19	他ユニットからの内部溢水	浸水	内部溢水による設備の浸水	東海発電所分も含めた屋外タンク及び貯槽類からの溢水を想定しても、東海第二発電所の安全施設への影響がないことを確認したため、他のユニットからの内部溢水の影響による設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
20	電磁的障害	電氣的影響	サージ及び誘導電流	安全保護回路は、日本工業規格（J I S）等に基づき、ラインフィルタや絶縁回路の設置により、サージ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、安全機能を損なうことはないため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
			過電圧		
21	ダム崩壊	浸水	ダム崩壊による浸水	敷地周辺の地形及び上流に位置している久慈川水系の竜神ダムの保有水量から判断して、ダム崩壊が発生した場合においても、敷地が久慈川の洪水による被害を受けることはないため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	—
22	内部溢水	浸水	内部溢水による設備の浸水	基準地震動を一定程度超える地震により、建屋内の耐震 B、C クラス機器等が損傷し大規模な溢水が発生することによって、原子炉建屋各階が浸水し、最下階に設置している設計基事故等対処設備の機能が喪失する可能性があるが、それより上層階に設置する設備は防護されることが期待される。また、建屋内の設備への浸水については、自然現象 津波（No. 11）の評価に包絡される。	—
23	火災（近隣工場等の火災）	温度	輻射熱	自然現象 森林火災（No. 22）の評価に包絡される。	—
		ばい煙 有毒ガス	ばい煙による閉塞	自然現象 森林火災（No. 22）の評価に包絡される。	
			ばい煙、有毒ガスの侵入	有毒ガス（No. 4）の影響に包絡される。	

竜巻事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

(1) 構造物，系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出

竜巻事象により設備等に発生する可能性のある影響について，国外の評価事例，国内で発生したトラブル事例も参照し，以下のとおり，損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ①風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷
- ②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷
- ③風荷重，気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷
- ④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞

(2) 評価対象設備の選定

(1)項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し，影響を受ける可能性のある設備等のうち，プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には，以下に示す建屋，屋外及び屋内設置の設備等を評価対象設備として選定した。ただし，屋内設備については，飛来物の建屋外壁貫通を考慮すると屋内設備に影響が及ぶ可能性が考えられるため，飛来物が直接衝突する壁は損傷し，そのひとつ内側の壁との間に設置されている設備等を対象とする。

①風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷

<建屋>

- ・原子炉建屋（原子炉棟，付属棟，廃棄物処理棟）
- ・タービン建屋

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）
- ・主排気筒
- ・非常用ガス処理系
- ・復水貯蔵タンク
- ・非常用ディーゼル発電機の付属設備（排気ファン，吸気フィルタ等）
- ・残留熱除去系海水系
- ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・非常用ディーゼル発電機海水系
- ・補機冷却海水系
- ・循環水系

<屋内設備>

- ・中央制御室換気系

②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷

<建屋>

- ・原子炉建屋（原子炉棟，付属棟，廃棄物処理棟）
- ・タービン建屋

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）
- ・主排気筒

- ・ 非常用ガス処理系
- ・ 復水貯蔵タンク
- ・ 非常用ディーゼル発電機の付属設備（排気ファン，吸気フィルタ等）
- ・ 残留熱除去系海水系
- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系
- ・ 補機冷却海水系
- ・ 循環水系

< 屋内設備 >

- ・ 原子炉補機冷却系
- ・ 非常用ガス再循環系／非常用ガス処理系
- ・ ほう酸水注入系
- ・ 可燃性ガス濃度制御系
- ・ 中央制御室換気系
- ・ 気体廃棄物処理設備
- ・ タービン補機冷却系
- ・ タービン及び発電機
- ・ 原子炉補機及びタービン補機冷却系熱交換器，ポンプ
- ・ 主蒸気管（主蒸気隔離弁以降の配管）

③風荷重，気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による
建屋や設備等の損傷

- ・ ①及び②にて選定した設備等

④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞

- ・取水口

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。

①風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷

<建屋>

- ・原子炉建屋

原子炉建屋（原子炉棟，付属棟，廃棄物処理棟）は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり，風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから，極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持され则认为するため，シナリオの選定は不要である。

また，風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても，風荷重と気圧差荷重を組み合わせた荷重は，原子炉建屋設計時の地震荷重よりも小さいため，建屋の頑健性は維持され则认为するため，シナリオの選定は不要である。

ただし，ブローアウトパネル開放は，建屋内外の差圧による開放に至る場合に「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・タービン建屋

タービン建屋については，建屋上層部は鉄骨造である。万が一，風荷重及び気圧差荷重による破損に至るような場合に，建屋最上階に設置しているタービンや発電機に影響が及び，「非隔離事象」に至るシナリオ。また，タービン補機冷却系サージタンクに影響が及び，「タービ

ン・サポート系故障」に至るシナリオ。

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）

風荷重及び気圧差荷重により超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器に影響が及び「外部電源喪失」に至るシナリオ。

- ・主排気筒

主排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから，発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても排気筒の頑健性は維持され则认为するため，シナリオの選定は不要である。

- ・非常用ガス処理系

非常用ガス処理系配管及び排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから，発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても非常用ガス処理系配管及び排気筒の頑健性は維持され则认为するため，シナリオの選定は不要である。

- ・復水貯蔵タンク

風荷重及び気圧差荷重により復水貯蔵タンクが損傷した場合，補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・非常用ディーゼル発電機の付属機器

風荷重により非常用ディーゼル発電機の付属機器が損傷した場合，非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・残留熱除去系海水系

風荷重により残留熱除去系海水系が損傷した場合，残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。

- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

風荷重により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系

風荷重により非常用ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、仮に外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・ 補機冷却海水系

風荷重により補機冷却海水系ポンプが損傷した場合、タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

- ・ 循環水系

風荷重により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

< 屋内設備 >

- ・ 中央制御室換気系は、原子炉建屋（付属棟）内に設置されており風荷重の影響を受けないが、気圧差荷重によりダクト、ファン、ダンパ等の損傷が考えられる。中央制御室換気系が損傷した場合、中央制御室換気系が機能喪失し、「計画外停止」に至るシナリオ。なお、それらの設備の損傷により中央制御室の換気が困難になった場合、中央制御室の温度が上昇するが、即、中央制御室の機器へ影響が及ぶことはなく、また、竜巻の影響は瞬時であり、竜巻襲来後の対応は十分可能であるため計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオの選定は不要である。

②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷

建屋及び屋内外設備に対する飛来物の衝撃荷重により発生可能性のあるシナリオは以下のとおり。

<建屋>

飛来物が建屋外壁を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすことが考えられるが、発生可能性のあるシナリオについては、<屋内設備>で選定する。

<屋外設備>

・送受電設備

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

・主排気筒

飛来物による衝突荷重により主排気筒が損傷した場合、「隔離事象」に至るシナリオ。

・非常用ガス処理系

飛来物による衝突荷重により非常用ガス処理系配管及び排気筒が損傷した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。

・復水貯蔵タンク

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

・非常用ディーゼル発電機の付属機器

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

・残留熱除去系海水系

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

- ・非常用ディーゼル発電機海水系

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

- ・補機冷却海水系

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

- ・循環水系

風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。

<屋内設備>

- ・原子炉建屋（原子炉棟）に設置している原子炉補機冷却系サージタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、原子炉補機冷却系が機能喪失することによる「隔離事象」に至るシナリオ。非常用ガス再循環系／非常用ガス処理系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。ほう酸水注入系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。可燃性ガス濃度制御系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。
- ・原子炉建屋（付属棟）に設置している中央制御室換気系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、中央制御室換気系が機能喪失することによる「計画外停止」に至るシナリオ。
- ・原子炉建屋（廃棄物処理棟）に設置している気体廃棄物処理設備に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、気体廃棄物処理系が機能喪失することによる「隔離事象」に至るシナリオ。
- ・タービン建屋に設置しているタービンや発電機、タービン補機冷却系サージタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、「非隔離事象」に至るシナリオ。また、タービン補機冷却系が機能喪失す

ることによる「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。原子炉補機冷却系熱交換器又はポンプに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、「隔離事象」に至るシナリオ。タービン補機冷却系熱交換器又はポンプに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。主蒸気管に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突した場合、「隔離事象」に至るシナリオ。

③風荷重，気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による
建屋や設備等の損傷

建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生する可能性のあるシナリオについては，①，②に包絡される。

④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞

竜巻により資機材，車両等が飛散した取水口周辺の海に入り取水口を閉塞させる可能性があるが，取水口は呑み口が広く，閉塞させるほどの資機材や車両等の飛散は考えられないことから考慮不要とする。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて，想定を超える風荷重，気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し，事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

①風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷

<建屋>

建屋内外差圧の発生に伴う原子炉建屋ブローアウトパネルの開放によ

る計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

タービン建屋上層部は鉄骨造であり、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重が建屋に作用した場合、建屋が損傷してタービン、発電機及びタービン補機冷却系サージタンクに影響を及ぼす可能性は否定できないため、タービン建屋損傷に伴う非隔離事象、タービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

<屋外設備>

超高圧開閉所や送受電設備が損傷した場合、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重に対しては発生を否定できないため、超高圧開閉所や送受電設備の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

復水貯蔵タンクが損傷した場合、補給水系が喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

非常用ディーゼル発電機の付属機器が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、また、外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

残留熱除去系海水系が損傷した場合、残留熱除去系の機能喪失による最終ヒートシンク喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

非常用ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、非常用ディーゼル発

電機の機能喪失、また、外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

補機冷却海水系が損傷した場合、タービン補機冷却系喪失によるタービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

循環水系が損傷した場合、復水器真空度喪失に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

<屋内設備>

中央制御室換気系が損傷した場合、中央制御室換気系が機能喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷

<建屋>

原子炉建屋、タービン建屋は、飛来物が建屋を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすが、<屋内設備>として起因事象を特定する。

<屋外設備>

超高圧開閉所や送電線が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に送電設備の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

主排気筒が飛来物により損傷した場合、気体廃棄物処理系の機能喪失に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

非常用ガス処理系配管及び排気筒が飛来物により損傷した場合、非常用ガス処理系の機能喪失による計画外停止に至るシナリオは考えられる

ため、起因事象として特定する。

復水貯蔵タンクが飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に補給水系が喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

非常用ディーゼル発電機の付属機器が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に非常用ディーゼル発電機の機能喪失、また、外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

残留熱除去系海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に残留熱除去系の機能喪失による最終ヒートシンク喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に高圧炉心スプレイ系の機能喪失による計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

非常用ディーゼル発電機海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に非常用ディーゼル発電機の機能喪失、また、外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

補機冷却海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様にタービン補機冷却系喪失によるタービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

循環水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に復水器真空度喪失に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

<屋内設備>

飛来物が原子炉建屋への衝突、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、原子炉補機冷却系の機能喪失に伴う隔離事象、非常用ガス再循環系／非常用ガス処理系の機能喪失に伴う計画外停止、ほう酸水注入系の機能喪失に伴う計画外停止、可燃性ガス濃度制御系の機能喪失に伴う計画外停止、中央制御室換気系の機能喪失に伴う計画外停止、気体廃棄物処理系の機能喪失に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

飛来物がタービン建屋へ衝突、貫通した場合、(4)①と同様にタービン、発電機の損傷に伴う非隔離事象、タービン補機冷却系の損傷に伴うタービン・サポート系故障、原子炉補機冷却系の損傷に伴う隔離事象、主蒸気管の損傷に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

③風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷

(3)③のとおり、建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生する可能性のあるシナリオについては、①、②に包絡されるため、起因事象として特定不要であると判断した。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて設計基準を超える竜巻事象に対し発生可能性のある起因事象として以下を選定した。

- ・原子炉建屋ブローアウトパネルの開放に伴う計画外停止
- ・原子炉補機冷却系の損傷に伴う隔離事象
- ・非常用再循環系／非常用ガス処理系の損傷に伴う計画外停止

- ・ ほう酸水注入系の損傷に伴う計画外停止
- ・ 可燃性ガス濃度制御系の損傷に伴う計画外停止
- ・ 中央制御室換気系の機能喪失に伴う計画外停止
- ・ 気体廃棄物処理系の機能喪失に伴う隔離事象
- ・ タービン、発電機の損傷に伴う非隔離事象
- ・ タービン補機冷却系の損傷に伴うタービン・サポート系故障
- ・ 主蒸気系の損傷に伴う隔離事象
- ・ 送電線の損傷に伴う外部電源喪失
- ・ 主排気筒の損傷に伴う隔離事象
- ・ 復水貯蔵タンクの損傷に伴う計画外停止
- ・ 非常用ディーゼル発電機の付属機器の損傷，かつ外部電源喪失の同時発生に伴う全交流動力電源喪失
- ・ 残留熱除去系海水系の損傷に伴う最終ヒートシンク喪失
- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の損傷に伴う計画外停止
- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系の損傷，かつ外部電源喪失の同時発生に伴う全交流動力電源喪失
- ・ 補機冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障
- ・ 循環水系の損傷に伴う隔離事象

上記起因事象については、いずれも運転時の内部事象や地震，津波レベル 1 P R Aにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって、竜巻を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。

凍結事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

- (1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出

低温（凍結）事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ①屋外タンク及び配管内流体の凍結
- ②ヒートシンク（海水）の凍結
- ③着氷による送電線の相間短絡

- (2) 評価対象設備の選定

(1)項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には、以下に示す屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。

- ①屋外タンク及び配管内流体の凍結

- ・軽油貯蔵タンク及び非常用ディーゼル発電機用燃料移送系（以下「軽油貯蔵タンク等」という。）
- ・復水貯蔵タンク及び附属配管（以下「復水貯蔵タンク等」という。）

- ②ヒートシンク（海水）の凍結

- ・取水設備（海水）

③着氷による送電線の相間短絡

- ・送電線

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。

①屋外タンク及び配管内流体の凍結

- ・軽油貯蔵タンク等の凍結

低温によって軽油貯蔵タンク等の軽油が凍結するとともに、以下③に示す外部電源喪失が発生している状況下においては、非常用ディーゼル発電機デイトンクの燃料枯渇により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・復水貯蔵タンク等の凍結

低温によって復水貯蔵タンク等の保有水が凍結した場合、補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ。

②ヒートシンク（海水）の凍結

低温によって東海第二発電所周辺の海水が凍結することは起こりえないと考えられるため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。

③着氷による送電線の相間短絡

- ・送電線の地絡，短絡

送電線や碍子へ着氷することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて、想定を超える低温（凍結）事象に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

①屋外タンク及び配管内流体の凍結

・軽油貯蔵タンク等の凍結

燃料移送系が凍結するような低温事象は、事前に予測が可能であり、燃料移送系の循環運転等による凍結防止対策が可能であることから、燃料移送系が凍結する可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

・復水貯蔵タンク等の凍結

復水貯蔵タンク等の保有水が凍結するような低温事象は、事前に予測が可能であり、復水貯蔵タンク等の循環運転等による凍結防止対策が可能であることから、保有水が凍結する可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

②ヒートシンク（海水）の凍結

(3)②のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。

③着氷による送電線の相間短絡

・送電線の地絡，短絡

着氷に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超え

る低温事象に対しては発生を否定できないため、送電線の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて設計基準を超える低温事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 P R A にて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって、凍結を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。

積雪事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

- (1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出

積雪事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ①建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重
- ②着雪による送電線の相間短絡
- ③給気フィルタ等の閉塞

- (2) 評価対象設備の選定

(1)項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面した設備含む）の設備等を評価対象設備として選定した。

- ①建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重

< 建屋 >

- ・原子炉建屋（原子炉棟，付属棟，廃棄物処理棟）
- ・タービン建屋

< 屋外設備 >

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）
- ・非常用ディーゼル発電機の附属機器（排気ファン，吸気フィルタ等）

- ・ 復水貯蔵タンク
- ・ 残留熱除去系海水系
- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系
- ・ 補機冷却海水系
- ・ 循環水系

②着雪による送電線の相間短絡

- ・ 送電線

③給気フィルタ等の閉塞

- ・ 非常用ディーゼル発電機の附属機器（給気口，吸気フィルタ）
- ・ 中央制御室換気系（給気口）
- ・ 残留熱除去系海水系（モータ）
- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・ 補機冷却海水系（モータ）
- ・ 循環水系（モータ）

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して，(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上，発生可能性のあるシナリオを選定した。

①建屋天井や屋外設備に対する荷重

< 建屋 >

- ・ 原子炉建屋

原子炉建屋（原子炉棟）屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している原子炉補機冷却系サージタンクが物理的に機能喪失した場合、原子炉補機冷却系の機能喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

原子炉建屋（付属棟）屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している中央制御室換気系が物理的に機能喪失した場合、中央制御室換気系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

原子炉建屋（廃棄物処理棟）屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している気体廃棄物処理設備が機能喪失することによる「隔離事象」に至るシナリオ。

- ・タービン建屋

タービン建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置しているタービンや発電機に影響が及び「非隔離事象」に至るシナリオ。また、タービン補機冷却系サージタンクに影響が及び、「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高圧開閉所，特別高圧開閉所，変圧器）

超高圧開閉所屋上，特別高圧開閉所，変圧器が積雪荷重により崩落し，送受電設備に影響が及び，「外部電源喪失」に至るシナリオ。

- ・復水貯蔵タンク

復水貯蔵タンク天板が積雪荷重により崩落し，保有水が喪失した場合，補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・非常用ディーゼル発電機の附属機器

積雪荷重により非常用ディーゼル発電機の附属機器が損傷した場合，非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に②の外部電源喪失の同時発

生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・ 残留熱除去系海水系

積雪荷重により残留熱除去系海水系ポンプが損傷した場合、残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。

- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

積雪荷重により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプが損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系

積雪荷重により非常用ディーゼル発電機海水系ポンプが損傷した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・ 補機冷却海水系

積雪荷重により補機冷却海水系ポンプが損傷した場合、タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

- ・ 循環水系

積雪荷重により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

②着雪による送電線の相間短絡

送電線や碍子へ着雪することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ。

③給気フィルタ等の閉塞

- ・非常用ディーゼル発電機附属機器の閉塞

積雪により非常用ディーゼル発電機室の給気口，吸気フィルタが閉塞した場合，非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・中央制御室換気系給気口の閉塞

中央制御室換気系の給気口は，地面より約 5.6m，約 19m の 2 箇所に設置されており，堆積物による閉塞は考え難いため，シナリオの選定は不要である。

- ・海水ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞

積雪により残留熱除去系海水系ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合，残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合，高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

非常用ディーゼル発電機海水ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合，非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

補機冷却海水系ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合，タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

循環水ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合，復水器真

空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて、想定を超える積雪事象に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

①建屋天井や屋外設備に対する荷重

積雪事象が各建屋天井や屋外設備の許容荷重を上回った場合には、(3)項にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋天井の崩落や屋外設備が損傷するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。

②着雪による送電線の相間短絡

着雪に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える積雪事象に対しては発生を否定できないため、送電線の着雪による短絡を想定した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として選定する。

③給気フィルタ等の閉塞

積雪事象により非常用ディーゼル発電機室の給気口、吸気フィルタが閉塞した場合には、(3)項にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、非常用ディーゼル発電機室の給気口、吸気フィルタが閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能である

ことから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。

また、モータ空気冷却器給気口が閉塞した場合には、(3)項で選定したシナリオが発生する可能性があるが、モータ空気冷却器給気口が閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて設計基準を超える積雪事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 P R A にて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって、積雪を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。

落雷事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

- (1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という）の損傷・機能喪失モードの抽出

落雷事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ①屋内外計測制御設備に発生するノイズ
- ②直撃雷による設備損傷
- ③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷

- (2) 評価対象設備の選定

(1)項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には、以下に示す屋内設置の設備及び屋外設置の設備を評価対象設備として選定した。

- ①屋内外計測制御設備に発生するノイズ
 - ・計測制御系
- ②直撃雷による設備損傷
 - ・外部電源系
 - ・残留熱除去系海水系
 - ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
 - ・非常用ディーゼル発電機海水系

- ・補機冷却海水系
- ・循環水系

③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷

- ・計測制御系

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。

①屋内外計測制御系設備に発生するノイズ

- ・計測制御系

ノイズにより安全保護回路が誤動作した場合、「隔離事象」又は「原子炉緊急停止系誤動作」に至るシナリオ。

ノイズにより安全保護回路以外の計測制御系が誤動作した場合、「非隔離事象」、「全給水喪失」又は「水位低下事象」に至るシナリオ。

②直撃雷による設備損傷

- ・外部電源系

直撃雷により外部電源系が損傷した場合、外部電源系の機能喪失による「外部電源喪失」に至るシナリオ。

- ・残留熱除去系海水系

直撃雷により残留熱除去系海水系が損傷した場合、残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。

- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

直撃雷により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至る

シナリオ。

- ・非常用ディーゼル発電機海水系

直撃雷により非常用ディーゼル発電機海水系が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・補機冷却海水系

直撃雷により補機冷却海水系が損傷した場合、タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

- ・循環水系

直撃雷により循環水系が損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷

- ・計測制御系

誘導雷サージにより計測制御系が損傷した場合、計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオ。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて、想定を上回る落雷に対する起因事象発生可能性評価を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

①屋内外計測制御設備に発生するノイズ

落雷によって安全保護回路に発生するノイズの影響により誤動作する可能性を否定できず、隔離事象又は原子炉緊急停止系誤動作に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

また、落雷によって安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズ

の影響により誤動作する可能性を否定できず、非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

なお、上記事象以外の誤動作（ポンプの誤起動等）については、設備の機能喪失には至らず、かつ復旧についても容易であることから、起因事象としては特定しない。

②直撃雷による設備損傷

外部電源系に過渡な電流が発生した場合、機器には雷サージの影響を緩和するため保安器が設置されているが、落雷が発生した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

残留熱除去系海水系は、避雷設備の効果を期待できるが、海水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できない。また、区分分離が実施された複数の系統に期待できるが、同時に機能喪失することを保守的に考慮し、最終ヒートシンク喪失に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系は、避雷設備の効果を期待できるが、海水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できないことから、計画外停止に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。

非常用ディーゼル発電機海水系は、避雷設備の効果を期待できるが、海水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できない。また、区分分離が実施された複数の系統に期待できるが、同時に機能喪失することを保守的に考慮し、全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。

補機冷却海水系は、避雷設備の効果を期待できるが、海水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できない。また、区分分離が実施された複数の系統に期待できるが、同時に機能喪失することを保守的に考慮し、タービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。

循環水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できないため、隔離事象に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。

③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷

落雷による誘導雷サージを接地網に効果的に導くことができない場合には、電気盤内の絶縁耐力が低い回路が損傷し、原子炉施設の安全保護系機能が喪失する。しかし、安全保護回路はシールド付きケーブルを使用し、屋内に設置されているため、損傷に至る有意なサージの侵入はないものと判断されることから、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

なお、安全保護回路以外の計測制御系は、誘導雷サージの影響により損傷し、安全保護回路以外の計測・制御系喪失により制御不能に至る可能性を否定できない。制御不能となった場合は、非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象に至る可能性は考えられるため、起因事象として特定する。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて設計基準を超える落雷事象に対し発生可能性のある起因事象として以下を特定した。

- ・安全保護回路に発生するノイズの影響に伴う隔離事象又は原子炉緊急停止系誤動作
- ・安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う非隔離事象，全給水喪失又は水位低下事象
- ・外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失
- ・残留熱除去系海水系の損傷に伴う最終ヒートシンク喪失
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の損傷に伴う計画外停止
- ・非常用ディーゼル発電機海水系の損傷，かつ外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失
- ・補機冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障
- ・循環水系の損傷に伴う隔離事象
- ・安全保護回路以外の計測制御系の損傷に伴う非隔離事象，全給水喪失又は水位低下事象

上記起因事象については，いずれも運転時の内部事象や地震，津波レベル 1 P R A にて考慮していることから，追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって，落雷を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断される。

火山事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

(1) 構築物，系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出

火山事象のうち，火山性土石流といった原子力発電所の火山影響評価ガイド(制定 平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061910 号 原子力規制委員会決定)（以下「影響評価ガイド」という。）において設計対応不可とされている事象については，影響評価に基づく立地評価にて原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性がないと判断されている。よって，個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行うため抽出した降下火砕物を対象に原子力発電所への影響を検討するものとする。

降下火砕物により設備等に発生する可能性のある影響について，影響評価ガイドも参照し，以下のとおり，損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ①降下火砕物の堆積荷重
- ②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞
- ③降下火砕物による給気フィルタ等の閉塞
- ④降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響
- ⑤降下火砕物の付着による送電線の相間短絡

(2) 評価対象設備の選定

(1) 項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し，影響を受ける可能性のある設備等のうち，プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には，以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面した設備含む。）の

設備等を評価対象設備として選定した。

①降下火砕物の堆積荷重

<建屋>

- ・原子炉建屋（原子炉棟，附属棟，廃棄物処理棟）
- ・タービン建屋

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）
- ・非常用ディーゼル発電機の附属機器（排気ファン，吸気フィルタ等）
- ・復水貯蔵タンク
- ・残留熱除去系海水系
- ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・非常用ディーゼル発電機海水系
- ・補機冷却海水系
- ・循環水系

②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞

- ・残留熱除去系海水系
- ・高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・非常用ディーゼル発電機海水系
- ・補機冷却海水系
- ・循環水系

③降下火砕物による給気フィルタ等の閉塞

- ・非常用ディーゼル発電機の附属機器（給気口，吸気フィルタ）
- ・中央制御室換気系（給気口）

- ・ 残留熱除去系海水系（モータ）
- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・ 補機冷却海水系（モータ）
- ・ 循環水系（モータ）

④降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響

- ・ 屋外設備全般

⑤降下火砕物の付着による送電線の相間短絡

- ・ 送電線

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。

①降下火砕物の堆積荷重

< 建屋 >

- ・ 原子炉建屋

原子炉建屋（原子炉棟）屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している原子炉補機冷却系サージタンクが物理的に機能喪失することによる「隔離事象」に至るシナリオ。

原子炉建屋（付属棟）屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している中央制御室換気系が物理的に機能喪失した場合、中央制御室換気系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

原子炉建屋（廃棄物処理棟）屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している気体廃棄物処理設備が機能喪失することによる「隔離事象」に至るシナリオ。

- ・タービン建屋

タービン建屋屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置しているタービンや発電機に影響が及び、「非隔離事象」に至るシナリオ。また、タービン補機冷却系サージタンクに影響が及び、「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）

超高压開閉所屋上，特別高压開閉所，変圧器が降下火砕物による堆積荷重により崩落し，送受電設備に影響が及び、「外部電源喪失」に至るシナリオ。

- ・復水貯蔵タンク

復水貯蔵タンク天板が降下火砕物による堆積荷重により崩落し，保有水が喪失した場合，補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・非常用ディーゼル発電機の附属機器

降下火砕物による堆積荷重により非常用ディーゼル発電機の附属機器が損傷した場合，非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・残留熱除去系海水系

降下火砕物による堆積荷重により残留熱除去系海水系ポンプが損傷した場合，残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク

喪失」に至るシナリオ。

- ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

降下火砕物による堆積荷重により高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系ポンプが損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

- ・ 非常用ディーゼル発電機海水系

降下火砕物による堆積荷重により非常用ディーゼル発電機海水系ポンプが損傷した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失，仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・ 補機冷却海水系

降下火砕物による堆積荷重により補機冷却海水系ポンプが損傷した場合，タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

- ・ 循環水系

降下火砕物による堆積荷重により循環水ポンプが損傷した場合，復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞

海水中への降下火砕物によって海水ストレーナが閉塞，熱交換器の伝熱管が閉塞及び海水ポンプ軸受が閉塞により異常摩耗した場合，残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」，高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。非常用ディーゼル発電機海水系の機能喪失，仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合，「全交流動力電源喪失」に至るシナリ

オ。補機冷却海水系の機能喪失による「タービン・サポート系故障」、循環水系の機能喪失に伴う復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

③降下火砕物による給気フィルタ等の閉塞

- ・非常用ディーゼル発電機附属機器の閉塞

降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により非常用ディーゼル発電機室の給気口、吸気フィルタが閉塞した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

- ・中央制御室換気系給気口の閉塞

中央制御室換気系の給気口は、地面より約 5.6m、約 19m の 2 箇所に設置されており、堆積物による閉塞は考え難いためシナリオの選定は不要である。また、吸気口へ降下火砕物の吸込みによりフィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。

- ・海水ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞

降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により残留熱除去系海水系ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合、残留熱除去系海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ。

非常用ディーゼル発電機海水ポンプモータの空気冷却器給気口が閉塞した場合、非常用ディーゼル発電機の機能喪失、仮に⑤の外部電源

喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。

補機冷却海水系ポンプの空気冷却器給気口が閉塞した場合、タービン補機冷却系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ。

循環水ポンプの空気冷却器給気口が閉塞した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。

④降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響

降下火砕物が屋外設備に付着することによる腐食については、屋外設備表面には耐食性の塗装（エポキシ樹脂系等）が施されており腐食の抑制効果が考えられること、腐食の進展速度の遅さを考慮し、適切な保全管理が可能と判断したため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。

⑤降下火砕物の付着による送電線の相間短絡

降下火砕物が送電線や碍子へ付着し、霧や降雨の水分を吸収することによって、相間短絡を起こし「外部電源喪失」に至るシナリオ。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて、想定を超える降下火砕物に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

①降下火砕物の堆積荷重

降下火砕物の堆積が各建屋天井や屋外設備の許容荷重を上回った場合

には、(3)①にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋天井の崩落や屋外設備が損傷するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞

海水系ストレーナの閉塞については、降下火砕物の粒径とストレーナ目開きを比較すると、粒径の方が大きく、ストレーナ閉塞の可能性を否定できないが、海水ストレーナは切替及び清掃が可能であることから、機能喪失することは考えにくいため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の異常摩耗については、降下火砕物の硬度を考慮すると、海水中の降下火砕物によって熱交換器の伝熱管や海水ポンプ軸受の異常摩耗は進展しにくく、機能喪失することは考えにくいため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

③降下火砕物による給気フィルタ等の閉塞

降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により非常用ディーゼル発電機室の給気口、吸気フィルタを閉塞した場合には、(3)③にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、非常用ディーゼル発電機室の給気口、吸気フィルタが閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理又はフィルタの交換が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要

であると判断した。

また、モータ空気冷却器給気口が閉塞した場合には、(3)③にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、モータ空気冷却器給気口が閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。

④降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響

降下火砕物が屋外設備に付着することによる腐食については、(3)④のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。

⑤降下火砕物の付着による送電線の相間短絡

降下火砕物の影響を受ける可能性がある送受電設備は、発電所内外の広範囲に渡るため、全域における管理が困難なことを踏まえると設備等の不具合による外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて設計基準を超える火山事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって、火山事象を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。

森林火災事象に対する事故シーケンス抽出

1. 起因事象の特定

- (1) 構築物，系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出

森林火災により設備等に発生する可能性のある影響について，国外の評価事例，国内で発生したトラブル事例も参照し，以下のとおり，損傷・機能喪失モードを抽出した。

- ① 輻射熱による建屋や設備等への損傷
- ② ばい煙による設備等の閉塞

- (2) 評価対象設備の選定

(1) 項で抽出した損傷・機能喪失モードに対し，影響を受ける可能性のある設備等のうち，プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。

具体的には，以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。

- ① 輻射熱による建屋や設備等への損傷

< 建屋 >

- ・ 原子炉建屋（原子炉棟，付属棟，廃棄物処理棟）
- ・ タービン建屋

< 屋外設備 >

- ・ 送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）
- ・ 復水貯蔵タンク
- ・ 非常用ディーゼル発電機の附属設備（排気ファン，吸気フィルタ等）

- ・主排気筒
- ・非常用ガス処理系
- ・残留熱除去系海水系
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系
- ・非常用ディーゼル発電機海水系
- ・補機冷却海水系
- ・循環水系

②ばい煙による設備等の閉塞

- ・非常用ディーゼル発電機の附属設備（空気冷却器等）
- ・中央制御室換気系
- ・残留熱除去系海水系（モータ）
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・非常用ディーゼル発電機海水系（モータ）
- ・補機冷却海水系（モータ）
- ・循環水系（モータ）
- ・中央制御室換気系

(3) 起因事象になりうるシナリオの選定

(1)項で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)項で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。

①輻射熱による建屋や設備等への損傷

<建屋>

森林火災の輻射熱による建屋への影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離

があることを考慮すると、建屋の許容温度を下回り、建屋が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による建屋影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。

<屋外設備>

- ・送受電設備（超高压開閉所，特別高压開閉所，変圧器）

森林火災の輻射熱により送受電設備が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。

なお、送受電設備への影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、敷地内の送受電設備が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができる。

- ・復水貯蔵タンク

森林火災の輻射熱による復水貯蔵タンクへの影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、復水貯蔵タンク水の最高使用温度を下回り、タンクが損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。

- ・非常用ディーゼル発電機の附属設備

森林火災の輻射熱による非常用ディーゼル発電機の附属設備への影

響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、非常用ディーゼル発電機の附属設備が受ける輻射強度は低いため、非常用ディーゼル発電機の附属設備が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。

- ・主排気筒

森林火災の輻射熱による主排気筒への影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、主排気筒が受ける輻射強度は低いため、主排気筒が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。

- ・非常用ガス処理系

森林火災の輻射熱による非常用ガス処理系排気筒及び配管への影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、非常用ガス処理系排気筒及び配管が受ける輻射強度は低いため、海水系が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24 時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることからシナリオの選定は不要である。

- ・残留熱除去系海水系／高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系

／非常用ディーゼル発電機海水系／補機冷却海水系／循環水系（以下「海水系」という。）

森林火災の輻射熱による海水系への影響については、想定しうる最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、海水系が受ける輻射強度は低いため、海水系が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している自衛消防隊による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。

②ばい煙による設備等の閉塞

- ・非常用ディーゼル発電機の附属設備（空気冷却器等）の閉塞

非常用ディーゼル発電機を構成する機器の間隙は、ばい煙の粒径より広いことから閉塞し難いため、シナリオの選定は不要である。

- ・非常用ディーゼル発電機の附属設備（吸気フィルタ等）の閉塞

森林火災で発生するばい煙の非常用ディーゼル発電機吸気フィルタへの吸込みによりフィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。

- ・海水系ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞

海水系ポンプモータは外気を取込まない構造であり、また、空冷モータの冷却流路の口径は、ばい煙の粒径より広いことから閉塞し難いため、シナリオの選定は不要である。

- ・中央制御室換気系の閉塞

森林火災で発生するばい煙の中央制御室換気系吸気口への吸込みによりフィルタが閉塞した場合でも、フィルタの取替及び清掃が可能で

あることからシナリオの選定は不要である。

(4) 起因事象の特定

(3)項で選定した各シナリオについて、森林火災に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。

① 輻射熱による建屋や設備等への損傷

< 建屋 >

森林火災の輻射熱による各建屋の損傷については、(3)①のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

< 屋外設備 >

森林火災の輻射熱により送電線が損傷する可能性が否定できないため、送電線の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。その他の屋外設備についての損傷のシナリオについては、(3)①及び(3)②のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

② ばい煙等による設備等の閉塞

森林火災のばい煙等による設備等の閉塞については、(3)②のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。

2. 事故シーケンスの特定

1. にて森林火災に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル 1 P R A にて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。

よって、森林火災を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。

自然現象の重畳に対する事故シーケンス抽出

1. 設計基準を超える自然現象の重畳の考慮について

(1) 自然現象の重畳影響

自然現象の重畳評価については、損傷・機能喪失モードの相違に応じて、以下に示す影響を考慮する。

I. 各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース（例：積雪と降下火砕物による堆積荷重の増加）

II. ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより影響が増長するケース（例：地震により浸水防止機能が喪失して浸水量が増加）

III-1. 他の自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース（例：降水による降下火砕物密度の増加）

III-2. 他の自然現象の作用により影響が及ぶようになるケース（例：斜面に降下火砕物が堆積した後に大量の降水により滑り、プラント周辺まで降下火砕物を含んだ水が押し寄せる状態。単独事象としては想定していない。）

(2) 重畳を考慮する自然現象

添付資料2. 1. 1 大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害・外部人為事象の抽出プロセスによって収集した自然現象55事象のうち、添付資料2. 1. 1の第3表に示す評価結果から、以下の観点から除外した事象については、重畳影響について考慮不要と判断し、地震、津波、竜巻、凍結、積雪、落雷、火山の影響、森林火災の8事象に加え、単独事象においては除塵装置等に期待することで影響がないと判断した生物学的事象を加えた9事象を重畳影響として評価する。

○東海第二発電所及びその周辺では発生しない（若しくは、発生が極めて稀）と判断した事象

No. 2：隕石，No. 9：土壌の収縮又は膨張，No. 14：雪崩，No. 24：草原火災，No. 28：ハリケーン，No. 31：氷壁，No. 32：土砂崩れ（山崩れ，がけ崩れ），No. 42：地滑り，No. 43：カルスト，No. 44：地下水による浸食，No. 53：土石流，No. 54：水蒸気

○単独事象での評価において設備等への影響がない（若しくは、非常に小さい）と判断した事象で、他の事象との重畳を考慮しても明らかに設備等への影響がないと判断した事象

No. 4：河川の迂回，No. 16：海岸浸食，No. 17：干ばつ，No. 21：濃霧，No. 23：霜・白霜，No. 26：極高温，No. 34：湖又は河川の水位低下，No. 36：陥没，地盤沈下，地割れ，No. 38：もや，No. 39：塩害・塩雲，No. 40：地面の隆起，No. 51：低温水（海水温低），No. 52：泥湧出（液状化）

○影響が他の事象に包絡されると分類した事象（包絡する側の事象を評価することで、重畳影響も包絡される）

No. 3：降水，No. 5：砂嵐，No. 6：静振，No. 10：高潮，No. 13：波浪・高波，No. 18：洪水，No. 19：風（台風），No. 25：ひょう・あられ，No. 27：満潮，No. 29：氷結，No. 30：氷晶，No. 35：湖又は河川の水位上昇，No. 37：極限的な圧力，No. 41：動物，No. 45：海水面低，No. 46：海水面高，No. 47：地下水による地滑り，No. 48：水中の有機物，No. 49：太陽フレア・磁気嵐，No. 50：高温水，No. 55：毒性ガス

確認した結果としては、重畳影響Ⅰ～Ⅲ-1については、以下に示す理由から、単独事象での評価において抽出されたシナリオ以外のシナリオが生じることはなく、重畳影響Ⅲ-2については、該当するケースは無かった。

Ⅰ．各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長す

るケース

重畳により影響度合いが大きくなるのみであり、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオの抽出を行っていることを踏まえると、新たなシナリオは生じない。

Ⅱ．ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより、影響が増長するケース

単独の自然現象に対するシナリオの選定において、設計基準を超える事象を評価対象としているということは、つまり設備耐力や防護対策に期待していないということであり、単独事象の評価において抽出された以外の新たなシナリオは生じない。

Ⅲ-1．他の自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース

一方の自然現象の前提条件が、他方の自然現象により変化し、元の自然現象の影響度が大きくなったとしても、Ⅰ．と同様、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオ抽出を行っているため、新たなシナリオは生じない。

(3) 重畳影響評価まとめ

事故シーケンスの抽出という観点においては、上述のとおり、自然現象が重畳することにより、単独事象の評価で特定されたシナリオに対し新たなものが生じることはなく、自然現象重畳により新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。

第1表 自然現象の重畳確認結果

添付2. 1.8ー4

【凡例】
ー：各自然現象が重畳した場合でも単独事象同士の影響評価より増長しない
I：各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース
II：ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより、影響が増長するケース
IIIー1：他の自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース
IIIー2：他の自然現象の作用により影響が及ぶようになるケース

事象2 \ 事象1			極低温		地震活動	積雪（暴風雪）			津波			火山（火山活動・降下火砕物）					生物学的事象		竜巻			森林火災		落雷		
自然現象	設備の損傷・機能喪失モード		温度	電気的影響	荷重（地震）	荷重（堆積）	電気的影響	閉塞（吸気等）	荷重（衝突）	浸水	閉塞（海水系）	荷重（堆積）	閉塞（吸気等）	閉塞（海水系）	腐食	電気的影響	閉塞（海水系）	電気的影響	荷重（風）	荷重（飛来物）	荷重（気圧差）	温度	閉塞（吸気等）	電気的影響（ノイズ）	電気的影響（直撃雷）	電気的影響（雷サージ）
極低温	温度	屋外機器内部流体、ヒートシンク（海水）の凍結	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	電気的影響	着水による送電線の相間短絡	／	／	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地震活動	荷重（地震）	地震による荷重	－	－	／	Ⅲ－1	－	－	I	－	－	Ⅲ－1	－	－	－	－	Ⅱ	－	I	I	－	－	－	－	Ⅱ	－
積雪（暴風雪）	荷重（堆積）	雪の堆積による	－	－	－	／	／	／	－	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気的影響	着雪による送電線の相間短絡	－	I	－	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	閉塞（吸気等）	給気フィルタ等の閉塞	－	－	－	／	／	／	－	－	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－	I	－	－	－
津波	荷重（衝突）	荷重（衝突）	－	－	Ⅱ	Ⅲ－1	－	－	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	I	I	－	－	－	－	Ⅱ	－
	浸水	津波による設備の浸水	－	－	Ⅱ	－	－	－	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	Ⅱ	Ⅱ	－	－	－	－	－	－
	閉塞（海水系）	漂流物による取水口、海水ストレーナの閉塞	－	－	－	－	－	－	／	／	／	－	－	I	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－
火山（火山活動・降下火砕物）	荷重（堆積）	荷重（堆積）	－	－	－	I	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	閉塞（海水系）	海水系ストレーナの閉塞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	I	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	閉塞（吸気等）	給気フィルタ等の閉塞	－	－	－	－	－	I	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－	－	－	－	I	－	－	－
	腐食	腐食成分による化学的影響	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気的影響	降下火砕物の付着による送電線の相間短絡	－	I	－	－	I	－	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生物学的事象	閉塞（海水系）	取水口、海水ストレーナの閉塞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	I	－	－	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気的影響	齧歯類（ネズミ等）によるケーブル類の損傷	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	－	－	－	－	－	－	－	－
竜巻	荷重（風）	風圧による荷重	－	－	I	－	－	Ⅲ－1	I	－	－	－	Ⅲ－1	－	－	－	－	－	／	／	／	Ⅲ－1	Ⅲ－1	－	Ⅱ	－
	荷重（飛来物）	飛来物による荷重	－	－	I	－	－	－	I	－	－	－	－	－	－	－	I	－	／	／	／	－	－	－	Ⅱ	－
	荷重（気圧差）	気圧差による荷重	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	－	－	－	－	－
森林火災	温度	輻射熱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－
	閉塞（吸気等）	給気フィルタ等の閉塞	－	－	－	－	－	I	－	－	－	－	I	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	－	－	－
落雷	電気的影響（ノイズ）	屋内外計測制御設備に発生するノイズ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	／	／
	電気的影響（直撃雷）	直撃雷	－	－	Ⅱ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	／	／
	電気的影響（雷サージ）	誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	／	／	／	／	／	／	／

第2表 事象の重畳 個別検討結果（1/4）

No.	重畳事象(事象1×事象2)	影響	検討結果
1	極低温（電氣的影響）×積雪（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
2	極低温（電氣的影響）×火山（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
3	地震活動（荷重（地震））×津波（荷重（浸水））	II	地震によって浸水防護機能が喪失した後の津波によって、原子炉建屋内への浸水及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →津波単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
4	地震活動（荷重（地震））×津波（閉塞（海水系））	III－1	地震による取水口周辺の構造物の損傷と津波による漂流物の同時発生により、取水機能の喪失が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
5	地震活動（荷重（地震））×竜巻（荷重（風））	I	地震による荷重と竜巻の風荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
6	地震活動（荷重（地震））×竜巻（荷重（飛来物））	I	地震による荷重と竜巻による飛来物の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
7	地震活動（荷重（地震））×落雷（電氣的影響（直撃雷））	II	地震によって避雷設備が損傷した後の落雷によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、落雷については、排気筒が避雷導体となることによって、落雷電流を地中の設置網へ導く機能は確保される。
8	積雪（荷重（堆積））×地震（荷重（地震））	III－1	積雪荷重と地震による荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。
9	積雪（荷重（堆積））×津波（荷重（波力））	III－1	積雪荷重と津波波力の同時発生によって、建屋内浸水及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →津波単独で喪失する可能性のある機器として、建屋内浸水及び屋外設備等の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。
10	積雪（荷重（堆積））×火山（荷重（堆積））	I	積雪荷重と降下火砕物堆積荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →積雪及び降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪、降下火砕物の除去）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
11	積雪（電氣的影響）×極低温（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
12	積雪（電氣的影響）×火山（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
13	積雪（閉塞（吸気等））×火山（閉塞（吸気等））	I	雪と降下火砕物の同時発生によって、フィルタ閉塞による非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →積雪及び降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。

第2表 事象の重畳 個別検討結果（2/4）

No.	重畳事象(事象1×事象2)	影響	検討結果
14	積雪（閉塞（吸気等））×竜巻（荷重（風））	Ⅲ－1	雪と竜巻の同時発生によって、フィルタ閉塞による非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →竜巻単独で喪失する可能性のある機器として、交流電源設備の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。
15	積雪（閉塞（吸気等））×森林火災（閉塞（吸気等））	I	雪と森林火災の同時発生によって、フィルタ閉塞の可能性が高まり非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
16	津波（荷重（衝突））×地震活動（荷重（地震））	I	津波波力と余震による荷重との同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震の想定において、原子炉建屋及び屋外設備の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオを発生しない。
17	津波（荷重（衝突））×竜巻（荷重（風））	I	津波波力と竜巻の風荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
18	津波（荷重（衝突））×竜巻（荷重（飛来物））	I	津波波力と竜巻による飛来物の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
19	火山（荷重（堆積））×地震（荷重（地震））	I	降下火砕物堆積荷重と地震による荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震の想定において、原子炉建屋及び屋外設備の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（降下火砕物の除去）を講じることが可能である。
20	火山（荷重（堆積））×積雪（荷重（堆積））	I	降下火砕物堆積荷重と積雪荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →降下火砕物及び積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪、降下火砕物の除去）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
21	火山（閉塞（吸気等））×積雪（閉塞（吸気等））	I	降下火砕物と雪の同時発生によって、フィルタ閉塞による非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →降下火砕物及び積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
22	火山（閉塞（吸気系））×竜巻（荷重（風））	Ⅲ－1	降下火砕物と竜巻の同時発生によって、フィルタ閉塞による非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →竜巻単独で喪失する可能性のある機器として、交流電源設備の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（降下火砕物の除去）を講じることが可能である。
23	火山（閉塞（吸気系））×森林火災（閉塞（吸気系））	I	降下火砕物と森林火災の同時発生によって、フィルタ閉塞の可能性が高まり非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
24	火山（閉塞（海水系））×津波（閉塞（海水系））	I	降下火砕物と津波による漂流物の同時発生によって、取水機能の喪失が考えられる。 →津波単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
25	火山（閉塞（海水系））×生物学的事象（閉塞（海水系））	I	降下火砕物とクラゲ等の海生生物の同時発生によって、ストレーナ閉塞による取水機能の喪失が考えられる。 →地震等の単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
26	火山（電氣的影響）×極低温（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。

第2表 事象の重畳 個別検討結果（3/4）

No.	重畳事象(事象1×事象2)	影響	検討結果
27	火山（電氣的影響）×積雪（電氣的影響）	I	送電線への付着物の増加により、送電線の相間短絡による外部電源喪失が考えられる。 →各々の事象で外部電源喪失を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
28	生物学的事象（閉塞（海水系））×地震（地震（荷重））	II	クラゲ等の海生生物と地震による除塵装置の機能喪失の同時発生によって、取水機能の喪失が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
29	生物学的事象（閉塞（海水系））×津波（閉塞（海水系））	I	クラゲ等の海生生物と津波による漂流物の同時発生によって、取水機能の喪失が考えられる。 →津波単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
30	生物学的事象（閉塞（海水系））×火山（閉塞（海水系））	I	クラゲ等の海生生物と降下火砕物との同時発生によって、ストレーナ閉塞による取水機能の喪失が考えられる。 →地震等の単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
31	生物学的事象（閉塞（海水系））×竜巻（荷重（飛来物））	II	クラゲ等の海生生物と飛来物による除塵装置の機能喪失の同時発生によって、取水機能の喪失が考えられる。 →竜巻単独で喪失する可能性のある機器として、海水ポンプを想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
32	竜巻（荷重（風））×地震活動（荷重（地震））	I	竜巻の風荷重と地震による荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
33	竜巻（荷重（風））×津波（荷重（衝突））	I	竜巻の風荷重と津波波力の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
34	竜巻（荷重（風））×津波（浸水）	II	竜巻の風荷重によって浸水防護機能が喪失した後の津波によって、原子炉建屋内への浸水及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →津波単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
35	竜巻（荷重（飛来物））×地震活動（荷重（地震））	I	竜巻による飛来物と地震による荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
36	竜巻（荷重（飛来物））×津波（荷重（衝突））	I	竜巻による飛来物と津波波力の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
37	竜巻（荷重（飛来物））×津波（浸水）	II	竜巻による飛来物によって浸水防護機能が喪失した後の津波によって、原子炉建屋内への浸水及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →津波単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、竜巻については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置等）を講じることが可能である。
38	森林火災（温度）×竜巻（荷重（風））	III－1	竜巻の影響により、森林火災の輻射熱の影響が大きくなることによって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →竜巻の継続時間は短く風向は一定でないことから輻射熱の影響は限定的であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
39	森林火災（閉塞（吸気等））×積雪（閉塞（吸気等））	I	森林火災と雪の同時発生によって、フィルタ閉塞の可能性が高まり非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →積雪については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。

第2表 事象の重畳 個別検討結果（4/4）

No.	重畳事象(事象1×事象2)	影響	検討結果
40	森林火災（閉塞（吸気等））×火山（閉塞（吸気等））	I	森林火災と降下火砕物の同時発生によって、フィルタ閉塞の可能性が高まり非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →降下火砕物については、事前の予測が可能であり、あらかじめ体制を強化して安全対策（フィルタ交換作業）を講じることが可能であり、重畳を想定したとしても大規模損壊には至らない。
41	森林火災（閉塞（吸気系））×竜巻（荷重（風））	Ⅲ－1	森林火災と竜巻の同時発生によって、フィルタ閉塞による非常用ディーゼル発電機の機能喪失等が考えられる。 →竜巻単独で喪失する可能性のある機器として、交流電源設備の損傷を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。また、森林火災については、予防散水を実施することで、影響が緩和可能である。
42	落雷（電氣的影響（直撃雷））×地震活動（荷重（地震））	Ⅱ	落雷と地震による荷重の同時発生によって、原子炉建屋及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →地震単独で喪失する可能性のある機器として、原子炉建屋及び屋外設備を想定しており、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
43	落雷（電氣的影響（直撃雷））×津波（荷重（衝突））	Ⅱ	落雷によって浸水防護機能が喪失した後の津波によって、原子炉建屋内への浸水及び屋外設備等の損傷が考えられる。 →津波単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
44	落雷（電氣的影響（直撃雷））×竜巻（荷重（風））	Ⅱ	落雷によって竜巻防護機能が喪失した後の竜巻によって、屋外設備等の損傷が考えられる。 →竜巻単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。
45	落雷（電氣的影響（直撃雷））×竜巻（荷重（飛来物））	Ⅱ	落雷によって竜巻防護機能が喪失した後の竜巻によって、屋外設備等の損傷が考えられる。 →竜巻単独での影響評価として、原子炉建屋内への浸水を想定しており、事象の重畳によって浸水高さに変化がないことから、新たに想定すべきシナリオは発生しない。

P R A で選定しなかった事故シーケンス等への対応について

レベル1 P R A より抽出された事故シーケンスのうち，有効な炉心損傷防止対策の確保が困難な事故シーケンスは以下のとおりである。

- a．原子炉建屋損傷
- b．格納容器損傷
- c．原子炉圧力容器損傷
- d．原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失
(E x c e s s i v e - L O C A)
- e．計装・制御系喪失
- f．格納容器バイパス
- g．防潮堤損傷
- h．大破断 L O C A + 高圧炉心冷却失敗 + 低圧炉心冷却失敗
- i．直流電源喪失 + 原子炉停止失敗
- j．交流電源喪失 + 原子炉停止失敗

以上の事故シーケンスのうち，a．～g．の事故シーケンスについては，外部事象による建屋・格納容器等の大規模な損傷を想定していることから，格納容器の閉じ込め機能に期待できない場合も想定されるシーケンスであるが，これらの全炉心損傷頻度への寄与割合は1%未満と小さく，有意な頻度ではない。

また，これらの事象はプラントに及ぼす影響について大きな幅を有しており，影響が限定されるような小規模な事故の場合には，使用可能な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を柔軟に活用して，事故進展の緩和を図ることが可能である。万一，建屋全体が崩壊し，内部の安全系機器・配管の全てが機能喪

失するような深刻な事故に至った場合でも、可搬型のポンプ・電源、放水砲等を駆使した対応により、臨機応変に影響緩和を試みる事が可能であると考えられる。

h. の事故シーケンスについては、LOCAの破断面積が一定の大きさを超える場合、国内外の先進的な対策を考慮した場合であっても炉心損傷防止対策を講じることは困難であるが、格納容器の機能に期待できる事故シーケンスである。i. ～ j. の事故シーケンスについては、地震による直流電源又は交流電源の喪失と炉内構造物等の損傷による原子炉スクラムの失敗が重畳することにより炉心損傷に至る事故シーケンスであるが、地震によりスクラム信号が発信した場合は、現実的には炉内構造物等が損傷に至るおそれのある最大加速度による荷重を受けるより前に制御棒挿入が完了するものと考えられる。なお、万一、地震による炉内構造物等の損傷により制御棒挿入が失敗し、さらに直流電源喪失又は交流電源喪失が重畳した場合は、可搬型のポンプ・電源、放水砲等を駆使した対応により、臨機応変に影響緩和を試みる事が可能であると考えられる。

また、内部事象レベル1.5 PRAにより炉心損傷後に格納容器バイパスに至るものとして、以下の格納容器破損モードを抽出している。

k. 格納容器隔離失敗

本事象が発生した場合、大量の放射性物質の放出に至る可能性があるが、全格納容器破損頻度への寄与割合は0.1%以下と小さく、有意な頻度ではない。

また、本事象については、事象進展に伴う物理的な現象に由来するものではなく、炉心損傷時点で格納容器が隔離機能を喪失している事象であることから、炉心損傷防止対策が有効である。

万一、本事象に至った場合においても、可搬型のポンプ・電源、放水砲等を駆使した対応により、臨機応変に影響緩和を試みることが可能であると考えられる。以上の事故シーケンス等への対応手順を第1表及び第2表に示す。

第1表 各事故シーケンスの対応の扱い (1/3)

事故シーケンスグループ	事象の想定	CDF (/炉年)	対応手順
a. 原子炉建屋損傷	原子炉建屋が損傷することで、建屋内の格納容器、原子炉圧力容器等の構造物及び機器が広範囲にわたり損傷し、原子炉注水を行った場合においても炉心損傷を回避できないことを想定した事故シーケンスである。 大規模な損傷の場合、建屋損傷時に、緩和できない大規模なLOCA (Excessive-LOCA) が発生すると同時に、建屋内の原子炉注水系配管が構造損傷して原子炉注水機能も喪失するため、炉心損傷に至る。建屋損傷の二次的被害により、格納容器や格納容器の貫通配管が損傷しており、閉じ込め機能にも期待することはできない。	1.5E-7	大規模損壊発生時の対応に含まれる。
b. 格納容器損傷	格納容器が損傷することで、格納容器内の原子炉圧力容器等の構造物及び機器が広範囲にわたり損傷し、原子炉注水を行った場合においても炉心損傷を回避できないことを想定した事故シーケンスである。 大規模な損傷の場合、格納容器内の配管及びECCS注入配管が同時に構造損傷して、大規模なLOCA (Excessive-LOCA) が発生すると同時に、原子炉注水機能も喪失するため、炉心損傷に至る。なお、この場合、格納容器が損傷しており、閉じ込め機能にも期待することはできない。	4.1E-9	大規模損壊発生時の対応に含まれる。
c. 原子炉圧力容器損傷	原子炉圧力容器の支持機能喪失により、原子炉圧力容器に接続されている原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の損傷や、原子炉冷却材の流路閉塞が発生することにより、原子炉注水を行った場合においても炉心損傷を回避できないことを想定した事故シーケンスである。 大規模な損傷の場合、原子炉圧力容器の損傷により、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管の全周破断による原子炉注水機能の喪失や、炉内構造物の大規模破損による冷却材流路の閉塞により、炉心の除熱が困難となり炉心損傷に至る。	2.2E-7	大規模損壊発生時の対応に含まれる。

第1表 各事故シーケンスの対応の扱い (2/3)

事故シーケンス グループ	事象の想定	C D F (／炉年)	対応手順
d. 原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失 (E x c e s s i v e - L O C A)	原子炉冷却材圧力バウンダリ喪失については、地震によるスクラム後、逃がし安全弁の開放失敗による原子炉圧力上昇又は地震による直接的な荷重により格納容器内の原子炉冷却材圧力バウンダリ配管が損傷に至ることを想定した事故シーケンスである。いずれの場合も原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷の規模や影響緩和系による事象収束可能性の評価が困難なため、保守的にE x c e s s i v e - L O C A相当とし、炉心損傷に至る事故シーケンスとして整理している。	3.0E-10	大規模損壊発生時の対応に含まれる。
e. 計装・制御系喪失	地震により計装・制御系が損傷した場合、プラントの監視及び制御ができなくなる可能性があること、発生時のプラント挙動に対する影響が現在の知見では明確でないことから、保守的に直接炉心損傷に至ることを想定した事故シーケンスである。	3.7E-10	大規模損壊発生時の対応に含まれる。
f. 格納容器バイパス	格納容器バイパス事象は、常時開などの隔離弁に接続している配管が格納容器外で破損すると同時に隔離弁が閉失敗することで、原子炉冷却材が流出する事象である。高温・高圧の原子炉冷却材が隔離不能な状態で格納容器外（原子炉建屋）へ流出し、原子炉建屋内の広範な影響緩和系に係る機器（電気品、計装品等）が機能喪失し、損傷の規模や影響緩和系による事象収束可能性の評価が困難なため、保守的に直接炉心損傷に至る事故シーケンスとして整理している。	3.2E-8	大規模損壊発生時の対応に含まれる。
g. 防潮堤損傷	津波による防潮堤の損傷により、大規模な敷地内及び原子炉建屋内の浸水が発生することで、敷地内の施設・設備が広範囲にわたり損傷することを想定した事故シーケンスである。	3.3E-7	大規模損壊発生時の対応に含まれる。

第1表 各事故シーケンスの対応の扱い (3/3)

事故シーケンスグループ	事象の想定	C D F (/炉年)	対応手順
h. 大破断 L O C A + 高圧 炉心冷却失敗 + 低圧炉 心冷却失敗	大破断 L O C A の発生により原子炉圧力容器から多量の冷却材が失われていく事象であり、極めて短時間のうちに多量の注水を開始しなければ炉心損傷を防止することができない事故シーケンスである。国内外の先進的対策を考慮しても、事象発生から極めて短時間のうちに多量の注水が可能な対策（インターロックの追設等）は確認できなかったことから、炉心損傷防止対策を講じることが困難な事故シーケンスとして整理している。 （格納容器破損防止対策が有効に機能することで、格納容器機能の維持に期待できる）	1.4E-12	代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器冷却，低圧代替注水系（常設）による原子炉注水，代替循環冷却系又は格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱を実施することにより，格納容器雰囲気 の冷却及び除熱が可能であり，格納容器破 損及び放射性物質の異常な水準での敷地 外への放出の防止を図る。
i. 直流電源喪失 + 原子炉 停止失敗	直流電源又は交流電源の喪失と原子炉スクラムの失敗が重畳することにより，炉心損傷に至る事故シーケンスである。制御棒による原子炉停止に期待できない場合の代替の原子炉停止手段として，ほう酸水注入系を設けているが，直流電源又は交流電源の喪失によってほう酸水注入系が機能喪失に至ることから，炉心損傷に至る事故シーケンスである。	2.6E-8	地震によりスクラム信号が発信した場合 は，現実的には構造物・機器が最大加速度 による荷重を受けるより前に制御棒挿入 が完了するものと考えられるが，仮に地震 による炉内構造物の損傷により制御棒挿 入が失敗し，さらに直流電源喪失又は交流 電源喪失が重畳した場合は，大規模損壊発 生時の対応に含まれる。
j. 交流電源喪失 + 原子炉 停止失敗		1.4E-8	

第 2 表 炉心損傷後に格納容器バイパスに至る格納容器破損モードの対応の扱い

格納容器破損モード	事象の想定	C F F (／炉年)	対応手順
k．格納容器隔離失敗	炉心が損傷した時点で，格納容器の隔離に失敗しており，格納容器の閉じ込め機能を喪失している事象を想定している。 なお，現状の運転管理として定期試験時及び原子炉起動前における格納容器隔離機能の確認や手順書に基づく確実な操作を実施しており，格納容器隔離失敗の発生を防止する処置を実施している。また，出力運転中は格納容器内を窒素置換し管理しているため，仮に格納容器からの漏えいが存在する場合でも，格納容器圧力の低下等により速やかに検知できる可能性が高いと考える。	6.1E－10	大規模損壊発生時の対応に含まれる。 ただし，原子炉注水等による炉心損傷防止対策が有効である。

大規模損壊発生時の対応

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズム発生時の 対応概要

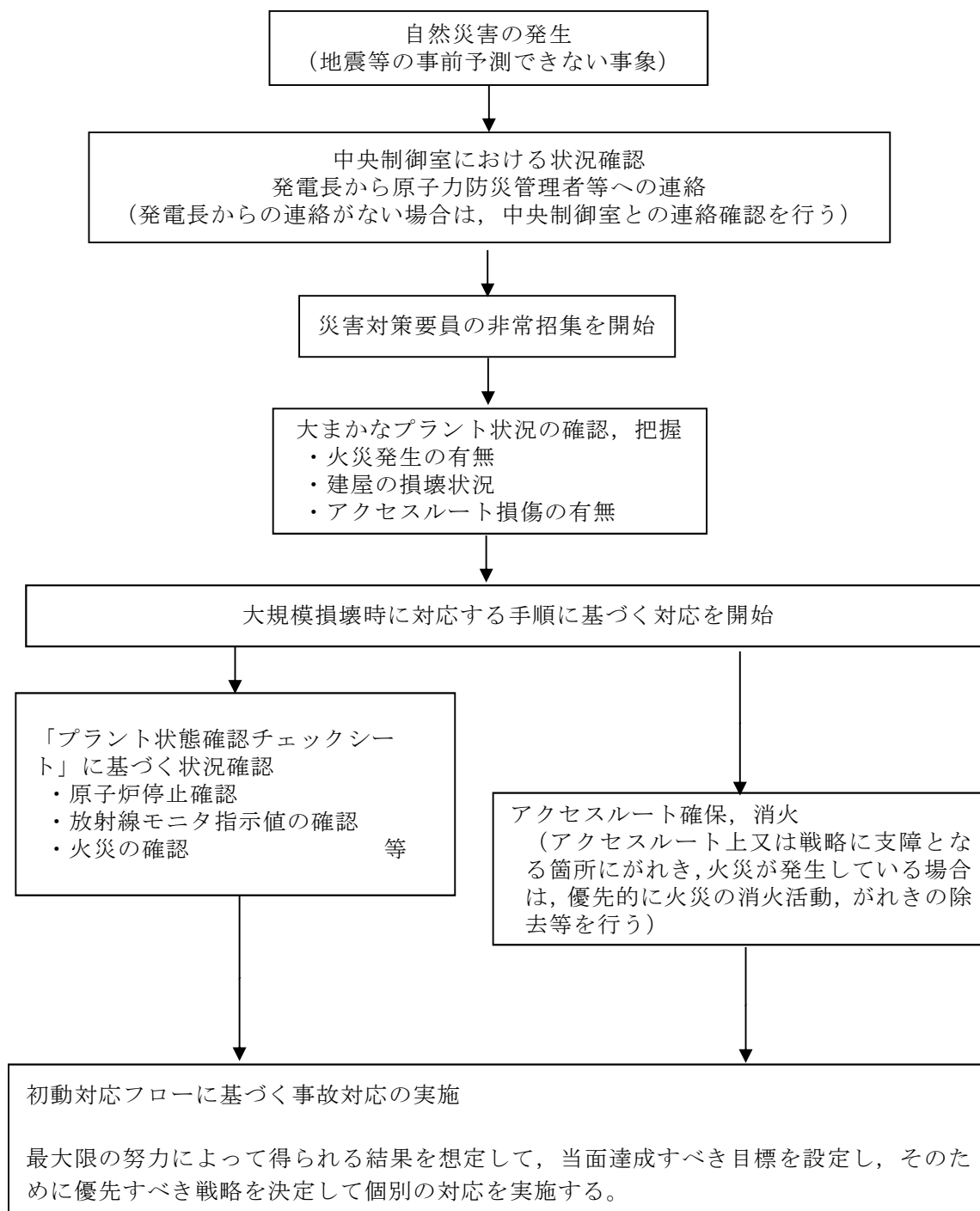
大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時には、プラントの監視及び制御機能の喪失や航空機墜落等による大規模火災等の発生が想定され、このような状況において、初動対応を行う上で最も優先すべきはプラントの状況を把握することである。

このため、事象が発生した場合、災害対策本部は、中央制御室の状況、大まかなプラント状況の確認、把握を可能な範囲で行った後、速やかに「プラント状態確認チェックシート」を用いて、具体的にプラント被災状況、対応可能要員の把握等を行う。

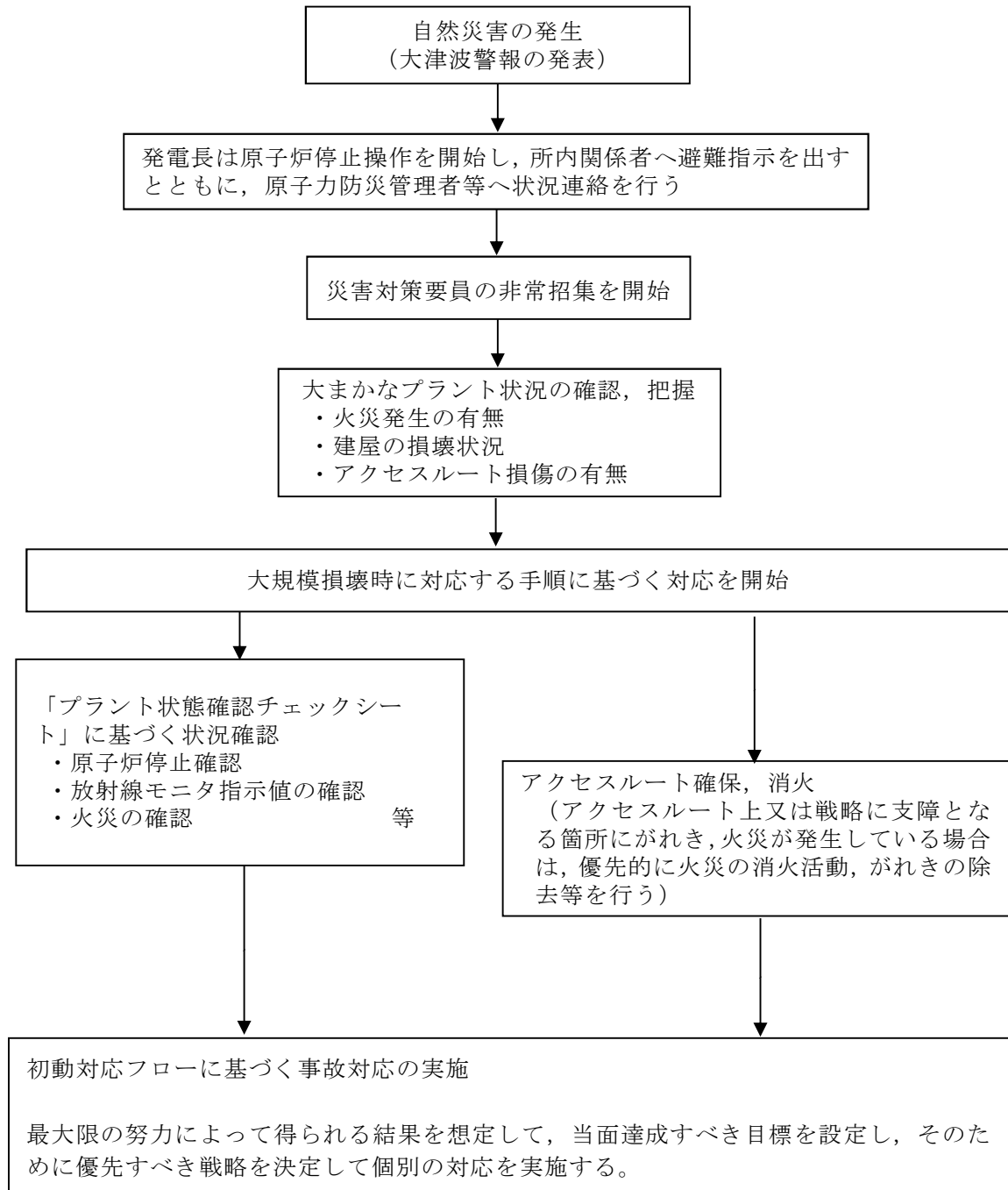
以下に、初期対応の概要、大規模損壊発生時対応フロー、プラント状態確認チェックシートを示す。

1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突時の対応概要

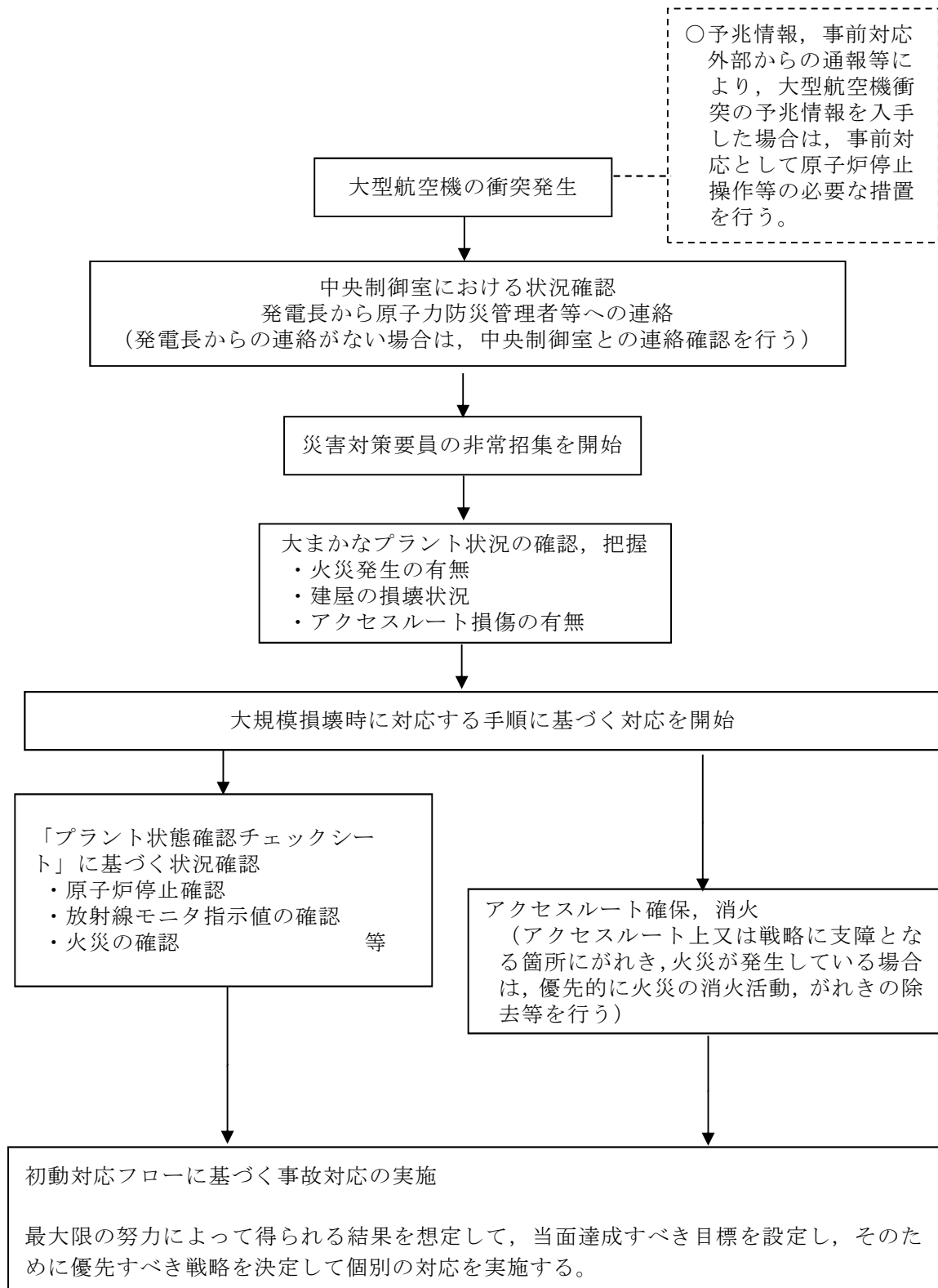
(1) 対応の全体フロー概略（地震等の事前予測ができない事象の場合）



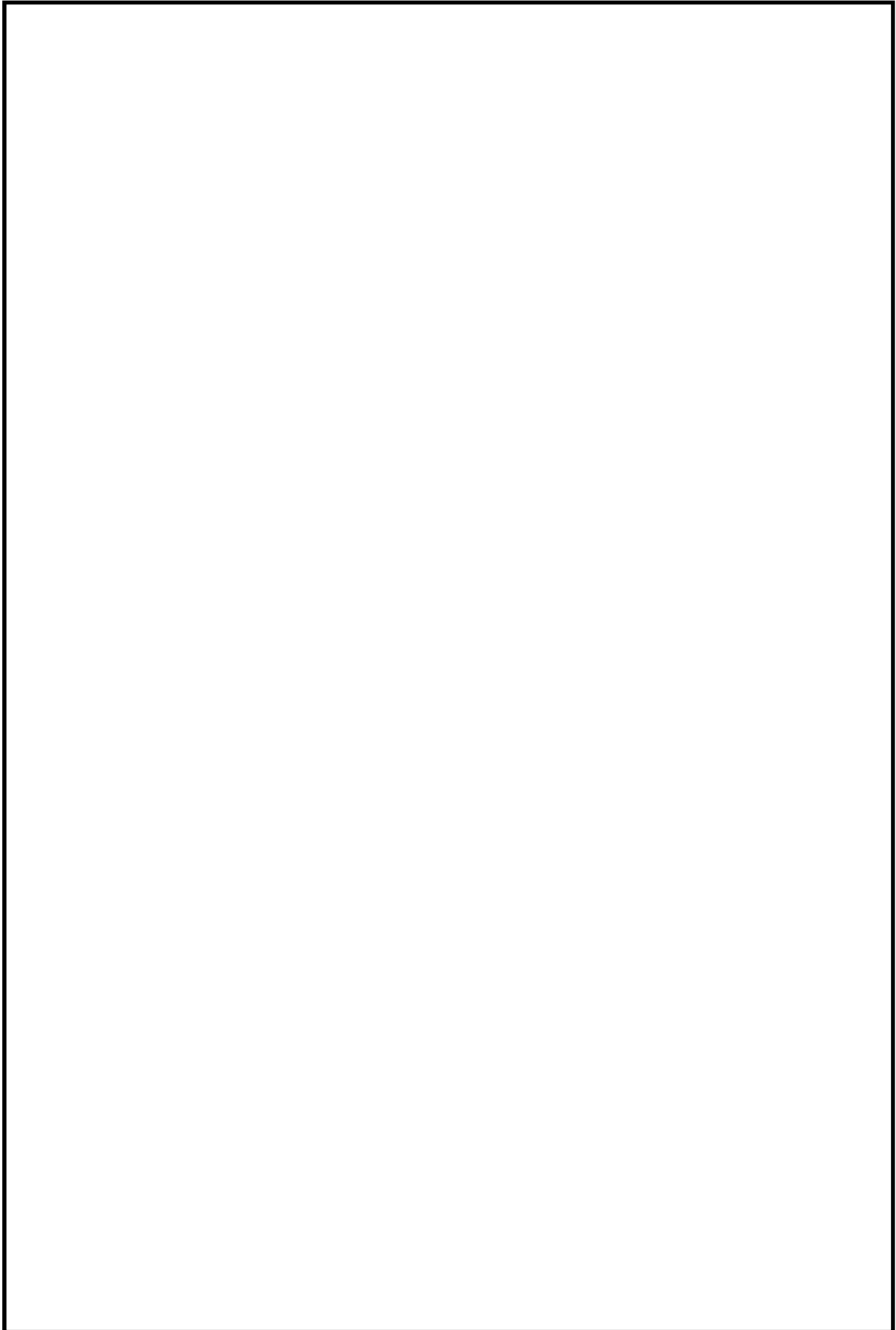
(2) 対応の全体フロー概略（大津波警報の発表（事前予測ができる事象）の場合）



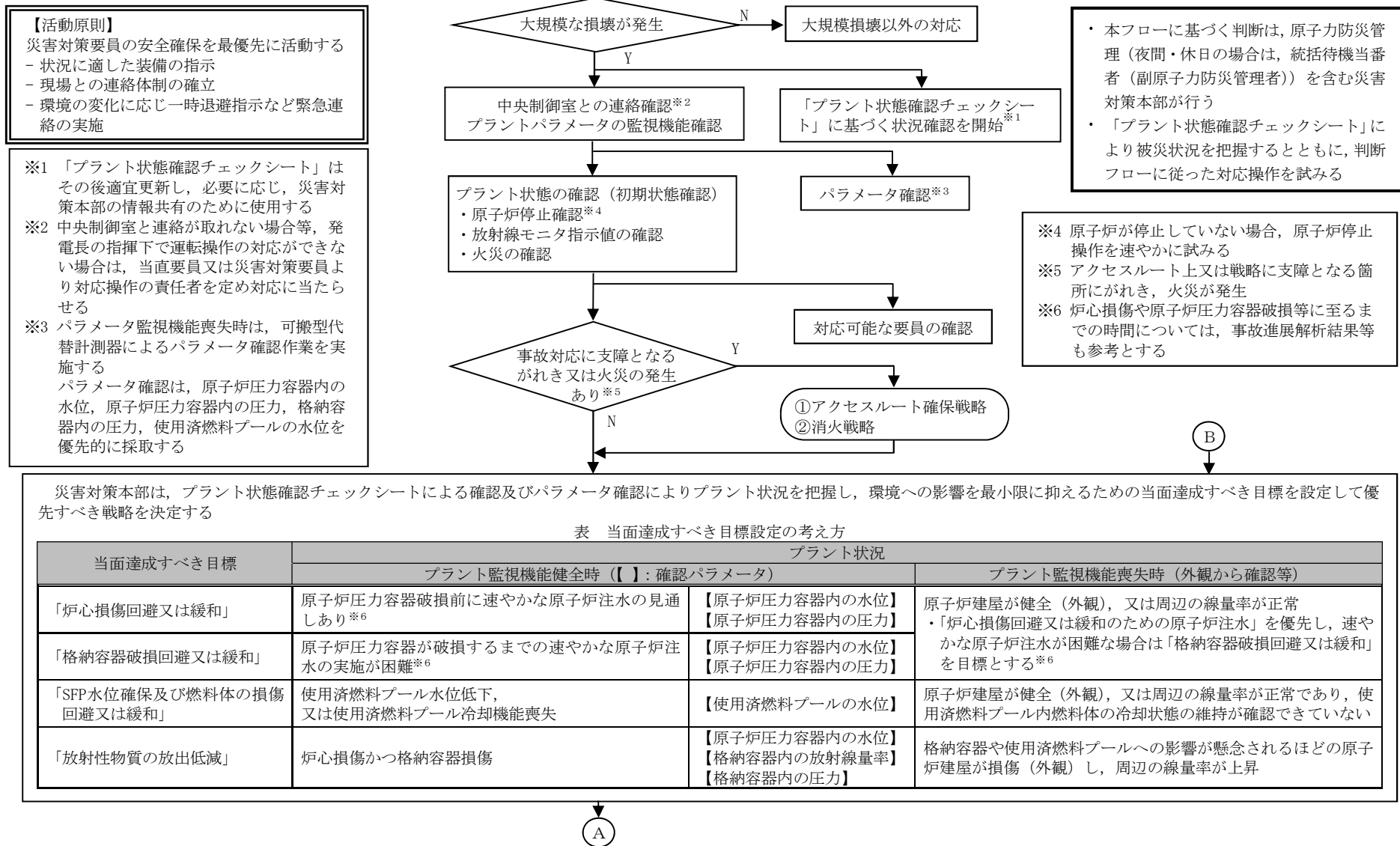
(3) 対応の全体フロー概略（大型航空機の衝突の場合）

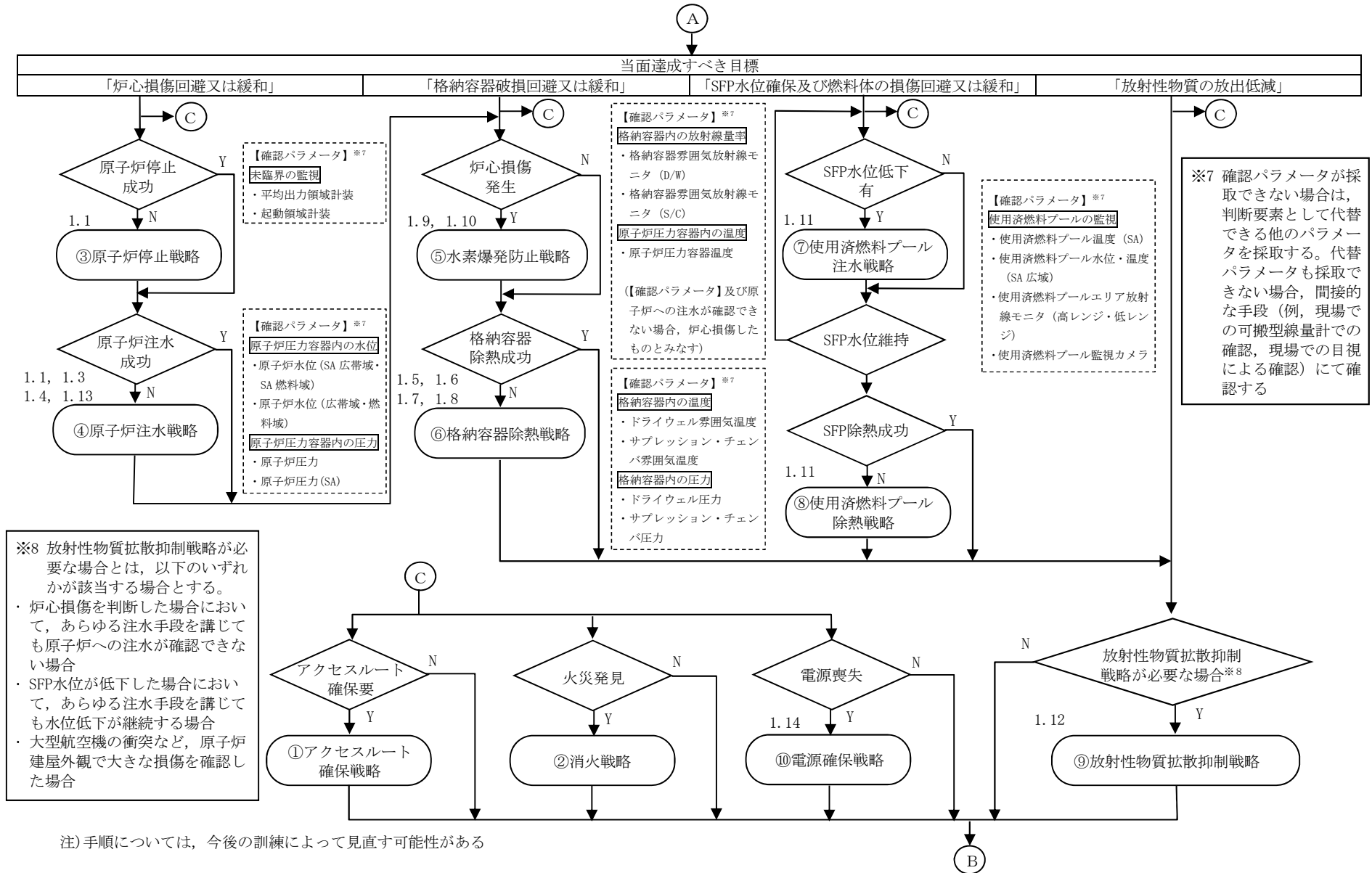


(4) 対応の全体フロー概略（テロリズムの発生の場合）



初動対応フロー





【注意事項】

1. チェックシートには、災害対策本部長の指示に基づき確認した情報又は各作業班の担当者が必要に応じ確認した情報を記載する。
2. 確認結果は、情報班に報告する。
3. 情報班は、報告された確認結果を取りまとめ、本部内に情報共有する。
4. 確認項目 1. ～ 3. 項の確認を最優先に実施し、その後その他の確認項目の確認を行う。
5. 建屋の損壊状況、周辺線量等、周囲の状況に十分注意しながらチェックし、チェック困難な場合には「不明」とする。
6. 動作可能及び使用可能は、外観、警報等で判断する。
7. プラント状態の確認は、複数名で実施する。

1. 中央制御室との連絡及びパラメータの確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
1-1	中央制御室と連絡	連絡可能・連絡不可					
1-2	中央制御室でのパラメータ確認	確認可能・確認不可					
1-3	緊急時対策所でのパラメータ確認	確認可能・確認不可					

2. 原子炉停止及びモニタ指示確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
2-1	原子炉停止	成功・失敗・不明 (確認日時 / :)					
2-2	エリアモニタ指示	上昇なし・上昇あり・不明					
2-3	屋外モニタ指示	上昇なし・上昇あり・不明					

3. 火災の確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
3-1	航空機燃料等による火災	火災あり・火災なし・不明					
3-2	上記以外の火災	火災あり・火災なし・不明					

4. 対応可能な要員の確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目※	要員数					
4-1	原子力防災管理者（0名）	名					
4-2	副原子力防災管理者（1名）	名					
4-3	対応可能な当直要員数（7名）	名					
4-4	対応可能な災害対策要員数 （自衛消防隊を除く）（20名）	名					
4-5	対応可能な災害対策要員数 （自衛消防隊）（11名）	名					

※ カッコ内は夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）において必要な要員として発電所内に確保している人数

5. 通信設備の確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態					
5-1	T V会議システム （原子力防災ネットワーク）	使用可能・使用不可・不明					
5-2	T V会議システム（社内）	使用可能・使用不可・不明					
5-3	一斉通報装置	使用可能・使用不可・不明					
5-4	加入電話	使用可能・使用不可・不明					
5-5	I P電話（有線系）	使用可能・使用不可・不明					
5-6	I P電話（衛星系）	使用可能・使用不可・不明					
5-7	保安電話（固定型）	使用可能・使用不可・不明					
5-8	保安電話（携帯型）	使用可能・使用不可・不明					
5-9	衛星電話（固定型）	使用可能・使用不可・不明					
5-10	衛星電話（携帯型）	使用可能・使用不可・不明					
5-11	無線連絡設備（固定型）	使用可能・使用不可・不明					
5-12	無線連絡設備（携帯型）	使用可能・使用不可・不明					
5-13	携行型有線通話装置	使用可能・使用不可・不明					
5-14	I P－F A X	使用可能・使用不可・不明					
5-15	送受話器（ページング）	使用可能・使用不可・不明					
5-16	S P D S	使用可能・使用不可・不明					
5-17	社内L A N	使用可能・使用不可・不明					
5-18	F A X	使用可能・使用不可・不明					

6. 建屋等へのアクセス性確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
6-1	中央制御室へのアクセス	可能・不可・不明					
6-2	原子炉建屋へのアクセス	可能・不可・不明					
6-3	タービン建屋へのアクセス	可能・不可・不明					
6-4	サービス建屋へのアクセス	可能・不可・不明					
6-5	復水貯蔵タンク外部接続口	可能・不可・不明					
6-6	代替淡水貯槽	可能・不可・不明					
6-7	東側接続口	可能・不可・不明					
6-8	西側接続口	可能・不可・不明					
6-9	高所東側接続口	可能・不可・不明					
6-10	高所西側接続口	可能・不可・不明					
6-11	代替残留熱除去系海水系外部東側接続口	可能・不可・不明					
6-12	代替残留熱除去系海水系外部西側接続口	可能・不可・不明					
6-13	可搬型代替交流電源設備外部東側接続口	可能・不可・不明					
6-14	可搬型代替交流電源設備外部西側接続口	可能・不可・不明					
6-15	窒素発生装置外部接続口	可能・不可・不明					

※ 建屋又は接続口の損壊状態を含め、事故対応への支障の有無の観点から確認する。

7. 施設損壊状態確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
7-1	原子炉冷却材圧力バウンダリ	損傷あり・損傷なし・不明					
7-2	格納容器	損傷あり・損傷なし・不明					
7-3	使用済燃料プール	損傷あり・損傷なし・不明					
7-4	使用済燃料乾式貯蔵施設	損傷あり・損傷なし・不明					

8. 電源系統の確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
8-1	外部電源	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-2	高圧母線（2 E）	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-3	非常用ディーゼル発電機（2 C）	運転中・待機中・使用不可・不明					
8-4	M/C 2 C	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-5	P/C 2 C	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-6	直流125V蓄電池 2 A	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-7	非常用ディーゼル発電機（2 D）	運転中・待機中・使用不可・不明					
8-8	M/C 2 D	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-9	P/C 2 D	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-10	直流125V蓄電池 2 B	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-11	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	運転中・待機中・使用不可・不明					
8-12	M/C H P C S	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-13	直流125V蓄電池 H P C S	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-14	軽油貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明					
8-15	常設代替高圧電源装置	使用可能・使用不可・不明					
8-16	緊急用M/C	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-17	緊急用P/C	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-18	緊急用直流125V蓄電池	受電中・停電中・使用不可・不明					
8-19	緊急用電源切替盤	使用可能・使用不可・不明					

9. 可搬型設備，資機材等の確認 (1/3)

(1) 西側保管場所

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
9-1	可搬型代替注水大型ポンプ	使用可能・使用不可・不明					
9-2	送水ホース200A	使用可能・使用不可・不明					
9-3	送水ホース250A	使用可能・使用不可・不明					
9-4	送水ホース300A	使用可能・使用不可・不明					
9-5	大型ポンプ用送水ホース運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-6	放水砲	使用可能・使用不可・不明					
9-7	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）	使用可能・使用不可・不明					
9-8	放水砲／泡消火薬剤運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-9	可搬型代替注水中型ポンプ	使用可能・使用不可・不明					
9-10	送水ホース150A	使用可能・使用不可・不明					
9-11	中型ポンプ用送水ホース運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-12	放水銃	使用可能・使用不可・不明					
9-13	水槽付消防ポンプ自動車	使用可能・使用不可・不明					
9-14	泡消火薬剤容器（消防用）	使用可能・使用不可・不明					
9-15	可搬型代替低圧電源車	使用可能・使用不可・不明					
9-16	ケーブル	使用可能・使用不可・不明					
9-17	可搬型ケーブル運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-18	可搬型整流器	使用可能・使用不可・不明					
9-19	可搬型整流器運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-20	窒素供給装置	使用可能・使用不可・不明					
9-21	汚濁防止膜	使用可能・使用不可・不明					
9-22	汚濁防止膜運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-23	小型船舶	使用可能・使用不可・不明					
9-24	小型船舶運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-25	ホイールローダ	使用可能・使用不可・不明					
9-26	タンクローリ	使用可能・使用不可・不明					

9. 可搬型設備，資機材等の確認 (2/3)

(2) 南側保管場所

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
9-27	可搬型代替注水大型ポンプ	使用可能・使用不可・不明					
9-28	送水ホース200A	使用可能・使用不可・不明					
9-29	送水ホース250A	使用可能・使用不可・不明					
9-30	送水ホース300A	使用可能・使用不可・不明					
9-31	大型ポンプ用送水ホース運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-32	放水砲	使用可能・使用不可・不明					
9-33	泡消火薬剤容器（大型ポンプ用）	使用可能・使用不可・不明					
9-34	放水砲／泡消火薬剤運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-35	化学消防自動車	使用可能・使用不可・不明					
9-36	泡消火薬剤容器（消防用）	使用可能・使用不可・不明					
9-37	可搬型代替低圧電源車	使用可能・使用不可・不明					
9-38	ケーブル	使用可能・使用不可・不明					
9-39	可搬型ケーブル運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-40	可搬型整流器	使用可能・使用不可・不明					
9-41	可搬型整流器運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-42	窒素供給装置	使用可能・使用不可・不明					
9-43	汚濁防止膜	使用可能・使用不可・不明					
9-44	汚濁防止膜運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-45	小型船舶	使用可能・使用不可・不明					
9-46	小型船舶運搬車	使用可能・使用不可・不明					
9-47	ホイールローダ	使用可能・使用不可・不明					
9-48	油圧ショベル	使用可能・使用不可・不明					
9-49	ブルドーザ	使用可能・使用不可・不明					
9-50	タンクローリ	使用可能・使用不可・不明					

9. 可搬型設備，資機材等の確認 (3/3)

(3) 予備機置場

確認者		確認日時		年	月	日	時	分
番号	項目	状態		備考				
9-51	可搬型代替注水大型ポンプ	使用可能・使用不可・不明						
9-52	大型ポンプ用送水ホース運搬車	使用可能・使用不可・不明						
9-53	可搬型代替低圧電源車	使用可能・使用不可・不明						
9-54	可搬型高圧窒素供給装置	使用可能・使用不可・不明						
9-55	放射能観測車	使用可能・使用不可・不明						
9-56	ホイールローダ	使用可能・使用不可・不明						
9-57	タンクローリ	使用可能・使用不可・不明						

(4) 監視所付近

確認者		確認日時		年	月	日	時	分
番号	項目	状態		備考				
9-58	水槽付消防ポンプ自動車	使用可能・使用不可・不明						
9-59	化学消防自動車	使用可能・使用不可・不明						
9-60	泡消火薬剤容器（消防用）	使用可能・使用不可・不明						

(5) 原子炉建屋内

確認者		確認日時		年	月	日	時	分
番号	項目	状態		備考				
9-61	可搬型スプレイノズル	使用可能・使用不可・不明						
9-62	送水ホース65A	使用可能・使用不可・不明						
9-63	高圧窒素ガスボンベ	使用可能・使用不可・不明						
9-64	逃がし安全弁用可搬型蓄電池	使用可能・使用不可・不明						

10. 常設設備の確認 (1/2)

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
10-1	高压炉心スプレイ系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-2	原子炉隔離時冷却系	運転中・待機中・使用不可・不明					
10-3	高压代替注水系	運転中・待機中・使用不可・不明					
10-4	低压炉心スプレイ系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-5	残留熱除去系 (A)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-6	残留熱除去系 (B)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-7	残留熱除去系 (C)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-8	低压代替注水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-9	代替循環冷却系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-10	制御棒駆動水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-11	ほう酸水注入系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-12	ほう酸水貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明					
10-13	ほう酸水テストタンク	使用可能・使用不可・不明					
10-14	給水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-15	復水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-16	消火系 (ディーゼル駆動消火ポンプ)	運転中・停止中・使用不可・不明					
10-17	消火系 (電動消火ポンプ)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-18	復水移送系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-19	純水移送系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-20	逃がし安全弁	使用可能・使用不可・不明					
10-21	高压窒素ガス供給系 (非常用)	使用可能・使用不可・不明					
10-22	代替逃がし安全弁駆動装置	使用可能・使用不可・不明					
10-23	残留熱除去系海水系 (A)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-24	残留熱除去系海水系 (B)	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-25	緊急用海水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-26	格納容器圧力逃がし装置	使用可能・使用不可・不明					
10-27	耐圧強化ベント系	使用可能・使用不可・不明					

10. 常設設備の確認 (2/2)

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
10-28	ドライウェル冷却系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-29	タービンバイパス系	使用可能・使用不可・不明					
10-30	原子炉補機冷却水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-31	タービン補機冷却水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-32	補機冷却海水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-33	循環水系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-34	可燃性ガス濃度制御系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-35	静的触媒式水素再結合器	使用可能・使用不可・不明					
10-36	燃料プール冷却系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					
10-37	代替燃料プール冷却系	運転中・停止中・電源なし・ 使用不可・不明					

11. 水源の確認

確認者		確認日時	年	月	日	時	分
番号	項目	状態	備考				
11-1	サブプレッション・プール	使用可能・使用不可・不明					
11-2	代替淡水貯槽	使用可能・使用不可・不明					
11-3	復水貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明					
11-4	ろ過水貯蔵タンク	使用可能・使用不可・不明					
11-5	多目的タンク	使用可能・使用不可・不明					
11-6	純水タンク	使用可能・使用不可・不明					
11-7	原水タンク	使用可能・使用不可・不明					
11-8	高所淡水池	使用可能・使用不可・不明					
11-9	北側淡水池	使用可能・使用不可・不明					

大規模損壊発生時に使用する対応手順書及び設備一覧について

大規模損壊発生時に初動対応フローから選択する個別戦略の決定に当たっては、要員及び設備を含めた残存する資源から必要な手順等を確認し、有効な戦略を迅速かつ確実に選定する必要がある。

第1表に個別戦略において必要な対応操作、対応操作に必要な設備とその容量、準備開始から必要となるまでの時間、必要な要員数をまとめた表を示す。

また、第1図に大規模損壊発生時の対応手順書体系図を示す。

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧 (1/13)

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備 (保管場所, 仕様等)	水源	備考	所要時間 (目安)	必要人員 (目安)
① アクセスルート 確保戦略	「状況確認とアクセスルート確保」	(1.0) (2.1)	・ホイールローダ (保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所, 予備機置場) 台数: 5 台	—	被災状況・規模 により所要時間 は変動	30 分	重大事故等対応要員 2 名
	「がれき撤去」		・ブルドーザ (保管場所: 南側保管場所) 台数: 1 台	—		30 秒/12m	重大事故等対応要員 2 名
	「漂流物撤去」		・油圧ショベル (保管場所: 南側保管場所) 台数: 1 台	—		3.3km/h	重大事故等対応要員 2 名
② 消火戦略	「消火活動」	(1.0) (2.1)	・化学消防自動車 (保管場所: 南側保管場所, 監視所付近) 台数: 2 台 (容量: 670L/min/台, 吐出圧力: 1.0MPa) ・水槽付消防ポンプ自動車 (保管場所: 西側保管場所, 監視所付近) 台数: 2 台 (容量: 168m ³ /h/台, 吐出圧力: 0.85MPa) ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) (保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所, 予備機置場) 台数: 3 台 (容量: 1,320m ³ /h/台, 吐出圧力: 1.2MPa) ・放水砲 (保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所) 台数: 2 台 ・大型ポンプ用送水ホース運搬車 (放水用) (保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所) 台数: 2 台 ・放水砲/泡消火薬剤運搬車 (保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所) 台数: 2 台	・消火栓 ・取水箇所	—	—	自衛消防隊員 9 名 重大事故等対応要員 8 名

注) 本資料は, 訓練等の実績により見直す可能性があり, 使用設備, 所要時間, 必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（2／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所，仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
③ 原子炉停止戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）						
	「ほう酸水注入系起動操作」	(1. 1)	・ほう酸水ポンプ 台数:2 台（容量:9.78m ³ /h/台，揚程:870m） ・ほう酸水貯蔵タンク 台数:1 台（容量:19.5m ³ ）	・ほう酸水貯蔵タンク	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入操作」		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制操作」		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「スクラム・パイロット弁継電器用ヒューズ引き抜き操作」 （スクラム弁閉の場合）		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「計器用空気系の排気操作」		—	—	—	73 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「原子炉スクラムリセット後の手動スクラム操作」 （スクラム弁開の場合）		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「スクラム個別スイッチによる制御棒挿入操作」		—	—	—	128 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「制御棒駆動水圧系の水圧確保後の，制御棒手動挿入操作」		—	—	—	329 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「制御棒駆動水圧系の引抜配管ベント弁からの排水操作」		—	—	—	982 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名

注) 本資料は，訓練等の実績により見直す可能性があり，使用設備，所要時間，必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（3／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）
③ 原子炉停止戦略	「原子炉水位低下操作」	(1. 1)	・電動機駆動原子炉給水ポンプ 台数:2 台（容量:2, 157. 5m ³ /h/台、揚程:762m） ・高圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m ³ /h/台、揚程:365. 8m） ・低圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m ³ /h/台、揚程:94. 5m）	・復水器	－	中央操作	当直要員（中操） 1名
			・制御棒駆動水ポンプ 台数:2 台（容量:46. 3m ³ /h/台、揚程:823m）	・復水貯蔵タンク	－		
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m ³ /h/台、揚程:869m） ・高圧炉心スプレイポンプ 台数:1 台（容量:1, 576. 5m ³ /h/台、揚程:196. 6m）	・復水貯蔵タンク ・サブ・レクション・プール	－		
④ 原子炉注水戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領						
	「高圧炉心スプレイ系による原子炉注水」	(1. 2) (1. 3) (1. 4) (1. 13)	・高圧炉心スプレイポンプ 台数:1 台（容量:1, 576. 5m ³ /h/台、揚程:196. 6m）	・復水貯蔵タンク ・サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「給水系・復水系による原子炉注水」		・電動機駆動原子炉給水ポンプ 台数:2 台（容量:2, 157. 5m ³ /h/台、揚程:762m） ・高圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m ³ /h/台、揚程:365. 8m） ・低圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m ³ /h/台、揚程:94. 5m）	・復水器	－	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「低圧炉心スプレイ系による原子炉注水」		・低圧炉心スプレイポンプ 台数:1 台（容量:1, 638. 3m ³ /h/台、揚程:169. 5m）	・サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「低圧注水系による原子炉注水」		・残留熱除去系ポンプ 台数:3 台（容量:1, 691. 9m ³ /h/台、揚程:85. 3m）	・サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「低圧代替注水系（常設）による原子炉注水」		・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替循環冷却系による原子炉注水」		・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:200m ³ /h、揚程:200m）	・サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（4／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
④ 原子炉注水戦略	「消火系による原子炉注水」	(1. 2) (1. 3) (1. 4) (1. 13)	・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	—	50 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「補給水系による原子炉注水」		・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145. 4m ³ /h/台、揚程:85. 4m）	・復水貯蔵タンク	—	105 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名
	「制御棒駆動水圧系による原子炉注水」		・制御棒駆動水ポンプ 台数:2 台（容量:46. 3m ³ /h/台、揚程:823m）	・復水貯蔵タンク	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「ほう酸水注入系による原子炉注水」		・ほう酸水ポンプ 台数:2 台（容量:9. 78m ³ /h/台、揚程:870m）	・ほう酸水貯蔵タンク	注水開始	中央操作	当直要員（中操） 1名
					継続注水準備	60 分	当直要員（現場） 2名
	「低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水」		・可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	系統構成を中央操作で実施する場合	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
					系統構成を現場操作で実施する場合	3 時間以内	当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 10名
	「移動式消火設備による原子炉注水」		・可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所:西側保管場所） 台数:1 台（容量:2, 000L/min/台） ・化学消防自動車 （保管場所:南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:水消火の場合 2, 800L/min/台、泡消火の場合 800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2, 800L/min/台、吐出圧力:0. 85MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海 ・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
					—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊隊員 2名 重大事故等対応要員 4名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（5／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
④ 原子炉注水戦略	「原子炉隔離時冷却系による原子炉注水」	(1.2) (1.3) (1.4) (1.13)	・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m ³ /h/台、揚程:869m）	・ 復水貯蔵タンク ・ サブ レッジョン・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「常設高圧代替注水系による原子炉注水」		・ 常設高圧代替注水系ポンプ 台数:1 台（容量:136m ³ /h/台、揚程:872m）	・ サブ レッジョン・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧」		・ 逃がし安全弁 台数：18 台（自動減圧機能付 7 台）	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「常設高圧代替注水系による減圧」		・ 常設高圧代替注水系ポンプ 台数:1 台（容量:136m ³ /h/台、揚程:872m）	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「原子炉隔離時冷却系による減圧」		・ 原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m ³ /h/台、揚程:869m）	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「タービンバイパス弁による減圧」		・ タービンバイパス弁 台数：5 台	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
	「高圧窒素ガス供給系（非常用）による減圧」		・ 高圧窒素ガスポンプ 本数：20 本	—	—	281 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧」		・ 逃がし安全弁用可搬型蓄電池 体数：2 体	—	—	57 分	当直要員（中操） 2名
	「代替逃がし安全弁駆動装置による減圧」		・ 代替逃がし安全弁駆動装置	—	—	102 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（6／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑤ 水素爆発防止戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント），重大事故等対策要領						
	「格納容器内水素・酸素濃度監視」	(1.9) (1.10)	・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内酸素濃度（SA）	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名
			・格納容器雰囲気モニタ	—	—	中央操作	
	「格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出」		・格納容器圧力逃がし装置 台数:1 台	—	—	60 分	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 3名
	「残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系）による格納容器スプレー」		・残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1,691.9m ³ /h/台，揚程:85.3m）	・サプレッション・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替循環冷却系による格納容器スプレー」		・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台 （容量:200m ³ /h，揚程:200m）	・サプレッション・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替格納容器スプレー冷却系（常設）による格納容器スプレー」		・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台，揚程:200m）	・代替淡水貯槽	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替格納容器スプレー冷却系（可搬型）による格納容器スプレー」		・可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所，南側保管場所，予備機置場） 台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台，吐出圧力:1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	系統構成を中央 操作で実施する 場合	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
					系統構成を現場 操作で実施する 場合	3 時間 以内	当直要員（現場） 1名 重大事故等対応要員 11名
	「消火系による格納容器スプレー」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台，揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	—	53 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
「補給水系による格納容器スプレー」	・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台，揚程:85.4m）		・復水貯蔵タンク	—	105 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（7／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑤ 水素爆発防止戦略	「移動式消火設備による格納容器スプレー」	(1. 9)	・ 可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
		(1. 10)	・ 化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・ 水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名
	「可燃性ガス濃度制御系起動」	(1. 9) (1. 10)	・ 再結合装置、プロワ 台数:2 台（容量:340Nm ³ /h/台）	—	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 1名
	「原子炉建屋ベントによる水素排出」		・ 原子炉建屋原子炉棟ベント弁	—	—	45 分	当直要員（中操） 1名 重大事故等対応要員 4 名
⑥-1 原子炉格納容器 除熱戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース），重大事故等対策要領						
	「残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系）による冷却又はスプレーによる格納容器除熱」	(1. 5) (1. 6) (1. 7) (1. 8)	・ 残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1,691.9m ³ /h/台、揚程:85.3m）	・ サブレーション・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替格納容器スプレー冷却系（常設）による格納容器スプレー」		・ 常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・ 代替淡水貯槽	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「代替格納容器スプレー冷却系（可搬型）による格納容器スプレー」		・ 可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	系統構成を中央 操作で実施する 場合	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
					系統構成を現場 操作で実施する 場合	3 時間 以内	当直要員（現場） 1名 重大事故等対応要員 11名
	「代替循環冷却系による格納容器除熱」		・ 代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:200m ³ /h、揚程:200m）	・ サブレーション・プール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「ドライウェル内ガス冷却装置による格納容器除熱」		・ ドライウェル内ガス冷却装置 台数:5 台	—	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
	「消火系による格納容器スプレー」		・ ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ ろ過水貯蔵タンク	—	53 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場）

注) 本資料は，訓練等の実績により見直す可能性があり，使用設備，所要時間，必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（8／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑥-1 原子炉格納容器 除熱戦略	「補給水系による格納容器スプレイ」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8)	・ 復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台、揚程:85.4m）	・ 復水貯蔵タンク	－	105 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名
	「移動式消火設備による格納容器スプレイ」		・ 可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
			・ 化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・ 水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名
			「格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱」	・ 格納容器圧力逃がし装置 台数:1 台	－	－	中央操作
	－				現場操作の場合	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 3 名
	「耐圧強化ベントによる格納容器除熱」		－	－	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名
⑥-2 原子炉格納容器 除熱戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領						
	「格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル注水」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8) (1.9)	・ 常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・ 代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名
	「格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル注水」		・ 可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8 名
	「消火系によるベデスタル注水」		・ ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ ろ過水貯蔵タンク	－	47 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（9／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑥-2 原子炉格納容器 除熱戦略	「補給水系によるベデスタル注水」	(1. 5) (1. 6) (1. 7) (1. 8) (1. 9) (1. 10)	・ 復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145. 4m ³ /h/台、揚程:85. 4m）	・ 復水貯蔵タンク	－	101 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名
	「移動式消火設備によるベデスタル注水」		・ 可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2, 000L/min/台）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
			・ 化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2, 800L/min/台） ・ 水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2, 800L/min/台、吐出圧力:0. 85MPa）	・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名
			「格納容器頂部注水系（常設）によるウェル注水」	・ 常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・ 代替淡水貯槽	－	中央操作
	「格納容器頂部注水系（可搬型）によるウェル注水」		・ 可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8 名
	「移動式消火設備によるウェル注水」		・ 可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2, 000L/min/台）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
			・ 化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2, 800L/min/台） ・ 水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2, 800L/min/台、吐出圧力:0. 85MPa）	・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池	－	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名
	「残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器スプレイ」		・ 残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1691. 9m ³ /h/台、揚程:85. 3m）	・ サプレッション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（10／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑥-2 原子炉格納容器 除熱戦略	「代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイ」		・ 常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・ 代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名
	「代替循環冷却系による格納容器スプレイ」		・ 代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:200m ³ /h、揚程:200m）	・ サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名
	「消火系による格納容器スプレイ」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8) (1.9) (1.10)	・ ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ ろ過水貯蔵タンク	－	53 分	当直要員（中操） 2 名 当直要員（現場） 2 名
	「補給水系による格納容器スプレイ」		・ 復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台、揚程:85.4m）	・ 復水貯蔵タンク	－	105 分	当直要員（中操） 2 名 当直要員（現場） 2 名 重大事故等対応要員 6 名
	「代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器スプレイ」		・ 可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	系統構成を中央操作で実施する場合	3 時間以内	当直要員（中操） 2 名 重大事故等対応要員 8 名
					系統構成を現場操作で実施する場合	3 時間以内	当直要員（現場） 1 名 重大事故等対応要員 11 名
	「移動式消火設備による格納容器スプレイ」		・ 可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2 名 重大事故等対応要員 8 名
			・ 化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・ 水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2 名 自衛消防隊 2 名 重大事故等対応要員 4 名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（11／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑦ 使用済燃料プー ル注水戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領						
	「可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プー ル注水系（注水ライン）を使用した SFP 注 水」	(1. 11) (1. 12)	・可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所：西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数：5 台（容量：1,320m ³ /h/台、吐出圧力：1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
	「移動式消火設備による代替燃料プール注水系 （注水ライン）を使用した SFP 注水」		・可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
			・化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数：2 台（容量：2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所：西側保管場所、監視所付近） 台数：2 台（容量：2,800L/min/台、吐出圧力：0.85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間 以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名
			「常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プー ル注水系（注水ライン）を使用した SFP 注 水」	・常設低圧代替注水系ポンプ 台数：2 台（容量：200m ³ /h/台、揚程：200m）	・代替淡水貯槽	—	中央操作
	「補給水系による SFP 注水」		・復水移送ポンプ 台数：2 台（容量：145.4m ³ /h/台、揚程：85.4m）	・復水貯蔵タンク	—	55 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「消火系による SFP 注水」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数：1 台（容量：260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タン ク	—	2 時間 以内	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（12／13）

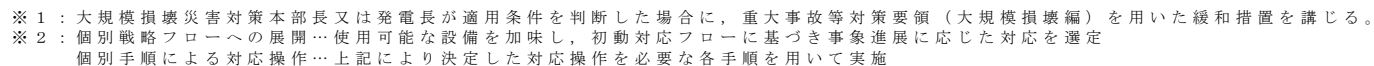
個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑦ 使用済燃料プール注水戦略	「可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した SFP 注水」	(1. 11) (1. 12)	・ 可搬型代替注水大型ポンプ （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・ 代替淡水貯槽 ・ 北側淡水池 ・ 高所淡水池 ・ 海	—	7 時間 以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名
	「可搬型代替大型ポンプ及び放水砲による放水」		・ 可搬型代替注水大型ポンプ（放水用） （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:5 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・ 海	—	6 時間 以内	重大事故等対応要員 8名
	「サイフォンブレイク」		—	—	—	—	—
	「破断箇所手動隔離操作」		—	—	—	—	—
	「ライナーの補修」		—	—	—	—	—
⑧ 使用済燃料プール除熱戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース），重大事故等対策要領						
	「代替燃料プール冷却系による SFP 除熱」	(1. 11)	・ 緊急用海水系 台数：2 台 ・ 代替燃料プール冷却系 台数：1 台	—	—	中央操作	当直要員（中操） 2名
⑨ 放射性物質拡散抑制のための戦略	○重大事故等対策要領						
	「可搬型代替大型ポンプ及び放水砲による放水」	(1. 12)	・ 可搬型代替注水大型ポンプ（放水用） （保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場） 台数:3 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・ 海	—	6 時間 以内	重大事故等対応要員 8名
	「汚濁防止膜の設置」		・ 汚濁防止膜	—	—	4 時間 以内	重大事故等対応要員 6名

注) 本資料は、訓練等の実績により見直す可能性があり、使用設備、所要時間、必要人員等は最終的に各手順書に反映する

第 1 表 個別戦略フローにおける対応手順書等及び設備一覧（13／13）

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）
⑩ 電源確保戦略	○非常時運転手順書（事象ベース）						
	「常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」	(1. 14)	・ 常設代替高压電源装置 台数:5 台	—	—	87 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」		・ 可搬型代替交流電源設備 台数:4 台（500kVA/台，電圧 440V）	—	—	210 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名
	「常設代替直流電源設備による給電による直流 125V 主母線盤 2 A・2 B への給電」		・ 常設代替直流電源設備	—	—	2 時間	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名
	「可搬型代替直流電源設備による直流 125V 主母線盤 2 A・2 B への給電」		・ 可搬型代替交流電源設備 台数:4 台（500kVA/台，電圧 440V） ・ 可搬型整流器	—	—	190 分	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 6名

注) 本資料は，訓練等の実績により見直す可能性があり，使用設備，所要時間，必要人員等は最終的に各手順書に反映する



第 1 図 大規模損壊発生時の対応手順書体系図

使用済燃料プール大規模漏えい時の対応について

1. 使用済燃料プールにおける事故対応

使用済燃料プールに大規模漏えいが発生した場合における，優先順位に従った事故対応例について以下に示す。

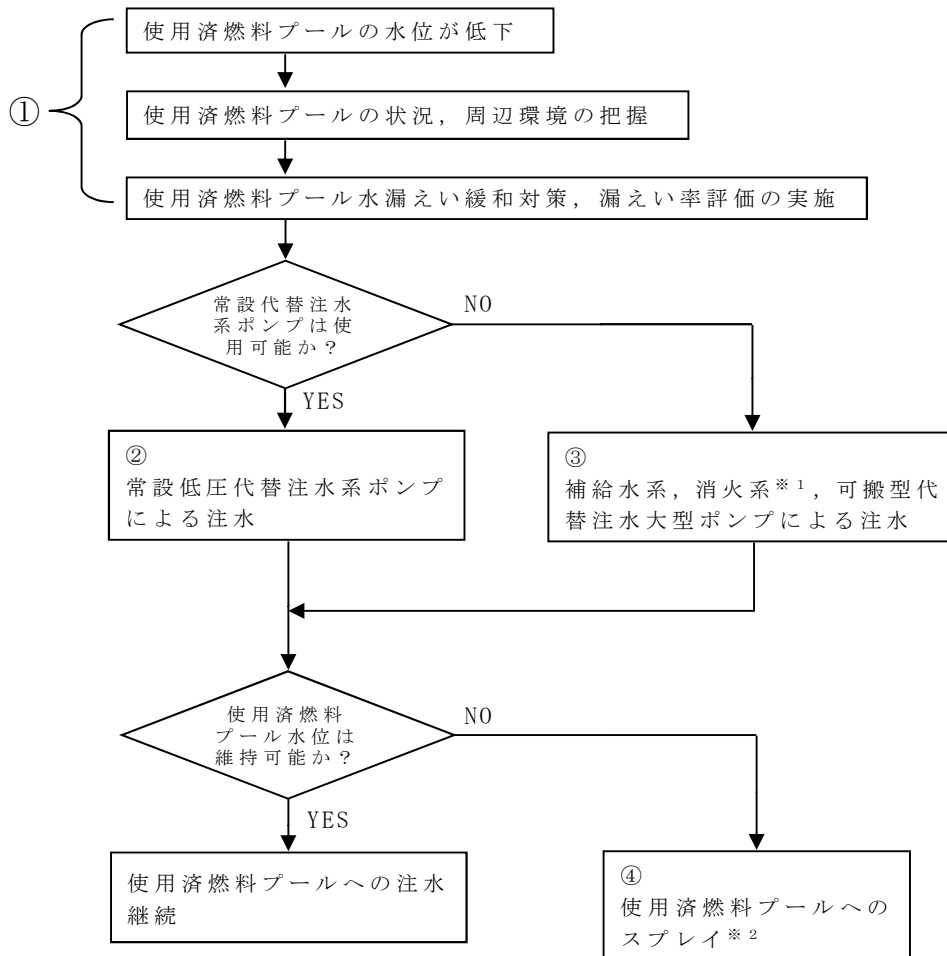
- (1) 使用済燃料プールからの漏えいが発生した場合は，中央制御室から操作が可能であり，速やかな操作が可能である常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水を行う。
- (2) (1)による使用済燃料プール注水を行えない場合，使用済燃料プールへのアクセスが可能であれば，準備から注水開始までの時間が比較的短い恒設設備（補給水系，消火系）による使用済燃料プール注水を行う。なお，消火系による使用済燃料プールへの注水は，消火系による消火を必要とする火災が発生していないことが確認できた場合に実施する。
- (3) (2)による使用済燃料プールへの注水が行えない場合，可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した使用済燃料プール注水を行う。
- (4) (1)，(2)，(3)による使用済み燃料プール注水により，使用済燃料プール水位の維持ができない場合，常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）を使用した使用済燃料プールのスプレイを行う。
- (5) (4)による使用済燃料プールのスプレイが行えない場合，使用済燃料プールへのアクセスが可能であれば，可搬型代替注水大型ポン

プによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレイノズル）を使用した使用済燃料プールのスプレイを行い，困難な場合は，可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッド）を使用した使用済燃料プールのスプレイを行う。

- (6) また，使用済燃料プールへの注水により使用済燃料プール水位の維持ができない場合，(4)又は(5)の使用済燃料プールのスプレイと並行して，使用済燃料プールの漏えいを緩和するため，あらかじめ準備している漏えい緩和のための資機材を用いた手段により，使用済燃料プール内側からの漏えい緩和を行う。

- (7) (1)～(5)の操作による建屋内部からの使用済燃料プールへの注水，スプレイにより使用済燃料プールの水位上昇が確認できない場合，可搬型代替注水大型ポンプ，放水砲等を用いた建屋外部からの使用済燃料プールへの放水を行う。

2. 重大事故を想定した使用済燃料プールの監視対応フロー



※ 1：重大事故等へ対処するために消火が必要な火災が発生していないこと

※ 2：資機材等による漏えい緩和措置が有効な場合は実施する

第 1 図 使用済燃料プール水位低下時の監視対応フロー

第 1 表 各設備の監視機能

	計器名称	①	②	③	④
水位	使用済燃料プール水位（S A 広域）	○	○	○	○
温度	使用済燃料プール温度（S A 広域）	○	○	○	— ※ 3
	使用済燃料プール温度（S A）	○	○	○	— ※ 3
空間線量率	使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）	○	○	○	— ※ 3
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）	—	—	○	○
状態監視	使用済燃料プール監視カメラ	○	○	○	— ※ 3

※ 3：使用済燃料プールからの漏えいにより，使用済燃料プールの水位が使用済燃料ラック上端の位置を超えて低下する場合，水位の低下量に応じて計測できなくなる場合がある。

3. 使用済燃料プールへの必要スプレイ流量について

使用済燃料プールへの注水（代替燃料プール注水系等による注水）によっても使用済燃料プール水位を維持できないような漏えいが生じた場合に実施する使用済燃料プールのスプレイ戦略について，使用済燃料プール内に保管されている照射済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を算出する。

(1) 評価条件

- ・使用済燃料プール内の冷却水が流出して照射済燃料が全露出している状態を想定する。
- ・崩壊熱除去に必要なスプレイ流量を算出する。
- ・スプレイ水の温度は保守的に見積もっても 35℃であるが，顕熱冷却による効果は考慮せずに，保守的に飽和水（大気圧における）と仮定する。
- ・想定する崩壊熱は，第 2 表，第 3 表及び第 4 表に示すとおり，原子炉運転中（運転開始直後）と原子炉停止中（全炉心燃料取出後）の 2 ケースとする。

(2) 必要注水量の評価式

使用済燃料プールへの必要注水量は，崩壊熱による使用済燃料プールの保有水の蒸発量に等しいとして扱い，以下の式で評価した。評価結果を第 5 表に示す。

$$\Delta V / \Delta t = Q \times 10^3 \times 3,600 / (hfg \times \rho)$$

$\Delta V / \Delta t$: 必要注水量 [m³/h]

Q : 崩壊熱 [MW]

hfg : 飽和水蒸発潜熱 [kJ/kg] (= 2,257 kJ/kg)

ρ : 注水密度 [kg/m³] (= 958 kg/m³)

第 2 表 崩壊熱評価条件

	原子炉運転中	原子炉停止中
照射期間／1 サイクル	14 ヶ月	14 ヶ月
冷却期間／1 サイクル	13 ヶ月	13 ヶ月
停止期間※ ¹	30 日	30 日
使用済燃料体数	1,486 体※ ²	1,486 体※ ³
定検時取出燃料体数	—	764 体※ ³
評価日	運転開始直後	原子炉停止 9 日後※ ⁴

※ 1：過去の定期検査における発電機解列から併入までの期間の実績よりも短い日数を設定した。

※ 2：使用済燃料プールの最大貯蔵量（2,250 体）から 1 炉心分の燃料（764 体）を除いた体数（1,486 体）が貯蔵されているものとする。

※ 3：使用済燃料プールの最大貯蔵量（2,250 体）の燃料が貯蔵（前サイクルまで原子炉に装荷されていた取出燃料（764 体）＋使用済燃料（1,486 体））されているものとする。

※ 4：過去の全燃料取出完了日の実績を踏まえ余裕を見た日数を設定した。

第 3 表 燃料取出スキーム（原子炉運転中）

使用済燃料プール 貯蔵燃料	冷却期間	燃料体数	崩壊熱 (MW)
8 サイクル冷却済燃料	8×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	142 体	0.047
7 サイクル冷却済燃料	7×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.059
6 サイクル冷却済燃料	6×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.064
5 サイクル冷却済燃料	5×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.072
4 サイクル冷却済燃料	4×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.085
3 サイクル冷却済燃料	3×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.110
2 サイクル冷却済燃料	2×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.161
1 サイクル冷却済燃料	1×（13 ヶ月＋30 日）＋30 日	168 体	0.283
定検時取出燃料	30 日	168 体	1.214
合計（使用済燃料及び定検時取出燃料）		1,486 体	2.095

第 4 表 燃料取出スキーム（原子炉停止中）

使用済燃料プール 貯蔵燃料	冷却期間	燃料体数	崩壊熱 (MW)
9 サイクル冷却済燃料	9×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	142 体	0.045
8 サイクル冷却済燃料	8×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.056
7 サイクル冷却済燃料	7×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.059
6 サイクル冷却済燃料	6×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.065
5 サイクル冷却済燃料	5×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.073
4 サイクル冷却済燃料	4×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.086
3 サイクル冷却済燃料	3×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.112
2 サイクル冷却済燃料	2×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.165
1 サイクル冷却済燃料	1×（13 ヶ月＋30 日）＋9 日	168 体	0.293
定検時取出燃料 5	9 日	92 体	1.089
定検時取出燃料 4	9 日	168 体	1.893
定検時取出燃料 3	9 日	168 体	1.800
定検時取出燃料 2	9 日	168 体	1.714
定検時取出燃料 1	9 日	168 体	1.608
合計（使用済燃料及び定検時取出燃料）		2,250 体	9.058

第 5 表 東海第二発電所において必要なスプレイ流量

	原子炉運転中	原子炉停止中
崩壊熱	2.1 [MW]	9.1 [MW]
必要なスプレイ流量	3.50 [m ³ /h]	15.16 [m ³ /h]
	約 15.4 [gpm]	約 66.7 [gpm]

(3) まとめ

東海第二発電所の使用済燃料プール内にある照射済燃料の冷却に必要なスプレイ流量を評価した。

この結果，使用済燃料プールの熱負荷が最大となるような組合せで照射済燃料を貯蔵した場合でも，崩壊熱除去に必要なスプレイ流量は約 $15.2\text{m}^3/\text{h}$ となった。

東海第二発電所で配備する可搬型スプレイ設備（使用済燃料プールスプレイノズル（3台），可搬型代替注水大型ポンプ）の流量は約 $50\text{m}^3/\text{h}$ であり，使用済燃料プール内にある照射済燃料はスプレイにより冷却可能である。また，NEI06-12の使用済燃料プールスプレイ要求において示されている必要流量 200gpm （約 $45.4\text{m}^3/\text{h}$ ）を上回る流量になっている。

4. 使用済燃料プール水の大規模漏えい時の未臨界性評価

東海第二発電所の使用済燃料プールでは、ボロン添加ステンレス鋼製ラックセルを平成6年11月に設置し、現在に至るまで燃料を貯蔵している。使用済燃料プールには、通常は限られた体数の新燃料と照射済燃料を貯蔵するが、臨界設計では、新燃料及びいかなる燃焼度の照射済燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように、炉心装荷時の無限増倍率が1.30となる燃料を用いて評価している。また、使用済燃料プール水温、ラック製造公差、ボロン添加率、ラックセル内燃料配置それぞれについて最も結果が厳しくなる状態で評価している。未臨界性評価の基本計算条件を第6表に、ラック形状が確保された状態を前提とした計算体系を第2図に示す。

仮に使用済燃料プール水が大規模漏えいし、使用済燃料プールのスプレー設備が作動する状態となった場合には、使用済燃料プールの水密度が減少することにより、ラックセル内で中性子を減速する効果が減少し、実効増倍率を低下させる効果が生じる。一方、ラックセル間では水及びラックセルによる中性子を吸収する効果が減少するため、隣接ラックへの中性子の流れ込みが強くなり、実効増倍率を増加させる効果が生じる。

低水密度状態を想定した場合の使用済燃料プールの実効増倍率は上記の2つの効果のバランスにより決定されるため、ラックの材質・ピッチの組合せによっては通常の冠水状態と比較して未臨界性評価結果が厳しくなる可能性がある。

そこで、東海第二発電所の使用済燃料プールにおいて水密度を一様に $1.0 \sim 0.0 \text{ g/cm}^3$ と変化させて実効増倍率を計算したところ、中性子の強吸収体であるラックセル中のボロンの効果により、実効増倍率を増加させる効果がある隣接ラックへの中性子の流れ込みが抑制されることから、第3図に示すとおり、水密度の減少に伴い実効増倍率は単調に減少する結果が得られた。

ボロンは共用期間中に中性子を吸収し，中性子の吸収体としての効果が低下することが考えられるが，仮に共用期間を 60 年としても効果の低下はごくわずかである。このため，水密度が減少する事象が生じた場合でも未臨界は維持されることとなる。

なお，解析には，米国オークリッジ国立研究所（ORNL）が米国原子力規制委員会（NRC）の原子力関連許認可評価用として作成したモンテカルロ法に基づく 3 次元多群輸送計算コードであり，米国内及び日本国内の臨界安全評価に広く使用されている SCALE システムを用いた。

第 6 表 未臨界性評価の基本計算条件

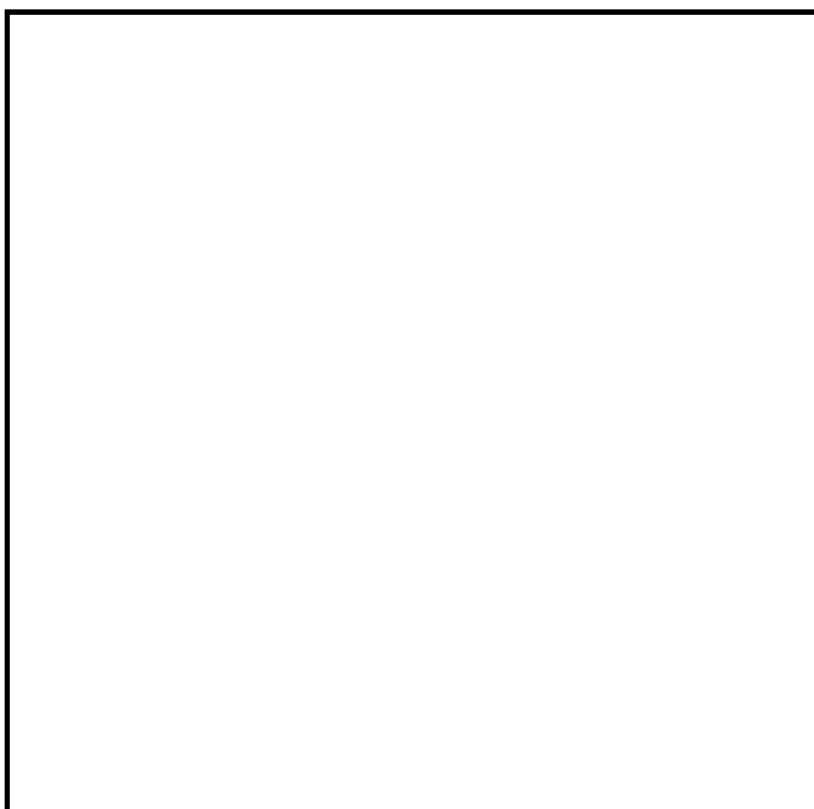
	項目	仕様
燃料仕様	燃料種類	9 × 9 燃料 (A 型)
	U ²³⁵ 濃縮度	wt% ※1
	ペレット密度	理論密度の 97%
	ペレット直径	0.96 cm
	被覆管外径	1.12 cm
	被覆管厚さ	0.71 mm
	燃料有効長	3.71m
使用済燃料ラック	ラックタイプ	キャン型
	ラックピッチ	mm
	材料	ボロン添加ステンレス鋼
	ボロン濃度	wt% ※2
	板厚	mm
	内のり	mm

※1：未臨界性評価用燃料集合体 ($k_{\infty}=1.3$ 未燃焼組成, Gd なし)

※2：ボロン濃度の解析使用値は、製造公差下限値とする。



第 2 図 角管型ラックの計算体系



第 3 図 実効増倍率の水密度依存性

5. 代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）について

代替燃料プール注水系（常設スプレイヘッダ）によるスプレイは，使用済燃料プールにアクセスすることなくスプレイできるように，スプレイヘッダ 1 台を使用済燃料プール近くに常時設置する。本スプレイヘッダ 1 台は，燃料損傷を緩和するとともに，スプレイ水の放射性物質叩き落としの効果により，環境への放射性物質放出を可能な限り低減することが可能な設計とする。

放水砲の設置場所及び使用方法等について

1. 放水砲による具体的なプラント事故対応

(1) 放水砲による放射性物質の拡散抑制，大規模な火災の消火活動の具体的な対応例

①放水砲の使用の判断

次のいずれかに該当する場合又はそのおそれのある場合は，放水砲を使用する。

- ・ 格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず，格納容器の破損のおそれがあると判断した場合。
- ・ 原子炉建屋天井付近の水素濃度が規定値を超えていることにより原子炉建屋トップベントを開放する場合。
- ・ 代替燃料プール注水系による使用済燃料プールのスプレイができない場合。
- ・ プラントの異常により，モニタリング・ポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合。
- ・ 航空機燃料火災が発生した場合。

②放水砲の設置位置の判断

放水砲の設置位置として，放射性物質の拡散抑制の場合は予め設置位置候補を複数想定しているが，現場からの情報（風向き，損傷位置（高さ，方位））等を勘案し，災害対策本部長が総合的に判断して，適切な位置からの放水を重大事故等対応要員へ指示する。

また，消火活動の場合は，火災の状況（アクセスルート含む。）等を勘案し，設置位置を確保したうえで，適切な位置から放水する。

③放水砲の設置位置と原子炉建屋（格納容器又は使用済燃料プール）への放水可能性

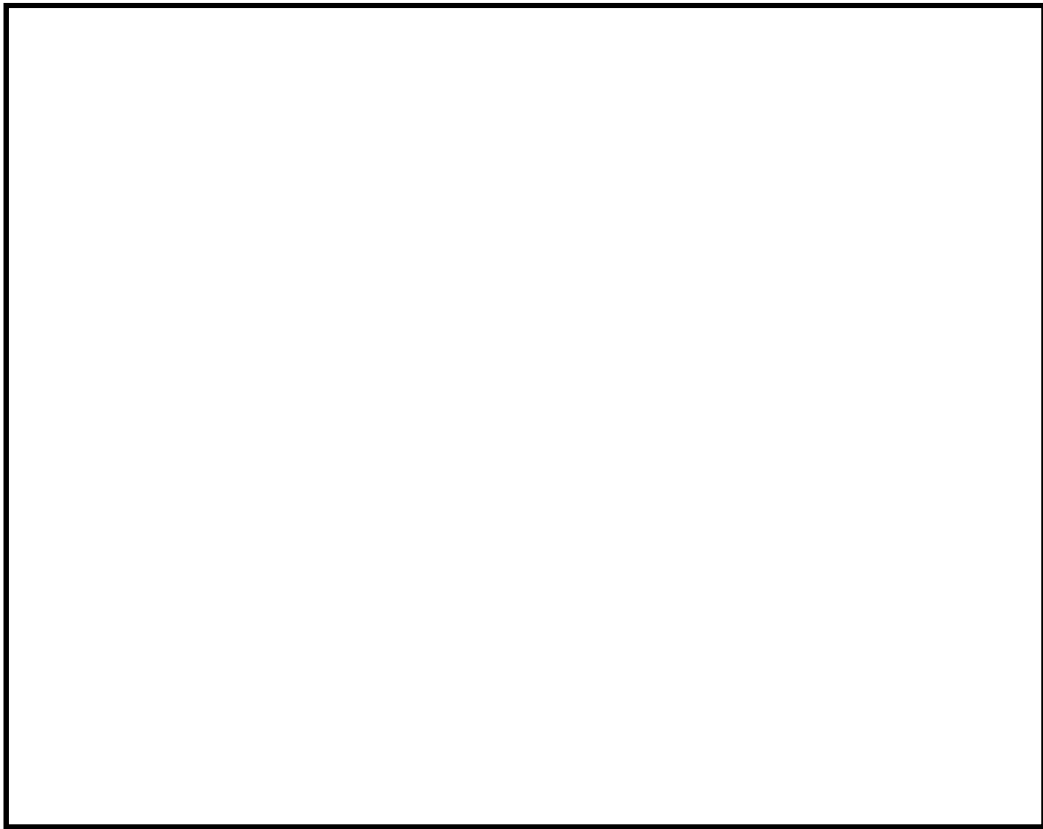
前述のとおり，放水砲は状況に応じて適切な場所に設置する。原子炉建屋中心から約80mの範囲内に放水砲を仰角 60° 以上（泡消火放水の場合は，原子炉建屋中心から約50mの範囲内に放水砲を仰角 70° 以上）で設置すれば，原子炉建屋トップ（屋根トラス）まで放水することができることから，格納容器又は使用済燃料プールへの放水は十分に可能である。

また，海水取水箇所については複数箇所を想定するとともに，ホースの敷設ルートについても，そのときの被害状況や火災の状況を勘案して柔軟な対応ができるよう複数のアクセスルートを確保し，複数のアクセスルートを想定した手順及び設備構成とする。

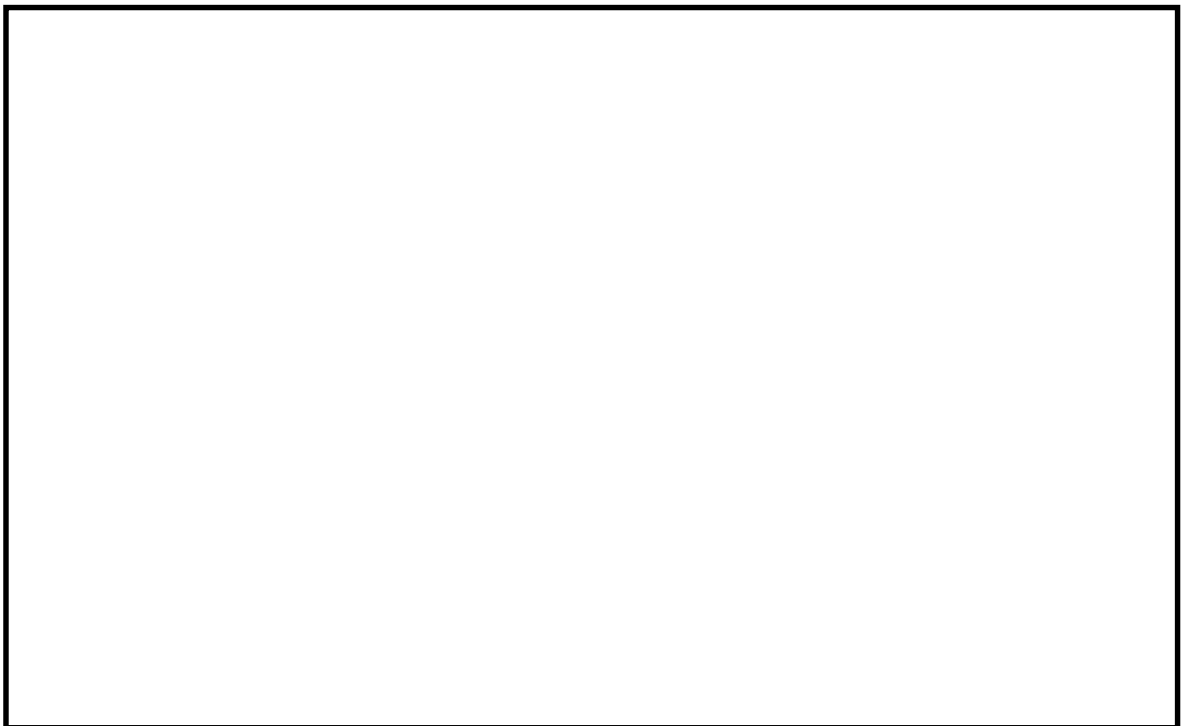
なお，放射性物質の拡散抑制の場合は，放射性物質を含む汚染水が雨水排水の流路等を通して海へ流れることを想定し汚濁防止膜を設置することにより汚染水の海洋への拡散抑制を行う。

2. 放水砲の設置位置について

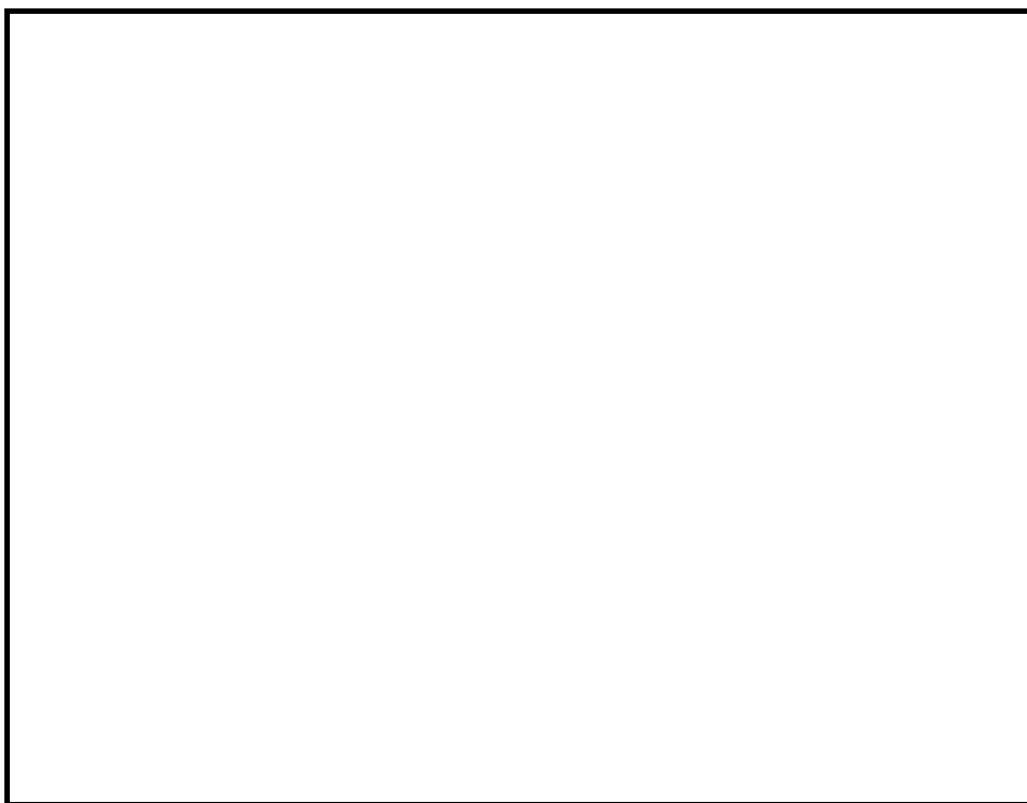
(1) 海水放水（放射性物質拡散抑制）の場合



第1図 射程と射高の関係

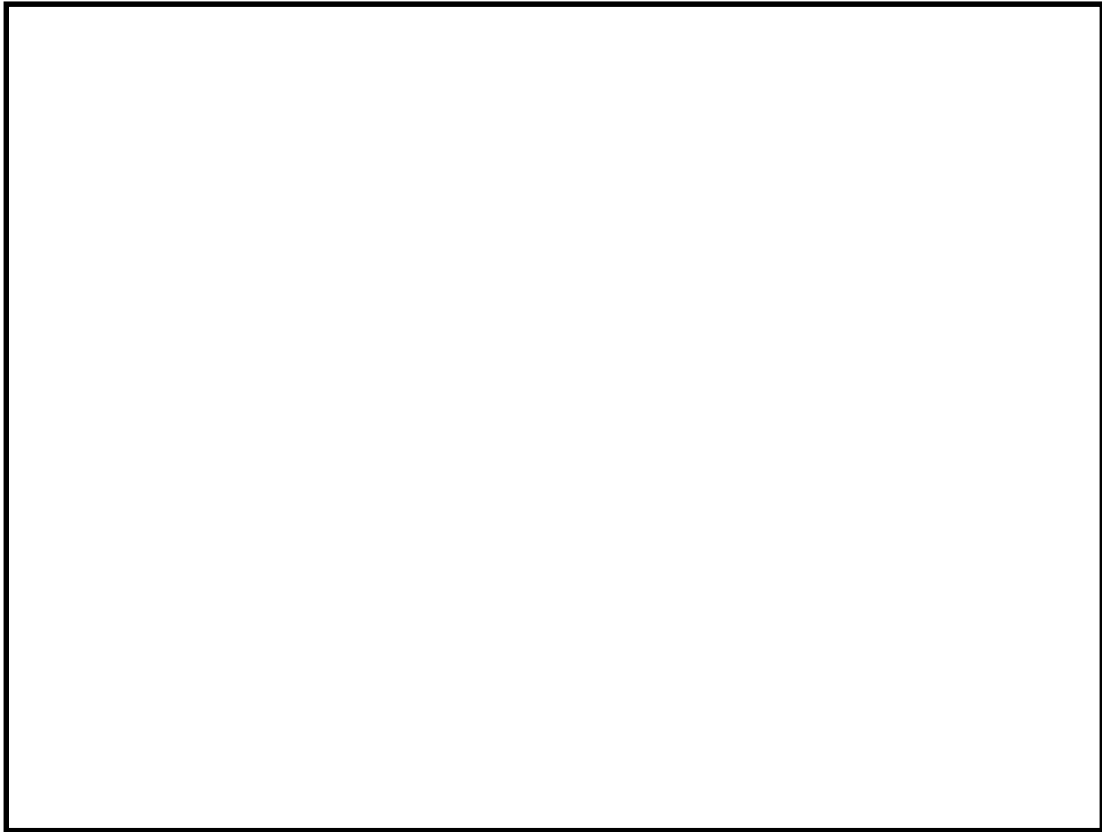


(2) 泡消火放水（大規模火災）の場合



第 2 図 射程と射高の関係（泡消火放水（大規模火災）の場合）





第3図 放水砲設置位置

3. 放水砲の放射方法について

放水砲の放射方法としては、直状放射から噴霧放射への切替えが可能であり、噴霧放射は直状放射に比べ射程距離が短くなるものの、より細かい水滴径が期待できる。

放射性プルーム放出時には、放水砲により放水した水により、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質が除去されることが期待できるが、微粒子状の放射性物質の粒子径は、 $0.1\sim0.5\mu\text{m}$ と考えられ、この粒子径の微粒子の水滴による除去機構は、水滴と微粒子の慣性衝突作用（水滴径 0.3mm 前後で最も衝突作用が大きくなる。）によるものであり、噴霧放射を活用することで、その衝突作用に期待できる。また、水滴と微粒子の相対速度を大きくし、水の流量を大きくすることで、除去効果の増大が期待できる。

したがって、プルーム放出時の放水砲の放射方法としては、以下のとおりとする。

原子炉建屋（格納容器又は使用済燃料プール）の破損箇所が確認できる場合

- ・原子炉建屋損傷箇所に向けて放水し、噴射ノズルを調整することにより噴霧放射で損壊箇所を最大限覆うことができるように放射する。

原子炉建屋（格納容器又は使用済燃料プール）の破損箇所が不明な場合

- ・原子炉建屋の中央に向けて放水する。

なお、直状放射でしか届かない場合においても、到達点では霧状になっていることから（第4図参照）、放射性物質の除去に期待できる。



全景



到達点での状態

第4図 直状放射による放水（放水訓練）

竜巻に対する可搬型重大事故等対処設備の離隔について

竜巻に対する設備の防護対策については、竜巻被害幅を考慮し設計基準事故対処設備、常設重大事故等対処設備及び可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しないよう、可搬型重大事故等対処設備を原子炉建屋等から十分に離隔した保管場所に配置するとともに、当該設備同士も十分に距離をとって配置することとしている。

(1) 竜巻被害幅の考え方

可搬型重大事故等対処設備の分散配置検討においては、日本国内で観測された最大の竜巻である F 3 竜巻を超える F 4 竜巻による評価を行った。評価に用いたパラメータは第 1 表に示すとおり。

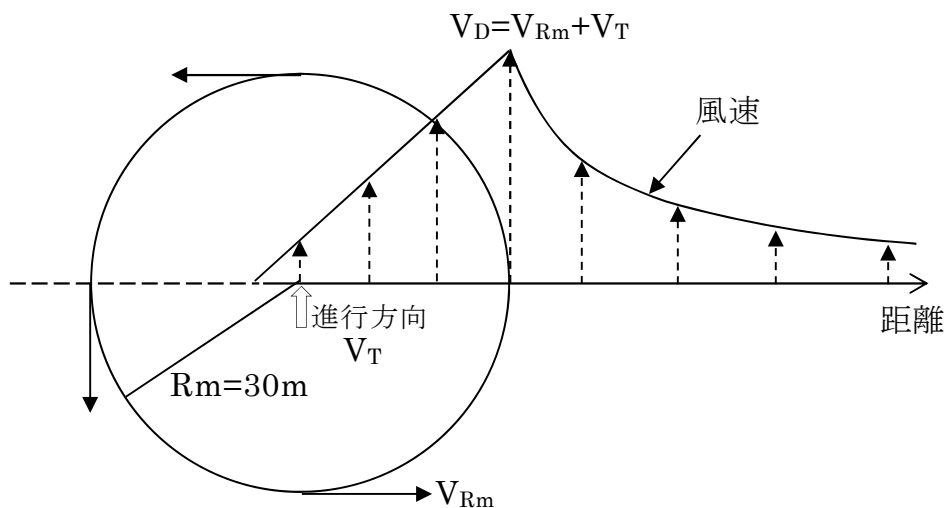
第 1 表 評価竜巻のパラメータ

最大風速 V_D (m/s) ※1	移動速度 V_T (m/s) ※2	最大接線風速 V_{Rm} (m/s) ※2	最大接線風速半径 R_m (m) ※2
116	17.4	98.6	30

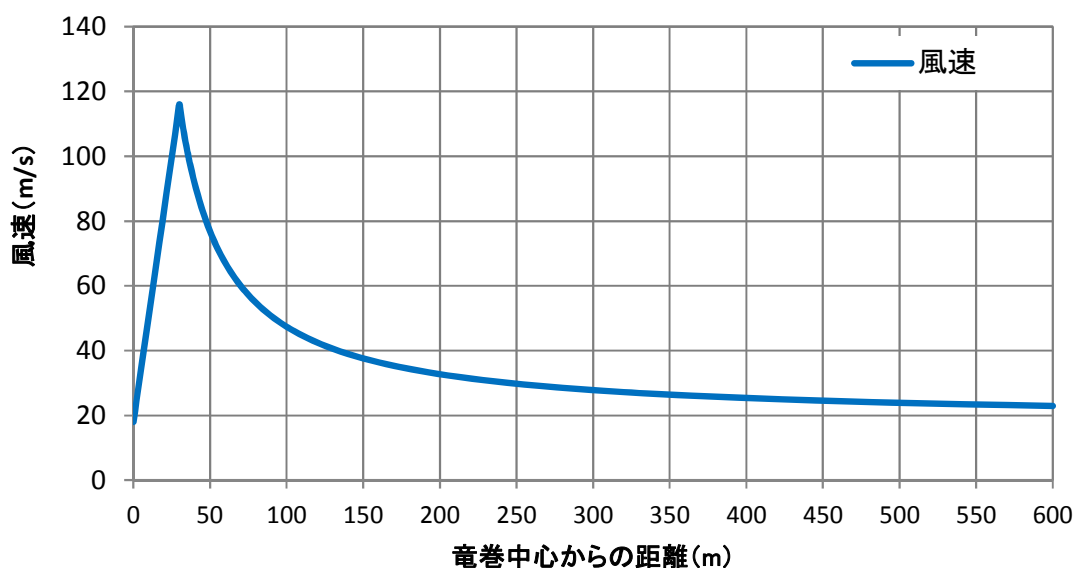
※1：F 4 竜巻風速 93～116m/s の最大値を採用

※2：原子力発電所の竜巻影響評価ガイドに従い設定

ランキン渦による竜巻モデルでは、渦の中心が速度 V_T で移動し、渦の中心から渦外周までは回転速度が一定であり、接線方向の風速は半径に比例し増加することを仮定する。第 1 図にランキン渦による風速分布の概念図を、第 2 図に F 4 竜巻中心からの距離と風速の関係を示す。



第 1 図 ランキン渦による風速分布の概念図



第 2 図 F 4 竜巻中心からの距離と風速

被害幅については、竜巻による可搬型重大事故対処設備設備等の浮き上がりに伴う損傷及び飛来物の衝突による損傷を想定し、これらの設備等が浮き上がる風速となる竜巻の領域を被害幅と見なす。

(1) 可搬型重大事故等対処設備等が被害を受ける幅について

可搬型重大事故等対処設備等の浮き上がりについては、浮き上がりやす

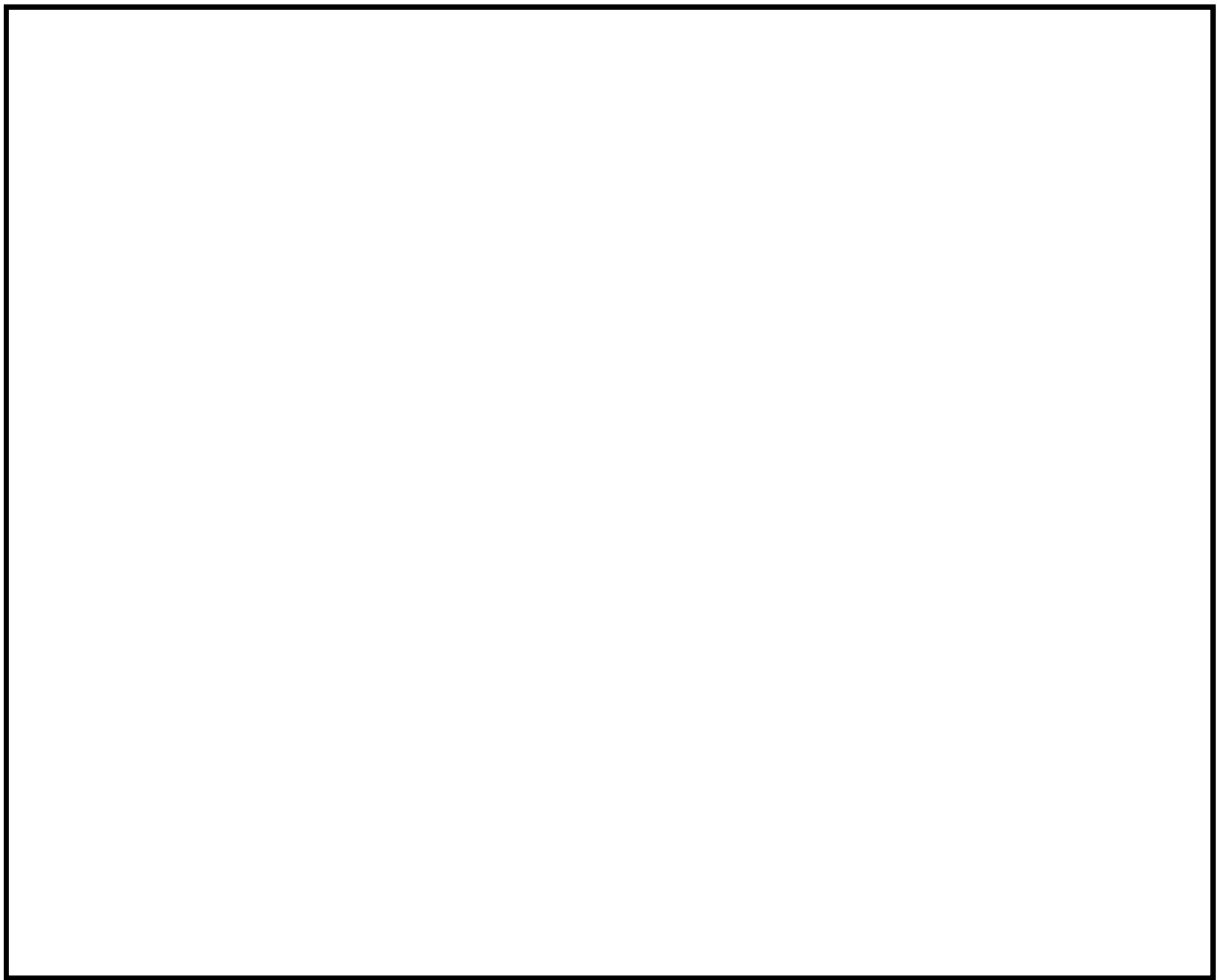
い（空力パラメータが大きい）タンクローリを、飛来物による損傷は、設計飛来物である鋼製材について、各々評価を行った。

浮き上がりの評価方法は、参考 1 に示すとおり、ランキン渦モデルに対し、タンクローリの空力パラメータより浮き上がりの生じる風速を求め、竜巻の中心からの距離を算出した。

タンクローリの空力パラメータ 0.0050 より算出された、浮き上がりの生じる距離は約 48m であった。タンクローリの浮き上がりに伴う被害幅を、当該距離を半径とした円と考え、約 96m とする。

飛来物による損傷については、鋼製材の空力パラメータ 0.0065 より算出された、浮き上がりの生じる距離は約 55m であった。鋼製材が浮き上がり設備を損傷させる被害幅を、同様に浮き上がりの生じる距離を半径とした円と考え、約 110m とする。

第 3 図に示すとおり、上記の被害幅のうち大きい方となる、直径 110m の竜巻の中心が原子炉建屋内に設置している非常用ディーゼル発電機を通過すると想定し、原子炉建屋内に設置している非常用ディーゼル発電機が機能喪失に至った場合においても、分散配置する可搬型代替低圧電源車が防護されると期待できることから、喪失した当該機能の回復措置を講じることが可能である。



第 3 図 竜巻被害幅の範囲と可搬型重大事故等対処設備の位置関係

第 2 表に，東海第二発電所の竜巻影響評価において用いた設計飛来物と可搬型重大事故等対処設備の代表的な空力パラメータを示す。

第 2 表 飛来物源の空力パラメータ等

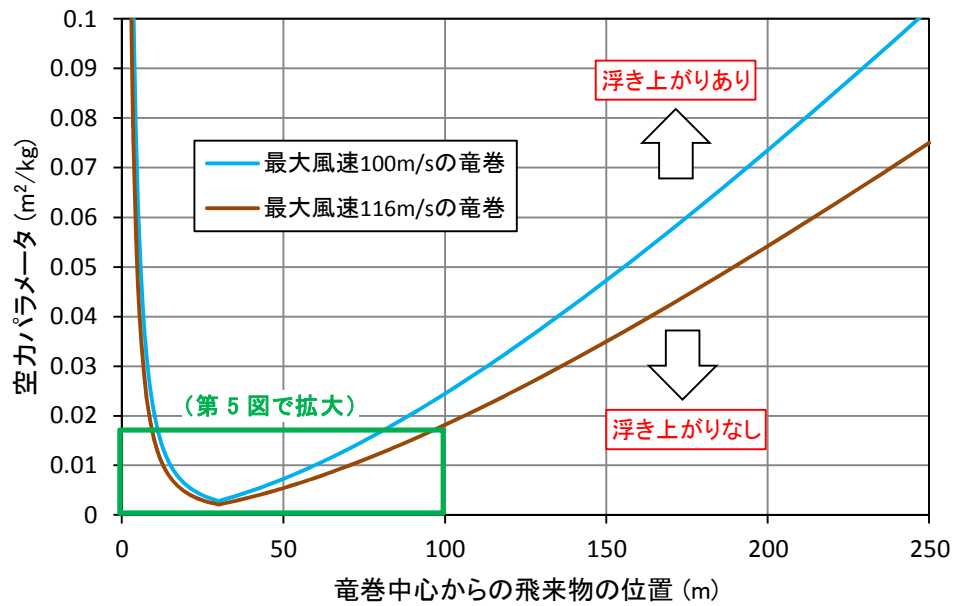
名 称	サイズ (m) [長さ×幅×高さ]	質量 (kg)	空力パラメータ $C_D A/m$ (m^2/kg)
【設計飛来物】鋼製材	4.2×0.3×0.2	135	0.0065
可搬型代替注水大型ポンプ	11.995×2.49×3.47	22,700	0.0024
可搬型代替低圧電源車	6.88×2.2×2.94	7,760	0.0036
可搬型ケーブル運搬車	7.01×2.2×2.72	7,270	0.0037
放水砲	4.48×1.92×2.03	3,020	0.0048
タンクローリ	5.91×2.2×2.46	4,350	0.0050
ホイールローダ	6.895×2.55×3.11	9,815	0.0032
大型ポンプ用送水ホース運搬車 (300A)	8.44×2.49×3.32	21,930	0.0018
可搬型代替注水中型ポンプ	8.3×2.49×3.58	14,920	0.0027
中型ポンプ用送水ホース運搬車	8.255×2.49×3.63	15,470	0.0026

第 4 図及び第 5 図は、それぞれの竜巻の規模（最大風速 100m/s 及び 116m/s）に対し、空力パラメータと飛来物の位置関係（初期位置）を表したものであり、上記に示す各飛来物源の空力パラメータがグラフの線から下部の領域となるような位置に存在すれば、当該資機材等が浮き上がることはない。

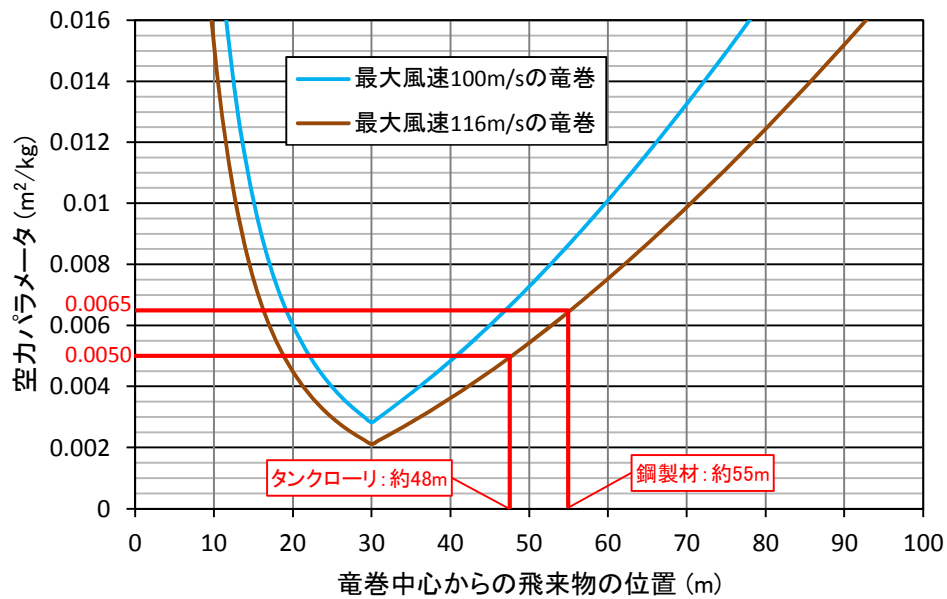
例えば、風速 100m/s を超えるような 116m/s の竜巻が発生した場合においても、タンクローリであれば、竜巻中心から約 48m 程度離れていれば浮き上がることはない評価となる。

なお、設計飛来物を超える運動エネルギー及び貫通力を持つ資機材等については、飛来物発生防止対策を実施することとしている。

以上より、設計竜巻を超える風速 116m/s の竜巻が東海第二発電所を通過する場合を想定しても、可搬型重大事故等対処設備、並びに原子炉建屋に設置している常設重大事故等対処設備及び設計基準事故対処設備が同時に機能喪失することはない。

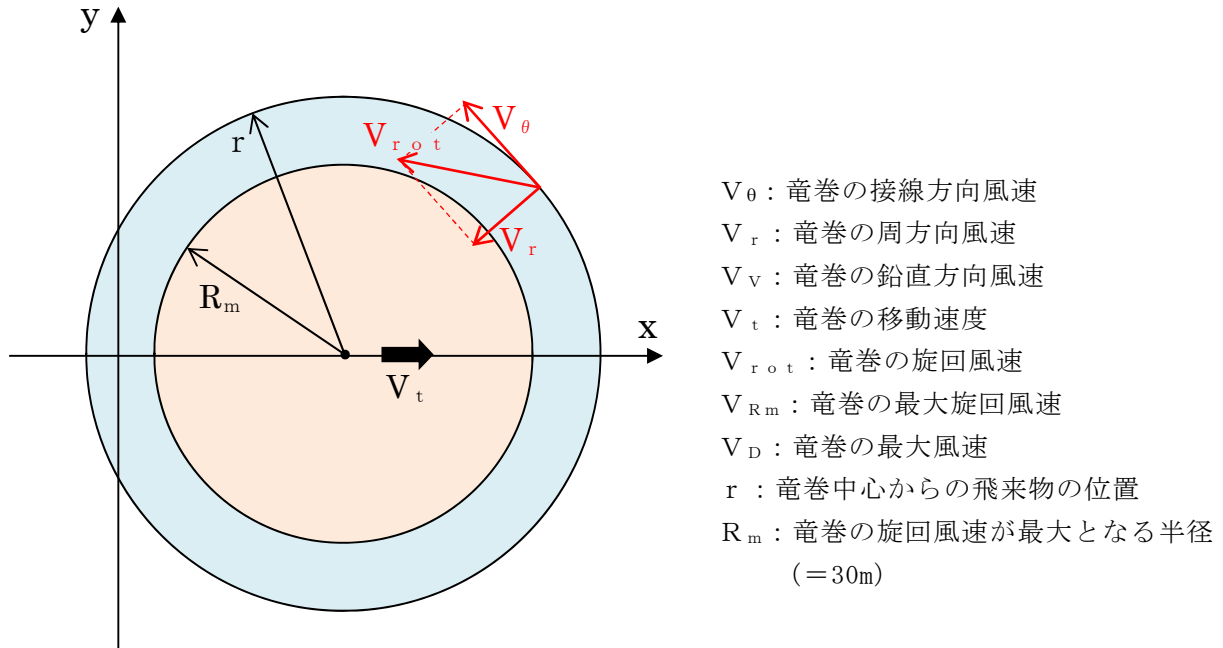


第4図 空力パラメータと竜巻中心からの飛来物の位置（その1）



第5図 空力パラメータと竜巻中心からの飛来物の位置（その2）

参考1 ランキン渦モデルによる浮き上がり速度の算出



$$\frac{C_D A}{m} (\text{空力パラメータ}) > \frac{2g}{\rho V_v \sqrt{V_D^2 + V_v^2}} \quad \text{が成立すれば, 物体は浮き上がるこ}$$

ととなる。したがって、前ページの第4図及び第5図において、折れ線から下部の領域に空力パラメータがあれば当該の物体は浮き上がらないことを意味する。

$$V_v > \frac{4}{3\sqrt{5}} V_{rot}$$

$$V_{rot} = \begin{cases} \frac{r}{R_m} V_{Rm} & (\text{if } 0 \leq r \leq R_m) \\ \frac{R_m}{r} V_{Rm} & (\text{if } R_m \leq r) \end{cases}$$

ここで V_{Rm} は $r = R_m$ のときの V_{rot} であり、 V_{rot} の最大値。そのとき、最大風速 V_D は、

$$\begin{aligned} V_D &= V_{Rm} + V_t \\ &= V_{Rm} + 0.15 V_D \end{aligned}$$

外部事象に対する対応操作の適合性について

航空機衝突に対する各対応操作の適用性の評価																			
○：衝突箇所に対して多重性を有している設備に期待する手順				△：衝突箇所によって使用可能である設備に期待する手順				×：損傷する可能性が高い設備に期待する手順											
地震に対する各対応操作の適用性の評価																			
○：基準地震動に対して一定程度裕度を有する設備に期待する手順				△：基準地震動を満足する設備に期待する手順				×：基準地震動を満足しない設備に期待する手順											
津波に対する各対応操作の適用性の評価																			
○：基準津波に対して一定程度裕度を有する設備に期待する手順				△：基準津波を満足する設備に期待する手順				×：基準津波を満足しない設備に期待する手順											
竜巻に対する各対応操作の適用性の評価																			
○：原子炉建屋を通過する竜巻でも機能が維持される														×：原子炉建屋を通過する竜巻で機能が喪失する					
個別戦略	手順書等	技術的能力に係る 審査基準の該当項目	主要な使用設備 (保管場所、仕様等)	水源	備考	所要時間 (目安)	必要人員 (目安)	航空機 衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために 必要な手順							
① アクセスルート確保戦略	「状況確認とアクセスルート確保」	(1.0) (2.1)	・ホイールローダ（保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:5 台	—	被災状況・規模により所要時間は変動	30 分	重大事故等対応要員 2名	○	○	○	○	—							
	「がれき撤去」		・ブルドーザ（保管場所: 南側保管場所）台数:1 台	—		30 秒/12m	重大事故等対応要員 2名	○	○	○	○	—							
	「漂流物撤去」		・油圧ショベル（保管場所: 南側保管場所）台数:1 台	—		3.3km/h	重大事故等対応要員 2名	—	—	○	—	—							
② 消火戦略	「消火活動」	(1.0) (2.1)	・化学消防自動車（保管場所:南側保管場所、監視所付近）台数:2 台（容量:670L/min/台、吐出圧力:1.0MPa） ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所: 西側保管場所、監視所付近）台数:2 台（容量:168m ³ /h/台、吐出圧力:0.85MPa） ・可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）（保管場所:西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:3 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa） ・放水砲（保管場所:西側保管場所、南側保管場所）台数:2 台 ・大型ポンプ用送水ホース運搬車（放水用）（保管場所:西側保管場所、南側保管場所）台数:2 台 ・放水砲／泡消火薬剤運搬車（保管場所: 西側保管場所、南側保管場所）台数:2 台	消火栓 取水箇所	—	—	自衛消防隊員 9名 重大事故等対応要員 8名	○	○	○	○	・アクセスルート確保 ・燃料補給							

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）	航空機 衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために 必要な手順
③ 原子炉停止戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）											
	「ほう酸水注入系起動操作」	(1. 1)	・ほう酸水ポンプ台数:2 台（容量:9. 78m ³ /h/台, 揚程:870m） ・ほう酸水貯蔵タンク台数:1 台（容量:19. 5m ³ ）	SLC タンク	—	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	—
	「代替制御棒挿入機能による制御棒緊急挿入操作」		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	—
	「選択制御棒挿入機構による原子炉出力抑制操作」		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	—
	「スクラム・パイロット弁 継電器用ヒューズ引き抜き操作」 （スクラム弁閉の場合）		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	—
	「計器用空気系の排気操作」		—	—	—	73分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	○	○	—
	「原子炉スクラムリセット 後の手動スクラム操作」 （スクラム弁開の場合）		—	—	—	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	—
	「スクラム個別スイッチによる制御棒挿入操作」		—	—	—	128分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	○	○	○	—
	「制御棒駆動水圧系の水圧 確保後の、制御棒手動挿入操作」		—	—	—	329分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	△	○	—
	「制御棒駆動水圧系の引抜 配管ベント弁からの排水 操作」		—	—	—	982分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	○	○	—

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順								
③ 原子炉停止戦略	「原子炉水位低下操作」	(1. 1)	・電動機駆動原子炉給水ポンプ 台数:2 台 （容量:2, 157. 5m³/h/台, 揚程:762m）	・復水器	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	×	×	×	・電源の確保								
			・高圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m³/h/台, 揚程:365. 8m）																	
			・低圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m³/h/台, 揚程:94. 5m）																	
			・制御棒駆動水ポンプ 台数:2 台（容量:46. 3m³/h/台, 揚程:823m）	・復水貯蔵タンク	－															
			・原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m³/h/台, 揚程:869m）	・復水貯蔵タンク																
・高圧炉心スプレイポンプ 台数:1 台（容量:1, 576. 5m³/h/台, 揚程:196. 6m）	・サブ・レクション・プール																			
④ 原子炉注水戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）、非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領																			
	「高圧炉心スプレイ系による原子炉注水」	(1. 2) (1. 3) (1. 4) (1. 13)	・高圧炉心スプレイポンプ台数:1 台（容量:1, 576. 5m³/h/台, 揚程:196. 6m）	・復水貯蔵タンク ・サブ・レクション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	△	○	・電源の確保								
	「給水系・復水系による原子炉注水」		・電動機駆動原子炉給水ポンプ 台数:2 台（容量:2, 157. 5m³/h/台, 揚程:762m）	・復水器									－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	×	×	×	・電源の確保
	「低圧炉心スプレイ系による原子炉注水」		・高圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m³/h/台, 揚程:365. 8m）																	
			・低圧復水ポンプ 台数:3 台（容量:3, 792m³/h/台, 揚程:94. 5m）																	
	「低圧注水系による原子炉注水」		・低圧炉心スプレイポンプ 台数:1 台（容量:1, 638. 3m³/h/台, 揚程:169. 5m）	・サブ・レクション・プール									－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「低圧代替注水系（常設）による原子炉注水」		・残留熱除去系ポンプ 台数:3 台（容量:1, 691. 9m³/h/台, 揚程:85. 3m）	・サブ・レクション・プール									－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m³/h/台, 揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保										

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
④ 原子炉注水戦略	「代替循環冷却系による原子炉注水」	(1. 2) (1. 3) (1. 4) (1. 13)	・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台 (容量:200m ³ /h, 揚程:200m)	・サブプレッションプール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「消火系による原子炉注水」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台, 揚程 90m)	・ろ過水貯蔵タンク	—	50分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	△	×	—
	「補給水系による原子炉注水」		・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台, 揚程:85.4m)	・復水貯蔵タンク	—	105分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	△	×	△	×	・電源の確保
	「制御棒駆動水圧系による原子炉注水」		・制御棒駆動水ポンプ 台数:2 台（容量:46.3m ³ /h/台, 揚程:823m)	・復水貯蔵タンク	—	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	×	△	○	・電源の確保
	「ほう酸水注入系による原子炉注水」		・ほう酸水ポンプ 台数:2 台（容量:9.78m ³ /h/台, 揚程:870m)	・SLC タンク	注水開始	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	・電源の確保
					継続注水準備	60分	当直要員（現場） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「低圧代替注水系（可搬型）による原子炉注水」		・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所: 西側保管場所, 南側保管場所, 予備機置場）台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台, 吐出圧力:1.2MPa)	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	系統構成を中央操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
					系統構成を現場操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 10名					・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「移動式消火設備による原子炉注水」		・可搬型代替注水中型ポンプ (保管場所：西側保管場所) 台数：1 台（容量：2,000L/min/台) ・化学消防自動車（保管場所：南側保管場所, 監視所付近）台数:2 台（容量:2,800L/min/台) ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所:西側保管場所, 監視所付近）台数:2 台（容量:2,800L/h/台, 吐出圧力:0.85MPa)	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
					・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊員 2名 重大事故等対応要員 4名	○	×	○	○

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準 の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）	航空機 衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要 な手順
④ 原子炉注水戦略	「原子炉隔離時冷却系による原子炉注水」	(1. 2) (1. 3) (1. 4) (1. 13)	・原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m ³ /h/台、揚程:869m）	・復水貯蔵タンク ・サブレーション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	－
	「常設高圧代替注水系による原子炉注水」		・常設高圧代替注水系ポンプ 台数:1 台（容量:136m ³ /h/台、揚程:872m）	・サブレーション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	－
					中央操作が実施できない場合	58分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 1名	△	○	○	○	－
	「主蒸気逃がし安全弁による原子炉減圧」		・主蒸気逃がし安全弁 台数:18 台（自動減圧機能付 7 台）	－	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	－
	「常設高圧代替注水系による減圧」		・常設高圧代替注水系ポンプ 台数:1 台（容量:136m ³ /h/台、揚程:872m）	－	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	－
	「原子炉隔離時冷却系による減圧」		・原子炉隔離時冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:142m ³ /h/台、揚程:869m）	－	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	－
	「タービンバイパス弁による減圧」		・タービンバイパス弁 台数:5 台	－	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	×	○	○	－
	「高圧窒素ガス供給系（非常用）による減圧」		・高圧窒素ガスポンペ 本数:20 本	－	－	281分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	○	○	○	－
	「逃がし安全弁用可搬型蓄電池による減圧」		・逃がし安全弁用可搬型蓄電池 体数:2 体	－	－	57分	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	－
「代替逃がし安全弁駆動装置による減圧」	・代替逃がし安全弁駆動装置	－	－	102分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	○	○	－		
⑤ 水素爆発防止戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）、重大事故等対策要領											
	「格納容器内水素・酸素濃度監視」	(1. 9)	・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内酸素濃度（SA）	－	－	中央操作	当直要員（中操） 1名	△	○	○	○	－
		(1. 10)	・格納容器雰囲気気モニタ	－	－	中央操作		△	×	○	○	－

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑤ 水素爆発防止戦略	「格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の水素ガス及び酸素ガスの排出」	(1. 9) (1. 10)	・格納容器圧力逃がし装置 台数:1 台	－	－	60分	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 3名	△	○	○	○	－
	「残留熱除去系（格納容器スプレー冷却系）による格納容器スプレー」		・残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1, 691. 9m ³ /h/台、揚程:85. 3m）	・サブレーション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「代替循環冷却系による格納容器スプレー」		・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:200m ³ /h、揚程:200m）	・サブレーション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「代替格納容器スプレー冷却系（常設）による格納容器スプレー」		・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「代替格納容器スプレー冷却系（可搬型）による格納容器スプレー」		・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所: 西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:5 台（容量:1, 320m ³ /h/台、吐出圧力:1. 2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	系統構成を中央操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
					系統構成を現場操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（現場） 1名 重大事故等対応要員 11名					・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「消火系による格納容器スプレー」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	－	53分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	△	×	－
	「補給水系による格納容器スプレー」		・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145. 4m ³ /h/台、揚程:85. 4m）	・復水貯蔵タンク	－	105分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	△	×	△	×	・電源の確保

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑤ 水素爆発防止戦略	「移動式消火設備による格納容器スプレイ」	(1.9) (1.10)	・可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・代替淡水貯 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
			・化学消防自動車（保管場所：南側保管場所，監視所付近）台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所:西側保管場所，監視所付近）台数:2 台（容量:2,800L/min/台，吐出圧力:0.85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「可燃性ガス濃度制御系起動」		・再結合装置，ブロワ 台数:2 台（容量:340Nm ³ /h/台）	—	—	3 時間以内	当直要員（中操） 1名	△	×	○	○	・電源の確保
	「原子炉建屋ベントによる水素排出」		・原子炉建屋原子炉棟ベント弁	—	—	45 分	当直要員（中操） 1名 重大事故等対応要員 4 名	△	×	○	○	—
	⑥-1 原子炉格納容器除熱戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース），重大事故等対策要領										
「残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による冷却又はスプレイによる格納容器除熱」		(1.5) (1.6) (1.7) (1.8)	・残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1,691.9m ³ /h/台，揚程:85.3m）	・サプレッションプール	—	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
「代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイ」			・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台，揚程:200m）	・代替淡水貯槽	—	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
「代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器スプレイ」			・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所：西側保管場所，南側保管場所，予備機置場）台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台，吐出圧力:1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	系統構成を中央操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
					系統構成を現場操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（現場） 1名 重大事故等対応要員 11名					・アクセスルートの確保 ・燃料補給

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑥-1 原子炉格納容器除熱戦略	「代替循環冷却系による格納容器除熱」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8)	・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台 (容量:200m ³ /h, 揚程:200m)	・サブプレッション・プール	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	・電源の確保
	「ドライウェル内ガス冷却装置による格納容器除熱」		・ドライウェル内ガス冷却装置 台数:5 台	－	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	×	○	○	・電源の確保
	「消火系による格納容器スプレイ」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台, 揚程 90m)	・ろ過水貯蔵タンク	－	53分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	△	×	－
	「補給水系による格納容器スプレイ」		・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台, 揚程:85.4m)	・復水貯蔵タンク	－	105分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	△	×	△	×	・電源の確保
	「移動式消火設備による格納容器スプレイ」		・可搬型代替注水中型ポンプ (保管場所：西側保管場所) 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
			・化学消防自動車（保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車 (保管場所:西側保管場所、監視所付近) 台数:2 台（容量:2,800L/min/台, 吐出圧力:0.85MPa)	・北側淡水池 ・高所淡水池	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱」		・格納容器圧力逃がし装置 台数:1 台	－	－	中央操作	当直要員（中操） 2名	△	○	○	○	－
				－	現場操作の場合	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 3 名	△	○	○	○	－
「耐圧強化ベントによる格納容器除熱」	－	－	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名	△	○	○	○	－		

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準 の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間 （目安）	必要人員 （目安）	航空機 衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要 な手順
⑥-2 原子炉格納容 器除熱戦略	○非常時運転手順書Ⅲ（シビアアクシデント）、非常時運転手順書Ⅱ（微候ベース）、重大事故等対策要領											
	「格納容器下部注水系（常設）によるベデスタル注水」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8) (1.9) (1.10)	・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m³/h/台、揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名	△	○	○	○	・電源の確保
	「格納容器下部注水系（可搬型）によるベデスタル注水」		・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所：西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:5 台（容量:1,320m³/h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	－	5 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8 名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「消火系によるベデスタル注水」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m³/h/台、揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	－	47 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	×	△	×	－
	「補給水系によるベデスタル注水」		・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m³/h/台、揚程:85.4m）	・復水貯蔵タンク	－	101 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	△	×	△	×	・電源の確保
	「移動式消火設備によるベデスタル注水」		・可搬型代替注水中型ポンプ （保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
			・化学消防自動車 （保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車 （保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑥-2 原子炉格納容器除熱戦略	「格納容器頂部注水系（常設）によるウェル注水」	(1.5) (1.6)	・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 1 名	△	○	○	○	・電源の確保
	「格納容器頂部注水系（可搬型）によるウェル注水」	(1.7) (1.8) (1.9) (1.10)	・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所: 西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	－	5 時間以内	当直要員（中操） 2 名 重大事故等対応要員 8 名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「移動式消火設備によるウェル注水」	・可搬型代替注水中型ポンプ（保管場所: 西側保管場所） 台数: 1 台（容量: 2,000L/min/台）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2 名 重大事故等対応要員 8 名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給	
		・化学消防自動車（保管場所: 南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所: 西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	－	3 時間以内	当直要員（中操） 2 名 自衛消防隊 2 名 重大事故等対応要員 4 名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給	
	「残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却系）による格納容器スプレイ」	・残留熱除去系ポンプ 台数:2 台（容量:1,691.9m ³ /h/台、揚程:85.3m）	・サブプレッションプール	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名	△	○	○	○	・電源の確保	
	「代替格納容器スプレイ冷却系（常設）による格納容器スプレイ」	・常設低圧代替注水系ポンプ 台数:2 台（容量:200m ³ /h/台、揚程:200m）	・代替淡水貯槽	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名	△	○	○	○	・電源の確保	
	「代替循環冷却系による格納容器スプレイ」	・代替循環冷却系ポンプ 台数:1 台（容量:200m ³ /h、揚程:200m）	・サブプレッションプール	－	中央操作	当直要員（中操） 2 名	△	○	○	○	・電源の確保	
	「消火系による格納容器スプレイ」	・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数:1 台（容量:260m ³ /h/台、揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	－	53 分	当直要員（中操） 2 名 当直要員（現場） 2 名	△	×	△	×	－	

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑥-2 原子炉格納容器除熱戦略	「補給水系による格納容器スプレイ」	(1.5) (1.6) (1.7) (1.8) (1.9) (1.10)	・復水移送ポンプ 台数:2 台（容量:145.4m ³ /h/台、揚程:85.4m）	・復水貯蔵タンク	—	105 分	当直要員（中操）2名 当直要員（現場）2名 重大事故等対応要員 6名	△	×	△	×	・電源の確保
	「代替格納容器スプレイ冷却系（可搬型）による格納容器スプレイ」		・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所：西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数:5 台（容量:1,320m ³ /h/台、吐出圧力:1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	系統構成を中央操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（中操）2名 重大事故等対応要員 8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
					系統構成を現場操作で実施する場合	5時間以内	当直要員（現場）1名 重大事故等対応要員 11名					・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「移動式消火設備による格納容器スプレイ」		・可搬型代替注水中型ポンプ（保管場所：西側保管場所） 台数：1 台（容量：2,000L/min/台）	・代替淡水槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間以内	当直要員（中操）2名 重大事故等対応要員 8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
			・化学消防自動車（保管場所：南側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所:西側保管場所、監視所付近） 台数:2 台（容量:2,800L/min/台、吐出圧力:0.85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間以内	当直要員（中操）2名 自衛消防隊 2名 重大事故等対応要員 4名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑦ 使用済燃料プール注水戦略	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領											
	「可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用したSFP注水」	(1. 11) (1. 12)	・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所：西側保管場所，南側保管場所，予備機置場）台数：5 台（容量：1, 320m ³ /h/台，吐出圧力：1. 2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	—	5時間以内	当直要員（中操）2名 重大事故等対応要員8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「移動式消火設備による代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した SFP 注水」		・可搬型代替注水中型ポンプ（保管場所：西側保管場所）台数：1 台（容量：2, 000L/min/台）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海	—	3 時間以内	当直要員（中操）2名 重大事故等対応要員8名	○	×	○	×	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「補給水系による SFP 注水」		・化学消防自動車（保管場所：南側保管場所，監視所付近）台数：2 台（容量：2, 800L/min/台） ・水槽付消防ポンプ自動車（保管場所：西側保管場所，監視所付近）台数：2 台（容量：2, 800L/min/台，吐出圧力：0. 85MPa）	・北側淡水池 ・高所淡水池	—	3 時間以内	当直要員（中操）2名 自衛消防隊2名 重大事故等対応要員4名	○	×	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系（注水ライン）を使用した SFP 注水」		・常設低圧代替注水系ポンプ 台数：2 台（容量：200m ³ /h/台，揚程：200m）	・代替淡水貯槽	—	中央操作	当直要員（中操）2 名	△	○	○	○	・電源の確保
	「消火系による SFP 注水」		・復水移送ポンプ 台数：2 台（容量：145. 4m ³ /h/台，揚程：85. 4m）	・復水貯蔵タンク	—	55 分	当直要員（中操）2名 当直要員（現場）2名	△	×	△	×	・電源の確保
	「消火系による SFP 注水」		・ディーゼル駆動消火ポンプ 台数：1 台（容量：260m ³ /h/台，揚程 90m）	・ろ過水貯蔵タンク	—	2 時間以内	当直要員（中操）2名 当直要員（現場）2名	△	×	△	×	—
	「可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系（可搬型スプレインゾル）を使用したSFP注水」		・可搬型代替注水大型ポンプ（保管場所：西側保管場所，南側保管場所，予備機置場）台数：5 台（容量：1, 320m ³ /h/台，吐出圧力：1. 2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	—	7時間以内	当直要員（中操）2名 重大事故等対応要員8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給

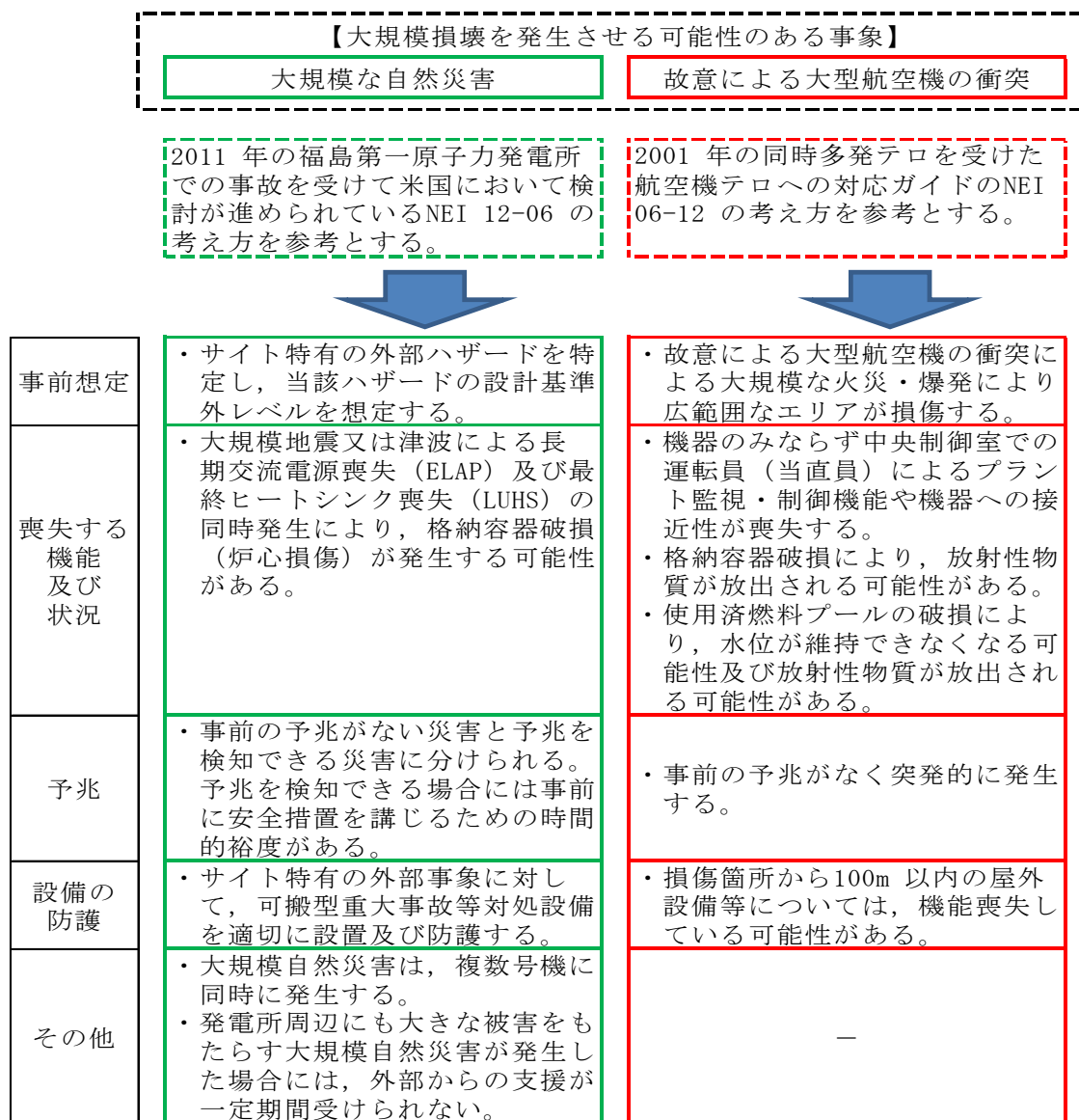
個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑦ 使用済燃料プール注水戦略	「可搬型代替大型ポンプ及び放水砲による放水」	(1.11) (1.12)	・可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）（保管場所：西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数：5 台（容量：1,320m ³ /h/台、吐出圧力：1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	—	6時間以内	重大事故等対応要員8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「サイフォンブレイク」		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	「破断箇所手動隔離操作」		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	「ライナーの補修」		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑧	○非常時運転手順書Ⅱ（徴候ベース）、重大事故等対策要領											
使用済燃料プール除熱戦略	「代替燃料プール冷却系による SFP 除熱」	(1.11)	・緊急用海水系 台数：2台 ・代替燃料プール冷却系 台数：1 台	—	—	中央操作	当直要員（中操）2名	△	○	○	○	・電源の確保
⑨ 放射性物質拡散抑制のための戦略	○重大事故等対策要領											
	「可搬型代替大型ポンプ及び放水砲による放水」	(1.12)	・可搬型代替注水大型ポンプ（放水用）（保管場所：西側保管場所、南側保管場所、予備機置場）台数：3台（容量：1,320m ³ /h/台、吐出圧力：1.2MPa）	・代替淡水貯槽 ・北側淡水池 ・高所淡水池 ・海水	—	6時間以内	重大事故等対応要員8名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「汚濁防止膜の設置」		・汚濁防止膜	—	—	4 時間以内	重大事故等対応要員6 名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給

個別戦略	手順書等	技術的能力に係る審査基準の該当項目	主要な使用設備（保管場所、仕様等）	水源	備考	所要時間（目安）	必要人員（目安）	航空機衝突	地震	津波	竜巻	手順成立のために必要な手順
⑩ 電源確保戦略	○非常時運転手順書（事象ベース）											
	「常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」	(1. 14)	・常設代替高压電源装置 台数:5 台	－	－	87 分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	○	○	○	－
	「可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」		・可搬型代替交流電源設備 台数:4台（500kVA/台，電圧440V）	－	－	210分	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名 重大事故等対応要員 6名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給
	「常設代替直流電源設備による給電による直流 125V 主母線盤 2 A・2 Bへの給電」		・常設代替直流電源設備	－	－	2時間	当直要員（中操） 2名 当直要員（現場） 2名	△	○	○	○	－
	「可搬型代替直流電源設備による直流 125V 主母線盤 2 A・2 Bへの給電」		・可搬型代替交流電源設備 台数:4台（500kVA/台，電圧440V） ・可搬型整流器	－	－	190分	当直要員（中操） 2名 重大事故等対応要員 6名	○	○	○	○	・アクセスルートの確保 ・燃料補給

米国ガイド（NEI06-12及びNEI12-06）で参考とした事項について

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊についての前提条件を設定するに当たり、米国における大規模自然災害への対応ガイド（NEI12-06）及び航空機テロへの対応ガイド（NEI06-12）も参考にしている。

これらガイドラインは以下のような内容である。（第1図）



第1図 米国ガイド（NEI06-12及びNEI12-06）の概要

大規模損壊発生時に必要な可搬型重大事故等対処設備等の
配備及び防護の状況について

大規模損壊を発生させる可能性のある大規模な自然災害(地震, 津波)及び故意による大型航空機の衝突が発生した場合に備えた重大事故等対処設備等の配備及び防護について, 対応状況を第1表に示す。

なお, これらの対応については, 2. 1. 2. 3(1)に示す「大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備及び当該設備の防護の基本的な考え方」に基づく。

第1表 大規模損壊発生時の可搬型重大事故等対処設備等の

配備及び防護の状況

○大規模地震

災害に対する考慮事項		対応状況
機器の防護・ 機能確保	機器の保管場所の考慮 (保管場所の耐震性等)	・ 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動を考慮し、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足、地下構造物の損壊等の影響を受けない場所に分散して保管する。 ・ 保管場所周辺に、損壊により影響を及ぼすおそれのある建屋、鉄塔、煙突、タンク等の構造物がないことを確認している。
	機器の輸送手段の確保 (輸送経路の障害の考慮)	・ 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数ルートが確保されている。また、地震に伴い、アクセスルートに隣接する低耐震建屋等の倒壊によるがれき、周辺斜面の崩壊による流入土砂等を考慮し、ホイールローダ等の重機も配備している。
機器の配備	機器の接続箇所への アクセス性の確保	・ 恒設ライン等への接続箇所を複数設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 ・ 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保されている。

○大規模津波

災害に対する考慮事項		対応状況
機器の防護・ 機能確保	機器の保管場所の考慮 (津波よりも高い位置の保管)	・ 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、基準津波を一定程度超える津波を考慮し、津波の影響を受けない高台に分散して保管する。
	機器の輸送手段の確保 (輸送経路の障害の考慮)	・ 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数ルートが確保されている。また、津波によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機も配備している。
機器の配備	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	・ 恒設ライン等への接続箇所を複数設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 ・ 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保されている。

○大規模竜巻

災害に対する考慮事項		対応状況
機器の防護・ 機能確保	機器の保管場所の考慮 (保管場所の分散)	・ 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、関連する常設重大事故等対処設備、設計基準事故対処設備と同時に影響を受けない場所に分散して保管する。
	機器の輸送手段の確保 (輸送経路の障害の考慮)	・ 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては、複数ルートが確保されている。また、竜巻によるがれき等を考慮し、ホイールローダ等の重機も配備している。
機器の配備	機器の接続箇所へのアクセス性の確保	・ 恒設ライン等への接続箇所を複数設置しており、これらの接続箇所は分散して配置する。 ・ 各々の接続箇所までのアクセスルートは、それぞれ別ルートで確保されている。 ・ 竜巻によるプラントへの被害は短時間と考えられることから、強風中におけるアクセス性確保は不要と考えられる。

○故意による大型航空機の衝突

災害に対する考慮事項		対応状況
機器の防護・ 機能確保	機器の保管場所の考慮 (頑健性のある構造物内での保管, 原子炉建屋からの100m離隔)	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は, 故意による大型航空機の衝突を考慮し, 原子炉建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに, 関連する屋外の常設重大事故等対処設備, 設計基準事故対処設備から100m以上の隔離距離を確保した上で分散して保管する。
	機器の輸送手段の確保 (輸送経路の障害の考慮)	- 想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートについては, 複数ルートが確保されている。また, 故意による大型航空機の衝突によるがれき等を考慮し, ホイールローダ等の重機も配備している。 - 大規模な燃料火災が発生した場合には, 原子炉建屋から100m以上離れた場所に配置している化学消防自動車等の泡消火設備により消火活動を行い, アクセスルートを確保する。
機器の接続箇所への アクセス性の確保		- 恒設ライン等への接続箇所を複数設置しており, これらの接続箇所は分散して配置する。 - 各々の接続箇所までのアクセスルートは, それぞれ別ルートで確保されている。

重大事故等と大規模損壊対応に係る体制整備等の考え方

重大事故等と大規模損壊との対応内容を整理し、その相違部分を踏まえた体制の整備等の考え方を以下に取りまとめた。

1. 重大事故等への対応

重大事故等の発生に対して、炉心の著しい損傷防止あるいは格納容器の破損防止、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷防止及び原子炉運転停止中における燃料体の著しい損傷防止を目的に発電所の体制及び発電所を支援するための体制を整備している。重大事故等発生時に組織として適切な対応を行うためには、事故対応に必要となる重大事故等対処設備の取扱いと手順の策定が重要である。そこで重大事故等対処設備に係る事項について、切替の容易性及びアクセスルートの確保を図り、復旧作業に係る事項について、予備品等の確保及び保管場所等の整備を行っている。また、支援に係る事項、教育及び訓練の実施並びに手順の整備に係る事項を、通常業務の組織体制における実務経験を活かした体制で対応できるよう整備している。

2. 大規模損壊への対応

大規模損壊に至る可能性のある事象は、基準地震動及び基準津波等の設計基準又は観測記録を超えるような規模の自然災害並びに故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定しており、計装・制御系の喪失、大規模なLOCA、格納容器の損傷等のプラントが受ける影響並びに中央制御室の機能喪失（当直要員を含む）、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における参集要員の遅延、大規模な火災の発生等の被害の程度が、重大事故等と比べて広範囲で不確定なものとなる。

このことから、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うとともに得られた情報及び残存する資源等の活用により、「炉心の著しい損傷の緩和」、
「格納容器の破損緩和」、「使用済燃料プールの水位確保及び燃料体の著しい損傷の緩和」又は「発電所外への放射性物質の放出低減」を目的とした効果的な対応を速やかかつ臨機応変に選択し実行することで事象進展の抑制及び緩和措置を図る。

3. 重大事故等と大規模損壊への対応の違い

2項に示すとおり、大規模損壊時は重大事故等に比べてその被害範囲が広範囲で不確定なものであり、重大事故等のように損傷箇所がある程度限定された想定に基づく事故対応とは異なる。そのため、発電所施設の被害状況等の把握を迅速に行うとともに得られた情報及び残存する資源等の活用により、効果的な対応を速やかかつ臨機応変に選択し実行する。

大規模損壊発生時は、共通要因で機能喪失することのない可搬型重大事故等対処設備を活用した手順等で対応することにより、炉心損傷緩和、格納容器破損緩和等の措置を図る。

4. 対応の違いを踏まえた大規模損壊対応に係る体制の整備の考え方

3項で示した対応の違いはあるものの、被害状況等の把握を迅速に行うとともに得られた情報及び残存する資源等の活用に対応するには、通常業務の組織体制における実務経験を活かすことができる重大事故等に対応するための体制が最も有効に機能すると評価できる。運用面においても重大事故等に対応するための体制で引き続き対応することは、迅速な対応を求められる大規模損壊対応に適している。

このように、大規模損壊対応に係る体制の整備として重大事故等に対応す

るための体制で臨むことは有効である。

ただし、中央制御室（当直要員を含む）の機能喪失及び重大事故等の対応で期待する重大事故等対処設備の一部が使用できない等の大規模損壊時の特徴的な状況においても、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）も含めて流動性を持って柔軟に対応できるよう体制を整備する。

このため、大規模損壊発生時の体制は第1図から第4図に示す重大事故等対応のための体制を基本としつつ、大規模損壊対応のために必要な体制、要員、教育及び訓練、外部からの支援等に関して、以下のとおり差異内容を考慮すべき事項として評価し、付加分を整備、充実内容として整備する。

なお、下記事項における技術的能力1.0と2.1に関する考え方の相違点について項目ごとに別紙に整理する。

(1) 体制の整備

a. 大規模損壊として考慮すべき事項

- ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における参集要員の参集遅延
- ・中央制御室（当直要員を含む）の機能喪失

b. 整備，充実内容

- ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、統括待機当番者（副原子力防災管理者）が指揮を執る。統括待機当番者（副原子力防災管理者）がその職務を遂行できない場合には、現場統括待機者が代行する。
- ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合には、要員参集までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する災害対策要員により、参集要

員が参集するまでの当面の間は、事故対応が行えるよう体制を整備する。

- ・中央制御室（当直要員を含む）が機能しない場合においても、災害対策要員にて対応が可能な体制を整備する。

(2) 要員の配置

a. 大規模損壊として考慮すべき事項

- ・中央制御室（当直要員を含む）の機能喪失

b. 整備，充実内容

- ・夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における統括待機当番者（副原子力防災管理者）を含む災害対策要員は、分散して待機する。

(3) 教育及び訓練

a. 大規模損壊として考慮すべき事項

- ・通常の指揮命令系統が機能しない場合への対応
- ・初動で対応する要員を最大限に活用する観点から、臨機応変な配置変更に対応できる知識及び技能を習得するなど、流動性を持って柔軟に対応可能にすること

b. 整備，充実内容

- ・原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した個別の教育及び訓練を実施する。
- ・大規模損壊時に対応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育を定期的に実施する。

- ・重大事故等対応要員については、役割に応じて付与される力量に加え、被災又は想定より多い要員が必要となった場合において、優先順位の高い緩和措置の実施に遅れが生じることがないように、本来の役割以外の教育及び訓練の充実を図る。

具体的には、大規模損壊発生時、まずアクセスルート確保作業を行った上で、原子炉注水又は放水砲の対応が想定されるため、それらの活動を担当する庶務班班員と保修班班員の初動対応要員については流動性を持って活動できるよう教育・訓練を実施する。

- ・自衛消防隊に含まれる協力会社社員並びに給水確保等に当たる協力会社社員については、それぞれの活動に必要な力量を付与できるよう、業務委託契約に基づいた教育・訓練を実施する。
- ・大規模損壊発生時に対応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための総合的な訓練を定期的にかつ継続的に実施する。

(第1表, 第2表, 第3表, 第4表参照)

(4) 手順

a. 大規模損壊として考慮すべき事項

- ・大規模な火災の発生
- ・重大事故等に比べて広範囲で不確定な被害
- ・重大事故等時では有効に機能しない設備等が大規模損壊のような状況下では有効に機能する場合も考えられるため、事象進展の抑制及び緩和に資するための設備等の活用

b. 整備，充実内容

- ・大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順として，故意による大型航空機の衝突による航空機燃料火災を想定し，化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車によるアクセスルート消火の手順に加え，技術的能力1.12で整備する可搬型代替注水大型ポンプ及び放水砲を活用した手順を整備する。また，多様な消火手段として，可搬型代替注水中型ポンプによる高所放水の手順を整備する。
- ・大規模損壊対応に特化した手順として，現場での可搬型計測器によるパラメータ監視手順を整備する。

(5) 本店対策本部体制の確立

- ・大規模損壊発生時における本店対策本部の設置による発電所への支援体制は，技術的能力1.0で整備する支援体制と同様である。

(6) 外部支援体制の確立

- ・大規模損壊発生時における外部支援体制は，技術的能力1.0で整備する外部支援体制と同様である。

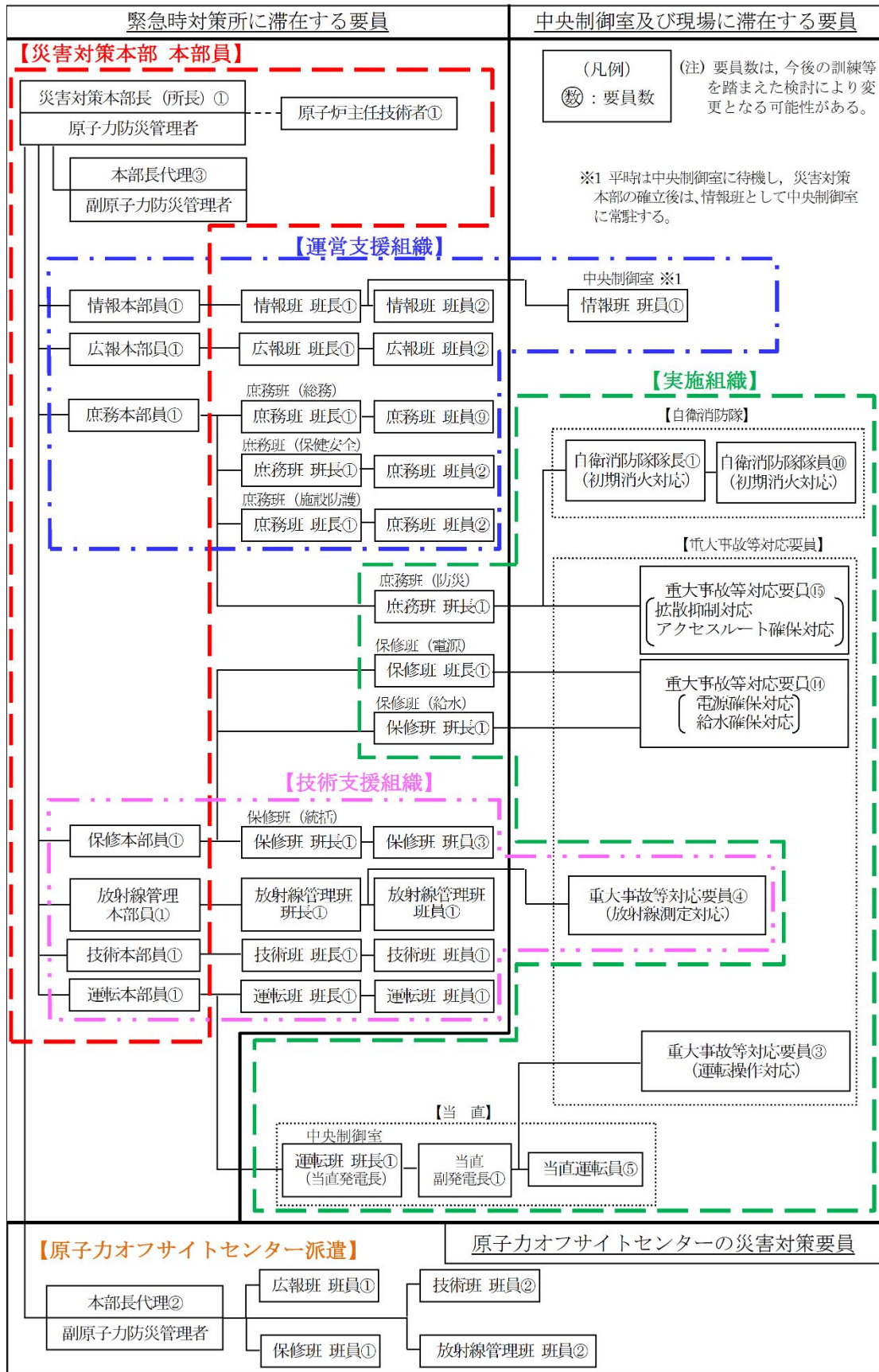
(7) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート

- ・大規模損壊発生時において可搬型重大事故等対処設備は，同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。

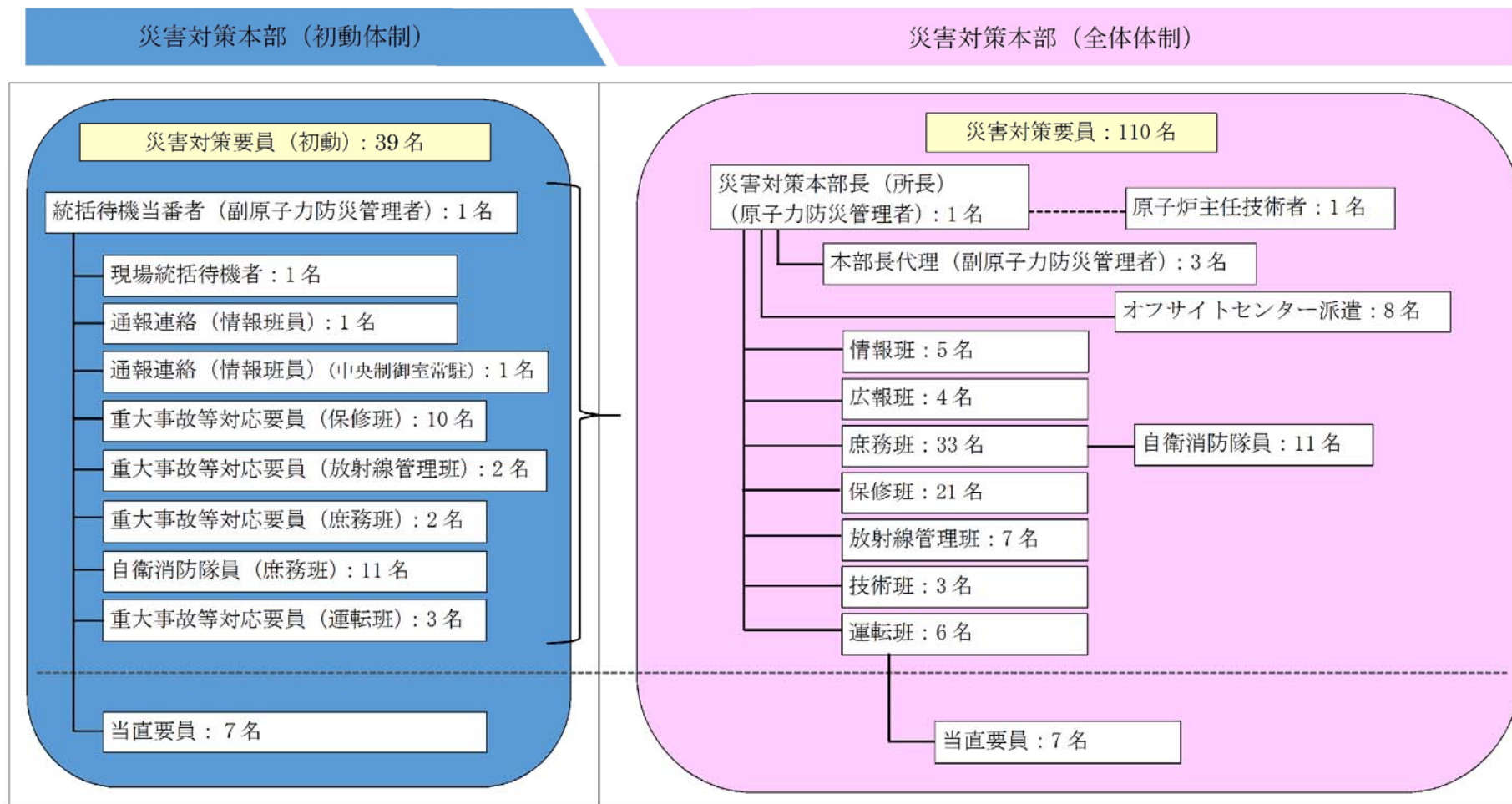
(8) 資機材の配備

- ・大規模損壊発生時の対応に必要な資機材については，重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に高線量の環境，大規模な火災の発生及び外部支援が受けられない状況を想定し配備する。

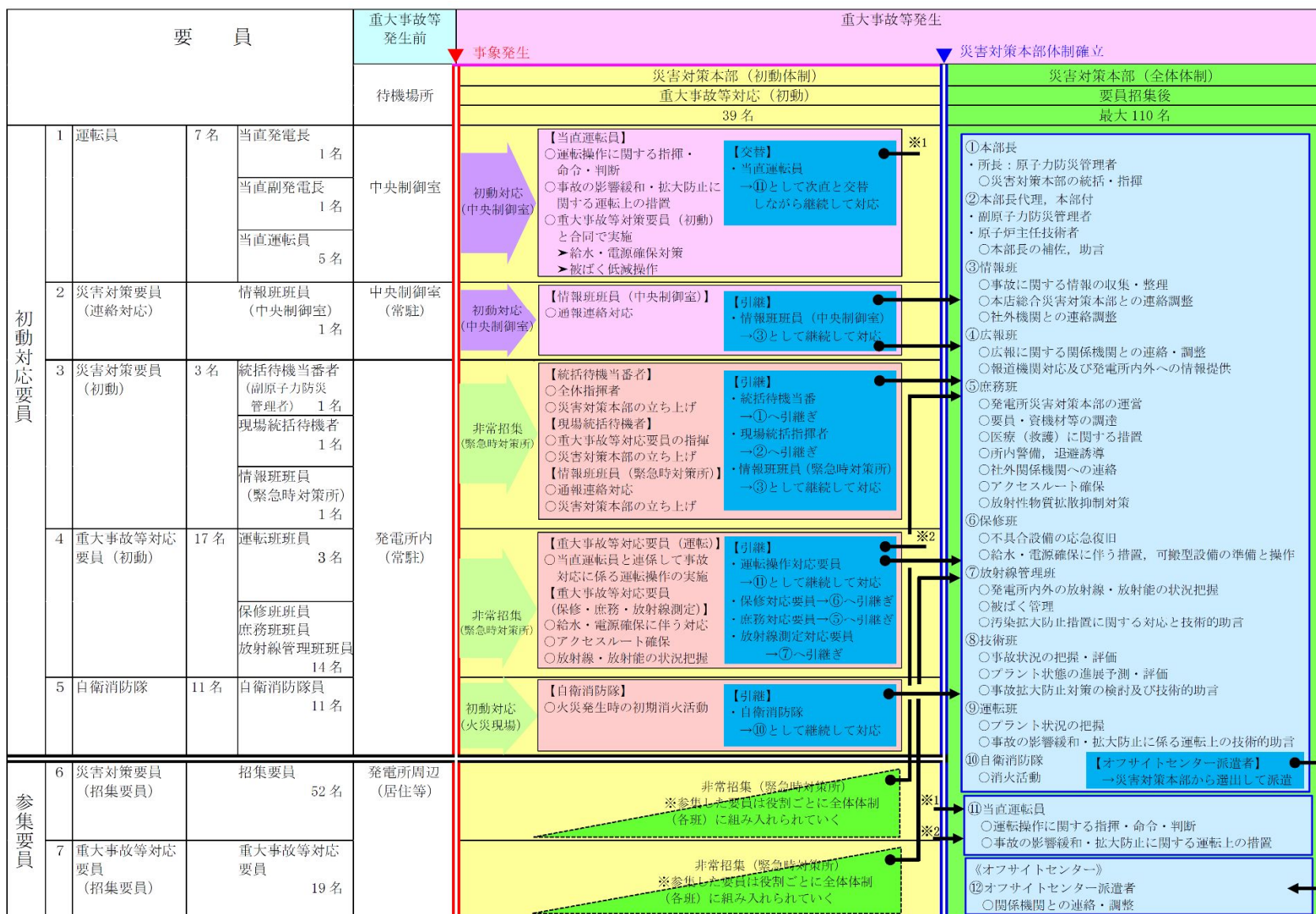
災害対策要員 合計：110名



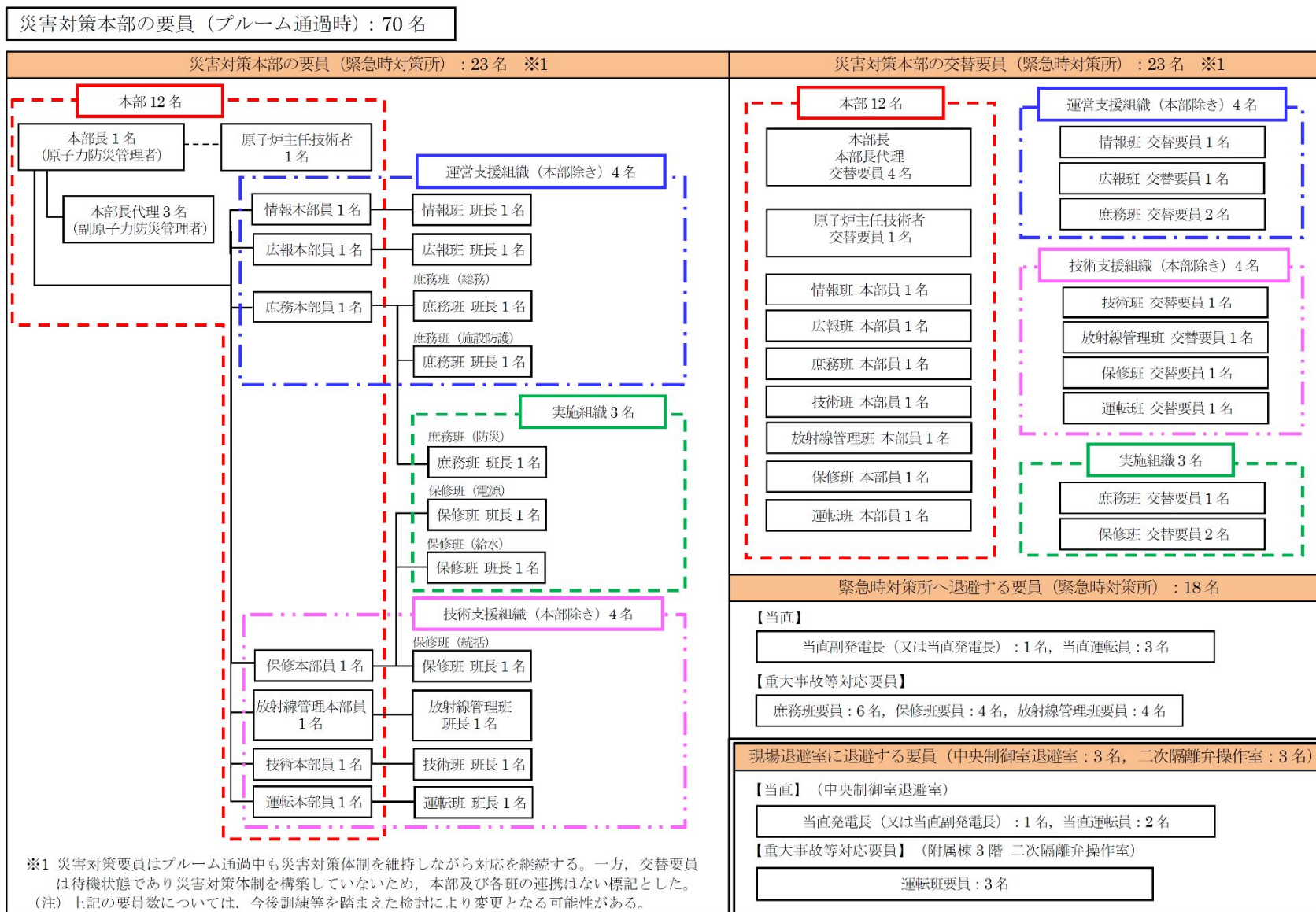
第1図 災害対策本部体制



第 2 図 災害対策本部の初動体制及び全体体制の構成



第3図 災害対策本部の初動体制から全体体制への移行



第 4 図 災害対策本部の要員（ブルーム通過時）

第 1 表 大規模損壊対応に関する教育及び訓練

教育訓練名	目的	内容	対象者	時間・頻度
大規模損壊対応教育 (指揮, 状況判断)	大規模損壊時に通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならない事態を想定した対応の習得	- 大型航空機の衝突により中央制御室（当直要員を含む）が喪失した場合の初動対応の指揮, 状況判断 - 残存する資源・設備が限定される場合の対応の優先順位	防災管理者, 副防災管理者	1回/年以上
現場でのパラメータ計測訓練	大規模損壊時に, 中央制御室が喪失した場合に, 現場でパラメータを計測する技術の習得	可搬型計測器による現場でのパラメータ計測及び監視	重大事故等対応要員 (保修班, 運転班)	1回/年以上
可搬型代替注水中型ポンプによる消火対応訓練	可搬型代替注水中型ポンプ及び放水銃による消火対応の習得	可搬型代替注水中型ポンプ及び放水銃による消火対応	重大事故等対応要員 (庶務班, 保修班)	1回/年以上
大規模損壊対応訓練	大規模損壊発生時に対応する組織とそれを支援する組織の実効性等の確認	- 各作業班の活動 - 各作業班の連携 - 災害対策本部の意思決定 - 本店本部との連携 - 通常の指揮命令系統が機能しない場合の対応（要員の損耗の考慮）	災害対策要員	1回/年以上

※教育訓練に使用する教育及び訓練の名称, 頻度等は, 今後の検討等により変更となる可能性がある。

第2表 庶務班及び保修班に対する初動対応要員の知識及び技能の流動性

主たる役割		対応可能とする現場作業		
		アクセスルート 拡散抑制	給水確保	電源確保
庶務班	・アクセスルート確保 ・拡散抑制	◎	○	○
保修班	給水確保※	○	◎	○
	電源確保	○	○	◎

◎ 本来の役割（分散待機により，全員が被災することはない。）

○ 付帯する役割（本来の役割者とともに作業を行う。）

※ 原子炉注水作業を想定

第3表 協力会社社員の活動範囲（初動対応要員）

	消火活動
自衛消防隊	○

第4表 協力会社社員の活動範囲（参集要員）

	拡散抑制	給水確保※
庶務班（拡散抑制）	○	○

※ 水源への補給作業を想定

技術的能力 1.0 と技術的能力 2.1 の体制整備に関する

考え方の相違点について (1/2)

項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1
体制の整備 (要員の配置)	・ 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備 ・ 実施組織について、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備 ・ 災害対策本部における指揮命令系統の明確化	重大事故等に対応するための体制を基本とし、更に以下の事項を考慮することで体制の充実を図る ・ 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、大規模な自然災害が発生した場合には、要員参集までに時間を要する可能性があるが、発電所構内に常時確保する災害対策要員により、参集要員が参集するまでの当面の間は、事故対応が行えるよう体制を整備 ・ 中央制御室（当直要員を含む）が機能しない場合においても、災害対策要員にて対応が可能な体制を整備
教育及び訓練	・ 運転員、実施組織、支援組織に対して必要な教育及び訓練を計画的に実施 ・ 年1回の実施頻度では力量維持が困難と判断される教育及び訓練については、年2回以上に見直す ・ 要員の各役割に応じて、重大事故等発生時のプラントの挙動に関する知識の向上を図るとともに、定期的に知識ベースの理解向上に資する教育の実施 ・ 悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）及び照明機能低下等）を想定した要素訓練の実施	重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に以下の事項を加えることで教育及び訓練の充実を図る ・ 大規模損壊時に対応する手順及び資機材の取扱い等を習得するための教育及び訓練の実施 ・ 流動性を持って柔軟に対応できるよう重大事故等対応要員が流動性を持って対応できるよう教育及び訓練を計画的に実施 ・ 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者に対し、通常の指揮命令系統が機能しない場合及び残存する資源等を最大限に活用しなければならぬ事態を想定した個別の教育及び訓練の実施 ・ 大規模損壊発生時に対応する組織とそれを支援する組織の実効性等を確認するための定期的な総合訓練を継続的に実施
手順	・ 技術的能力1.1～1.19で整備した手順等により、炉心損傷防止、格納容器破損防止等に対応	・ 技術的能力1.2～1.14で整備した手順に加え、大規模損壊への対応で整備した手順等により炉心損傷緩和、格納容器破損緩和等に対応
本店対策本部体制	・ 発電所への本店の支援体制として本店総合災害対策本部の設置	・ 大規模損壊発生時の本店の支援体制は、技術的能力1.0と同様

技術的能力 1.0 と技術的能力 2.1 の体制整備に関する

考え方の相違点について (2/2)

項目	技術的能力1.0	技術的能力2.1
外部支援	・プラントメーカ及び協力会社から重大事故等発生後の現場操作対応等を実施する要員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣等について、必要な支援が受けられる体制を整備 ・原子力事業所災害対策支援拠点の整備	・技術的能力1.0での原子力災害発生時における外部支援体制と同様 ・技術的能力1.0と同様に、発電所において非常事態が宣言された場合に、原子力事業所災害対策支援拠点を整備
可搬型重大事故等対処設備の保管場所とアクセスルート	・想定される14事象の自然現象及び7事象の人為事象のうち、保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして地震を考慮	・保管場所とアクセスルートに大きな影響を及ぼす可能性があるものとして、大規模地震、大規模津波、大規模竜巻、及び故意による大型航空機の衝突を考慮
資機材の配備	・事故発生後7日間は、外部からの支援がなくても継続した事故対応が維持できるよう必要数量を発電所内に確保	・配備する資機材については、大規模損壊発生時における活動を考慮しても対応要員数等から技術的能力1.0で整備する数量で対応可能 ・保管場所についても分散していることから技術的能力1.0での整備事項と同様

大規模損壊の発生に備えて配備する資機材について

大規模損壊発生時に想定される以下の a. ～ d. の環境下等において，災害対策要員等が事故対応を行うために必要な資機材を第 1 表に示すとおり配備する。

e. の資機材については，緊急時対策所及び中央制御室において必要数を配備することとしており，詳細を第 2 表に示す。

f. の資機材については，詳細を第 3 表に示す。

a. 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。

b. 地震及び津波のような大規模な自然災害による油タンク火災，又は故意による大型航空機の衝突に伴う大規模な航空機燃料火災の発生に備え，必要な消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤等の資機材及び消火設備を配備する。

c. 炉心損傷及び格納容器破損による高線量の環境下において，事故対応のために着用する全面マスク，タイベック，個人線量計等の必要な資機材を配備する。

d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク，長靴等の資機材を配備する。

e. 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具，線量計，食料等の資機材を配備する。

f. 大規模損壊発生時において，災害対策本部と現場間，発電所外等との連絡に必要な通信連絡手段を確保するため，多様な複数の通信連絡設備を配備する。

また，通常の通信連絡手段が使用不能な場合を想定し，無線連絡設備，携行型有線通話装置，衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備する。

第1表 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト (1/2)

品 名	保管場所	規程類※
a．全交流動力電源喪失発生時の環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材		
ヘッドライト	中央制御室 緊急時対策所	災害対策用常備資機材 整備基準
LEDライト	中央制御室 廃棄物処理操作室 緊急時対策所	
ランタン	中央制御室	
b．大規模火災時に消火活動を実施するために着用する防護具及び消火剤等の資機材		
耐熱服	中央制御室 監視所	災害対策用常備資機材 整備基準
消防服	化学消防自動車に積載 水槽付消防ポンプ自動車に積載 監視所 事務本館 チェックポイント 中央制御室	
泡消火薬剤	可搬型設備保管場所 監視所付近	
c．高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク及び線量計等の資機材		
タイベック	緊急時対策所 中央制御室	災害対策用常備資機材 整備基準
靴下	緊急時対策所 中央制御室	
帽子	緊急時対策所 中央制御室	
綿手袋	緊急時対策所 中央制御室	
ゴム手袋	緊急時対策所 中央制御室	
全面マスク	緊急時対策所 中央制御室	
チャコールフィルタ	緊急時対策所 中央制御室	
アノラック	緊急時対策所 中央制御室	
長靴	緊急時対策所 中央制御室	
胴長靴	緊急時対策所 中央制御室	
遮蔽ベスト	緊急時対策所	
自給式呼吸用保護具	緊急時対策所 中央制御室	

※ 記載する社内規程については、今後運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

第1表 重大事故等及び大規模損壊の発生に備えた資機材リスト (2/2)

品 名	保管場所	規程類※ ¹
個人線量計	緊急時対策所 中央制御室	災害対策用常備資機材 整備基準
GM汚染サーベイメータ	緊急時対策所 中央制御室	
電離箱サーベイメータ	緊急時対策所 中央制御室	
緊急時対策所エリアモニタ	緊急時対策所	
可搬型モニタリング・ポスト※ ²	緊急時対策所	
ダストサンプラ	緊急時対策所 中央制御室	
d. 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク及び長靴等の資機材		
化学防護服	緊急時対策所 中央制御室	災害対策用常備資機材 整備基準
化学防護手袋	緊急時対策所 中央制御室	
化学防護長靴	緊急時対策所 中央制御室	
防毒マスク	緊急時対策所 中央制御室	
吸収缶（硫酸，アンモニア）	緊急時対策所 中央制御室	

※1 記載する社内規程については，今後運用を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

※2 緊急時対策所の可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）については「監視測定設備」の可搬型モニタリング・ポストと兼用する。

第2表 外部支援を受けるまでの期間を想定した事故対応を行うための
防護具，線量計，食料等の資機材

(1) 放射線防護資機材及びチェンジングエリア用資機材（緊急時対策所）

a. 放射線防護具類（緊急時対策所）

品 名	配備数※	根拠
タイベック	1,155 着	110 名（要員数）×7 日×1.5 倍
靴下	2,310 足	110 名（要員数）×7 日×2 倍（二重にして着用）×1.5 倍
帽子	1,155 個	110 名（要員数）×7 日×1.5 倍
綿手袋	1,155 双	110 名（要員数）×7 日×1.5 倍
ゴム手袋	2,310 双	110 名（要員数）×7 日×2 倍（二重にして着用）×1.5 倍
全面マスク	330 個	110 名（要員数）×2 日（3 日目以降は除染にて対応）×1.5 倍
チャコールフィルタ	2,310 個	110 名（要員数）×7 日×2 個×1.5 倍
アノラック	462 着	44 名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×7 日×1.5 倍
長靴	132 足	44 名（現場の災害対策要員から自衛消防隊員を除いた数）×2（現場での交替を考慮）×1.5 倍（基本再使用，必要により除染）
胴長靴	11 足	7 名（重大事故等対応要員 7 名）×1.5 倍（基本再使用，必要により除染）=10.5→11
遮蔽ベスト	15 着	10 名（重大事故等対応要員（庶務班）6 名＋（保修班）4 名）×1.5 倍（基本再使用，必要により除染）
自給式呼吸用保護具	2 式	1 名（重大事故等対応要員 1 名）×1.5 倍=1.5→2

※ 今後，訓練等で見直しを行う。

ｂ．放射線計測器（被ばく管理・汚染管理）（緊急時対策所）

名 称	数量※ ¹	根 拠
個人線量計	330 台	110 名（要員数）×2 台（交替時用）×1.5 倍
GM汚染サーベイメータ	5 台	身体汚染検査用に 3 台+2 台（予備）
電離箱サーベイメータ	5 台	現場作業等用に 4 台+1 台（予備）
緊急時対策所エリアモニタ	2 台	加圧判断用に 1 台+1 台（予備）
可搬型モニタリング・ポスト※ ²	2 台	加圧判断用に 1 台+1 台（予備）
ダストサンプラ	2 台	室内のモニタリング用に 1 台+1 台（予備）

※¹ 今後、訓練等で見直しを行う。

※² 緊急時対策所の可搬型モニタリング・ポスト（加圧判断用）については「監視測定設備」の可搬型モニタリング・ポストと兼用する。

ｃ．チェンジングエリア用資機材（緊急時対策所）

名 称	数量※	根 拠
バリア	8 個	各エリア間の 5 個×1.5 倍≒7.5 個→8 個
簡易シャワー	1 式	修繕しながら使用
簡易水槽	1 個	修繕しながら使用
バケツ	1 個	修繕しながら使用
はさみ、カッター	各 3 本	設置作業用、脱衣用、除染用の 3 本
筆記用具	2 式	サーベイエリア用、除染エリア用の 2 式
養生シート	4 巻	105.5 m^2 （床、壁の養生面積）×2（補修張替え等） ÷ 90 m^2 ／巻×1.5 倍≒4 巻
粘着マット	3 枚	2 枚（設置箇所数）×1.5 倍
脱衣収納袋	9 個	9 個（設置箇所数 修繕しながら使用）
難燃袋	525 枚	50 枚／日×7 日×1.5 倍
難燃テープ	12 巻	57.54 m （養生エリアの外周距離）×2（シートの継ぎ接ぎ対応）×2（補修張替え等）×1.5 倍÷30m／巻＝11.5→12 巻
クリーンウェス	31 缶	110 名（要員数）×7 日×8 枚（マスク、長靴、両手、身体の拭き取りに各 2 枚）×1.5 倍÷300（枚／缶）＝30.8→31 缶
吸水シート	924 枚	簡易シャワーの排水をシートに吸水させることで 固体廃棄物として処理する。 110 名（要員数）×7 日×40（1 回除染する際の排水量） ÷ 50（シート 1 枚の給水量）×1.5 倍
排水タンク	1 式	修繕しながら使用
可搬型空気浄化装置	3 台	2 台×1.5 倍

※ 今後、訓練等で見直しを行う。

d. その他資機材（緊急時対策所）

名 称	保管数	考え方
酸素濃度計	2 台	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個も含め、2台を保有する。
二酸化炭素濃度計	2 台	故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備1個も含め、2台を保有する。
一般テレビ (回線, 機器)	1 式	報道や気象情報等を入手するため。
社内パソコン	1 式	社内情報共有に必要な資料・書類を作成するため。
飲食料	・ 2,310 食 ・ 1,540 本	プルーム通過中に災害対策本部から退出する必要があるよう、災害要員の1日分以上の食料及び飲料水を災害対策本部内に保管する。 ・ 110名（災害要員数）×7日×3食 ・ 110名（災害要員数）×7日×2本 (1.50/本) ※
簡易トイレ	一式	プルーム通過中に災害対策本部から退出する必要があるよう、連続使用可能な簡易トイレを配備する。
よう素剤	1,760 錠	交替要員を考慮し要員数の約2倍 ・ 110名（災害要員数）×（初日2錠+2日目以降1錠×6日）×2倍

※ 飲料水 1.50 容器での保管の場合（要員 1 名当たり 1 日 30 を目安に配備）

(2) 中央制御室等に保管する放射線管理用資機材及びチェンジングエリア
用資機材等

a. 放射線防護具類（中央制御室※¹）

名 称	数量※ ²	根 拠
タイベック	17 着	11 名（中央制御室要員数）×1.5 倍＝16.5→17
靴下	34 足	11 名（中央制御室要員数）×2 倍（二重にして着用）×1.5 倍＝33 足→34 足（2 足をセットで使用する）
帽子	17 個	11 名（中央制御室要員数）×1.5 倍＝16.5→17
綿手袋	17 双	11 名（中央制御室要員数）×1.5 倍＝16.5→17
ゴム手袋	34 双	11 名（中央制御室要員数）×2 倍（二重にして着用）×1.5 倍＝33 双→34 双（2 双をセットで使用する）
全面マスク	17 個	11 名（中央制御室要員数）×1.5 倍＝16.5→17
チャコールフィルタ	34 個	11 名（中央制御室要員数）×2 個×1.5 倍＝33→34（2 個を 1 セットで使用する）
アノラック	17 着	11 名（中央制御室要員数）×1.5 倍＝16.5→17
長靴	9 足	3 名（運転員（現場））×2 倍（現場での交替を考慮）×1.5 倍
胴長靴	9 足	3 名（運転員（現場））×2 倍（現場での交替を考慮）×1.5 倍
自給式呼吸用保護具	9 式	3 名（運転員（現場））×2 倍（現場での交替を考慮）×1.5 倍

※¹ 運転員等は交替のために中央制御室に向かう際に、緊急時対策所より防護具類を持参する。

※² 今後、訓練等で見直しを行う。

ｂ．放射線計測器（被ばく管理・汚染管理）（中央制御室）

名 称	数量※	根 拠
個人線量計	33 台	11 名（中央制御室要員数）×2 台（交替時用）×1.5 倍
GM汚染サーベイメータ	3 台	身体の汚染検査用に 2 台+1 台（予備）
電離箱サーベイメータ	3 台	現場作業等用に 2 台+1 台（予備）
ダストサンプラ	2 台	室内のモニタリング用に 1 台+1 台（予備）

※ 今後、訓練等で見直しを行う。

ｃ．チェンジングエリア用資機材（中央制御室）

名 称	数量※	根 拠
テントハウス	6 張	エリアの設営に必要な数量
バリア	6 個	各エリア間の 4 個×1.5 倍
簡易シャワー	1 式	修繕しながら使用
簡易水槽	1 個	修繕しながら使用
バケツ	1 個	修繕しながら使用
水タンク	1 式	修繕しながら使用
可搬型空気浄化装置	2 台	1 台×1.5 倍=1.5→2 台
はさみ、カッター	各 3 本	設置作業用、脱衣用、除染用の 3 本
筆記用具	2 式	サーバイエリア用、除染エリア用の 2 式
養生シート	2 巻	54.4 m^2 （床、壁の養生面積）×2（補修張替え等） ÷ 90 m^2 ／巻×1.5 倍=1.8→2 巻
粘着マット	2 枚	1 枚（設置箇所数）×1.5 倍=1.5→2 枚
脱衣収納袋	8 個	8 個（設置箇所数 修繕しながら使用）
難燃袋	84 枚	8 枚／日×7 日×1.5 倍
難燃テープ	8 巻	37.6 m （養生エリアの外周距離）×2（シートの継ぎ接ぎ対応）×2（補修張替え等） ÷ 30 m ／巻×1.5 倍=7.52→8 巻
クリーンウェス	5 缶	11 名（中央制御室要員数）×7 日×2 交替×8 枚（マスク、長靴、両手、身体の拭き取りに各 2 枚） ÷ 300 枚／缶=4.1→5 缶
吸水シート	93 枚	簡易シャワーの排水をシートに吸水させることで 固体廃棄物として処理する。 11 名（中央制御室要員数）×7 日×40（1 回除染する際の排水量） ÷ 50（シート 1 枚の給水量）×1.5 倍=92.4→93 枚

※ 今後、訓練等で見直しを行う。

d. 飲食料（中央制御室）

名 称	配備数※	考え方
飲食料等 ・食料 ・飲料水(1.5 リットル)	・231 食 ・154 本	・11 名(中央制御室運転員 7 名+情報連絡要員 1 名+運転対応要員 3 名)×7 日×3 食 ・11 名(中央制御室運転員 7 名+情報連絡要員 1 名+運転対応要員 3 名)×7 日×2 本
簡易トイレ	1 式	—
ヨウ素剤	154 錠	11 名(中央制御室運転員 7 名+情報連絡要員 1 名+運転対応要員 3 名)×(初日 2 錠+2 日目以降 1 錠/1 日×2 交替)

※今後、訓練等で見直しを行う。

e. その他資機材（中央制御室）

名 称	数量※	考え方
可搬型照明（SA）	4 台 (予備 1 台)	チェンジングエリア運用に必要な数量

※今後、訓練等で見直しを行う。

第 3 表 通信連絡設備の確保

(1) 発電所内の通信連絡設備

通信種別	主要施設		
発電所内	携行型有線通話装置	携行型有線通話装置※	中央制御室
	送受話器 (警報装置含む)	ハンドセット スピーカー	中央制御室 緊急時対策所
	無線連絡設備	固定型	中央制御室 緊急時対策所
		携帯型※	緊急時対策所

※通常の通信連絡設備が使用不能な場合

(2) 発電所内外の通信連絡設備

通信種別	主要施設		
発電所内外	電力保安通信用 電話設備	固定電話	中央制御室 緊急時対策所
		P H S 端末	中央制御室 緊急時対策所
		F A X	中央制御室 緊急時対策所
	衛星電話設備	固定型※	中央制御室 緊急時対策所
		携帯型※	緊急時対策所
	テレビ会議システム (社内)	テレビ会議システム (社内)	緊急時対策所

※通常の通信連絡設備が使用不能な場合

(3) 発電所外の通信連絡設備

通信種別	主要施設		
発電所外	統合原子力防災 ネットワークに接続 する通信連絡設備	テレビ会議システム※ (有線系, 衛星系)	緊急時対策所
		I P 電話※ (有線系, 衛星系)	緊急時対策所
		I P - F A X ※ (有線系, 衛星系)	緊急時対策所
	加入電話設備	加入電話	緊急時対策所
		加入 F A X	緊急時対策所
	専用電話設備	専用電話 (ホットライン) (自治体向)	緊急時対策所

※通常の通信連絡設備が使用不能な場合

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（1／11）

外部からの衝撃による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
第六条 安全施設は，想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は，当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	第七条 設計基準対象施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置，基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。
「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊における対応状況 （１）洪水 - 敷地の地形及び表流水の状況から判断して，安全施設に洪水による被害が生じることはない。 （２）風（台風） - 敷地付近で観測された最大瞬間風速は44.2m／sである。風荷重の影響については，竜巻の影響に包絡される。 - 風荷重による変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。 - 事前の予測が可能であることから，プラントの安全性に影響を与えることがないよう，あらかじめ体制を強化して安全対策（飛散防止措置の確認等）を講じることが可能である。 （３）竜巻 - 竜巻防護設備及び竜巻防護設備に波及的影響を及ぼし得る設備は，風速100m／sの竜巻から設定した荷重に対して，飛来物防護対策設備等によって防護されている。 - 風荷重及び飛来物の衝突による変圧器等の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。飛来物の衝突による海水ポンプの損傷により最終ヒートシンク喪失が発生し非常用ディーゼル発電機の機能喪失により，全交流動力電源喪失に至る可能性がある。また，最終ヒートシンク喪失及び全交流動力電源喪失により，使用済燃料プールの冷却機能が喪失する可能性がある。全交流動力電源喪失に加えて代替電源設備が機能喪失した場合は，大規模損壊に至る可能性がある。その他，飛来物等によりアクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。	

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（2／11）

外部からの衝撃による損傷の防止

- ・可搬型重大事故等対処設備は、互いに可能な限り離隔をとって分散配置していることから、全てが同時に影響を受ける可能性は小さい。
- （４）凍結
 - ・敷地付近で観測された最低気温は－12.7℃である。屋外機器で凍結のおそれがあるものは保温等の凍結防止対策を講じている。
 - ・送電線や碍子への着氷による相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性がある。
 - ・事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（加温等の凍結防止対策）を講じることが可能である。
- （５）降水
 - ・敷地付近で観測された日最大1時間降水量は81.7mmである。発電所構内は、基準降水量（127.5mm/h）に対して、構内排水路で集水し海域へ排出を行う設計とする。
 - ・事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（一般排水路の点検・清掃等）を講じることが可能である。また、降水による影響としては、津波の影響に包絡される。
- （６）積雪
 - ・敷地付近で観測された月最深積雪は32cmである。安全施設は、建築基準法で定められた敷地付近の垂直積雪量30cmに対して設計している。
 - ・送電線や碍子への着雪による相間短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性がある。その他、積雪によりアクセスルートの通行に支障を来し、重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。
 - ・事前の予測が可能であることから、プラントの安全性に影響を与えることがないよう、あらかじめ体制を強化して安全対策（除雪）を講じることが可能である。
- （７）落雷
 - ・設計基準雷撃電流は220kAである。
 - ・雷害防止対策として、建築基準法に基づき高さ20mを超える排気筒等へ避雷設備を設置し、避雷導体により接地網と接続する。接地網は、雷撃に伴う構内接地系の接地電位分布を平坦化することから、安全保護系等の設備に影響を与えることなく、安全に大地に導くことができる。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（3／11）

外部からの衝撃による損傷の防止

- ・雷サージの影響による外部電源喪失，海水ポンプの損傷により最終ヒートシンク喪失が発生し，これに伴い非常用ディーゼル発電機の機能喪失により，全交流動力電源喪失に至る可能性がある。

（８）地滑り

- ・原子炉施設の設置位置及びその付近の地盤は，地形，地質・地質構造等から，安全施設の安全機能に影響を及ぼすような地滑り等が生ずることはないと考えられる。

（９）火山の影響

- ・敷地において想定される降下火砕物の堆積厚さは50cmである。
- ・送電線や碍子への降下火砕物の付着による相间短絡の発生に伴う外部電源喪失の可能性がある。その他，降下火砕物の堆積により，アクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。
- ・事前の予測が可能であることから，プラントの安全性に影響を与えることがないよう，あらかじめ体制を強化して安全対策（降下火砕物の除去）を講じることが可能である。

（１０）生物学的事象

- ・安全施設は，海生生物に対して，取水口に除塵機能を設けている。また，ネズミ等の小動物に対しては，ケーブル貫通部等の開口部には小動物が侵入しない対策を施していることから影響はない。
- ・大量のクラゲ等の海生生物の来襲により，海水ポンプに影響を与える可能性がある場合は，運転手順により発電所を安全に停止できる運用としている。

（１１）森林火災

- ・影響評価に基づいた防火帯幅を確保した設計とする。
- ・送電鉄塔，送電線の損傷に伴う外部電源喪失の可能性がある。その他，森林火災の延焼により，アクセスルートの通行に支障を来し，重大事故等対策に影響を及ぼす可能性がある。
- ・森林火災が拡大するまでの時間的余裕は十分あることから，予防散水する等の必要な安全対策を講じることができる。

（１２）高潮

- ・安全施設は高潮の影響を受けないように設置することから，影響はない。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（4／11）

外部からの衝撃による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。
「外部からの衝撃による損傷の防止」の大規模損壊における対応状況 （１）航空機落下 ・発電用原子炉施設への航空機落下確率は「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」（平成21・06・25 原院第1号）等に基づき評価した結果、防護設計の要否判断基準である10^{-7}回／炉・年を超えないため、航空機落下による防護については設計上考慮する必要はない。なお、当事象が万が一発生した場合でも、故意による大型航空機の衝突と同様の対応を行う。 （２）ダムの崩壊 ・ダムの崩壊により安全施設の安全機能を損なうような河川はないことから、影響はない。 （３）爆発 ・石油コンビナート等、爆発により安全施設の安全機能を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はない。 （４）近隣工場等の火災 ・石油コンビナート等、火災により安全施設の安全機能を損なうような施設はない。	

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（5／11）

外部からの衝撃による損傷の防止

- ・敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災については、火災による輻射熱を受けた場合でも外部火災防護施設の建屋等の表面温度が許容温度以下となる設計とする。
- ・航空機墜落による火災については、火災による輻射熱を受けた場合でも外部火災防護施設の建屋等の表面温度が許容温度以下となる設計とする。
- ・二次的影響（ばい煙等）については、発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び航空機墜落による火災に伴う火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を設備内に取り込む機器及び室内の空気取り込む機器に分類し、影響評価を行い、必要な場合は対策を行う設計とする。

（５）有毒ガス

- ・石油コンビナート等の有毒物質を貯蔵する固定施設はなく、陸上輸送等の可動施設についても幹線道路や航路から安全施設は離れているため、有毒ガスを考慮する必要はない。

（６）船舶の衝突

- ・一般航路は発電所から離隔距離が確保されている。海水取水口は防波堤内に設けられており、取水口と防波堤の位置関係を考慮すると、船舶の衝突を考慮する必要はない。
- ・船舶の座礁により重油等の流出が発生した場合は、取水路への重油の流入を防止し取水機能に影響を与えないようオイルフェンスを設置する措置を講じる。

（７）電磁的障害

- ・サージノイズや電磁波の侵入があり、これらは計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがあるが、安全保護回路は、日本工業規格（JIS）等に基づき、ラインフィルタや絶縁回路の設置により、サージノイズの侵入を防止する設計とする。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（6／11）

火災による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
第八条 設計基準対象施設は，火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう，火災の発生を防止することができ，かつ，早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び消火を行う設備（以下「消火設備」といい，安全施設に属するものに限る。）並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。	第十一条 設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう，次に掲げる措置を講じなければならない。 一 火災の発生を防止するため，次の措置を講ずること。 イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。 ロ 安全施設（設置許可基準規則第二条第二項第八号に規定する安全施設をいう。以下同じ。）には，不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし，次に掲げる場合は，この限りでない。 （１）安全施設に使用する材料が，不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）である場合 （２）安全施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって，安全施設における火災に起因して他の安全施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合 ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。 ニ 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備にあつては，水素の燃焼が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう施設すること。 ホ 放射線分解により発生し，蓄積した水素の急速な燃焼に

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（7／11）

火災による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
	よって，発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には，水素の蓄積を防止する措置を講ずること。 二 火災の感知及び消火のため，次に掲げるところにより，早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」という。）及び早期に消火を行う設備（以下「消火設備」という。）を施設すること。 イ 火災と同時に発生すると想定される自然現象により，その機能が損なわれることがないこと。 ロ 消火設備にあっては，その損壊，誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉施設の安全性が損なわれることがないこと。 三 火災の影響を軽減するため，耐火性能を有する壁の設置その他の延焼を防止するための措置その他の発電用原子炉施設の火災により発電用原子炉を停止する機能が損なわれることがないようにするための措置を講ずること。
第四十一条 重大事故等対処施設は，火災により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう，火災の発生を防止することができ，かつ，火災感知設備及び消火設備を有するものでなければならない。	第五十二条 重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないう，次に掲げる措置を講じなければならない。 一 火災の発生を防止するため，次の措置を講ずること。 イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。 ロ 重大事故等対処施設には，不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし，次に掲げる場合は，この限りで

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（8／11）

火災による損傷の防止	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
	ない。 （１） 重大事故等対処施設に使用する材料が，代替材料である場合 （２） 重大事故等対処施設の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であって，重大事故等対処施設における火災に起因して他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置が講じられている場合 ハ 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を施設すること。 ニ 水素の供給設備その他の水素が内部に存在する可能性がある設備にあつては，水素の燃焼が起きた場合においても重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう施設すること。 ホ 放射線分解により発生し，蓄積した水素の急速な燃焼によって，重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがある場合には，水素の蓄積を防止する措置を講ずること。 二 火災の感知及び消火のため，火災と同時に発生すると想定される自然現象により，火災感知設備及び消火設備の機能が損なわれることがないように施設すること。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（9／11）

火災による損傷の防止

火災による損傷防止のうち「影響の低減」の大規模損壊における対応状況

- ・ 基準地震動を一定程度超える地震により，耐震性の低い機器については損傷し，潤滑油等を火災源として火災が発生する可能性が考えられる。
- ・ 常設重大事故等対処設備は当該機器が有する基準地震動に対する裕度まで損傷することはなく，火災は発生しないと考えられることから，当該設備自体については防護できると考えられる。なお，操作対象弁等へのアクセスルート確保のため，火災発生時には消火器等により消火活動を行い接近する。
- ・ 消火が不可能となるような大規模火災が発生した場合，建屋内の常設重大事故等対処設備は損傷することが考えられるが，この場合においても屋外に配備している可搬型重大事故等対処設備は使用可能であると考えられるため，建屋内の火災が鎮火した後に操作対象弁等へアクセスすることで対応が可能である。

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（10／11）

洪水による損傷の防止等	
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則
第九条 安全施設は，発電用原子炉施設内における洪水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	第十二条 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内における洪水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は，防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。
「洪水による損傷の防止等」（内部洪水）の大規模損壊における対応状況 ・ 基準地震度を一定程度超える地震により，建屋内の耐震B，Cクラス機器等が損傷し大規模な洪水が発生することによって原子炉建屋各階が浸水する可能性がある。この場合，最下階に設置している設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の機能が一部喪失する可能性があるが，それより上層階に設置する設備については防護されることが期待できる。また，屋外に配備している可搬型重大事故等対処設備による注水・給電が可能であり，常設及び可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失することはない。	
2 設計基準対象施設は，発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によって当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において，当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。	2 設計基準対象施設が発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は，当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
設計基準対象施設の要求であり，大規模損壊では対象外である。	

設計基準対象施設に係る要求事項に対する大規模損壊における対応状況（11／11）

安全施設	設計基準対象施設
実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則 第十二条 5 安全施設は，蒸気タービン，ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により，安全性を損なわないものでなければならない。	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 第十五条 4 設計基準対象施設に属する設備であって，蒸気タービン，ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け，発電用原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには，防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。
「安全施設及び設計基準対象施設の機能」（内部飛来物）の大規模損壊における対応状況 ・タービンミサイルについては，蒸気タービン及び発電機破損防止対策を行うことにより，蒸気タービン及び発電機の破損事故の発生確率を低くするとともに，ミサイルの発生を仮に想定しても安全施設の損傷確率を低くすることによって，発電用原子炉の安全を損なう可能性を極めて低くする設計とする。 ・再循環ポンプは，原子炉再循環配管破断を想定しても，ポンプミサイルが生じないように，破壊限界に対し十分な強度を持つ設計とする。 ・安全施設のうち，独立性を要求されているものは，各系統相互の離隔距離又は障壁によって分離し，ある区分で発生した飛散物が他の区分の構築物，系統及び機器に影響を与えず，かつ，ある区分の内部発生飛散物による配管の破損，機器の故障等の二次的影響が他の区分に波及しないこと，及び1区分の損傷により安全機能が喪失されない設計とする。 ・仮に建屋内でミサイルが発生し重大事故等対処設備の損傷に至った場合においても屋外に配備している可搬型重大事故等対処設備にて対応が可能である。	

大規模損壊発生時における放射線防護に係る対応について

大規模損壊発生時，現場作業等を行う要員は，個人線量計を装着し，緊急作業従事者は緊急作業に係る線量限度（100mSv 又は 250mSv）※，緊急作業従事者でない者は通常の線量限度（50mSv／年，100mSv／5 年）を超えないように確認を行う。また，放射性物質の放出後，放射性物質濃度の高い場所で作業を行う場合は，全面マスク等の放射線防護具を装着する。

※ 大規模損壊発生時，原子力災害対策特別措置法第 10 条通報の一部及び第 15 条宣言を行う前は 100mSv，行った後は 250mSv が，緊急作業従事者全員に適用される。

なお，大規模損壊初動対応においては，発電長又は放射線管理班長が，プラント状況（炉心損傷の可能性，原子炉格納容器の破損，使用済燃料貯蔵プールからの漏えいの有無等）を考慮し，大気に放出された放射性物質が大規模損壊対応に影響を与える可能性がある場合，放射線防護具類の着用を指示する。

以下に，大規模損壊対応及び消火活動対応に必要な装備品について整理する。

1. 大規模損壊対応時に着用する装備品について

大規模損壊対応時に着用する装備品として，第 1 表にプラント対応時の装備品，第 2 表に火災対応時の装備品を示す。また，第 3 表に緊急作業に係る線量限度を示す。

第 1 表 プラント対応時の装備品

名称	着用基準	
	炉心損傷の徴候 あり	炉心損傷の徴候 なし
個人線量計	必ず着用	同左
綿手袋・ゴム手袋	必ず着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用
タイベック	緊急を要する作業を除き着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用
アノラック・長靴又は胴長靴	湿潤状況下で作業を行う場合に着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある湿潤作業を行う場合に着用
遮蔽ベスト	移動を伴わない高線量下での作業を行う場合に着用	同左
全面マスク	原則着用（自給式呼吸用保護具等を着用する場合を除く）	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用
自給式呼吸用保護具	高湿度環境下で作業を行う場合に着用	同左

第 2 表 火災対応時の装備品

名称	着用基準	
	炉心損傷の徴候 あり	炉心損傷の徴候 なし
個人線量計	必ず着用	同左
全面マスク	原則着用	管理区域内で身体汚染のおそれがある場合に着用
空気呼吸器	内部被ばく、酸欠等のおそれがある場合に着用	同左
消防服	火災近くで作業を行う場合に着用	同左

第 3 表 緊急作業に係る線量限度

	緊急作業に係る線量限度
実効線量	100mSv 又は 250mSv（緊急作業従事者に選定された者）

（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）

2. 放射線防護具等の携行について

大規模損壊対応において、現場作業等を行う要員は、各箇所に配備されている装備品一式を携行し、発電長又は放射線管理班長の指示により必要な放射線防護具類の着用を行う。

なお、個人線量計については、被ばく管理のため必ず着用し、各対応を行う。

(1) 配備箇所

- ・ 中央制御室
- ・ 緊急時対策所

(2) 携行品一式

- ・ 放射線防護具：綿手袋，ゴム手袋，タイベック，全面マスク

3. 火災対応時の装備品について

大規模損壊時の消火活動の装備品については、中央制御室又は緊急時対策所等に配備してある消防服及び自給式呼吸用保護具等の必要な装備品を着用し消火対応を行う。

(1) 装備品

- ・ 個人線量計
- ・ 空気呼吸器又は全面マスク
- ・ 消防服

4. 大規模損壊対応時の留意事項

現場作業等を行う要員は、個人線量計を着用するとともに、適示、線量を確認し、自身の被ばく状況を把握する。

現場作業等を行う要員は、被ばく管理のため、消火活動時の滞在箇所、滞

在時間及び被ばく線量等の情報を確認・記録する。

予期せぬ放射線量の上昇が確認された場合は、その場を一時的に離れ、発電所災害対策本部（発電所災害対策本部設置前であれば、副原子力防災管理者又は発電長）の指示により対応する。